

第五章 二一世紀を目指した都市づくり

序説 変革の時代の吉尾市政

一 時代の背景

ソ連の崩壊

平成三（一九九二）年一月十七日、アメリカ合衆国を中心とする多国籍軍が、クウェート占領を続けるイラクへの空爆を開始して第一次湾岸戦争が始まった。

開戦して四〇日目の二月二十七日には、多国籍軍がクウェート解放を確認して、戦火は治まった。

この年、ソビエト連邦においては、ゴルバチョフ大統領が、八月十九日、保守派のクーデターにより軟禁されてしまう。

エリツィン・ロシア共和国大統領によりゴルバチョフ大統領は復権するが、実権はエリツィンの手に移っており、ゴルバチョフは共産党書記長を辞任するとともに、党中央委員会を解散する。

これによりソビエト連邦は、ロシア革命以来の共産党支配に終止符が打たれることとなる。

九月に入ると、バルト三国がソ連から独立、十二月二十一日には一一の共和国を創設メンバーとする独立国家共同体が設立され、ソ連が消滅するという、前年のベルリンの壁崩壊に次いで歴史の大転回は続いた。

欧州統合への動き

明けて平成四年二月、オランダのマーストリヒトにおいて、当時のEU加盟一十二カ国により、経済・通貨同盟の設立や欧州単一通貨（ユーロ）を定めた「欧州連合に関する条約」（マーストリヒト条約）が調印され、翌平成五年一月一日には欧州単一市場が発足し、欧州の一体化を目指す動きは加速する。

一方、東欧でも、チェコスロバキア連邦がチェコ共和国とスロバキア共和国に分離して独立する。また、チトー大統領没後の旧ユーゴ領内では民族紛争が続発し、平成四年春、ボスニア・ヘルツェゴビナで内戦が始まったのをきっかけにユーゴスラビア連邦は解体する。

目をアメリカに転ずると、平成四年秋の米国大統領選では、再選を目指す共和党のジョージ・ブッシュに対し、アーカンソー州の知事であるビル・クリントンが大方の予想を裏切って逆転の大勝利を得て、第四二代アメリカ合衆国大統領に就任する。

流動化する

国内では、平成三年四月七日の都知事選挙で、鈴木俊一
国内政治 都知事が四選を果たすが、自由民主党都連の意向に反して強引に磯村尚徳氏を推した小沢一郎幹事長は翌八日、責任を取って幹事長を辞任する。これが以後の国政に微妙な影を落とすことになる。

一連の金権腐敗政治の浄化を目指す海部内閣は、社会経済国民会議の提言をもとに、八月五日、政治改革関連三法案を国会に提出するが、審議未了、廃案となり、海部首相は、退陣を余儀なくされ、十一月五日、宮沢喜一内閣が発足する。

しかしながら、自民党内部における竹下派の分裂や、政治改革関連法案、PKO協力法案の審議のつまずきなどから、宮沢内閣の支持率は低迷を続ける。

このような状況のなかで、平成四年五月に細川護熙熊本県知事が旗揚げした日本新党は、七月の参議院選挙で新参ながら四議席を獲得、新党ブームを起こす。

平成五年六月、宮沢内閣不信任案が可決され国会が解散すると、自由民主党を離党した武村正義らの「新党さきがけ」、羽田孜、小沢一郎らによる「新生党」が相ついで結成され選挙戦に突入する。自由民主党は総選挙で大敗し宮沢総裁は辞任した。

八月九日、非自民・非共産の八党派により、日本新党の細川護熙を首班とする連立内閣が成立、自由民主党は政権の座を明け渡すことになり、いわゆる五五年体制はここに終えんする。

この時、土井たか子が女性として初めての衆議院議長となる。

細川内閣は、小選挙区比例代表並立制を成立させるなど改革に手を始めるが、国民福祉税構想が連立与党内でも批判を浴びるなど足並みに乱れを見せ、その後の細川首相自身の金銭スキャンダルが表面化するなどにより、九カ月で辞任する。

代わって、四月二十八日、新生党の羽田孜が非自民連立で総理となるが、組閣時、日本社会党が閣外に去ったため、少数与党の不安定政権となり、羽田内閣はわずか六四日の短命内閣に終わってしまう。

六月三十日、自由民主党、日本社会党、新党さきがけにより、日本社会党の村山富市を首班とする、いわゆる自・社・さ内閣が成立する。

村山首相は所信表明演説で、自衛隊合憲、日米安保護持を表明、日本社会党はこの政策転換により、徐々に衰退の道を歩むことになる。

年末には、公明党、日本新党、民社党により、新進党が結成されるなど政党的流動化は止まらない。

さらに、翌春の統一地方選挙では、青島幸男、横山ノックという既成政党に代わる無党派市民層の代表が、東京、大阪の知事となり、既成の政治体制は大きく変貌を遂げていく。

相次ぐ天災 平成三年四月、東京都庁が丸の内から新宿副都心に移転、

と金権腐敗 新鮮なスタートかと思われたが、五月十四日、滋賀県の

信楽鉄道で電車が正面衝突。六月三日には九州長崎の雲仙普賢岳で大火砕流が発生するなど、人災、天災が続き多数の犠牲者が出る。

秋になると、富士銀行の不正融資が発覚、証券業界では、野村證券をはじめ四大証券揃っての不祥事が明らかになるなど、金権腐敗、不祥事が続々表面化し、橋本龍太郎蔵相が責任を取って辞任する。

平成五年三月には、佐川急便疑惑の、自民党の金丸信前自由民主党副総裁が脱税容疑で逮捕される。この後も、仙台市長、宮城県知事、茨城県知事らが汚職の容疑で相次いで逮捕され、平成六年三月には、中村喜四郎前建設相が幹旋取賄の容疑で逮捕されるに至り、金権腐敗極まるの観を呈し、巷に政治浄化の声が高まる。

平成五年七月十二日、北海道南西沖で地震が起き、奥尻島では津波と火災により一七六人の犠牲者を出す惨事となる。

平成七（一九九五）年一月十七日早朝、淡路島付近を震源とする阪神・淡路大震災が起こり、神戸市周辺の広い範囲で高速道路の崩壊、ビルの倒壊、火災などにより倒壊家屋五二万棟とほぼ壊滅的状态に陥る。死者は六四三二人を数える。

加えて、この年三月二十日には、東京の地下鉄霞ヶ関駅で、オウム真理教による猛毒神経ガス「サリン事件」という狂信的事件が起きるなど、この時期は、世界の情勢も、国内の政情も混乱、迷走し、安定を欠いた

時期であり、また、市民生活においても、バブル経済崩壊の後遺症に追い討ちをかけるような事件が続発する混迷の時であった。

二 平成二年市長選挙

この期の市長選挙は、平成二年七月八日に行われ、自由民主党、民社党の推薦を受けた現職吉尾市長が二位に一万票の差をつけて再選を果たしている(表5-1)。市長選挙の投票率は、四四・三二%であり、前回よりも二・六八ポイント低く、今までの最低であった昭和四十五(一九七〇)年の四四・五一%を下回り戦後最も低い記録となった。

再選された吉尾市長は、政治理念として「清潔で市民本位の、公正でわかりやすい、信頼され親しまれる市政」とし、市が目指す姿は「すてきにくらしたい・愛と美のまち調布」(『市報ちようふ』、一九九〇年七月二十日・第八〇九号)と述べている。

市長の所信表明

吉尾市長は、平成三年第一回定例会で就任二期目の初の施政方針を表明した。前年の再選後の施政方針演説で述べた、清潔な市政・公正な市政・信頼される市政を不動の理念として改めて示し、主要な施策を「ゆたかな文化と人を誇れるまちづくり」など六つの指針で表した。施策の主軸は都市目標として掲げた「すてきにくらしたい・愛と美のまち調布」を実現すること、すなわち都市

表5-1 市長選挙の結果(平成二年七月八日執行)

当落	候補者氏名	年齢	党派	新現元別	得票数
当	吉尾かつゆき	四六	無所属	現	三五、六七〇
	前橋 弘子	五六	無所属	新	二五、六一九
	中島 二郎	三九	無所属	新	一、七三七

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

環境の整備におかれ、その内容は(仮称)市民文化プラザ建設計画の推進、「彫刻のあるまち調布」の推進、まちづくり条例制定への検討、区画整理事業や京王線増立体交差事業の実現などであった。そのため平成三年度の予算編成は前年からスタートした基本計画に基づく事業、特に三つの「み」を基調とする事業に重点配分する、と述べた。「みち」「みどり」「ごみ」の三つの「み」に象徴される都市基盤、生活環境の整備を基調とし、国際化社会への対応、高齢社会を見据えた福祉の充実、調布らしさをはぐくむ教育、文化の創造などを重点施策に位置づけ、二一世紀を目指すまちづくりの施策を展開している。

主要施策を、

- (一) ゆたかな文化と人を誇れるまちづくり
- (二) 心がかよう幸せあふれるまちづくり
- (三) くらしく活気に満ちたまちづくり
- (四) うるおいとくつろぎのあるまちづくり
- (五) 美しく調和のとれたまちづくり
- (六) ふれあいの輪がひろがるまちづくり

の六本の柱に体系化し、事業の推進を図った。また、行政運営の課題として、環境保全のためにごみ減量やリサイクル運動の徹底、調布基地跡地利用への行政判断をあげている。

三 その他の選挙

鈴木都知事 平成三年四月二十一日の市議会議員選挙に先立って、**統**
圧勝で四選 一地方選挙が四月七日に行われ、東京都では都知事選挙が行われた。

自由民主党と公明党の東京都連は、現職の鈴木俊一を推したが、都庁

る史上最低投票率を記録した。結果は表5―5のとおり。

表5―5 東京都議会議員選挙の結果（平成五年六月二十七日執行）

当落	候補者名	党派	新現	調布市得票数	選挙区得票数
当	片山 哲	日本社会党	現	二八、五五三票	三六、六一六票
当	須田こうさく	自由民主党	現	一九、二八二票	三〇、五五五票
当	小玉 ゆう子	日本共産党	新	一一、二四〇票	一六、二二七票

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

日本新党ブー 都議会議員選挙のほとりも覚めやらぬ七月四日、衆議院の解散に伴い、衆議院議員選挙が公示され、七月十八日の投票日に向けて選挙戦が始まった。

前年の参議院選で旗揚げした日本新党が、混乱する政局を背景に、無党派市民と呼ばれる有権者層に支持され、全国的ブームを引き起こして一挙に三五議席を獲得した選挙であった（表5―6）。

調布市においても、日本新党から立候補した三三歳の新人、伊藤達也が最多得票を獲得し、余波を受けて現職二名が議席を失った。

都議選の投票者（六万七千七百人）の一・五倍にあたる九万二千七五五人が投票し、投票率は六〇・三〇%を記録したが、投票率そのものは前回の衆議院議員選挙の投票率六四・三三%を下回るものであった。

表5―6 衆議院議員選挙（東京都第一選挙区）候補者別得票数（平成五年七月十八日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現	調布市得票数	第一区得票数
当	伊藤 達也	日本新党	新	二五、三〇七	一一五、二四七
当	山花 貞夫	日本社会党	現	一七、四四五	一四四、九四七
当	高木 陽介	公明党	新	一一、八三一	一三〇、五一七
当	伊藤 公介	自由民主党	現	一〇、三八二	一二六、四三〇
当	いわさ恵美	日本共産党	元	九、六六六	一〇六、四〇一
当	石川 要三	自由民主党	現	七、七八〇	一〇四、二一七

法定得票数 四八、八三三

東京第一区 八王子市、青梅市、府中市、調布市、町田市、日野市、福生市、狛江市、多摩市、稲城市、秋川市、羽村市、瑞穂町、日の出町、五日市町、奥多摩町、桧原村

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

第一節 市議会議員選挙と市議会

一 市議選の結果

平成三年四月二十一日に行われた第一二回統一地方
少数激戦の選挙
選挙は定数三〇人のところへ、三三人の立候補者と

いう少数激戦の選挙となった。結果は表5―7のとおりである。

前回選挙時より有権者は八二八一人増えたにもかかわらず、投票をした者は逆に八一人少なく、投票率は四七・七五%で史上二番目の低投票率であった。

前議員は二五名が立候補したが、そのうち社会党の前議員二名が議席を失った。この選挙における社会党の得票率は、前回の得票率四一・九五%の半分にも達しない一七・七七%であった。

代わって六人の新人と共産党の元職一名が議席を回復した。

最年少当選者は三四三票と最多得票の大須賀浩裕議員の三一歳、最年長当選者は津金理議員と村上精二議員の六五歳、当選者の平均は五〇・五三歳であった。

平成六年七月の市 平成六年七月十日の市長選挙に合わせて市議会議員補欠選挙 員補欠選挙が行われた。これは、平成六年二月二十八日に公明党の奥山繁議員が一身上の都合により辞職し欠員となっていたため、補欠選挙を行ったものである。

立候補者は三名で青木国明が当選した。(表5―8)

補欠選挙の投票率は毎回低迷するが、この選挙では、三八・四七%と調布市の選挙史上初めて四〇%を下回るワースト記録となった。

表5―7 市議会議員選挙の結果 (平成三年四月二十一日執行)

候補者氏名	党 派	現新元別	得 票 数	得票率
当 藤 野 まさお	無 所 属	現	三、四四三	五・〇三
当 吉 田 洋 一	自 由 民 主 党	現	三、一九八	四・六八
当 杉 山 典 子	無 所 属	新	二、七五六	四・〇三
当 富 沢 み の る	無 所 属	現	二、五六七	三・七五
当 杉 崎 と し あ き	公 明 党	現	二、四六七	三・六一
当 関 口 た け ひ さ	自 由 民 主 党	新	二、四二〇	三・五四
当 鈴 木 良 雄	自 由 民 主 党	現	二、四〇八	三・五二
当 元 木 勇	無 所 属	現	二、三六九	三・四六
当 雨 宮 幸 男	日 本 共 産 党	現	二、二八八	三・三四
当 その だ 治 夫	公 明 党	現	二、二四九	三・二九
当 佐 々 木 い さ お	公 明 党	現	二、二一三	三・二三
当 津 金 た だ し	自 由 民 主 党	現	二、一九〇	三・二〇
当 前 当 え つ ろ う	公 明 党	現	二、一六六	三・一七
当 関 口 昌 昭	自 由 民 主 党	現	二、一五八	三・一六
当 川 口 三 八	自 由 民 主 党	現	二、〇九五	三・〇六
当 山 口 茂	日 本 社 会 党	現	二、〇八二	三・〇四
当 広 瀬 み ち 子	日 本 社 会 党	現	二、〇六二	三・〇一
当 お く や ま 繁	公 明 党	現	二、〇五四	三・〇〇
当 鈴 木 正 昭	無 所 属	現	二、〇四二	二・九九
当 そ ね ぎ 順 子	公 明 党	現	二、〇二六	二・九六
当 白 井 さ だ は る	無 所 属	現	一、九六九	二・八八
当 福 地 ま さ お	日 本 共 産 党	元	一、九〇五	二・七八
当 飯 野 ひ さ 子	日 本 共 産 党	現	一、八九四	二・七七
当 清 水 し ず え	日 本 社 会 党	現	一、七八八	二・七六
当 と う み 千 衛	日 本 共 産 党	現	一、七七九	二・六一
当 漁 郡 司	日 本 社 会 党	現	一、七七一	二・六〇
当 藤 塚 あ き こ	自 由 民 主 党	現	一、七三一	二・五三
当 村 上 せ い じ	民 社 党	現	一、六三八	二・四〇
当 小 池 一 郎	日 本 社 会 党	現	一、四八〇	二・一七
当 熊 沢 た け し	日 本 社 会 党	現	一、三〇二	一・九〇

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

表5-8 市議会議員補欠選挙の結果（平成六年七月二十日執行）

当落	候補者氏名	党 派	新現	得票数	得票率
			一元別		
当	青木 国明	無 所 属	新	二六、九二六	四九・三一
	安部たかね	調布市選挙区 調布市選挙区	新	一九、五五四	三五・八一
	いび 匡利	日本共産党	新	八、一二二	一四・八八

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

二 市議会の構成・人事

この期の会派構成

混迷を深める世界各国の動きや国内の政情にかかわらず、調布市におけるこの期の議会会派構成は、

極めて安定していた。

改選により自由民主党は一〇人から一人に、日本共産党も三人から四人とそれぞれ一人を増やしたが、前述のように日本社会党は八人から三人減の五人と議席を減らした。

公明党の六人、民社党二人、自政会一人は改選前と変わらぬ議席を確保し、新たに生活協同組合を支持基盤とする調布・生活者ネットワークが初議席一を占めた。いわゆる市民派女性議員の登場である。

その後、平成六年二月の奥山繁議員の辞職と、平成六年七月の補欠選挙における青木国明議員の当選により、自由民主党は二人、公明党は五人となった。

平成六年十二月十日、国会における政党の再編により、新進党が結成され、これに加わる公明党、民社党が解党した。

これを受け十二月五日、調布市議会でも、「公明党」は会派名を「公

明」に、翌六日、「民社党」は「民社」に会派名を変更した。

正副議長と 六月一日に就任した新議員による初市議会は六月十八日
監査委員 召集され、正副議長をはじめ、常任委員会委員や議会

運営委員会委員、各種組合議会議員、監査委員の選任が行われた。

指名推薦によって公明党の奥山繁議員が議長に、副議長には自由民主党の遠藤衛議員が選出された。

公明党からの議長選出は福重隆夫議員以来八年ぶり三人目である。

また正副議長に続いて重要視される議会選出の監査委員には日本社会党の小池一郎議員が選出された。

遠藤衛副議長 平成四（一九九二）年十二月二十三日の新聞報道で、都

長の辞任 議会議員選挙の候補者推薦の記事の中で、遠藤衛副議長

の選挙公報に記載されている経歴に誤りがあることが報じられ、平成五年一月十四日、遠藤衛議員は副議長職を辞任した。

関口武久副議長 平成五年第一回定例会初日（三月二日）の本会議で、

長が議長に 空席となっていた副議長に、自由民主党の関口武久議員が選出された。

就任満二年を迎える議会役員の改選は、平成五年第二回定例会の三日目に当たる六月十四日に行われた。

議長の選挙は、指名推薦によるものとし、関口武久副議長は、「議長に
関口武久君を指名いたします」と、自らを議長に指名した。

副議長には公明党の園田治夫議員、議選の監査委員には日本社会党の
漁郡司議員が選出されたので、期前半と同様、自由民主党、公明党、日
本社会党の三党で、同ポストを占める結果となった。

常任委員会の この期の冒頭の本会議にあたる平成三年第二回定例会
 正副委員長 の初日、役員人事の審議に先立って、市議会運営上、
 重要な条例改正が行われた。

従来、法定外の申し合わせにより設置、運営されてきた議会運営委員
 会を、平成六年四月二日施行の地方自治法改正に従い、委員会条例を改
 正し、委員定数六名の正式な委員会として条例設置することとした。

市議会の運営は、先例、申し合わせを尊重し、これに基づいて、時に
 は、あ・うんの呼吸により弾力的に運営されることがある。

表5-9 常任委員会委員長・副委員長一覧

平成三年六月～平成五年五月

総務委員(八名)	委員長 富澤 稔 (自由民主党)	副委員長 白井 貞治 (自由民主党)
文教委員(八名)	委員長 川口 三八 (自由民主党)	副委員長 藤塚 昭子 (自由民主党)
厚生委員(七名)	委員長 清水 静枝 (日本社会党)	副委員長 佐々木 功 (公明党)
建設委員(七名)	委員長 園田 治夫 (公明党)	副委員長 福地 正夫 (日本共産党)

平成五年六月～平成七年五月

総務委員(八名)	委員長 遠藤 衛 (自由民主党)	副委員長 鈴木 正昭 (自由民主党)
文教委員(八名)	委員長 雨宮 幸男 (日本共産党)	副委員長 大須賀 浩裕 (自由民主党)
厚生委員(七名)	委員長 小池 一郎 (日本社会党)	副委員長 杉崎 敏明 (公明党)
建設委員(七名)	委員長 佐々木 功 (公明党)	副委員長 白井 貞治 (自由民主党)

ところが、ルールが明文化されると、条文が決定的意味を持つため、
 意見が不一致の場合など、多数決による採決強行ということになりかね
 ないと、法制化を危惧する声があり、現状のままでも不都合はないので
 はないかとの意見もあり、法の改正に従い条例化という結論には簡単に
 は至らなかった。

話し合いの結果、先例、申し合わせを尊重するという前提で法制化す
 ることで合意され、議員提出議案として上程され、可決された。

議会運営委員の任期は二年とし、これに合わせて、常任委員会の委員
 の任期も、従来の一年から二年に改められた。

前半(平成三年六月～同五年五月)と後半(平成五年六月～同七年五
 月)の正副委員長を一覧しておく(表5-9)。

そして新たに条例設置となった議会運営委員会の正副委員長は次のと
 おりである(表5-10)。

表5-10 議会運営委員会委員長・副委員長一覧

平成三年六月～平成五年五月

議会運営委員会 委員長(六名)	委員長 関口 武久 (自由民主党)	副委員長 山口 茂 (民社党)
--------------------	-------------------------	-----------------------

平成五年六月～平成七年五月

議会運営委員会 委員長(六名)	委員長 津金 理 (自由民主党)	副委員長 村上 精二 (民社党)
--------------------	------------------------	------------------------

平成五年六月七日の幹事長会議において、役員ポストの配分をめぐる
 考え方について、従来の議長等の役職、常任委員会の委員長、副委員長
 と、特別委員会のポストの別枠による配分を、全てのポストを一括配分

する考え方に改められた。

この方式変更について日本共産党の飯野久子幹事長が、案をまとめた川口三八自由民主党幹事長に感謝の言葉を述べて閉会される一幕があった。

三 市議会の活動

平成三年第 二回定例会 この期の最初の市議会である平成三年第二回定例会は六月十八日から二十五日までの会期八日間で開催された。

開会初日、議会運営委員会の設置並びに常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期を二年とする委員会条例の一部を改正する条例、市議会会議規則の一部改正、市議会傍聴規則の一部改正が行われた。

常任委員、議会運営委員の選任の後、調布飛行場の位置づけと基地跡地利用計画の具体的な動きに対応するため、この期が始まるのを機に、基地跡地利用対策特別委員会の設置が全会派一致で提案され、満場一致で可決された後、特別委員二人が選任された。

二日目の十九日以降、本格的審議が始まり、まず専決処分の承認案件が五件上程された。「調布市賦課徴収条例の一部改正条例」、「都市計画税賦課徴収条例の一部改正条例」の専決処分二件について、日本共産党から、基準地価の評価替えは、固定資産税の大幅増税を容認することになるとの、また長期営農継続農地制度の廃止は都市農業の衰退につながるなどの理由で反対討論があったが、いずれも可決承認された。

「調布市長の給料の特例に関する条例」は、市長の公職選挙法違反容疑に関して市長の給料月額を減額する条例の専決処分についての承認を求めるもので、可決された。

九人の議員が一般質問を行ったが、五番目の質問者である雨宮幸男議

員（日本共産党）が、吉尾勝征市長の公職選挙法違反容疑についての市長の見解をただした。

このほか、報告二件、補正予算一件、条例二件、市立染地児童館新築工事請負契約など契約三件、市道路線廃止一件の市長提出議案計一四件すべてが原案どおり可決された。

議員提出議案は「調布市議会委員会条例の一部を改正する条例」など一〇件が提案された。

このうち日本共産党提案の「調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例」は起立少数で否決されたが、他の案件はすべて可決された。

なお、「小選挙区制導入・政党法制定に反対する意見書提出について」は、川口三八議員（自由民主党）が欠席のため、議長を除く二八名により採決が行われ、可否同数となった。

このため、地方自治法第一一六条の規定により、議長が可否を採決するところとなり、奥山議長は可決と採決した。

そのほかの案件では、昨年末から空席であった助役に、加藤哲朗市企画調整部参事が選任された。

平成三年第 二回臨時会 八月一日に平成三年第二回臨時会が会期一日で開催され、市長提出の市立八雲台小学校プール築造工事請負契約など工事請負契約三件がいずれも満場一致で可決された。

平成三年第 三回定例会 期一〇日間で開催された。

この定例会では、平成二年度調布市水道事業会計決算の認定、平成三年度一般会計補正予算、「調布市ふれあいの家条例の一部を改正する条

例」など、一八議案が市長から提出され、すべて原案どおり可決された。また、議員提出議案九件、請願・陳情二二件が審議された。

議員提出議案には「暴力団排除に関する宣言」や「証券・金融スキヤンダルの全容解明と公正な証券・金融市場確立を求める意見書」などバブル経済崩壊後の社会情勢をただすものが見られる。

九件のうち、「吉尾市長に反省と公金返還を求める決議」は否決され、可決は八件であった。

「財団法人調布ゆうあい福祉公社の経営状況」報告に関して、在宅有償サービスや、協会の負担が重いのではないかなど、福祉サービス提供のあり方や従事者の労働条件などが問われた。

第二回定例会に引き続き、公職選挙法違反容疑で送検され、起訴猶予処分となったことへの認識や、青森市行政視察の際に稲門市長会に出席したことについて吉尾市長の見解が求められた。

平成三年第 平成三年第四回定例会は十二月六日に招集され、会期は
四回定例会 一四日間にわたり、十二月十九日に終わった。

この定例会では、平成二年度各会計決算の審査（五件）を中心に、平成三年度各会計補正予算（九件）、「調布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」など条例の一部改正九件、報告そのほか六件など、市長提出議案二九件が審議され、すべて原案のとおり可決された。

議員提出議案は「米軍横田基地及び、その他の基地撤去を求める意見書」など意見書七件、決議一件の計八件が提出され、「国連平和維持活動（PKO）協力法案反対の意見書」を除き、七件が可決された。

平成二年度一般会計決算については、財政負担の国から地方自治体へ

の負担転嫁に対する姿勢、臨調行革路線に追随、開発優先、土木費偏重の予算であるなどの反対討論があった。

一方、この決算は新総合計画初年度として、厳しい要因のあるなかで財源の有効かつ効率的配分による事業への取り組みを評価する。都市環境整備を目指した、道、みどり、ごみの施策、市民文化プラザ建設計画の具体化、福祉における在宅介護手当ての支給、高齢者住宅の確保、パソコンによる情報教育推進や教育施設の整備充実などを高く評価するなどの賛成討論があった。

特別会計の決算では、国民健康保険事業特別会計について、調布市の保険税は三多摩各市と比べて高い設定であり、一般会計からの繰入額が低いという反対意見と、医療費の増大に伴い、国保と他の制度の給付と負担の格差是正、増収が図られ、健全財政の維持に努力していると評価する意見、高齢化が進むなか、国保が抱える問題点を引き続き検討するよう要望が出された。

老人保健特別会計決算でも、老人保健法の改定は、高齢者の医療費一部負担金の増額と、市財政への負担増になると反対する意見と、制度の長期安定的維持には国や地方、世代間による費用負担の分かち合いが必要とする、見直し肯定の意見があった。

条例の一部改正では、「調布市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」や「調布市長等常勤特別職の職員給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」など報酬等値上げの条例について、日本共産党から、三多摩各市と比較し、改定前でも低くないこと、市民の理解を得る手立てを講ずるべきとの反対意見が出された。

一方、自由民主党は、特別職の報酬及び給与は調布市においては昭和

六十三（一九八八）年十月以来据え置きになっているが、東京都の二六市中、二四市が改定をしていること、特別職の職務と責任はより増大化し専門化していること、特別職報酬審議会の審議を尽くしたものであることなどから改定は妥当であると賛成の意見が述べられた。

「調布市奨学資金支給条例の一部を改正する条例」について、飯野久子議員（日本共産党）から、「毎年改善の処置を講じなければならぬ」「毎年」を削ることに、改善姿勢の後退にならないか、他の手当て条例の改定に影響しないか」との危惧が示された。

文教委員会では、毎年改定する必要があるとする修正案が提案されたが、修正案は否決、原案は可決され、本会議も同じ結果となった。

一般質問は八人の議員が行ったが、学校開放、余裕教室の活用、教育環境、性教育、ごみ減量教育など、教育、学校に関する質問が質問議員の半数に当たる四名からなされた。また、生産緑地法の改正による都市農業の保全育成の問題、自然保護や水質防止の問題、保育需要の多様化への対応など市の将来を考える質問が見られる一方で、景気後退傾向のなかでの財政運営、臨調行革路線への見解などが問われた。

人事案件では、田丸良治収入役が再任された。

平成四年第 一回臨時会 平成四年に入り、二月十九日に臨時会が開かれた。会期は一日。付議案件は専決処分報告二件と議案三件であり、すべて可決されたが、理事者にとっては長い一日となった。

第一号議案の「建物収去請求事件等に関する和解について」は、かねてから懸案であった希望の家の建設に伴う訴訟事件の和解について、議会の承認を求めるものである。

昭和六十三年一月、裁判所から職権による和解の勧告を受け、ようやく

双方合意に至ったものである。

議案第二号は六二八二万円増額の一般会計補正予算である。

内容は平成二年度債務負担行為で実施された野川架橋工事の工事費の不足額の補正であるが、付議される時期をめぐり厳しい質問が続いた。

工事は予想外の湧き水などにより工事費が増したことで、フェンス工事について都から別仕様にするよう工事変更を指示されたことなどにより工事費が不足したため、これを補正するという内容である。

ところが、湧き水が多く予期せぬ状態が起きたのは平成三年三月のことであり、東京都から工事変更の指示を受けたのも同年七月であった。

このため、平成四年一月二十八日には、既に工事が九割方終わっている状態であった。

質問の先頭に立った飯野久子議員（日本共産党）は「市長がこれを知ったのはいつの時点か」「これは平成三年九月議会にかけられて当然の補正予算であり、これが庁議に諮られなかった理由」を尋ねた。

市長は、「報告を受けたのは、今年（注・平成四年）のお正月を過ぎたからであり、驚くと同時に、事務執行上の大きな反省を感じている。事態発生の時点で、議会にもご報告をすべきであったと考え、議会の叱咤をいただく意味からも、臨時会をお願いさせていただいた」と、執行体制の確立などを含め見直しを検討していると答弁した。

続く、両宮幸男議員（日本共産党）は、「調査委託契約や調査事業が行われているが、やってみたら事前調査とは違ったというのでは事前調査に懸念を持たざるを得ない。」と調査のあり方の見直しを要求した。

また、任海千衛議員（日本共産党）は補正予算の立て方を問題とした。すなわち、これから予算を審議しようとしている工事が既に執行され、

現状ではほぼ完成しているというのでは、予算の事前議決という地方自治法の精神から外れているのではないかと迫り、適切な対応ではなかったとの見解を引き出した。

次に、行政内部の検討経過をただし、事務手続の迅速性に欠ける処理、執行機関から議会への報告体制の問題など、市長への報告が遅れたことも含め、執行機関としての体質の問題と反省を促した。

そして、議案第一号、建物収去請求事件等に関する和解については、満場一致で可決された。

次いで、議案第三号として、「都市計画道路三・四・一〇号線橋りょう工事請負契約の一部を変更する契約」が提案された。本件は議案第二号の補正予算の原因となる工事の契約金額変更と工期の変更である。

市長は、「第三号議案の質疑を踏まえ、本日の種々の指摘について真摯に受けとめ、改善に努力してまいります」と提案を締めくくった。

本案は委員会付託を省略して討論に入った。漁郡司（日本社会党）、福地正夫（日本共産党）の両議員から、工事が終わった後で、工事契約金額並びに工期の変更が出されるということは事実上事後承認ということとで、議会軽視と指摘があり、川口三八議員（自由民主党）からも、「事務執行上の手続の遅れ等について、改善策を講じるよう指摘があったが、本工事自体は、将来の都市基盤を支える事業であり、必要不可欠な変更工事であることから、今後、このようなことが起こらないよう努力をすること」を求める意見を述べて三者揃って賛成の討論となり、満場一致で可決された。

したがって、議案第二号の補正予算も委員長報告の後、満場一致をもって可決され臨時議会は閉会した。

平成四年第一 平成四年第一回定例会は平成四年三月三日から十九日ま

一回定例会 での会期一七日間にわたり開催され、平成四年度各会計予算案など市長提出議案四四件、議員提出議案一一件、請願・陳情三〇件が審議された。

本会議初日に、「東京移管一〇〇周年を迎え、多摩新時代の創造に向けた広域的な視野に立った事業を展開してまいります。地方財政を取り巻く環境は非常に厳しいが、限られた財源の効率的な配分に努め、基金の活用などにより積極的な予算編成に努めた」と、市長の市政運営に臨む所信表明が行われた。

これに対して七会派の代表質問が行われた。

平成四年度予算についての討論では、国の補助金、負担金削減に姿勢を示すべきである。開発優先型の予算であり、民生費の予算比率減少は福祉軽視である。市民文化プラザ事業費は再検討が必要、調布飛行場問題で全面移転困難との結論は早計であるなどの理由で日本社会党、日本共産党の二会派が反対討論を行った。

一方、自由民主党など五会派は、市税の減収など厳しい財政状況の中での積極型予算の編成、健全財政に意を注ぎ、基金や地方債の活用による文化プラザ建設工事費の予算化、生活環境の整備、福祉の充実などに重点を置き、市民生活直結事業を盛り込んだ高く評価できる予算と賛成討論を行った。

市長提出の議案四四件はすべて原案どおり可決された。

一般質問には、八人の議員が立ち、国際交流の推進、学校五日制、地球温暖化防止、食品安全、防犯対策など市長の考え方をただした。

わかりやすい この議会の内容を伝える「市議会だより」第二二九号
市議会だより (平成四年四月二十二日発行) から、代表質問、一般
質問とも、質問者の名前が表記されるようになり、従前の議席番号表記
に比べ、市民にわかりやすくなった。

また、案件の結果を伝える記事も、案件ごとに各会派の賛否が一覧表
で表示されるように改められた。

平成四年第 二回定例会 平成四年第二回定例会は六月十日から十八日までの会期
二回定例会 九日間にわたって開かれた。

この定例会では、深大寺元町に開設される「調布市深大寺水車館条
例」、「調布市職員の育児休業等に関する条例」、八月一日から市役所な
ど市の機関に週休二日制を導入するための「調布市の休日に関する条例
の一部を改正する条例」など二四件の議案が提案され、そのすべてが満
場一致で可決(承認二件、同意一件を含む)された。

調布市土地開発公社の経営状況の報告に関して、前当悦郎(公明党)、
飯野久子(日本共産党)の両議員から、軽井沢の保有地の扱い及び処分
について、議会にそのつど報告をして欲しいと要望された。

加藤哲朗助役は「開発公社の土地は、本来、市長の考えて運用される
ものであり、機会があれば議会とも相談をするし経過についても報告を
するが、市長に任せていただきたい」と応じた。

議員提出議案は一〇件あり、「放置自転車対策の強化に関する意見書
提出について」など意見書五件を可決したが、意見書四件と、日本共産
党提案の「調布市リサイクル条例」は否決された。

人事案件としては、任期満了となる芝村隆監査委員に代わり、堀本懸
治氏の選任が同意された。

平成四年第 二回臨時会 第二回臨時会は八月六日、会期一日で開催され、「調布市
二回臨時会 市民文化プラザ(仮称)新築工事請負契約」が提案され
た。

本契約は、市制施行四〇周年記念事業として、平成六年度末の完成を
目指す市民プラザの新築工事契約であり、契約額二・三億円という調布
市としては史上最高額の契約であった。

ほか三件の工事請負契約と合わせ、四件の契約案件すべてが満場一致
で可決された。

平成四年第 三回定例会 第三回定例会は九月十六日から二十五日までの会期一〇
三回定例会 日間にわたって開かれた。

この定例会では、平成三年度調布市水道事業会計の決算、平成四年度
一般会計補正予算などとともに、上下水道料金の改定を求める「調布市
下水道条例の一部を改正する条例」「調布市給水条例の一部を改正する
条例」など、議案一九件が市長から提出され、すべて可決された。

「給水条例の一部改正条例」は、市の水道事業が、諸経費の高騰によ
り来年度以降欠損金が生じることが見込まれること、安定給水のための
施設の整備により、料金を平均二七・五%程度引き上げる提案である。

日本共産党からは、引き上げ率に問題があるなどの理由で反対討論が
あったが、ほかのすべての会派は、施設整備を遅らせることはできな
い。減免規定に新たな対処があるなどの理由により可決された。

「下水道条例の一部改正条例」も、料金が昭和五十九年以来据え置き
になっており、使用料で賄うべき経費の不足額を一般会計からの繰入金
で補てんしている。事業の健全化を図るため平均三七・六七%の改定を
行うという提案である。

日本共産党はこの改定にも反対したが、ほかの党派は、改定幅の大きなことは、財政計画に甘さがあるとの指摘や、雨水の下水道流入量の減少に対策をすることなどの要望をしつつ、一般家庭や生活保護家庭などへの配慮がなされている、一般会計への圧迫や下水道事業健全化の必要性などから、賛成の討論があり可決された。

議員提出議案は条例一件、意見書一六件が提案され、意見書九件は可決されたが、意見書七件と「調布市生活資金融資あっせん条例」の提案は否決された。

「調布市生活資金融資あっせん条例」は、市民生活の中で、予期せぬ事態が生じた際に、その応急的な生活資金を融資あっせんすることにより生活の安定を図るという日本共産党の提案である。

日本社会党からは、他の融資制度の見直しを含めて検討する余地があるとして、継続審査が求められたが、既存の各種貸付制度の充実が先決（公明党）、予算を伴う提案であり、手続に欠ける（自由民主党）、などの反対討論があり、起立少数で否決された。

一般質問には七人の議員が立ち、策定中の地域福祉計画、食育について、保育園の給食施設を利用した高齢者給食、環境保全、ごみ収集対策、金権政治への見解など幅広い質疑が行われた。

平成四年第 第四回定例会は十二月七日に招集され十七日までの会期
四回定例会 一一日間にわたって開催された。

この定例会では、平成三年度各会計決算（五件）、平成四年度各会計補正予算（六件）、「調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例」など議案二七件が提出され、すべてが原案のとおり可決された。

吉尾市長は国民健康保険税の引き上げについて、国民健康保険財政

は、医療費の増加などによる支出拡大傾向のなか、被保険者の高齢化と、比較的所得の低い被保険者を擁することなど構造的要因により窮迫の状況にある。市国民健康保険運営協議会の審議、答申を得て、改正するものと提案理由を述べた。

これに対し日本共産党は、改定後の保険税額が、三多摩各市の中で上位であること、保険財政のひっ迫は、国庫負担金の切り下げによる制度的要因が大きく、政府に対する姿勢が不十分であるなどにより、保険税引き上げに同意できないと討論を行った。

応能、応益の関係を重視し、中堅所得者の負担を軽減したことを評価する（日本社会党）、加入者の負担の公平に配慮するとともに、国保財政の健全化にも寄与する（公明党）、保険制度の趣旨から、医療費としてかかる費用は国保税として被保険者の能力に応じて負担するのが当然であり、改正は妥当（自由民主党）、国保は市民の健康保持の中核となる優れた制度、今回の改正は急激な負担増の緩和にも配慮されたもの（民社党）と賛成討論が続き、起立多数で可決された。

これに先立つ国民健康保険事業特別会計決算の討論において、自由民主党が、超高齢社会に近づくなかで、国・都支出金の確保、保険税収納率の向上など健全財政の維持に努めるよう要望、また老人保健特別会計決算の討論においても、自由民主党が、高齢化の急速な進行は老人医療費の増大をもたらしている。老後における健康の維持と適切な医療費の確保のため、必要な費用は国民が公平に負担を分かち合う、老人保健制度の健全な運営と発展が必要であると指摘するなど、高齢社会における健全な医療保険制度の必要性が強調された。

一般会計決算の認定については、日本社会党、日本共産党の両党が歳

入では、国の地方への財政転嫁に対する姿勢が弱い、歳出面では土木費偏重であるなどの理由で反対討論を行った。一方、(仮称)市民文化プラザの建設、リサイクルの推進、道路整備など市民福祉の向上に努めている(公明党)、道・緑・ごみの施策をはじめ教育、文化、福祉に対して有効な配分が行われている(自由民主党)、福祉の充実、教育施策の推進、都市基盤整備など市民生活の向上が図られた(民社党)、実施計画の重点施策を最大限予算化、市民福祉向上に向け効率的な執行がなされた(自国会)、人にやさしい道づくり、緑の確保、市民を巻き込んだごみ減量を要望(調布・生活者ネットワーク)などの賛成討論があり、起立多数で可決された。

議員提出議案は一件あり、「調布市「ストップ・ザ・エイズ」に関する決議」など可決六件、否決は五件であった。

一般質問は九人の議員によって行われ、財政状況や予算編成の見通し、エイズ対策、更年期問題など健康問題、リサイクル問題、非核宣言など幅広い質疑が繰り広げられた。

一般質問の二番目に立った富澤稔議員(自由民主党)は関口昌昭議員(自由民主党)と参加した欧州福祉サービス調査団の視察報告を兼ねて、その体験をもとに英語教育の必要性や福祉先進国におけるボランティアの役割を報告し、その育成などについて質問を行った。

平成五年第一回定例会は三月二日から三月十八日までの一回定例会 一七日間にわたって開かれた。

吉尾市長が、東京移管一〇〇周年を迎え新しい多摩を創造する先駆的役割を担いつつ将来を展望し、調布の限らない発展と市民の暮らし向上にこん身の努力を傾けると平成五年度の施政方針を述べた。

平成五年度予算の総額は、六九五億五四三万円と前年度に比べて、一七億七三九八万七〇〇円増加し、二・六%の伸びとなった。これは、前年九月に着工した市民文化プラザの工事費、実篤記念館資料館建設費など大きな事業の工事費によるものである。

景気低迷の影響を受け、近隣各市が軒並み、前年度より減額予算を組んでいる中での、際立つ積極予算である。

代表質問、予算案に対する討論では、市債の増大を危惧する声や、地方債等による財政の硬直化を心配する意見も少なくなかったが、財源の確保、基金の活用、適切な事業選択による効率的配分などを望む意見とともに、積極的な姿勢を評価する声も多かった。

地方分権や平和に対する考え方、ごみ問題、リサイクル社会への取り組み、高齢者、障害者など福祉対策、環境保全や都市農業、京王線の増連続立体交差事業、駅前再開発事業など都市基盤整備事業、調布飛行場問題、市民文化プラザの管理運営、女性の地位向上の問題など広範な課題について見解が問われた。

この定例会では、一般会計など平成五年度予算六件、平成四年度補正予算五件、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」、「調布市市庁舎立体駐車場の休日等の供用に関する条例」や、既存の条例の一部を改正する条例(二六件)並びに「調布市農業緑地保全条例を廃止する条例」の計一七件の条例が提案された。

このうち「調布市幼児家庭養育手当条例の一部を改正する条例」など八件は、物価上昇や他市との均衡を図るため金額を改定するものである。そのほか一〇件、合わせて三八件の議案が市長から提出され、すべてが原案のとおり可決された。

議員提出議案は一四件で、このうち、「所得税減税と消費税の是正を
求める意見書提出について」など八件を可決、六件は否決された。

八日、九日の両日、一般質問が行われ、五人の議員がマンション行政、都市マスタープラン、区画整理、基地跡地周辺対策、内申書、指導要録や家庭教育など教育問題、老人の医療保険や就労など、市政全般にわたり市長の考えをただした。

その他案件では、昭和六十二年から空席であった助役に松本嘉郎の助役選任に同意した。

平成五年第二回定例会は六月十日から十七日までの会期八日間にあつて開かれた。

この定例会における市長提出議案は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例」など一部改正条例三件、補正予算一件、工事請負契約四件、その他一〇件の、計一八件が提出されたが、すべて原案のとおり議決された。

また、議員提出議案は一〇件あつたが、「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書提出について」など可決六件、「消費税の食料品非課税を直ちに実施し、廃止を求める意見書提出について」など四件が否決された。

一般質問には八人の議員が立ち、高齢者の地域福祉、ケア付き住宅など福祉問題、集団検診の見直し、市民農園、生ごみのリサイクル処理、オンブズマン制度の導入など多方面にわたり市長の考えをただした。

平成五年第三回定例会は九月十三日から二十四日まで、会期一二日間にわたつて行われた。

この定例会では、平成四年度水道事業会計決算の認定、平成五年度一

般会計補正予算、条例三件そのほか八件の計一三件が市長から提案され、そのすべてが原案どおり可決された。

「調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例」は、三歳未満児を対象にした乳幼児の医療費の無料化を図る医療費助成制度である。

「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」について、日本共産党から修正案が提出されたが、修正案は否決され、原案が可決された。

「調布市議会議員及び調布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」も原案のとおり可決された。

議員提出議案は七件が提出され、「ゼネコン疑惑の徹底糾明等を求める意見書提出について」など五件が可決され、二件が否決された。

一般質問は、七人の議員から福祉の心、高齢者家庭の負担軽減、京王閣競輪場周辺対策、企業献金、公共工事の契約、文化プラザの運営、生涯教育など幅広く質疑が交わされた。

平成五年第四回定例会は十二月九日から二十一日まで、会期一三日間にわたつて開かれた。この定例会では、平成四年度各会計決算を中心に、平成五年度各会計補正予算、「政治倫理の確立のための調布市長の資産等の公開に関する条例」など市長提出議案二五件、すべてが原案のとおり可決された。

平成四年度一般会計決算の討論では、歳入について、日本社会党は、「歳入増は地方債の大幅な伸びや財政調整基金の取り崩しによるもので、今後の財政を苦しくする。また、歳出に関しては、教育費の伸びがマイナスとなったのは教育に冷たいなどの理由により反対である」と意見を述べた。

日本共産党も、「国の行革による国庫補助金の削減など、政府の地方自治体へのしわ寄せを市長は容認している。歳出においては、都市基盤整備を優先し、福祉や教育の施策に消極的である」と認定に反対をした。

一方、公明党は「財政調整基金の取り崩しなどで財源の均衡を保ち、文化、都市基盤整備、教育、福祉と将来を展望した投資がなされている。財政硬直化を招かないよう健全な財政運営を願う」と賛成の討論をした。

自由民主党は、「賛成の立場から、景気後退の影響のなかで財源確保に努め、市民要望に前向きに対処した。ごみの資源化、教育、在宅福祉、市民文化の拠点作りなど多種多様な取り組みを評価する」と述べた。

民社党は、「果敢にチャレンジした努力を多とする。長期的なスパンでの粘り強い取り組みを評価する」と賛成討論。

自政会も、「財政運営に苦勞するなかで、市民文化プラザの着工など調布らしさを充実させている」と賛成した。

調布・生活者ネットワークは、「苦しい状況のなかで適正に執行された。崖線緑地の購入は市民要望にこたえるもの、ごみへの取り組みも高く評価したい」と賛成の討論をし、本件は起立多数で認定された。

国民健康保険事業特別会計決算の認定では、「国保税を値上げし、負担公平を理由に収納率を高めるだけで良いのか」と反対する日本共産党に対し、自由民主党は、「国保制度は住民の健康増進、地域医療の確保に貢献している。財政基盤はせい弱であり、一自治体のみでは解決できない問題があるが、健全財政の維持に努力されるよう願って賛成する」との討論があり、賛成多数で認定された。

用地特別会計決算の認定について、日本共産党は、「民間の開発に市

がどう対応するのか、市の代替地取得に問題がある」と認定に反対した。

日本社会党も、「用地取得の予算が、用地特別会計、土地開発基金、土地開発公社と不明確で分かりにくく、元利償還金も多額になっている代替用地の一部は業務の範囲を超えたものである」と反対した。

自由民主党は、「公有地の拡大は重要である。中期的視点に立って計画的かつ積極的に取得することを要望して賛成する」と討論した。

民社党も、「公共用地を積極的に取得し、市民福祉の向上に寄与しようとする姿勢を高く評価する」と討論があり、賛成多数で認定された。

老人保健特別会計の決算についても、日本共産党は、「お年寄りの医療制度は、なし崩し的な後退の上に執行されている」と反対の討論をした。

公明党は、「高齢社会を見据え、長期的安定を図るためには、増加の避けられない老人医療費を、国民全体が公平に負担する体制を確立することが必要である」と意見を述べ、結果、本件は賛成多数で認定された。政治倫理確立のための調布市長の資産等の公開に関する条例について、調布・生活者ネットワークは、「条例が出されたことは評価するとしつつ、資産公開が市長本人にとどまっているなど市民が納得できるものではない」と反対の意見を述べた。日本共産党は、「不十分なところはあるが、議員にも同様の条例の早期実現の必要性もある」と述べて賛成した。

自由民主党は、「あえてこの時期に、他の市区町村に先駆けて踏み切った英断に敬意を表する」と賛成の意見を述べ、起立多数で可決された。

このほか、「調布市武者小路実篤記念館条例の一部を改正する条例」

など、一部改正条例四件、平成五年度各補正予算八件、そのほか七件が原案のとおり可決された。

議員提出議案一一件のうち、「放射性廃棄物を海洋投棄させないためのロシア対策を求める意見書提出について」など六件が可決され、五件が否決された。

日本共産党提出の「調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例」は、平成六年度に固定資産税の評価替えと同時に、課税標準額が変わることにより税額が数倍になると予測される。負担軽減を図るため、税率を現行の〇・二七から〇・二二に引き下げるといふものである。

討論では、日本社会党は「都市計画税の引き下げは必要になると思うが、さらに検討をしたい」と、今議会で決めることに反対した。

自由民主党は、「目的税の趣旨から都市計画の事業量などを考慮して決めるべきであり、税負担についても、現行制度は適切な調整措置がなされている」と反対した。採決の結果、起立少数で否決された。

一般質問は三日間にわたり、一人の議員が市長の考え方をただした。

主な質疑は、不況下の市の財政状況、福祉医療問題、環境問題、子育て教育問題とあわせ、Jリーグ誘致問題などが問われた。

平成六年第 一回臨時会
平成六年に入り、二月四日に平成六年第一回臨時会が開かれた。

当初、付議案件は報告二件、議案二件の予定であったが、一月三十一日に市職員が収賄容疑で逮捕される事件が発生したことに関し、市民や関係者に陳謝の意を表するために市長及び助役の給料の一部を減額する

議案が、急きよ追加された。

議案審議に入る前に吉尾市長は発言を求め、捜査の途中で内容はわからないが管理不行き届きを詫び、今後このような事件が起きないよう、最善の努力をする覚悟であると議会の理解を求めた。

「調布市長及び調布市助役の給料の特例に関する条例」は、給料月額の一〇%を市長は三カ月、助役は二カ月削減するという提案であった。質問に立った任海千衛議員（日本共産党）は、職員と業者との癒着の有無の総点検、防止策について問うとともに、この際、市長が企業献金を一切受け取らない態度を明らかにするよう求めた。

市長は、「企業献金の取り扱いは法律にのっとって対処したい。企業献金の問題にされるゆえんは理解しているが、極力お金を使わない政治、お金の心配をいただかなくて済む政治を心がけたい」と応じた。

また「再発防止には、それぞれの部課で対策を講じているが、総括的には「21行政経営推進本部」で取り扱う」との考えを示した。

小池一郎議員（日本社会党）からは、事件の結論が出ていないのに、具体的な額の減俸条例が出されたことについて問われ、市長は、「市民の皆さんに対するお詫びの形を示させていただきだかかった」と、提案した気持ち語った。他の議案、工事請負契約二件は可決された。

平成六年第 一回定例会
平成六年第一回定例会は三月四日から二十四日までの会期二二日間にわたって開かれた。

市長提出議案は、平成六年度各会計予算六件、平成五年度各会計補正予算六件、「平成六年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例」など、市税の賦課徴収に関する条例四件、「調布市児童育成手当条例の一部を改正する条例」など一部改正条例九件、そのほか五件の計三〇件

が提案された。

本会議冒頭に、吉尾勝征市長から市職員不祥事の経過について説明がなされた。すなわち、

「収賄容疑で逮捕された都市建設部みちづくり推進課、課長補佐は二月二十一日東京地裁での起訴を受け、市は当人を刑事休職処分にした。報道によれば、別の容疑により再逮捕されたとのことである。

職員の綱紀の保持、職場環境の点検、不祥事件再発防止委員会の設置など再び不祥事を起こすことのないよう努めている」

と、経過を報告するとともに再発防止策について理解を求めた。

続いて、関口武久議長から、「二月二十八日、奥山繁議員から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可した」との報告がなされた。奥山議員は、本収賄事件への関与が報道されていた。

また、「市議会としての対応について協議をしたので、声明を発表したい」と告げ、津金理議会運営委員長が声明文を発表した。

声明

本年一月三十一日、調布市職員が収賄容疑で逮捕され不祥事件が発覚し、前議長が関係していたとの新聞報道があったことは、まことに遺憾であります。

このことは一人一人の議員にとっても、また市議会全体にとっても名誉と信頼を著しく低下させる事態であり、市民の皆様は心からおわび申し上げます。本件、不祥事件にかかわる真相究明は現在なお捜査が続き、さらに司直の決定を待つ状況にあります。

今、全国的にゼネコン等の汚職事件が告発され、極度の政治不信を招いている中で、公職に携わる私たちは民主主義を守り、安定した市民生活を築くためにも襟を正して、率先して政治の信頼回復に努めなければなりません。

このようなとき、本市議会から事件の関係者を出したことは、市民の付託を裏切る行為であり、この事件を深刻に受けとめ、事の重大さを改めて自覚するものであります。

私たち議員は大きな教訓として、二度とこのような事態が生ずることのないように清潔・公平・公正を保ち、市民の信頼回復に全力を傾け、市議会としての職務を全うすることを表明いたします。

平成六年三月四日

調布市議会

声明文の発表に続いて、議員提出議案一号として、「調布市の発注をめぐる収賄事件に関連する調査特別委員会の設置について」が日本共産党から提出された。

地方自治法第一〇〇条第一項の調査権限を持つ、いわゆる一〇〇条委員会の設置を求める提案である。

市民の信頼を回復するためには、議会が調査権を行使し、真相の究明に当たることが必要であると提案理由を説明した。

これに対して、関口昌昭議員（自由民主党）は、「事件を究明することは当然のこととしながらも、事件が司直の手にゆだねられている現時点では、実際にどこまで調査が可能か疑問である。また、幹事長会議において、推移を見守り、今後、慎重に対処することが合意事項となつて

いる。特別委員会を設置する場合は議会運営委員会、幹事長会議による実質的協議を行うことが先例である。ルールを一方向的に無視して特別委員会設置の声明を出したことは、党利党略と言わざるを得ず、手続を無視した提案である」と反対した。

福地正夫議員（日本共産党）は、「司直によって解明されることはもちろんであるが、議会は議会の立場から真相究明を行うことは当然のことである。議案提出権に基づく正当な手続による提案であり、真相究明に当たることが議員の役割と責任である」と主張した。

村上精二議員（民社党）は、「警察の捜査が終わらなければ、実効ある調査は疑問である」とし、「市議会が全員一致して対応をするためにも、議会のルールを無視した特別委員会の設置には反対である」と述べた。

杉山典子議員（調布・生活者ネットワーク）は、「議員が関与していたことについては議会全体が重く受け止め、声明文発表で終わらせてはならないと考える。だが一〇〇条委員会の設置は最後の手段である」と、委員会設置議案に反対した。結果は起立少数により否決された。

施政方針において、吉尾市長は、二一世紀に向け、単なる自治体運営から、自治体経営に発想を転換するため二一世紀行政推進本部を設置し、自ら本部長となり、将来を見据えた行政運営のあり方を見出す決意を表明し、地方分権特例制度、いわゆるパイロット自治体に名のりをあげることを明らかにした。

固定資産税の評価替えに際し、負担軽減の声にこたえ、都市計画税の税率を三年間に限り一〇〇分の〇・二七を〇・二五とすることにした。

基地跡地の大規模スポーツ施設の計画が明らかになった。周辺環境対策に万全を期したい。「都市は市民が創造する」を基本理念に、魅力あ

るまちづくりにまい進したいと、平成六年度の施策の方向を述べた。

代表質問では、職員の不祥事件を生んだ庁内の体質、調布基地地利用計画と周辺対策、Ｊリーグ誘致問題の責任追及、今後の財政見直し、自治体運営の経営的発想、地方分権への見解、パイロット自治体の対象事業、福祉のまちづくり条例、環境管理計画の基本的視点、京王線の線増連続立体交差化事業、文化プラザの運営と図書館の一体運営、学校週五日制に対応した施策、女性施策など、市長の見解が問われた。

平成六年度調布市一般会計予算は前年度比一四％増の七九二億三八〇〇余万円となった。

歳入のうち、市税は、前年度より一八億円近くも少ない三九三億三三〇〇〇余万円となった。市税が前年度を下回るとは市制施行以来初めてのことであり、歳入に占める市税の構成比が五〇％を割ることも、昭和四九（一九七四）年以来的ことである。

不足を補うため、市債が前年度比四一億円増の九七億六〇〇〇余万円と積極的に計上され、繰入金も、前年度の二・三倍に当たる一〇六億三四〇〇〇余万円と基金の活用を図った予算編成となった。

一般会計予算に対する討論で、日本社会党は、「財政見通しの甘さが露呈した。歳出では、市民生活の基礎的ニーズの充足、福祉に問題ありといわざるを得ない。教育予算の大幅な削減、土木偏重予算など、市民の立場に立つとき、心の通った予算ではない」と反対の討論をした。

公明党は、「市税が前年度を下回るなかでの積極的な予算編成がされた。武蔵野の森競技場建設推進費など将来を展望した施策を高く評価する。乳幼児医療費助成など市民福祉の向上、環境対策の充実、不況対策として中小企業の融資枠拡大など、市民ニーズにこたえ得る予算」と賛

成した。

日本共産党は、「財政負担の地方転嫁が進んでいる。パイロット自治体はメリットがなくやめるべき、福祉重視といいながら社会的弱者対策に内容がない。文化プラザの財団運営は問題が多い」と反対討論をした。

自由民主党は、「市債や基金により必要な財源が確保された。健全な財政運営に努めてきた成果である。歳出も、経常的経費の削減に努め、市民生活に配慮がなされていることを評価する。都市計画税の引き下げなど市民の暮らしを守り、サービスを高めている」と賛成討論を行った。

民社党も、賛成の立場から、「事務事業の見直しや自治体リストラの意気込みを評価、不況や困難を反面教師に、道を切り開こう」と討論を締めくくった。

自政会は、「厳しい社会経済環境に対応するため、21行政経営推進本部の設置など、変化に柔軟、迅速に対応する姿勢を評価する」と賛成討論した。

調布・生活者ネットワークは、「徹底した節約は評価するが、それがサービスの低下を招くことのないよう」留意を要望した。

福祉に関して、「市民が望む新規事業の組み立てへの市民参画の検討や環境問題の取り組みを評価し賛成する」と討論した。

採決の結果、賛成多数で可決された。

国民健康保険事業特別会計予算では、日本共産党が、「保険税の二年連続値上げは認められない。不況減免を位置づけるべき」と反対した。

公明党は、「国保会計の必要経費は、一般会計にしわ寄せしないよう財源確保に努力されるよう願う」と賛成討論した。

自由民主党は、「国民健康保険は構造的問題があり抜本的な改革が検

討されているなかで、国保税の改正、一般会計の繰入金増額など懸念に取り組む姿勢が見られる。給付と負担のバランスの維持に努力されるよう願う」と賛成の討論があり、採決の結果、本件は可決された。

老人保健特別会計予算では、日本共産党が、「老人保健法が充足して以来、一〇年間で三回値上げされた。一方、国保から老人医療費への拠出金に対する国庫負担の割合は低下する一方である」と反対した。

自由民主党は、「保険、医療、福祉連携の根幹が老人保健制度である。費用は国民が公平に負担する制度の健全な運用が必要。本予算はその趣旨に沿った内容であり、賛成する」との討論があり、起立多数で可決されるなど、市長提出の議案三〇件はすべて原案どおり可決された。

議員提出議案は八件あり、「コメの安定供給に関する緊急意見書提出について」など二件が可決されたが、先述の、収賄事件に関連する調査特別委員会の設置についてなど六件は否決された。

一般質問では、五人の議員から、平成六年度の財政運営、公共用地取得や土地開発公社の問題、学校図書館の充実や給食、食育など教育問題、福祉行政におけるゆうあい公社の役割と評価などの質疑が交わされた。

平成六年第二回定例会は、六月二日から十三日まで会期二回定例会 二日間わたって開かれた。

前定例会の三月議会同様、会議に先立ち吉尾勝征市長から、職員の不祥事件について次のような報告がなされた。

「被告人は収賄の疑いで追起訴され、現在、東京地裁で公判中である。五月十日の公判で現金授受の確認ができたので、五月十一日付で懲戒免職処分とした。また、この事件の管理監督責任を明らかにするため、

三月二十二日付けで都市建設部の管理職三名を、給料の一〇分の一を一カ月、減給とする懲戒処分を行った。

市民の信頼回復のため、私をはじめ全職員が襟を正し、一丸となって再発防止に努めていく」と

と、重ねて理解を求めた。

市長提出の議案は、各会計補正予算三件、「調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」一件、工事請負契約二件、その他八件の計一四件が上程され、提出議案すべてが満場一致で可決された。

土地開発公社の経営状況の報告に関して、両宮幸男議員(日本共産党)から、下石原三丁目用地の取得目的が問われ、「代替地名目の土地に代替地と事業用地の二種類の性格があるのでは、報告書の意味が無い」と指摘した。

この問題は一般質問でも、小池一郎議員(日本社会党)が三月定例会に続いて取り上げている。

議員提出議案は八件あり、「調布市高齢者入院見舞金の支給に関する条例」が、日本共産党調布市議会議員団から提出された。同じ議案が、昭和六十一(一九八六)年九月定例会に提出され、否決されており、今回二度目の提出である。

日本共産党は、「老人保健法の度重なる改定で、高齢者の医療費負担は増え続けている。高齢者が入院した際に入院見舞金を支給し、老後の安定と福祉の増進を図るものである」と提案理由を説明した。

これに対し、自由民主党は、「予算を伴う条例を提出する場合は、事前に財源の見通しなどの調整をすべきであり、手続的な面が不十分である」と反対意見を述べた。

公明党は、「年齢が高くなるほど長期入院者が多くなるが、家庭の案件による社会的入院が含まれており、介護の問題を医療がカバーしてきた実態を認識する必要がある。今回の見舞金条例では解決策にはならない。現行制度の改善による適切な対応が必要」と反対の意見を表明した。

前回同様、議案を提出した日本共産党のみの起立で否決された。

一般質問には一〇人の議員が立ち、任期満了を迎える吉尾市長の四年間の実績を問う形で、文化会館たづくりの財政への影響、行政改革の推進、京王線の線増連続立体交差事業の取り組み、基地跡地利用計画の進捗状況、緑の保全基金の運用、市民参加のまちづくりの推進制度、リサイクル条例、新女性プランや男女共同参画社会、国際交流、市営住宅立替用地、教育環境問題、保健所問題、住宅政策などが問われた。

すべての審議が議了した後、吉尾市長から、「調布市長として二期目の任期を、皆様のご協力をいただき、大過なく終えようとしていることに感謝している。調布市の限らない発展を祈念して、四年間のお礼のこあいさつとさせていただきます」との言葉があり第二回定例会は閉会した。

平成六年第 調布市長選挙と調布市議会議員補欠選挙が七月十日に行
二回臨時会 われ、この結果に伴う臨時議会が八月一日、会期一日で
開かれた。

市長報告一件、工事請負契約一件の議案提出があったが、新たに市議会議員となった青木国明議員(自由民主党)の議席の指定や、三期目の当選を果たした吉尾勝征市長のあいさつを目的とする臨時会であり、すべて型どおり議了した。

平成六年第 平成六年第三回定例会は九月九日から二十二日まで会期
三回定例会 一四日間にわたって開かれた。

この定例会で、平成五年度水道事業会計決算の認定、平成六年度一般会計補正予算など、市長から一七件の議案が提出された。

水道事業会計決算では、日本共産党が、「料金引き上げ初年度の決算である。これまで問題点を指摘してきたので反対する」と討論した。

自由民主党は、「配水量が前年度より少なくなったものの増収となり、純利益約六億四八〇〇万円となったのは、十年ぶりの料金改正によるものであり、改正時期、改正内容などが適切であった」と賛成の討論を行い、賛成多数で認定された。

補正予算二件、法の改正などに伴う条例の一部を改正する条例は、「職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例」など五件、「調布市立特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター（仮称）新築工事請負契約」、そのほか八件の計一七件すべてが原案のとおり可決された。

議員提出議案は九件提出され、「被爆者援護法の制定を求める意見書提出について」など七件が可決されたが、二件は否決された。

一般質問は五人の議員が行い、平成七年度の予算編成方針、地方財政改革指針、財政基盤強化対策、女性の社会参加、子供の権利条約、中学校給食、市長選の結果、市長選挙の公約などが問われた。

平成六年第 四回定例会 平成六年第四回定例会は十二月六日から二十一日まで会期一六日間にわたって開かれた。

この定例会には平成五年度各会計決算及び平成六年度各会計補正予算をはじめ、「調布市文化会館たづくり条例」など議案三一件が市長から提出された。

平成五年度一般会計決算においては、市税が前年度を下回ったとはい

え、財政力指数は一・二六七、経常収支比率は七八・五と健全な数値であった。討論において日本社会党は、これを「投資的経費捻出のために事務事業の一〇％削減などの結果である」とし、「過去の債務負担の償還が重くのかかっている。土木費が多く、民生費、教育費が低く抑えられている」と反対の討論をした。

日本共産党も、「長期不況のもと、国の地方への負担強化が進められているが、吉尾市政は国に追従の姿勢である」と反対した。

これに対し、公明党は、「約一一億六〇〇〇万円の繰越額は、行政が努力した結果」と評価し、基金の取り崩しを最小限度にとどめるなど、バランスのとれた財政運営に努めたことがうかがえる。

自由民主党は、「厳しい財政環境にあつて、将来を展望した投資がなされている。また、市民生活に直結する課題に取り組み、積極的な施策を展開し、着実に推進していることを評価する」。

民社党も、「福祉における制度の充実や、教育文化の分野では文化会館たづくりの建設など、厳しい財政状況のなかで、限られた財源を効果的に配分し、着実な事業展開が図られた」。

自政会も、「様々な施策が展開できたことを高く評価し、今後も、財政の急速な好転は望めないなかで効果的財政運営が図れるよう期待する」。

調布・生活者ネットワークは、「市民要望をとらえた事業が滞りなく進められており、厳しい財政状況のなかでバランスの取れた決算になっている」と、評価、賛成する討論が続き、採決の決案、本件は賛成多数で認定された。

平成五年度国民健康保険事業特別会計決算についても、日本共産党か

ら、「国保税を七・一％引き上げたが、国の補助金削減を市民に転嫁して乗り切るもので認められない」と反対討論があったが、自由民主党は、「国の制度改定による地方財政へのしわ寄せについては強く改善を求めるが、地域保険として市民の健康の保持、増進に貢献している」と賛成討論があり、起立多数で認定された。

老人保健特別会計決算についても、日本共産党から、「老人医療費は無料化すべきところを、自己負担が拡大されており反対する」と討論があったが、民社党は、「年々増加している老人医療費を、国民全体で公平に負担することにより、安心して治療を受けられる体制を確保することが必要であり、本決算はこうした老人保健法の精神に沿ったもの」と賛成の討論をし、起立多数で認定された。

日本共産党は、「用地特別会計決算についても、債務負担行為の限度額を超えている疑いがある。不要不急の土地を取得しており認められない」と反対したが、日本社会党は、「債務負担行為限度額は前年度に比べ約二分の一に下がっている。繰り上げ償還もなされており、後年度負担の軽減が図られており極めて好ましいと考える」と賛成を表明した。

自由民主党も、「公共事業推進には用地取得は必要だが、経済の激変状況のもと、取得を大幅に抑制し、財政の健全化に寄与している」と賛成し、採決の結果、起立多数で認定された。

下水道事業特別会計決算についても、日本共産党は「社会資本の一つである下水道に税外負担を求めるべきでない、一般市民の負担率が増えた」などの理由により反対した。

民社党は、「下水道事業の経費の半分以上は一般会計からの繰入金である。仮に繰入金で一〇〇％賄ったとしても、あるいは使用料で一〇〇

％賄ったとしても市民の負担にわかりなく、使用頻度や使用量によって料金を定める方が公平な扱いであるとの立場から、繰入金減額を評価する」と賛成の討論をした。結果は起立多数で認定された。

「調布市文化会館たづくり条例」については、日本共産党から修正案が提案された。

修正の内容は、原案の使用料の設定が、一平方メートル当たり約三〇円であるのに対して、一平方メートル当たりおおむね一〇円とするものであった。

修正案が否決された後、原案が満場一致をもって可決された。

文化会館たづくり条例の制定に関連して提出された、「調布市グリーンホール条例」、「調布市公民館条例の一部を改正する条例」の二議案は満場一致で可決された。

同様に、「調布市総合福祉センター条例」は、調布市市民福祉会館条例の改正に伴い、従前の総合福祉センターを独立した施設として位置づけるものであるが、これにも日本共産党から修正案が提出された。

採決では、修正案は否決され、原案のとおり可決された。

「調布市立保育園条例の一部を改正する条例」は、上布田保育園の運営委託先を財団法人東京都福祉振興財団から社会福祉法人東京かたばみに変更するという提案で、運営のあり方について話し合いを尽くしてほしいとの陳情が父母会から出されていたが、不採択となっていた。

これを受け、条例審査でも、日本社会党、日本共産党が、「この提案はいわば見切り発車である」と反対の意見を述べた。

公明党は、「協議をさらに重ねること」を要望しつつ賛成、自由民主党も、「住民ニーズの多様化に対応するには、公設民営が最良の方式で

ある」と賛成の討論があり、原案のとおり可決された。

平成六年度一般会計補正予算は、都市計画道路の整備、高齢者対策などいづれも必要なものであると自由民主党が賛成討論したのに対し、日本共産党は、「国庫補助金の一般財源化は住民への負担転嫁である」と反対した。

調布・生活者ネットワークが、「この補正は、上布田保育園の委託先変更を前提としている予算である」との理由から反対討論をしたが、採決の結果、可決された。

この結果、市長提出の平成五年度各会計決算五件、平成六年度各会計補正予算八件、条例一三件、その他五件の三二件の議案すべてが原案のとおり可決された。

議員提出議案は九件あり、「三鷹都市計画道路三・二・二号線（通称東八道路）への地下鉄導入を要望する意見書提出について」など、四件が可決されたが、五件は否決された。

一般質問では、七人の議員から、ごみ最終処分場の問題、自然保護回復の問題、市民参加の形、学校週休二日制、高齢者福祉、バリアフリーなど福祉問題、地域福祉計画の進捗状況、緊急財政対策など市政全般について質疑があった。

平成七年第 一回定例会は三月一日から十七日まで会期一

一回定例会 七日間にわたって開かれた。

市長提出議案は、平成七年度各会計予算六件、平成六年度各会計補正予算六件、「調布市減債基金条例」など新規条例四件、「調布市印鑑条例の一部を改正する条例」など条例の一部改正一五件、「調布市休憩所設置及び管理条例を廃止する条例」、「調布市民交、通災害援護金支給条例を

廃止する条例」の条例廃止二件、人事などそのほか八件の計四一件が提案された。

開会初日、吉尾市長は平成七年度の施政方針において、一月十七日に起きた阪神・淡路大震災に触れ、防災体制の抜本的見直しに着手したと報告、市政運営については全庁挙げて行財政改革に取り組み決意であること、これからのまちづくりは、市民と行政が手を携える協働の市政運営であり、新たな連帯を目指していきたいとの考えを述べた。

これに対する七会派による代表質問で、その全員が市の防災対策について質問し、防災計画の見直しをはじめ、避難通路の点検など、防災対策についてあらゆる角度から論じられた。

財政の展望と21行政経営推進本部による行財政改革指針が問われ、重要課題優先、ゼロベースで再構築に臨むとの姿勢が示された。

地方分権について市長の見解が問われ、国から地方への権限委譲だけでなく、市民への分権により、手づくりのまちづくりが推進されるとの考え方が示された。

そのほかにも、基地跡地利用に係る周辺対策、文化会館たづくりの事業展開などについての質問や、空き教室を福祉施設として活用の提案、地域福祉向上への市民の潜在能力の活用、市民と行政の協働によるまちづくりについての考えなどが問われた。

平成七年度一般会計予算は、前年度に比べ一〇八億三六三万八千円少ない総額六八四億二〇八万円と前年比一三・七％の減となった。

予算規模が前年度を下回るのは昭和五十八（一九八三）年度以来一二年ぶりのことであるが、文化会館たづくりの建設が終了したことによるものである。

しかしながら、市税総額は三七七億三三〇万円と二年連続して前年を下回るといふ厳しい財政環境であり、前年度同様、起債の積極的な活用、基金の弾力的運用など財源確保に苦心した予算編成である。

歳出では、民生費が二二六億九〇〇万円に伸び、歳出総額の三三・二%を占め、構成比第一位となった。

討論では、日本社会党は「公債費比率の上昇は行財政運営の失敗、需用費などの大幅削減は日常業務に支障をきたす恐れあり」と反対。

日本共産党も、「国の補助金削減、減税補てん債での対応などは容認できない、福祉、教育切り捨ての都市整備重視予算である」と反対した。

公明党は、「財政状況厳しいなか、行財政改革指針に沿って市民福祉の向上に努力したことがうかがえる」と賛成。

自由民主党は、「事務事業の徹底した見直しなど歳出抑制に努めた防災予算に積極的に取り組んだことなどを評価する」と賛成。

民社党は、「限られた財源を重点的、効率的に配分、社会情勢の変化に適切に対応した予算」として賛成。

自公会、調布・生活者ネットワークからも、「厳しい財政状況のなかで必要な事業に配慮されている」と賛成討論があり、採決の結果、本件は起立多数で可決された。

平成七年度国民健康保険事業特別会計予算、用地特別会計予算、老人保健特別会計予算についても日本共産党から反対討論があったが、起立多数で可決された。下水道事業特別会計予算、水道事業特別会計予算は満場一致で可決されている。

「調布市減債基金条例」については、日本共産党が、「政策減税の財源を減税補てん債という形で、地方自治体に押し付けることには納得でき

ない」と、基金の設置に反対した。民社党は、「長期にわたる財政負担の平準化を図るため基金設置は必要である」と賛成。日本社会党からも、「従来から基金の設置を求めてきた、時宜を得たものである」と賛成討論があり、賛成多数で可決された。

人と自然が共生し、持続発展できる環境を次世代に継承することを目的とする「調布市環境基本条例」が、満場一致をもって可決、制定された。

文化会館たづくりに関連する「調布市財団法人に対する助成等に関する条例」「調布市立図書館条例」も可決、制定されている。

平成六年度国民健康保険事業特別会計補正予算について、日本共産党は、「国が責任を持つべき制度であるにもかかわらず、国庫負担金の一部が一般財源化されたことは容認できない」と反対。

自由民主党は、「保険給付費などやむを得ない不足額の補正であり、医療費給付は、被保険者の福祉の確保から必要」と賛成の討論があり、起立多数で可決された。

市長提出議案四一件はすべて原案どおり可決された。議員提出議案一〇件のうち、「ボランティアや市民運動育成の条件整備を求める意見書提出について」など七件は可決、三件は否決された。

最後に、今期をもって勇退する吉田洋一、青木国明、川口三八、園田治夫、飯野久子、村上精二、鈴木良雄の各議員からあいさつがあった。次いで任期満了となる寶珠山琢教育長のあいさつ、吉尾勝征市長のお礼の言葉があつて今期最後の議会は幕を閉じた。

この議会をもって、前記七名のほか、曾根崎順子、広瀬美知子、福田正夫の三名、合わせて一〇名の議員が新しい議員と交代した。

六月定例会の一般質問で、福地正夫議員（日本共産党）は、「この改正で地域団体が行政の下請け機関となる危険はないか」と尋ねている。

市は、「この制度改正により、自治会などの住民自治組織の社会的活動における制約が少なくなり、行政のパートナーとして地域課題への取り組みなどがしやすくなった」との見解を示している。

地方分権とパイ 平成五年六月、地方分権の推進に関する決議が国会
ロット自治体 で可決され、翌六年十二月、地方分権の推進に関する大綱指針が閣議決定された。

平成六年第一回定例会における所信表明において、吉尾市長は、「個性的で魅力あふれるまちづくりを進めていくためには、地方公共団体が独自性を発揮し、自主的、主体的に施策を進めていけるよう自治権の拡充が必要であると考えている。

調布市は、国が地方分権推進の一環として打ち出した地方分権特例制度、いわゆるパイロット自治体に名のりをあげるべく検討し、地方自治権の拡大に向けての取り組みを進めたい」との考えを表明した。

地方分権特例制度とは、特定の市町村が実施する、許認可、補助金、起債の手続き等の簡素化などについて、国に直接政策提案し実施できるという特例制度である。

代表質問では日本社会党、調布・生活者ネットワークから、パイロット自治体制度の特例措置を受ける対象事業などが尋ねられた。

市長は、すべての事業を対象に選定作業を進めていると状況を説明した。日本共産党は、「政府が進める地方分権は、地方分権の名による国の責任放棄と地方自治の再編を目指すものであるとし、この政府の進める地方分権に何を期待するのか、パイロット自治体に名のりをあげる意

味はどういうことなのか」と尋ねた。

市長は、「地方分権は、地域の特色や自主性を反映させたまちづくりを進めるためや、さまざまな課題をより身近な自治体で解決し、住民福祉の向上に寄与するものとして、また、市民の市政への参加意欲を高めるものとして必要である」との考えを示した。

パイロット自治体制度については、「具体的メリットの多少にかかわらず、地方分権への突破口になることを期待しつつ、取り組みたい」と、積極的に取り組む姿勢を示した。

公明党からの、「パイロット自治体制度への申請により、自治権の拡大をどのように考えているのか」との質問に答えて、「地方の問題は地方の責任と権限でという流れのなかで、機会あることに積極的に取り組んでまいります。その一つの取り組みがパイロット自治体であり、地方分権の推進にとっては先駆的な使命を担っているものと考え、申請に向けて取り組みます」と決意を語った。

調布市は、第二次申請期限の平成六年六月末に、児童数の減少で生じた小学校の余裕教室を、ふれあいを目的とした高齢者給食サービスに活用する事業を特例制度として申請し、国の指定を受けて、平成八年度からの実施を目指して準備に入った。

行政事務の公正の確保 平成六年第四回定例会では、吉田洋一議員（日本社会党）の、

「十月から行政手続法が施行され、自治体も所要の措置を講ずるよう努力義務が課せられているが、調布市の対応について」の質問に対して、「市民に対する行政指導など行政の意思決定に関して、あらかじめ審査基準や処分基準を明らかにし、各窓口で公表できるように対応した」との説明があった。

「これにより、行政運営の透明性が向上するものと考えており、清潔、公正、信頼を旨とする吉尾市政の立場から、この法の趣旨にのっとり条例化の準備を命じている」と、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ろうとする調布市の意欲を示した。

平成四年第二回定例会に「調布市の休日に関する
週休二日制の導入
条例の一部を改正する条例」が提案された。

平成四年四月二日に地方自治法が改正され（同年五月一日施行）、すべての土曜日が地方公共団体の休日となり、調布市も従来の隔週休日二日制に代わり、完全週休二日制を導入するという提案である。

提案に先立つ平成四年三月定例会の代表質問で、「市役所や市の施設の閉庁によるサービスの低下のおそれは無いか、市民サービスを後退させないための対策はどうなっているか、他の勤務日の職員の労働強化にならないか」などの質問や意見が各会派から寄せられた。

「庁内に検討委員会を設け、秋には導入という方向が打ち出されておりますので、市民の理解とご協力が得られるよう具体策を検討し、準備を進めてまいります」と答えがあった。

その秋、十月一日から市役所などの公共機関は完全週休二日制が実施され、土曜日、日曜日は閉庁となった。

競争から連携へ
平成五年第二回定例会において吉田議員から、地方
制度調査会が答申している広域連合について市長の

考えが尋ねられた。

「自治体で解決困難なごみや産業廃棄物処理対策など、既に一部事務組合で行われているが、さらに権能を拡大強化した広域連合で、課題解決に取り組む考えはないか、自治体運営は競争から連携の時代に入

り、公共施設の共同利用や催し物の広報相互掲載など行われている。地方分権を進めるためには、近隣市との協力が必要だと思われるが」との質問であった。

市長は、「単一の自治体では解決できない行政課題が近年顕著になっている。広域的な課題を共同して解決するシステムが必要であると痛感しており、広域連合制度は一部事務組合の枠を超えて、極めて現実的な制度であると評価している」と、制度化を待望する見解を示した。

平成七（一九九五）年の第一回定例会施政方針では、「住民自治を推進するためには、地方分権の推進と、広域的な行政運営が不可欠であり、引き続き、環境、文化、防災等の広域連携に取り組んでまいります」と語っている。

二 市民と行政の協働を目指して

平成四年第一回定例会の施政方針で吉尾勝征市長は、「まちづくりの基本は、市民の合意と協力が不可欠であります。そのため、市民会議やシンポジウムを開催し市民のご意見を伺う機会を拡大し、まちづくり事業の促進を図って参ります」と、市民の意見を聞く機会を多くすることを表明した。

この議会的一般質問で、大須賀浩裕議員（自由民主党）は、「行政と市民を結ぶ広報を読みやすくする工夫が必要、市民からの提案もどう具体化されたか見えてこない」と、市民参加の前提としてのコミュニケーションの不足が指摘された。

平成五（一九九三）年の施政方針では、「清掃条例」を全面的に改正する『リサイクル条例』は、市民参加の方法で作成してまいります」と、条例作りへの市民参加を強調した。リサイクル条例は、一般市民を

主体とした「条例策定委員会」により二月から検討が進められていた。

さらに、平成六年第一回定例会における所信表明では、「今後は広く市政運営の根幹にかかわる重要案件についても、市民の総意としての意思を的確に集約し、政策形成に反映できる制度の確立を検討いたします」と、施策全般にわたり、従来の策定過程における参加から、政策形成段階において市民の合意形成が図られる制度を検討することを宣言した。

代表質問で日本共産党は、「『重要案件についても市民の総意で』と述べているが、それならば、市政の主人公は市民であるということ、市民は市政の政策立案、決定、実施のすべてに参加することができることを明記した条例を制定すべきである」と市長に迫った。

吉尾市長は、「現行のまちづくり市民会議において多くの意見をいただき、市政に反映させてまいりましたし、個々の具体的問題についても、公募などにより市民の方々の参加をいただいておりますのでご理解ください」と、条例制定についての回答は保留した。

かねてから、市政への市民参加を標ぼうしている調布・生活者ネットワークは、行政と市民が一緒になって計画をつくるのが大事であり、市民もともに作った計画なら責任を持って協力するだろう。多様な市民の意見をまとめるのは大変なことだろうが、すばらしいことと賛意を表しながら、この制度を作るところから市民参加を実現し、構成には女性の数を多くし、社会的弱者も加え、幅広い構成となるよう要望した。

また、「まちづくり推進要綱」が制定されることを評価し、住民の自主的なまちづくり活動とは具体的にどのようなことかと説明を求めた。

市長は、まちづくり要綱は、計画づくりから実施に至るまでの過程

で、住民が主体的に参加できる仕組みを保障するとともに、住民と行政それぞれの役割を明確にして、住みよいまちづくりを目指すものである。

住民主導で自分たちのまちの将来像や、実現を図るためのルール作りを提案していただくものであり、市は、人的、技術的援助のほか、財政的な面でも支援を図るものであると、その狙いと制度を説明した。

政策形成に市民の総意が反映できる制度とは、どのような制度を考えているか、各自治体のまちづくりで取り入れられているワークショップの手法を導入してはどうかとの提案に対して、吉尾市長は、市民参加のあり方について次のような見解を語った。

「これまでも施策の策定過程や市政運営の様々な機会に市民のご意見をいただいております。しかしながら、地域の問題は、住民の考えを主体にすべしとの意識が高まっており、市が方針を示して、意見を聞き、施策に反映させるという方式には限界を感じており、政策形成に住民の意思が直接反映できるシステムを確立していかなければならないと考えております。提言の趣旨は十分受け止めさせていただき、多様な市民参加システムの構築に向け検討してまいります。

中央では地方分権論が華やかだが、市役所と住民との間にも分権の問題があると思います。市民生活から出る発想をどうシステム化、制度化して活かすかが課題ではなからうかと思っております。」

平成六年七月十日の市長選後の第三回定例会において、雨宮幸男議員（日本共産党）、小池一郎議員（日本社会党）から、選挙戦の公約であった市民参加の市政とは何を考えているのかとの質問が浴びせられた。

吉尾市長は、ここでも、「これまでの市民参加は、行政が市民の声を聞き、これを行政に反映させる形であった。しかし、本質的な市民参加

とは、市民自らが自己の責任において主体的にかかわることと考えている。試行錯誤を重ねながら新しいシステムを模索してまいりたい」と答えた。

平成七年三月の議会、この期の最後の代表質問である自由民主党から最後の質問は、地域のコミュニティ形成に関するものだった。

「行政や地域社会に関する市民の関心は薄らいでいるが、先の阪神大震災に見られるように、地域住民の諸活動が大きな役割を果たした。市民が地域社会の構成員としての自覚を持ち、行政に頼るばかりでなく、自ら安全で住みよい地域社会を実現するためコミュニティの確立を図らねばならない」として、市民の意識の高揚を図る方策と地域自治会などのあり方について市長の見解が問われた。

市長は、

「市内には地域活動を一生懸命やつておられる方がいらつしゃいます。が、残念ながら一部の方に限られ、その輪が広がらない面があります。市民参加を行政運営の基本に置き、市民が主体となったまちづくりを進めるなかで、地域コミュニティの形成を目指すこととしました。

このためには、行政としては情報の提供と、市民が身近な問題を話し合う場の設定に努め、市民が主体となってまちづくりを話し合える組織づくりへと発展させていくことが必要と考えております。

組織をバックアップし、育てていくシステムを構築することにより、地域ごとの市民会議のネットワークが築かれ、自治会など地域組織もこの中心的なものとして参加されるものと考えております。

市民一人一人の自主的な参画と市の協働による安心して住みやすい、愛着を持って住み続けられるまち『すてきにくらしたい・愛と美のまち

調布』のまちづくりに全身全霊を打ち込んでまいりたい」と、決意を述べ答弁を閉じた。

三 新女性プランの策定

この期の調布市議会の女性議員は六名であるが、「国際婦人年」であった昭和五十（一九七五）年、調布市議会の女性議員は飯野久子、児玉美年子、竹部好子の三名であった。

この年、「国際婦人年世界会議」がメキシコシテイで開かれ、各国の男女共同社会の実現に向けて、各国のとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択された。

これを受け、我が国では、婦人問題企画推進本部が設置され、昭和五二年「国内行動計画」が策定され男女共同社会への取り組みが始まり、昭和六十二（一九八七）年には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「新国内行動計画」が策定された。調布市も、昭和六十三年「調布市婦人行動計画」を策定している。

平成三年、国は「西暦二〇〇〇年に向けての新国内行動計画」と題する改訂計画を策定し、国内の取り組みも新しい段階に入る。調布市においても、平成四年三月定例会の施政方針で、吉尾市長は、女性の自立と社会参加について、社会における男女両性の共通課題として認識し、あらゆる分野で、真の男女共同社会作りを努めてまいりますと、その認識を示している。

代表質問では、「婦人会館が手狭になっている」、「活動拠点となる施設の充実と行政の各審議会委員などへの女性の登用を求める」という要望や、「男女が自立した平等社会を実現するには、計画や制度の改革と同時に、意識の変革なくしては実現しないと考えるが」など、市長の考

えを尋ねる質問が発せられている。

男女共同社会実現への取り組みの拠点である女性会館の建設については、その後の議会においても、再三問われているが、女性の活動の場として市民文化プラザが有効活用できるように配慮している。活動の拠点づくりは将来課題としたい、との見解が示されている。

意識変革は男 意識変革の問題について市長は、「女性の問題は裏を返す性別の問題 せば、男性側の問題でもありません。昭和五十（一九七

五）年の国際婦人年を契機に女性問題に取り組み、男女雇用機会均等法の制定など積極的に推進され、女性の社会参加も活発化されてきました。女性の社会参加は法律や制度の整備だけでなく、伝統や習慣の中に残っている意識を変革しないと解決しないと考えています。この問題は男性側の意識改革が不可欠であり、今後も、さまざまな施策の展開を図り、真に男女平等が確立した社会の実現に向けて努力してまいります」と、男性側の意識改革を強調した。

平成四年第二回定例会では、佐々木功議員（公明党）が、女性がより輝くためのうろおいのある条件整備について、と題して、手狭になった婦人会館の建設、職業や家事を持つ女性のため行事の夜間開催、多摩川の河川敷への公衆便所の設置、女性向けにわかりやすいガイドブックの作成などを要望した。

佐々木議員は、前年第四回定例会議会でも、「働く既婚女性の増加による保育園の充実や、老人介護の九〇％は女性が負わされている、母子家庭の経済問題など女性の課題は多い。女性の声を施策に反映させ、支援を強力にすべきである」と女性の側に立った質問をしている。

市政への女性 平成四年第三回定例会で飯野久子議員（日本共産党）の参加機会 は、「国は新国内行動計画を作り、今までの男女共同参

加型という表現を男女共同参画型と改め、方針決定の場に女性が係わるよう見直した。いま、調布市の行政委員会の女性委員はゼロである、行政委員会の委員に女性を五〇％登用すべきである」と、政策方針決定の場への女性の積極的登用について、市長の見解を迫った。

市長は、「女性は住民の約半数を占めている。とりわけ男性以上に日々の暮らしの中で地域に密着して暮らす女性が、いろいろな領域の意思決定に参画することは極めて大切なことと認識しており、男女共同社会の一つとして各種委員などへの登用に努めているが、行政委員会についてはご指摘のとおりであり、今後努力してまいります」と答えた。

平成五年第一回定例会の代表質問では、各種審議会等への女性参加について、一定枠を設けるクォーター制の導入を求めるとの質問が出たが、市長は、各種審議会委員に、今後も女性の登用を図ってまいりたいと答えるにとどまり、クォーター制については言及しなかった。

母子世帯への対策 平成四年第三回定例会で飯野議員は、増加傾向にある母子世帯で一番困っていることは経済的なこ

と、二番は住まいの問題ですと前置きして、母子寮の広域措置実現の見通し、市内にある社会福祉法人の母子寮への支援、母子世帯用の市営住宅の建設などについて質問した。

市からの回答は、「東京都の母子寮が区に移管され、市部からの利用が難しくなった。社会福祉法人の運営は都の指導に基づいており、市の関与は難しい。低所得者向け住宅は、今後、住宅計画の中で検討していく」など、市長の意気込みとは異なる事務的な答弁に終始した。

新女性プラン 平成五年第一回定例会の所信表明で吉尾市長は、社会環境の変化にマッチする「新女性プラン」の策定準備に取りかかることを明らかにした。

また、「法制度は整備されたが、伝統や慣習に残る男女差別意識を変えることが肝心なこと」との質問に対して、「要は、女性よりも男性の意識がそこに至らない限り世の中は変わらない。女性がいくら主張しても、男性が『何言ってやんでえ』というのでは男女差別は無くならないわけです。機会あるごとに男性の意識啓蒙に心を注いでまいります。女性の意見や活動を市政に生かすための施策は、新女性プランの中で、これからの時代に対応した女性施策を検討してまいります」と答えた。

平成五（一九九三）年十二月、新女性プラン策定懇話会が発足した。

平成六年の第二回定例会で、広瀬美知子議員（日本社会党）は、「男女共同社会の実現を目指して」にテーマを絞り質問を繰り返した。

新女性プランを作ろうとしているが、現在の婦人行動計画の中間総括、社会情勢の変化に対する認識、新しいプラン策定の推進体制が十分ではないかと問い、新女性プランでは、女子差別撤廃条約の規定や認識が不可欠であり、この方向を打ち出すことが課題であると主張した。

また、行政の女性問題解決への姿勢が現れる活動拠点を作る必要があると、女性センターの機能を文化プラザに求めた。

最後に、男女混合名簿問題を取りあげ、「男子が常に先、女子が常に後というのは、男性が主で、女性が従という思考体系すら想像させる。

男女平等教育へのステップとして男女混合名簿の採用に向け努力をしていただきたい」と要望した。

市長は、調布市婦人行動計画、女性の自立と男女共同社会の建設を総括して、「行動計画を策定した昭和六十三年当時に比べ、女性施策には相当大きな成果があったと理解している。女性施策は一朝一夕に効果があがるものではなく、まだまだ遠い道ではありますが、一歩一歩根気強く取り組んでまいります。平成七年には新女性プラン策定協議会を設置し、新たな計画策定に取り組み、男女平等社会の実現を目指してまいります」と、調布市における男女共同参画についての展望を示した。

四 新たな行財政運営を目指して

21行政経営推進本部の発足 行政需要が多様化するなかで、地方財政を取り巻く環境は厳しさの一端をたどっていた。

平成五年第一回定例会、民社党からの代表質問で、限られた財源をもつて新しい時代の市民サービスの向上を図るには、全庁的見地から事務事業の見直し総点検運動的なものを、時間をかけ腰をすえて実施してはどうかと問いかけられた。

吉尾市長は、事務事業の大胆な見直しにより、新しい時代に適応した柔軟な行政組織へ再編していかなければならないとの認識を示している。

平成六（一九九四）年二月、これまでの行財政体制を見直し、二世紀に対応する市政の運営方針を策定するため、市長を本部長とする「調布市21行政経営推進本部」が発足した。

推進本部は、長引く不況のもとで、収入の伸びが期待できないなかにあつて、行政需要の多様化と重要課題の増大に対処し、引き続き活力あるまちづくりを推進することを目的に、運営方針策定の柱を

一 行政の効率的な運営

二 財政の健全な運営

三 地方分権

の三本とし、秋をめどに検討が進められることになった。

三月の定例会での施政方針において吉尾市長は、今日の我が国は、戦後半世紀にわたった政治、経済、社会の基本的な構造にほころびが生じた大きな変革が求められている。このような深刻な状況下にあつて、子孫に誇れるまちづくりを目指すためには、厳しい行財政運営におけるリストラも、もはや避けて通ることのできない時代の要請となつている。

本市はこれまでも自前行革に取り組み成果をあげてきたが、二一世紀に向かつてまちづくりを展望すると、行政需要は多岐にわたたり、財政需要は膨大を極めるものとなる。

これからは、単なる自治体運営から自治体経営的な発想へと転換し、行財政全般にわたり徹底して効率性を追及していかなければ、将来に禍根を残すこととなる。このため、「21行政経営推進本部を設置し、職員の英知を結集し、脈絡と続けてきた行政運営の根幹をも覆す気概をもつて、将来を見据えた行政運営のあり方と財政構造の確立に向け展望を見いだしてまいります」と決意を表明した。

日本社会党からの代表質問、推進本部の役割と将来の展望はとの問いに、推進本部は行政全般にわたり総点検していくものである。単に行政を身軽にしようという企業的な減量策やコスト論を導入するだけでなく、市役所のあり方を、これまでとは違った経営的視点から検討し、再編、整備を行うと答えた。

日本共産党は、「住民本位の効率的行財政運営は当然のことだが、今度の行革の目的も一層の開発優先の行政運営を強行するための財源づく

りであり、自立自助の名のもとに施策の切り捨て、受益者負担の名による公共料金の値上げを危惧する」と批判した。

調布・生活者ネットワークは、「自治体といえどもリストラは必要であるが、行政には効率性の尺度だけでは計れない福祉、文化などの分野もあり、視点を間違えないようにと要望しつつ、経営的発想とは何か」と尋ねた。

これまでの自治体運営は民間企業と異なり、公共性、公平性、法的妥当性などが基準となり、コスト論を多少脇において行われてきた。市役所という事業所で、収入をどう確保し、コストを抑え、市民である株主に福祉の向上という配当をしていきたいとの説明がなされた。

民社党は、「経営的発想とは、具体的にはどのようなポリシーで見直しをするのか」と、そのイメージを尋ねた。

市長は、「激変する時代の渦中にあつて、市民に責任を果たす役所づくりを目標に、削除すべきもの、充実させていくものなどについて総合的に検討して具体化を図ってまいります」と答えた。

公明党は、「自前行革で行った組織の減量化や民間委託化のほかにとどのようなことを考えているか、地方分権への取り組みを入れたのはどのような理由か」と質問した。

市長は、「コスト論のみを視点とした行政の減量化や民間委託を進めるだけでなく、新しい時代にふさわしい体制や行政の方向を提示する。市民や企業の参加などによる、地域全体の福祉向上の仕組みづくりも検討を進める。また、共通課題の解決に向けて、近隣自治体とも協力・共同するなど広域行政への取り組みも推進する」と答えた。

新しい仕組み 吉尾市長はさらに、「我が国は、長く続いた一つの時代が
みへの変革 終わり、新しい仕組みにつくりかえる変革の道を歩み始
めた。当然、地方自治体も新しい時代に対応するための体制整備や運営
方法の改善が要求されている。

従来の中央集権的な全国一律行政は既に制度疲労を起こしており、弊
害がいたるところで顕在化している。今までの行政は国の定めた基準ど
おりに進めればよく、地方自治体にも国に対して依存する空気が根強く
存在したことは否定できない。自治権拡充は長年の願望であり、行財政
運営の総点検は地方分権を視野に入れ、期を一にした取り組みを進めて
いく必要があると考えている」と語った。

自由民主党からは、改革に当たっては市民の声を聞き、十分に説明
し、血の通った改革をと要望があり、市民の声の反映策、また、職員の
やる気を喚起する人事体制についての考え方が問われた。

市長は、「変化にダイナミックに対応する行政、わかりやすく効率的
な行政、个性的で活力のある行政の三点を基本として、市民の意見を十
分聞き、理解と協力を得る中で、血の通った改革を進めたい。

市民の声を活かすとともに職員参加も進めたい、人事政策については
若手の覇気や、女性の感性といった潜在能力の活用、能力主義に立脚し
た昇任制度など、新たな人事制度の確立に向けて努力していく」と答え、
行財政改革についての一連の質疑が終わった。

調布市行財政 八月に発表された調布市行財政経営指針について、九
経営指針策定 月の第二回定例会では一般質問に吉田洋一議員（日本

社会党）が立ち、行政運営の公平性、公正性、透明度の確保について見
解を求めた。また、事務事業の廃止、凍結を行えば市民生活に影響が出

るが、市民団体との協議や庁内論議、また資料提供が必要との質問に、
吉尾市長は、「公平性、公正性、透明度の確保について今後、手法を研
究したい。市民生活に直接影響する事業などの見直しについては各市民
団体や庁内論議を十分保障する。可能な限り資料を提供するとともに、
各種手段により周知を図っていきたい」と答えた。

両宮幸男議員（日本共産党）も、行財政経営指針と自治体リストラに
ついて激しく質問を展開した。すなわち、事務事業費の一律二〇%削減
の発想が間違いであり、敬老手当の廃止などは、高齢者に対する吉尾市
長の基本的姿勢が表れていると断じ、地域福祉計画が策定されたが、経
営指針と福祉計画の整合性はどうか、見直し内容は市民に負担と
犠牲を強いているが、一方では、開発関連計画事業の見直しは手つかず
であるなど、このような問題を抱える本指針の撤回を要求すると迫った。
さらに、調布市が指針を策定する背景には自治省主導の自治体リスト
ラの動きがある。今回進められている国の改革は財源保障もなく、仕事
だけを自治体に押し付けるものであり、毅然と対立する市長の決意を伺
う。

また、行政改革とは、行政分野への市場原理の導入であり、市場の創
出に過ぎない。地方財政の危機はバブル経済が崩壊した後、不況対策と
して公共事業を拡大し、その財源を地方に押し付け、国の負担すべき補
助金、負担金を切り捨て、地方に負担させたところにある。

責任は国や財界ばかりでなく市長にもある。文化プラザの予算増額や
都市基盤整備優先と毎年一〇〇億ずつ三年間も用地を買い続け、後年度
負担で首が回らない状態に陥っている放漫経営の責任を、市長は自覚さ
れているかと、市長の見解を求めた。

吉尾市長は、

「行財政改革を進めるといふことは、単に財政が厳しいからということではなく、将来展望に立った総合的なまちづくりの一環であり、高齢化、少子化、国際化、地球環境問題など抜本的課題が山積みしているなかにあつて、市民と行政が協働して、これらの解決を図り、手づくりのまちづくりを進める取り組みである。

開発優先について意見を異にするが、都市基盤整備は、高齢社会となつてからでは税財政の収支からますます困難と見込まれ、いまインフラの整備に力を入れるのは、現代に生きる我々の責務と考えている。

公共サービスという性格から、企業経営と同列に論ずることはできないが、市民の貴重な税金を財源として行うものであるから、その必要性、効果性、あるいは公平性、効率性という視点に留意しながら、常に事業の点検をしなければならないと考えている。

本指針は、自治省などとは直接関連なく、本市独自の認識に基づき改革を進めるものである」。との見解を述べた。

かみ合わない議論

十一月十七日に全員協議会が開かれ、「調布市行財政改革指針」が説明された。指針は、「新たな行政課題」、「行政の効率的な運営」、「財政の経済的な運営」、「緊急財政対策」の四部から構成され、事務事業、市役所組織、職員定数などを三位一体として行財政改革に取り組みとしている。

説明後の質疑では、「移管、統合、節減、縮小、凍結、廃止の六区分とされているが、充実がないのは何故か」、「福祉、教育の分野は大部分が人件費である。二〇%カットは人員削減になり、サービス低下とな

る」などの批判が聞かれた。

十二月の第四回定例会の一般質問では、福地正夫議員（日本共産党）が、「十月七日付けの自治省次官通達『地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について』は、庁内に行革本部を設置せよとか、行革大綱を定めよなどと行革のやり方を指示しているが、これは地方自治権を脅かすものだ」と、九月議会における兩宮議員と同趣旨の質問を展開した。

市長は、「国・地方を問わず、いまや行財政改革は避けて通れない緊急の課題であり、行革そのものが、福祉や教育の切り捨てだという主張には、見解を異にする、かみ合わない議論を重ねるつもりはない」と返し、「今回の行財政改革が自治省に倣つたものだと指摘については、時期的な関係から考えても、国との直接的関係はない」と繰り返した。再質問の福地議員は、「行革、自治体リストラはだれのためなのか、大企業と財界による企業社会のための行革である」と一方的に断じ、指針の根本的転換を要求すると述べて質問を終わった。

続いて質問に立った任海千衛議員（日本共産党）も、行財政改革指針について全面批判を展開し「無駄を省き、効率的な行政運営を心がけることは当然だが、福祉、教育、暮らしの予算を削り、さらに投資を優先させる開発偏重、都市基盤整備優先政策のゆがみを正し、バランスの取れた行財政運営へと転換を図るべきである」と主張した。

これに対して吉尾市長は、自分の主張を述べ、一切曲げないで繰り返すだけではなく、「立場は違うが、どこか歩み寄るといふような、そんな気持ちでご指導願えればありがたいのだが」と前置きして、「財政は破綻したとの指摘だが、そのような事実はない。

大規模投資事業など開発偏重うんぬんについては、ご意見はご意見としながら、将来のまちづくりを視野に入れ、行財政の運営を行ってまいりる所存である」と答えるなど、論議は終始かみ合わなかった。

平成七年第一回定例会の施政方針で吉尾市長は、「二一世紀を展望したまちづくりを視野に置きつつ、引き続き行財政改革を断行し、今後三年間を目標に思い切った施策の転換を図り、弾力的かつ効率的な行財政運営が図れる基盤の確立を果たすべく、全知全能を傾けて、この難局に臨んでまいる覚悟でございます」と決意を表明し行財政改革にまい進した。

厳しい財政事情

この期の初年度に当たる平成三年度の一般会計当初予算は五七七億円であったが、実質最後の年度である平成六年度の一般会計当初予算は七九二億円と膨れ上がり、その伸び率は三七・二六％と異常な伸びとなる。平成六年度は前年度と比べても一三・九六％と高い伸びを示している。

この伸び率は同じ年の国の予算が対前年比二％、都の予算がマイナス二・五％であるから、異例の伸びといえよう。

この数値はほかでもなく、文化プラザ建設の事業量がこの年度に集中したためであり、文化プラザ関連予算約一五五億円を除くと前年度を下回り六三七億円となる。

前年を下回る市税

歳入の根幹である市税は三九三億円と、前年度より約一八億円も少ない額となった。市税予算額が前年度予算を下回することは市制施行以来、初めてのことであり、歳入に占める市税の構成比が五〇％を割ることも、昭和四十九（一九七四）年以来二〇年ぶりのことである。

市債が前年度比四一億円増の九七億円が計上され、繰入金も一〇六億

円と、前年度の二・三倍に当たる基金を活用した予算編成となった。

平成三年度当初予算における市債は一四億円であるが、九七億円の大幅な伸びとなったのは、六年度は国、地方合わせて六兆円に及ぶ減税が行われ、地方税の減収分は地方債で手当することとなりこの減税補てん債と、文化会館たづくり、清掃施設の大規模工事の建設債などと重なったためである。

進む財政硬直化

市債の残高を見ると、三年度の残高は一八九億円で、当初予算の約三分の一相当額であるが、六年度の残高は四〇八億円と増加し、当初予算の約二分の一に達している。

議会では各党派から、後年度負担を伴う、地方債、債務負担行為は慎重な運用が必要と、財政運営の硬直化を心配する質問が繰り返された。

吉尾市長は、「社会資本の整備は莫大な経費を伴い、単年度では対応できないものに起債を活用しているが、市債は後年度負担となることから、償還計画等を十分検討したうえで適事業に限っている。健全な財政を維持するためには、安易に起債に頼ることのないよう市政を運営していきたい」との心構えを述べ、理解を求めるのが常であった。

平成四年第一回定例会の代表質問で、民社党からは、用地取得に対する政策判断について、生活関連の社会資本整備は不況時にも繰り上げ整備する必要がある。公共用地の取得は膨大な財源を必要とするが、土地の価格は鎮静化しつつあり、用地取得は以前に比べ容易になってきている。中長期的に社会資本を整備するために、借金をしてでも可能な限り積極的に用地取得をしていくべきであり、これを起債により賄うことは許されるものと考ええると、異なる視点から主張があった。

補助金一般財 平成五年第二回定例会で吉田洋一議員（日本社会党）

源化の問題

は、「平成三年度から国庫補助金の一般財源化と、地方

債の元利償還金の交付税算入がなされている。地方分権の立場からは、地方が自由に使える一般財源化は歓迎するところだが、交付税の不交付団体である調布市は、補助金が一般財源化されることにより交付税が算入されると、補助金分は持ち出しとなる。不交付団体としては、交付税の計算基礎となる補正係数の見直し、国から地方への税源の移譲などを求めるべき」と主張した。

市長は、「国民の生活にかかわりの深い国の事務は、身近な基礎的自治体である市町村に権限と財源を移譲して行うべきであり、財源措置が十分でないところに問題がある。国の措置は不交付団体にとってはゆゆしき問題であり、東京都市長会で発言もしたところであるが、不交付団体の市長さんと協議し、制度の改善に向け努力したい」と同調した。

財政健全性の論議

調布市の財政が健全かどうかの論争も、たびたび繰り返された。

平成四年十二月の決算議会で雨宮幸男議員（日本共産党）は、目的別構成比では、ここ一〇年で、民生費、教育費が後退、土木費の増加が見て取れる、市民生活密着型予算に重心を移し変えるべきと主張した後、平成五年度の予算編成に触れ、調布市の財政力指数は平成三年度一・三四、経常収支比率は平成二年度六七％と適正比率の七〇〜八〇を上回る財政余裕度である。市民福祉に重点を置くなり福祉向上の施策展開は可能であると、前年に重ねて主張した。

平成五年第一回定例会の代表質問で日本社会党は、財政は健全であると市は説明するが、債務負担行為の支払い分など隠れ借金があるのに、

地方債の数字のみで言うのは不見識であると主張した。

また、土地開発公社の債務について、保有する土地の処分を含め、繰り上げ償還など公社債務の整理が必要であると繰り返し主張した。

平成六年第一回定例会での質問に対して、市は、公債費比率は新年度で七・七％と適正範囲である、他市と比較をする場合共通の尺度が必要であり、経常収支比率、公債費比率が一般的であると反論した。

また、土地開発公社の債務については事業の拡大や地価高騰により債務負担が増大しているのは事実と認め、残債解消のため、極力繰り上げ償還に努め、代替地は事業用地として処分に組み組んでいる。

開発公社の債務も三月一日現在で四三四億円と前年度より三四億円減った。平成六年度の新たな債務負担は前年度の二分の一に抑制しており、平成六年度末には残債が大幅に減り、標準財政規模の三三三億円になるよう努力していると説明した。

平成六年第一回定例会における代表質問、予算案の討論における日本社会党、日本共産党の質問や吉田議員の一般質問で、「財政の硬直化はより進んでおり、財政見通しの甘さが露呈した」、「不要不急の土地を買ったところに原因がある」、「財源不足が見込まれるが、対応できるのか」などの質問が繰り返された。

吉尾市長はこれに答えて、

「市の財政が苦しいのは、内部要因ではとの指摘があるが、通常の経済状態の下では順調に進め得たであろう大規模プロジェクトが、バブルの崩壊に重なった結果であり、もし景気の低迷がなければ、現在のような厳しい状況はなかったものと考えている。

平成七年度は、このままでは一般財源ベースで義務的経費と最小限の

事業執行でも七〇億の不足が生じると予測されている。

財政状態が今日のような状況を招いていることについてのご意見、ご批判を甘んじて受けながら、また反省すべき点は反省しながら、市民、職員ともども痛みを分かち合い、将来への基盤を固めてまいりたい。

平成不況という厳しい財政環境の中で、基金のありがたさを実感している。基金を蓄えることに、一部からは市民サービスの向上に金を使わないとの声も聞かれたが、努力が報われ市民の生活を支える生活防衛型予算の編成ができたと言える状況にある。」と語った。

予算編成への警鐘

平成六年第四回定例会で関連質問に立った園田治夫議員（公明党）は、「市の予算編成は厳しくやり、崩せるものは取り崩す、その場しのぎの予算編成のような気がする。市長はじめ職員も、我々議員もこの財政状況の厳しさをにらんで、市政運営に当たる決意が必要だ」と警鐘を鳴らした。

平成七年の代表質問に立った園田議員は、この主張をさらに展開して、「バブルの崩壊が自治体財政を揺るがしている。崩壊自体は一次災害のようなものであるが、問題はその後に対応が適切かどうかであり、今日の調布市の財政状況を見たときに、人為的要素、二次的要素の中で反省すべき点がなかったかどうかお尋ねしたい。少なくとも、予算案を大多数の議員が賛成したのだから、行政側のみ責任があるとは思えない」と、議会の責任にも触れた。

吉尾市長は、「このような事態が予測されていれば、より適切な財政運営も可能ですが、ほかの自治体におきましても必死にこの難局

を乗り切ろうとしている現実からして、今回の不況が深刻であり、いかに予測を超えていたものであるかがうかがえるところであり、今までにない決意をもって予算編成に当たってきたところであり、適切な対応をしてきたと確信しております」と答えた。

平成七年度予算では、市民文化会館たづくり、二枚橋衛生組合とふじみ衛生組合の大規模工事終了により、一般会計予算は六八四億円余となり、前年度比一三・七％マイナスの予算が編成されている。

五 少子・高齢社会を展望した福祉のまちづくり

地域福祉計 高齢者の数が着実に増え続け、平成五（一九九三）年十月には六五歳以上の高齢者が人口の一〇％を超えた。

画の策定 月には六五歳以上の高齢者が人口の一〇％を超えた。少子高齢社会を目前にして、平成元（一九八九）年、厚生省は「高齢者保健福祉推進一〇カ年戦略」、いわゆる「ゴールドプラン」を策定し、各自自治体ごとに老人保健福祉計画を策定することを義務づけた。

一〇カ年戦略は、在宅福祉サービスを中心に据えたシステムを構築することにより、安定した福祉社会の確立を図るための計画である。

この一〇カ年戦略では、今日の福祉サービスは、かつての救貧的、選別的なものから一般的・普遍的サービスに変わりつつあり、行政の一方的供給から、ニーズに応じた供給に代える必要があること。サービスの種類によっては、市場機能が働く民間部門による供給の方が、多様な需要により適切にこたえられる機能があるという考えが打ち出された。

住民にもっとも身近な市町村を主体として、ニーズを的確に把握することにより、福祉と医療を一体化したサービスを体系的に提供できるように、サービスの計画化を図り、住民や団体の参加により行政と協働する体制を構築しようとするものである。

東京都は、平成三年、都の役割と責任において実施する施策を明らかにする東京都地域福祉推進計画を策定するとともに、市町村にも地域福祉計画の策定を要請してきた。

内容は高齢社会に対応した市町村の具体的施策の整備目標を明らかにする計画で、一〇年間で目標を達成するには、従来の計画数値を上回る数々の施策を講ずる必要があった。

地域福祉計画の策定に当たり、「多くの市民や団体の意見を聞いて策定するようにしたい」（日本社会党・吉田洋一議員）、「作業の節目で中間報告し、市民からの修正意見を取り入れること、計量化した目標や到達点を明示した計画にしたい」（日本社会党・漁郡司議員）、「計画策定に公募市民が九名も参画することはすばらしい。地域福祉計画には、ノーマライゼーションのまちづくりまで含むべき」（調布・生活者ネットワーク・杉山典子議員）など、策定方法についての市議会からも要望が出されるなかで、公募市民、関係者、学識経験者ら二八名で構成された策定委員会により検討が進められた。

ところが、この「高齢者保健福祉推進一〇カ年戦略」に異を唱える説を開陳したのが両宮幸男議員（日本共産党）で、「超高齢社会に向けてと喧伝されているが、高齢社会の説明に、総人口を生産年齢人口で除いた数値を根拠としているが、本来は総人口を就業人口で除すべきであり、この数値なら、今と変わらない。これは国民世論を意図的に誘導するものである」と独自の視点から説を唱えた。

また、「福祉の普遍化、対象の一般化とは、福祉サービスの有料化、自己負担の強化を図るものである。サービス供給主体の多元化の名のもとに、公の責任を回避し、民間委託の推進を図ろうとするもので、市町

村レベルでの福祉サービス制度の再編を意図しているものだ」と主張した。

しかしながら、増え続ける高齢者を前にしては、平成四年第一回定例会の山口茂議員（民社党）の代表質問のように、「国民負担率をあげられない現状では、行政が核となり、地域の力を借りなければ質量ともに対応できない。地域福祉センターを地域の核として、より身近な地域において住民の力を借り、きめ細かな対応をすべきである」という意見が多数派であった。

地域福祉計画は平成五（一九九三）年三月にまとめられ、この計画に基づいて、平成十三（二〇〇一）年までの具体的な施策を定め、事業量、事業費を明らかにする実施計画の策定作業が、平成六年三月を目標に進められた。

実施計画では、市民参加による地域福祉推進会議、総合的連携を図るための地域福祉推進本部を設置して、供給組織の一元化を図り、ホームヘルプサービスとショートステイサービスの拠点として在宅介護支援センターを設置し、わかりやすく迅速なサービスの提供を目指していた。新しい計画の策定に当たっては、人材の確保と施設の整備が課題であるという認識は、与野党一致した意見で、そのための人材の確保、養成の必要性が繰り返し指摘された。

また、施設整備については、学校の空き教室など公共施設の福祉的利用を拡大する方向で検討を進めてはどうかなどの提案や、元木勇議員（自公会）からは、「月一回福祉の日を定め、市民総ぐるみでボランティア活動を」という、市民総ぐるみの福祉社会実現を目指す意見などが出された。

ゆうあい福祉公社

調布市の高齢者・障害者の保健・福祉サービスは、地域社会でのノーマライゼーションを基本理念に、住民の主体的な参加のもとに、地域のあらゆる資源を活用して展開することが必要であるとの考えのもと、調布市、社会福祉法人調布市社会福祉協議会、そして財団法人調布ゆうあい福祉公社の三者によって構成され、三者の連携により事業が展開されている。

市は、法により行政が直接責任を負うものを、無料又は応能負担により行い、社協が食事サービスなど一事業を、ゆうあい公社がホームヘルプサービスなど五事業を一部応益負担で提供している。

ところが、ゆうあい福祉公社が行っている家事サービス事業は、年々、利用者が増大するばかりでなく、作業が重度化、長時間化しつつあったので、協力会員の負担が重過ぎるのではないかとの声や、市のサービスとの併用世帯の増加などにより、市と公社の役割分担の境界が不明確となる面が出



調布ゆうあい福祉公社でのボランティアによる調理風景（平成3年）
『図説調布の歴史』より

てきた。

九月の第三回定例会における「財団法人調布ゆうあい福祉公社の経営状況」報告に関して、兩宮幸男議員（日本共産党）は、「ゆうあい公社の在宅有償サービスは、公のサービスを削って、市民に協力させるものではないのか」など、福祉サービスの供給のあり方を問うとともに、「住民の参加と協力は大事だが、ボランティアでは対応しきれない部分が増えている。介護サービス活動は五〇代、六〇代の協会員が背負っている実態があり、今後、本格的な高齢社会を迎えるに当たって、支え得るかどうか心配である」と対策の検討を要望した。

人材の確保と 制度の見直し 福祉を担うマンパワーの根本は公的責任で身分保障を行ふこととの考えから、ホームヘルパーの待遇改善や、福祉施設で働く職員の正規職員化や待遇改善を繰り返した。

市はマンパワーの活用、ボランティアの確保は必要であるとし、民間施設における人材確保のための財政援助の実態への理解を求めている。

しかしながら、このような職場における、業務の増大や職務形態の多様化は、正規職員だけの対応は難しく、嘱託職員、非常勤職員、パートタイマーなど、多様な雇用形態による職員の組み合わせによる効率的な運用が求められ、従来の給与体系や服務制度では対応できなくなっており、その制度の抜本的見直しが課題となっていた。議会からは、在宅福祉制度を実現するためには、福祉の施設づくりとともに人材確保が問題となる。人材確保のプログラムを作るべきである。人材養成の専門学校の設立。福祉の現場を目指す人のために奨学金制度の創設など人材確保を心配する声が多かった。

市も、「急激な高齢化に対応できるマンパワーの確保には、福祉分野

を就業機会として魅力あるものにする必要があり、中高年齢者の活用、専門職員の養成、女性の働く意欲と能力の活用、併せてボランティアの養成や確保などが必要」との見解を示し、安定した在宅福祉制度の確立を願う両者の思いは一致していた。

在宅福祉サー ゴールドプランではデイサービスセンターは全国で**一ビスの充実** 万カ所という計画が打ち出されている。

平成三年第四回定例会での杉山典子議員(調布・生活者ネットワーク)の、住み慣れた地域で身近で利用しやすい施設として、余裕教室をデイサービスセンターにしたかどうか、学校の立て替えの時には福祉施設を併設した複合施設づくりを考えて欲しいという要望に、市は新たな用地の取得は困難でもあり、検討したいと前向きに応じた。

高齢者を抱え、介護に戸惑う家庭のために、「在宅介護の手引き」を作ったかどうか、品川区、板橋区を例に保育園で高齢者との給食交流の取り組みをしたらどうか、寝たきり高齢者になる原因の二位である骨粗しょう症対策を急げ、など具体的な提案も相次いだ。

平成五年第二回定例会で藤塚昭子議員(自由民主党)は、高齢者が介護を必要とする場合、できるだけ在宅で生活できる介護に応じられるように、二四時間在宅ケアができる体制を目指して、専門的人材の確保を図るとともに、多様化、高度化する需要に対応できる調整役ともいうべきコーディネーターの配置の必要性を説いた。この提案は、後に居宅介護支援センターにおける「ケア・マネジャー」として制度化される。

また、杉崎敏明議員(公明党)は、若年性痴呆症の家庭は法の谷間になっている、救済の手立てを考えるべきであると新たなニーズへの取り組みを要望した。

敬老手当の見直し

本格的な高齢社会の到来を迎えて、施策の充実を望む声は与野党を問わず多く、実施に伴う予算は増大の一途をたどっていた。

そのようななかで、平成六年三月定例会における川口三八議員(自由民主党)の質問は鋭い警鐘を鳴らすものだった。すなわち、高齢者人口の増加に伴い、敬老手当の総額は毎年確実に増加し、平成六年度は四億二〇〇〇万円に達している。この手当は七〇歳になるとだれでももらえる制度であるが、この財源を本当に困っている方のために有効に使うため、制度の廃止、又は所得制限を設けてはどうかとの提言をした。

市の答えは、高齢化社会の施策を検討するなかで手当ての見直しも検討したいと、行財政改革指針を忘れたかのような答弁であった。

老人保険制度

増え続ける老人医療費を賄うために老人保健法の改定が行われ、高齢者の医療費一部負担金の引き上げが行われたが、老人保健特別会計決算の討論で、改定は、高齢者の負担増と市財政への負担増となり、国の責任を放棄するものであると、決算に対する意見もあつたが、制度の長期安定的維持には国や地方、高齢者自身も、現役世代もその負担を分かち合う世代間による適切な費用分担が必要であるとする、見直し肯定の意見が多かった。

心身障害者対策

世の中はノーマライゼーションを目指し、在宅による障害者自立支援に向けて施策が展開されていた。

平成四年第一回定例会で藤塚昭子議員(自由民主党)は、心身障害者の通所施設は公設公営のあゆみ学園や民設民営のわかば福祉作業所などがあるが、既に満員に近い状態にあり、養護学校卒業者を受け入れる場所が無い、日常生活圏の中に通所施設を確保して欲しいと障害児を持つ親

の気持を代弁した。

平成四年度には大町小学校に在宅障害者デイサービス事業、通称まなびやクラブが開設された。そのほか、障害者の親の会が開設する「野いちご作業所」の運営費の助成、「あゆみ学園」の改築などが進められ、小規模の授産施設の地域と一体となった管理運営なども検討課題となっていた。平成五年度には、障害者歯科診療施設の準備に着手するなど、障害者福祉対策は徐々に進んでいた。

しかしながら、議会からは、障害児の混合保育公用封筒に点字ブレスの要望や飲食店のメニューへの協力要請、聴覚障害者への文字放送受信装置補助金の対象者の拡大、車椅子で乗れる福祉タクシーの助成制度の検討、障害者宅へ歯科医師の訪問医療をなど、新しい要望が絶えることは無かった。

乳幼児の医療費の無料化 平成五年第三回定例会に提案された「調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例」は、かねてから要望のあつた乳幼児の医療費の無料化を図ることによる、少子化対策としての子育て支援策である。

その内容は、三歳未満児を対象に、扶養者の所得が一定額以下である子供の医療費自己負担分を助成しようとする制度である。

厚生委員会では、年齢、所得の制限について議論が交わされ、年齢を就学前まで引き上げ、かつ所得制限を除いて適用範囲を広げるべきであるとの修正案が福地正夫議員（日本共産党）から出されたが、修正案は否決され、原案のとおり可決された。本会議では、その福地議員が、今後、内容を充実するよう要望しつつ、乳幼児医療費無料化への前進であると評価するとの賛成討論を行い、原案が満場一致で可決された。

保育需要の多様化への対応 年々進む出生率の低下は、その数字が明らかに社会保険負担の増大など我が国の経済社会全般への影響も懸念されるようになってきた。

このため政府は、「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」を設置して、総合的な施策の検討を行い、子供がすこやかに生まれ育つための環境づくりを推進していた。

男女雇用機会均等法とセットで行われた労働基準法の改正により、深夜勤務など女性の就労についての規制が緩和されたため、働き続けた女性からは保育環境の整備充実を求める声が次第に大きくなっていった。

働く女性からばかりでなく、平成三年四月には経団連も「子育て環境の整備に向けて」を提言。「子供を育てながら働き続けることのできる環境が必要である」とし、企業における意識の改革、諸制度の整備とともに、保育所の役割を現行の「保育にかける児童の保育」のための施設から、「保育を希望する全ての人の多様なニーズにこたえる」ための施設へと転換すべきと提言している。

こうした、保育需要の多様化に対応して厚生省では、乳児保育、延長保育など保育事業の充実を進め、平成三年度からは、残業や休日及び深夜の就労により生じる保育需要にも対応するため、夜十時までの長時間保育などを制度化するとともに、保育所を地域における保育センターとして位置付け、一時的保育事業等も始められるように制度化した。

ところが、調布市の市立保育園では、夜十時までの延長保育はおろか、午後六時までの特例保育すら行われていなかった。

平成三年第四回定例会の一般質問に立った広瀬美知子議員（日本社会

党)は、保育需要の多様化に対応する一方法として、保育ママ制度と呼ばれる家庭福祉員制度の実施を求めた。

昭和四十四(一九六九)年に東京都が設けたこの制度は、保育に一定の経験、知識を持つ女性が、自宅で子供を預かる制度で、既に、墨田区を除く二二区と一八市が実施していた。

さらに、中央区などは、五時に保育園に迎えに行き、七時まで家庭で預かる延長保育ヘルパー制度など、きめ細かい対応がなされていた。

延長保育の実施には、まだまだ時間を要するので、保育ママ制度、延長保育ヘルパー制度の実現を求めたものである。

この質問に対する市の答弁は「真に保育に欠ける児童を保育するのが、保育所に課せられた本来の使命である」と従来の考えの域を出ず、家庭福祉員制度についても「認可保育所と比較して、設備、人的配置の面において不十分なところもあり、認可保育所の質的充実を図れば家庭福祉員制度による補充がなくても対応できる」との見解があると制度化には否定的な姿勢に終始した。

平成四年四月一日、育児休業法が施行され、保母、看護婦、女子教員に限定されていた育児休暇が、全職種に適用となるだけでなく、男女を対象とするという、育児は女性という従来の概念を覆すものであった。

第二回定例会の一般質問で広瀬議員は、法の施行に伴い、育児休業によって保育中の上の子供が退園扱いになるなど、想定される新たな問題への適切な対応や総合相談窓口の開設を求めた。

市からは、保護者の育児と就労の両面を支援し、児童福祉の向上に努めたいと、前年とは異なる前向きな答弁がなされた。

この年十月から、市立保育園でも、長年の懸案事項であった七時三十

分から八時三十分まで、午後五時から六時までの特例保育を、ようやく実施することになった。

平成五年度からは、特例保育だけでなく、市民要望の多い午後八時までの延長保育を実施する民間保育所に対して助成制度が設けられた。

平成五年第四回定例会において曾根崎順子議員(公明党)は、政府の少子化対策の柱である、子育て支援のための総合計画「エンゼルプラン」を取りあげた。

平成七年度からスタートさせる同プランは、低年齢児受け入れ保育所の倍増、延長・休日保育の整備、学童クラブの普及など、働く親を支援するための施策が盛り込まれている。市はどのように取り組むのかと質問した。

市は、働く女性が増加するなかで、就業と子育ての両立を支援していくかが課題となっている。

住宅や教育など幅広い分野から取り組みを進めていくと積極的な姿勢を示し、この期に保育施策の方向は定まった。

保育問題に関しては、女性議員の専門の観を呈していたが、平成六年第二回定例会で、杉崎敏明議員(公明党)は、出生率の低下、共働き世帯の増加、核家族化など、子供を取り巻く環境の変化を取りあげた。

安心して子育てができる環境を整えることが今日の課題である。とりわけ保育行政は、ますます多様化する保育需要に適切に対応する必要がある。このため障害児保育の拡充、乳幼児保育の充実、延長保育の推進など検討すべきであると主張した。

質問の中で、対象児全体の処置率は約九〇%と定員に空きがあるが、乳幼児は入所待ちが一六〇名余あることを明らかにし、児童館を乳幼児

の施設として開放したらどうかと提案した。

上布田保育園 かねてから、懸案であった上布田保育園の委託提案は、**の民間委託** 平成六年十二月定例会に、「調布市立保育園条例の一部を改正する条例」として、提案された。

上布田保育園の運営委託先を財団法人東京都福祉振興財団から社会福祉法人東京かたばみ会に変更するという提案であった。

同保育園が東京都から調布市に移管された昭和六十二年から、将来は社会福祉法人への委託を検討するとされていたとされるが、こうした経緯が明らかにされたのは、その年の九月に入ってからであり、「父

母や関係者と運営のあり方について話し合いを尽くしてほしい」との陳情が平成六年十二月一日父母会から出されていた。

日本共産党、日本社会党、調布・生活者ネットワークから、父母の理解を得られるよう話し合いを尽くすべきであるとして、陳情を採択すべしとの意見があったが、採決では不採択となった。

これを受け、条例審査でも日本社会党、日本共産党が、この提案はいわば見切り発車であると反対の意見を述べた。

杉崎議員は、委託先の変更に伴い、延長保育、産休明け保育が可能になること、障害児保育が位置づけられていること、社会福祉法人として安定していることなどから、話し合いが完全合意に達していないが、今後も協議を重ねることを要望しつつ賛意を表すると述べた。

富澤稔議員（自由民主党）も、住民ニーズの多様化に対応するには公設民営が最良の方式であり、市が最終責任を負うという公設民営の意義を深く認識して賛成するとの討論があり、原案のとおり可決された。

学童保育

「かぎっ子」と呼ばれる、共働き家庭などの小学校低学年児童の放課後対策は、当初は親たちの自主的な共同保育事業として行われていた。

調布市では、昭和四十九年、学童クラブという名称で地区児童館設置運営要領により、児童館で行われていた。そして、調布市の学童保育事業は、児童館条例に基づいて、ここ数年来、児童館利用の一般児と学童児の一体化を図っていた。

この流れに対し、平成三年第二回定例会で雨宮幸男議員（日本共産党）は、学童保育事業には学童保育固有の役割と位置づけがある、児童館併設方式を改め、単独事業に戻して学区ごとに設置せよと主張した。

また、指導員の増員や、障害児の学童保育受け入れを求めた。

市は、東京都の指導に基づき、児童館事業の一環として運営指導要領を遵守していきたいと答え、議論はかみ合わなかった。

こうした議論のなかで、平成四年第一回定例会に、市の一番目の児童館として染地児童館の新設に伴う条例改正案が提出され、初めて一つの館に二つの学童クラブが設置されることになり、その運営形態や児童館事業の展開は学区単位かどうかなどが論議された。

平成五年第二回定例会では、学校五日制が見込まれるなかで、学童保育の土日対策も新たな課題となった。

少子化が進むなかで、子育て支援対策の充実は行政の大きなテーマとなりつつあった。

第三節 生活環境の整備

一 進む都市基盤整備

京王線連続立 調布の市街地を南北に分断する京王線の線増連続立体
体交差事業 交差事業は昭和五十（一九七五）年に凍結されて以来
の懸念事項である。

この期の初めての議会である平成三年第二回定例会で、吉田洋一議員（日本社会党）は「はじめに、京王線のあの異常な混雑について質問いたします」と切り出した。そして、「混雑緩和のため、線増連続立体交差事業の早期完成が待たれる。連続立体交差事業の主体である東京都に実現を迫り、線増事業の主体である京王電鉄には、沿線にある市や区と促進協議会を組織して運動を展開してはどうか」と提案した。

吉尾勝征市長は、ユニークな射た提案であるとしながらも、次のように述べた。

「昭和四十九、五十年当時、事業着手の段階まで至っていたが、合意形成が十分でなく断念したいきさつがあり、その後、都の財政事情で停滞したが、都の財政事情好転にあっても、本市の場合には、財政事情だけで断念したとはいえない事情があるので、「他にも順番を待つ方がいるので、あなた方は後になりますよ」という状況におかれているのが冷厳な事実だと思われる。

いま調布市は積極的にこの問題に取り組んでおり、熱意が理解され都の調査費がついた。ところが、地価高騰で、民間企業の電鉄としては、投資は難しいとしり込みする面もあるが、連立と線増を併せれば、頑張

る余地はあるということで、都と協力をしようという状況にある。

都と京王、あるいは私どもが一体となって進められるよう、一生懸命頑張ります。」

というのが、この期最初の京王線線増連続立体交差事業の質問への答えであった。

その後、市議会においては、「線増連続立体交差事業への市の基本的考え方や進め方」、「都や京王が行っている調査と市の調査との関連」、「高架方式前提と思われるが、高架方式への市民の合意形成はあるのか」、「最近、地下方式が注目されているが変更の可能性はあるか」、「事業着手の見込みはどうか」など多方面からの質疑が毎回のように入り返され、高架でも地下でもよいからとにかく早く着手せよという切羽詰まった声も出るような状況であった。

平成六（一九九四）年の市長選挙でも、京王線線増立体交差事業促進は吉尾市長の公約であり、選挙後の議会でも、その実現策が問われた。

平成六年度の所信表明の中で吉尾市長は、次のように述べている。

「本市が抱えるさまざまな都市整備課題の根底に常に横たわっているのが、京王線の連続立体交差事業であります。運行ダイヤの過密化により、交通渋滞は激化し、市民の日常生活にも大きな支障をきたしており、もはや限界に達しているといっても過言ではない状況にあります。

この事業は、国や東京都、さらに京王電鉄の理解と英断がなければ事業化は不可能であります。昭和五十年当時、種々の事情により事業が凍結されて以来、これまでの懸命な努力にもかかわらず、遅々として進まない現状を見ると、行政に携わる者の責任の重さを感じざるを得ません。

今日、京王線の立体化事業は、一九万六〇〇〇市民共有の願望であり、大きな期待がこの双肩にかかっているものとの気概を持って、今後関係機関に粘り強く訴えていくとともに、限られた財源ではあります。事業を誘導するための周辺環境整備に拍車をかけ、事業化に向けて前進できるような心血を注ぎます。」

と、取り組みへの覚悟を披れきしている。

東京都の、連続立体交差事業の調査に続き、京王電鉄も線増事業の調査に入っていた。しかしながら、平成七年に至っても、施政方針演説の中で、「京王線の線増立体交差事業を推進するためには、事業主体である東京都と京王電鉄並びに地元市の三者が事業の進め方について完全に一致することが前提となります。今後も、早期に合意が得られるようさらに努力し、一九万五〇〇〇市民共有の悲願達成にまい進いたしてまいります」と決意を練り返さざるを得なかったように、この期、事業には目に見えるような進展はなかった。

駅前再開発

東京の近郊都市は、昭和三十年代後半から四十年代後半にかけて人口の流入が続き、宅地化が進んだため、道路や駅前広場など都市基盤の整備が立ち遅れ、住環境の悪化や交通渋滞など多くの問題が生じていた。

昭和五十年代に入ると、これらの問題解消を目指して、吉祥寺北口再開発をはじめ、立川駅南口、三鷹駅南口、府中駅南口など、近隣各都市は市街地整備事業が続々と進行し、見違えるような変貌を遂げていた。

調布市には、市内に京王線の駅が九駅あるが、調布駅周辺の整備に長い年月を要したため、他の駅周辺の整備には手がついておらず、国領駅周辺で再開発の動きなども見られたが、関係者間の意見調整に手間取

り、目に見えるような進展は見られず、他市に比べると整備が遅れているとの印象は否めなかった。

平成四年第四回定例会で、富澤稔議員（自由民主党）は市街地整備の問題を取りあげ、調布市は他の都市に比べ、駅周辺の整備が進んでいない、このままでは地域経済の後退を招き、都市の自立を危うくする。

再開発事業の取り組みを始めてから時間が経つが、成果が見えてこない、阻害している要因は何かとたじた。市は、法定再開発事業はマニュアルどおりに行っても一〇年かかると

言われる、いまま少し時間をいただきたいと理解を求めざるを得なかった。

そのようななかで、国領駅の周辺では、北、南、西の三地区で、都市再開発法による市街地再開発事業の準備が進められていた。

国領駅南地区では、昭和五十二年以来の関係者の長い努力が実りつつあり、平成元（一九八九）年三月に設立された再開発準備組合により、市街地再開発事業は、都市計画決定を求める段階に入ろうとしていた。平成四年の施政方針演説で吉尾市長は、「国領駅周辺の市街地再開発事業を、再開発のモデルとしたい」と期待を述べた。

一方、国領西地区は、昭和六十三年三月に市の都市計画審議会が都市計画決定の承認を得ながら、白紙撤回の提起があり、都の都市計画地方審議会への付議を留保せざるを得ない状態となっていた。

平成四年十二月定例会で、富澤議員の質問に答え、「国領西地区については、法定再開発事業は難しいと考えているが、京王線の立体化を促進するためには側道整備や線増用地が必要であり、すべてを白紙に戻す訳にはいかないので、別の手法で目的を達成したい」と、西地区の法定

再開発事業を断念することを明らかにした。

富澤議員は、再質問の中で、「市内九駅のうち六駅での再開発事業、地区計画事業などは、あまりにも間口を広げ過ぎた感がする」と述べた。

市長は、「まちづくりの面的開発は、住民の皆さんの意向が整わないと進まない。意向醸成や勉強会の中で合意形成が図られるものと考えており、このスタンスで続けざるを得ない」と考え方を語った。

平成に入り、バブル崩壊の影響などから、再開発事業が頓挫したり、停滞する地区などの例が各地で散見されるようになった。

平成五年第二回定例会の代表質問で社会党は、「バブルの崩壊で社会・経済状況が大きく変化している、駅前再開発や土地区画整理事業などの大幅な見直しと再検討が必要ではないか。」とたどした。

市長は、厳しい状況にあるとの認識を示したうえで、「調布の場合景気うんぬんでなく、過去に諸般の事情から都市基盤整備が行われずにきた結果、多大な不便が生じており、放置をすれば、将来的にも都市活力の喪失など問題が生ずる。また、市街地における面的整備事業は長い時間を要するので、意向を醸成し、その把握に努め、事業効果を見極めつつ着実な財政計画に基づいて、優先順位を判断して推進したい。再開発事業はまちづくりの有効な手段であり、必要性は変わっていないと確信している」と答えた。

国領駅南地区市 平成六（一九九四）年五月、国領駅南地区第一種市

街地再開発事業 街地再開発事業は、市初めての都市計画事業として認可された。敷地面積約一・五ヘクタール、地上一六階建ての店舗、公益施設、公団住宅、駐車場などを擁する複合ビル建設など、新しいまちづくりを目指して作業が始まった。

一方、国領駅北地区でも着々と準備が進められつつあった。

深大寺北町土地 深大寺北町では、平成三年ごろから土地区画整理事業の区画整理事業 業の検討が始められていた。

土地区画整理事業は土地の区画を整え、宅地の利便を高めるとともに公共施設を整備する方法として、戦前から多くの土地で活用されてきた一般的な手法である。土地の利用勝手が高まる一方で、その公共スペースや工事資金は、土地の減歩により産み出される。

土地の面積が従前より小さくなることから、比較的小さな地権者の理解を得るのが鍵といわれ、地権者の合意形成が事業成否のポイントとされている。

吉尾市長は、平成四年に続き、平成五年の施政方針においても、「調布市初の事業である深大寺北町地区の土地区画整理事業の意向醸成を図り、合意形成に努める」と、事業への取り組み姿勢を表明している。

平成四年の代表質問で、日本共産党は、平成三年十一月の地主説明会で、一部の人たちから、計画区域から除外して欲しいとの声が出ている。住民がまちづくりをするという立場を貫くべきであると要求した。

市長は、「住んでいる人自らがまちづくりをすることが大切なことであり、支援するのが行政である。事業を進めていく方々とよく話し合い、ご理解いただけるよう努力したい」と、話し合いにより事業推進を図る考えを示した。

平成五年三月議会の一般質問で福地正夫議員（日本共産党）は、平成四年三月にまとめられた「調布市深大寺北町土地利用転換計画策定調査報告書」を取りあげ、この報告書では、「この地域は農地地権者と住宅を中心とした一般地権者の二重構造になっていると報告されているが、

策定メンバーが農業関係者と都市計画関係者で構成され、一般地権者が入っていない。住民が主人公といいながら、このようなやり方で区画整理に固執するのでは、一般地権者の賛成は得られない」と迫り、深大寺北地区は区画整理に馴染まないのではないかと見解を求めた。

市長は、「区画整理は多くの実績を残してきた有効な手段であるとし、地域の状況を勘案しつつ積極的に活用したい」との考えを述べ、「まちづくりの主人公は住民であるという考えを基本に据え、話し合いを重ね、住民の意向を尊重しながら進める」と答えた。

続けて市は、「この調査は国土庁の事業であり、都市と農業の土地利用調整をどうするかを検討するための調査という目的から、学識経験者、農業関係者と行政で構成したものである」と意図を説明した。

行政関与のあり方

市街地再開発事業、土地区画整理事業については、住民の生活や財産に直接かわる問題なので、慎重な対応を望む意見が繰り返された。

また進め方に関して「プランづくりをコンサルタントに委託し、できたところで住民がかかわる、住民から見ると押し付けられた印象になる」とか、「行政サイドから持ちかけている、住民から声があがって行政が出て行くべきである」など、行政の関与のあり方も、しばしば論じられた。

また、「意向の醸成とか勉強会をとおして住民が自分たちのことを考え、話し合う環境を作ることが、住民から声があがるときにつながっていくと思われる。活用する制度や、主体のいかんにかかわらず、住民を主役に据えていく」という市の考え方と、支援体制のあり方が述べられた。

この期、生産緑地制度の改正をきっかけに、仙川駅周辺地区では地区計画制度を活用してのまちづくりが動き出していた。

みち・都市基盤の整備――吉尾市長は、基本計画事業の推進を最優先道路は生活の必須要件に、三つの「み」に象徴される都市基盤、生活環境の整備を施策の基調としている。すなわち「みち」、「みどり」、「ごみ」の三つである。

市長は平成四年の施政方針の中で、「私はこれまで、本市の抱えるさまざまな課題の根底に都市整備の遅れがあるという認識に立ち、その整備促進に努めてきました。今日的課題である住宅問題、地域産業の活性化、高齢者や体の不自由な方々の社会参加、災害に強い安全なまちづくり等々、そのいずれもが、道路や公共交通施設等の整備を行うことが必須条件であると考えたからであります。都市計画道路の遅れは、バス交通の不便地区をつくり、経済、文化活動を阻害しています。生活道路整備の遅れは、消防や救急活動、法に適合した住宅建設などを阻害する要因となっています」と説いている。

整備進む都 市計画道路　そして平成六（一九九四）年第一回定例会の施政方針では、「道路網の整備が都市基盤整備の要であるとの考え

で、これまで、みちづくり、みちづくりと訴えてきました。しかし、みちづくりは膨大な費用と時間を要します。地権者のご理解を得られるよう粘り強く誠心誠意努めた結果、長年の念願でありました調布駅北口から国道二〇号までの都市計画道路三・四・三〇号線の新旧国道間二三〇メートルが平成七年三月には開通が見込まれます」と報告した。

同じく南北を結ぶ国領駅北側の都市計画道路三・四・二四号線も新旧国道間二一四メートルが築造されることになった。

それに先立ち、平成四年春には、都市計画道路三・四・一〇号線、品川通りの大町橋が完成、開通している。

また、つつじヶ丘駅南北地下道も平成六年秋には完成が予定されるなど、都市計画道路の整備が目に見えて進んだ。

これにクレームをつけたのが日本社会党で、平成五年三月定例会の代表質問において、「道路維持費や新設改良費はマイナスとなっているが、都市計画道路関係の街路事業費は前年並みの二三%の大きな伸びとなっている。市民生活優先の道づくりの視点に立つとき、バランスを欠いた道づくり予算だと思うが」と見解を求めた。

吉尾市長は、「都市整備の骨格を形成する都市計画道路を整備することとは、通過車両が生活道路に進入することを防ぐことになり、市民生活の安全性が確保される。都市計画道路や生活道路が一体的に整備されないと、市民が安心して住める街にならないと確信している」と答えた。

民社党は、「平成三年度の決算では、都市計画道路整備が三〇億円、一般市道整備が二五億円に対して、狭あい道路整備関係は二億六〇〇〇万円で一〇三件完了と、少ない予算で大きな成果をあげている。財政難の折には少ない費用で効果が上がり、市民も喜ぶ生活道路の整備を最重点に取り組むことが望ましいのではないかと提案している。

人にやさし 平成四年の代表質問で、調布・生活者ネットワークから、**い道づくり** 「道路整備が進み、きれいなまちになってきているが、見た目とはうらはらに、車止めや街路灯が邪魔をして、車椅子が通れなかったり、傾斜が急勾配で健常者でも歩きにくい道路がある。歩道を造るときには、弱者にとって歩きやすい道という視点を持って整備していただきたい」と要望があった。

これを受けてか、吉尾市長は平成五（一九九三）年の施政方針で、「道路の新設や改修に際しましては、安全性、快適性に配慮し、人にやさしく、美しい都市空間の創造に努めてまいります」と述べている。

深大寺シンボルロード 平成五年春、景観整備モデル地区に指定している深大寺地区を、東西に結ぶ「深大寺通り」がシンボル道路として整備された。

人間中心の歩行優先の考え方と景観を創出するため、四季の花木を楽しみながら散策できるよう、擁壁の石積みの中につつじやレンギョウなどの低木が植えられ、歩道は自然石の石畳にするなど、落ち着いた雰囲気道路が整備された。

この道路の整備には、地元の人々により組織された「深大寺修景推進協議会」からの、多くの提案やアイデアが生かされている。

調布市では、すてきに暮らせるまちづくりを目指して、道路本来の機能にプラス・アルファの「シンボル道路」の整備が進められている。

基地跡地の早 調布市の北の一角を占める調布飛行場は、広さ二〇三期有効利用ヘクタールに及び、調布市、府中市、三鷹市（いずれも、現在の市域）の三市にかかる広大な敷地である。

飛行場は、戦後、米軍基地として使用され、昭和四十九（一九七四）年の返還以後、運輸省管理の場外離着陸場として暫定使用されていた。調布市はかねてから、「飛行場の全面返還を促進し、跡地を市民のために有効利用すること」を国に要望しており、調布など地元三市は、調布基地対策連絡協議会（六者協）を結成して、基地跡地の地元有効活用を目指して協議を重ねていた。

平成元（一九八九）年七月には、調布飛行場を地域航空の拠点として

コミュニティー空港にしたいと、東京都から整備の提案が出されていた。

平成二年七月の市長選で、吉尾勝征市長は「これ以上暫定という名目での使用による、安全や騒音に対する市民の不安を放置できない。無条件でのコミュニティー空港化は許さない。将来に向けて現状を拡大させない姿勢を貫く。家用・訓練などの不要不急の航空機は調布から移転を求めていく」など、現実的な対応が必要だと訴えていた。

吉尾市長は、飛行場問題の決着は、動きを見せてきた調布基地地利用計画に大きな関連があり、一層議論を深め、市としての判断をしなければならぬと平成三年の施政方針演説の中でも主張した。

基地跡地利用対策

特別委員会の設置

市議会では、昭和三十(一九五五)年以来、基地跡地利用計画の具体的な動きに対応するため、この期が始まるのを機に、全会派一致で基地跡地利用対策特別委員会が設置された。

委員は一二名で、委員長には津金理議員(自由民主党)、副委員長には園田治夫議員(公明党)が選任された。

最初の活動は「請願第一号(調布飛行場のコミュニティー空港化に反対し全面返還を求める請願)」、「請願第二号(関東村『少年サッカー場』確保に関する請願)」の二件の請願の審査であった。

以後、平成七(一九九五)年二月二十四日まで三一回の特別委員会が開かれ基地跡地利用問題は大きな進展を見せることになる。

平成三年七月に、「当面、場外離着陸場のまま都が管理していく、都は地域航空システムの拠点として都営コミュニティー空港として整備していく」という内容の「調布飛行場整備方針案」が都から示された。

同年九月四日の第三回特別委員会には都の関係職員の出席を求め、七時間を超えて質疑が交わされた。

同年九月六日付けで、神津島村長、漁協組合長らの連盟で「調布飛行場の使用に関する陳情」が出されたのを皮切りに、「飛行場の使用に関する陳情」、「東京都営空港空港化促進に関する陳情」など合わせて六件が提出された。

陳情の趣旨はいずれもが、離島空路を確保することの重要性を訴え、調布飛行場を、都営の正式空港として認めて欲しいというものである。

十二月の特別委員会には、神津島空港開港に伴い早急に管理を都が引き継ぎ必要な整備をしろということ、早期了承が要請されている。

このような動きを背景に、十二月の第四回定例会で、関口武久議員(自由民主党)は、「都の意向はある程度見えてきた。今回の整備方針案にどう対処するのか」と市長の見解を求めた。

市長は、まだ不明確な点はあるとしながらも、環境問題や騒音問題が現状より改善されるならば、その道を選ぶのも現実的であると判断している。平成四年七月には神津島空港が開港することに伴い、調布飛行場を使わせて欲しいとの要望もある。島嶼部の方には飛行機の利用は欠かせない手段であり、広域的な見地のなかで調布市の担う役割を勘案すると一概に反対することはできない。都の整備方針案について鋭意折衝に努め、皆様に報告し、意見を聞き、方向付けをしたいと答えた。

都の整備方針

案受け入れ

明けて平成四年の施政方針では、飛行場の存廃については長年議論を重ねてきたが、今日なお暫定使用という名のもとになら対策がなされないまま飛行機が発着しているのが実情である。総合的に考察すると、全面移転の可能性は極めて困難であると

判断せざるを得ない。将来を展望すると、地域活性化を図る施設として調布飛行場を活用するときはぐくると推察する。「現状を拡大しないこと」などの条件を示し、東京都から一定の回答が得られるなら、都への移管を認め、安全や騒音対策に着手するよう折衝することが現実的であると考えていると、受け入れの方向を表明した。

代表質問に立った七会派のすべてが、飛行場問題について質問した。日本社会党は「市長の条件付受け入れ表明は、早すぎる決断である」、調布・生活者ネットワークも「市長は、そろそろ結論を出したい意向のようだが、結論を急ぎ過ぎないように十分な討議をする必要があるのでは」との姿勢であったが、「周辺住民の生活環境は放置できない。都の責任で一日も早く早く対策を講じさせる必要がある」これが基本的な考えであると応じた。

日本共産党からは、「周辺住民説明会では、都営空港化に不安、反対の声が多かった国会でも、『住宅密集地の真ん中に空港はふさわしくない』と運輸大臣が答えているではないか」との質問に、「住宅密集地より離れた方がよいとの考えには同感するが、全面移転が困難であるという現実問題の方が重要である」と答えた。

また、自政会は、受け入れはやむをえないことと、市長の立場を支持したうえで、「現状より拡大させないなどと将来の可能性を拘束するようなことはしないように」と注文をつけた。

自由民主党は、市長の考えは極めて現実的な対応である、神津島空港の開港時期から考えて、一定の方向を示すタイムリミットであると市長の決断を支持した。

都に申し入れた「受け入れ条件」に対する回答が三月三十一日にあり、

特別委員会では、都が国からの管理を引き継ぎ当面の整備をすること。神津島空港開港に伴う航空路線の受け入れを了承した。

六者協も、平成四年七月をめどとする都営化案を了承した。

平成四年七月一日、調布離着陸場は東京都に管理が移管された。

移管に当たっては、飛行回数、騒音抑制、家用機その他飛行場への分散など、二一項目にわたる条件が協定された。

平成四年九月定例会において、離着陸場の管理運営や市民の生活環境の保全について協議するため「調布市調布離着陸場対策協議会条例」が満場一致で可決された。

残る跡地の 平成五年第一回定例会の施政方針演説で、吉尾市長は、

利用計画

「基地跡地は市内に唯一残された広大な土地であり、一日も早く調布のまちづくり、さらに、地域の活性化に結びつくよう利用されるべく、課題解決に向けて、市としての役割を果たしてまいります」と、飛行場以外の土地利用に言及し、跡地に、在宅サービスセンター併設の特別養護老人ホームの設計に着手すること、府中市が建設する特別養護施設にもベッドを確保したいとの考えが示された。

代表質問で日本社会党は、「跡地の利用計画作りでは、国有地、都営地の地元優先利用を求めていくべき」と主張した。

また、日本共産党は、「コミュニティー空港は調布には必要ない。撤回の意思表示をすべきである」と主張したが、市長は、「長い議論を経て踏み切ったものであり、白紙撤回の余地はない」と返した。

民社党、公明党、自由民主党からは、「飛行場を認めた我が市としては要望事項には最大限前向きな回答を得て、早期有効活用を図ることが重要である」と、利用計画の早期策定、実施が要望された。

計画の一つの案として、プロサッカー・Jリーグチームの誘致とドームスタジアム建設の検討などの要望が出された。

市長は、東京都から納得いく回答を得ることが大前提である。市民の理解を得られるよう努力したい、跡地への施設建設は、東京都の協力と支援を受けながら整備していきたいと答えた。

跡地には、市民要望の多かった在宅サービスセンター併設の特別養護老人ホームの建設が始まった。

平成七年第一回定例会の代表質問で日本共産党は、「住宅密集地に正式空港は認められない」と、なおも主張を繰り返した。

これに対し、吉尾市長は、「調布離着陸場の移転が不可能ともいえる状況にあつて、ひたすら飛行場反対を唱え、騒音に悩まされている住民の苦痛をそのままに放置するより、騒音や安全に条件をつけて存続を認めるという考えを、議会においてご支持いただいたところであり、年間離着陸回数やヘリコプターの飛行は減少しており、大きな成果があつたと考えている」との認識を示した。

この項では、飛行場問題を中心に、時間的に追つたが、平成五年ごろからは、基地跡地利用問題は飛行場からスタジアム建設、周辺整備に焦点が移っていく。

二 安全で住みよいまち

防災体制の抜 平成三年六月三日、前年秋から噴火活動をしていた、**本の見直し** 長崎県の雲仙普賢岳から大火砕流が発生した。

死者・行方不明者四三人、島原市内の家屋や農地が大量の溶岩流や土砂に埋没し、道路や鉄道も寸断されるなど甚大な被害が生じた。

調布市議会では、大災害による防災及び救済対策は、一自治体に任せ

れるものでなく、政府の責任において緊急に対策を講じ、併せて被災住民の不安解消、生活の再建に積極的な援助を行うよう要請する意見書を満場一致で決議し、総理大臣ほかに送った。

平成三年第二回定例会において、防災について質問したのは佐々木功議員（公明党）である。「折りしも五月に、米軍立川基地跡地にオープンした東京都立川地域防災センターが、調布市の防災対策とどのようなかわりを持つのか」を尋ねた。

立川地域防災センターは、新しい都庁舎に設置された都の防災センターの三多摩を管轄する拠点に位置づけられ、生活必需品の備蓄並びに情報システムのバックアップ機能があり、災害救助活動が充実するだけでなく、被害地の情報把握や、隣接市町村との連携機能が高まることの説明された。

平成五年第一回定例会の代表質問で、公明党は、「備えあれば憂い無し」というが、防災は日ごろの対策が必要だが、どのようなになっているか」と、日常の備えを尋ねた。市は、「市民への啓蒙を図るほか、防災施設の拡充や応急物資の充実に努めている」と答えている。

高層住宅の 一般質問では、飯野久子議員（日本共産党）が、マンションに関する一連の質問の中で、高層住宅の防災対策につ

いて触れている。市の回答によれば、市内の高層住宅等で、はしご車が届かない三メートル以上の建築物は七棟、約一〇〇世帯あり、対策としては、建築物自体の安全対策のほか、ヘリコプターにより、上空からの情報の収集、伝達、救助など行われることや、計画中の市民文化プラザには緊急救助用スペースがあり安全が確保されることなどが明らかにされた。

平成五年第二回定例会でも、杉崎敏明議員（公明党）から、火災などで災害が最初に困るのは住宅である。集合住宅で火災が発生した場合、災害世帯は複数出ると予測されると、住宅事情変化への対応が要望された。

そのほか、消防、防災については、「高層住宅建設による防災無線の難聴地域への対策」、「女性消防団員の登用」、「消防団器具置場の老朽化の問題」などが杉崎議員によって論じられているが、平成三年第二回定例会から、平成六年第四回定例会まで、この期に開かれた計一五回の本会議で、防災に関する質問は代表質問、一般質問合わせて六回だけであった。

ところが、平成七年一月十七日未明、阪神・淡路大震災が発生した直後の三月、第一回定例会では、代表質問は七名全員、一般質問は五名中四名と、合わせて一一名の議員が、大震災、防災対策について質問をするという、戦後最大級の都市震災への関心の高さが示された。

阪神・淡路

吉尾市長も施政方針の中で、本市においても直ちに防災

大震災発生

体制の抜本的な見直しに着手いたしましたと、素早い対

応を報告した。

都市直下型地震による被災の教訓から、市全体の総点検が必要であるとされ、地域防災計画の見直し、形式的な防災計画から即応性のある実践的なマニュアルへの改訂が求められた。

また、防災における、行政、住民、民間事業者の役割分担の明確化すなわち、行政だけに頼ることなく、自らの生命、財産は自ら守り、災害発生から三日間は地域で持ちこたえるよう地域の人と支えあう心構えの啓蒙や、自主防災組織の充実、防災組織の組織率などが問われ、組織率

の向上や、運営補助金制度の改善が求められた。

具体的事項としては、飲料水の確保、水道管の耐震力、防火水槽の設置場所や利用法の周知、雨水や井戸水の活用などが論議された。その他、障害者、高齢者、乳幼児、外国人など防災弱者への対策、福祉施設の防災体制なども議論となり、災害弱者対策を検討することとなった。

また、防災行政無線の見直し、緊急避難路の確保、避難所となる公共施設の安全性や防災本部の耐震性なども検討が求められた。

市職員の半数が市外居住者である実態から、被災時の職員体制、自治体職員の相互支援体制、都市間の相互救援体制などにも議論が及んだ。今後、小学校ごとに懇談会を開催し地域の実情に即した検討を進めること、学校を地域の防災拠点にすることが確認された。

災害に強いまちづくりが防災対策としては重要であり、今後のまちづくり計画には、防災の視点が必要、また、被害が出たときは、地域での助け合いが不可欠であり、地域の組織化に取り組むことが必要であると認識は共通のものであった。

防犯対策では、京王線南側地区への交番設置要請や、交番のハイテク化が要望された。

住みよい住

バブル景気もたらした地価狂乱の中で、調布市にお

宅の確保

る住宅事情は悪化の一途をたどっていた。

平成二年度から地域住宅計画に取り組んでいる「ホープ計画」の調査でも、持家率は下がり、一戸当たりの面積も減少している。

平成四（一九九二）年三月、ホープ計画の調査をベースにして、住宅政策の方向を示す「調布市住宅マスタープラン」が策定され、住宅計画の目標が設定された。

平成四年第二回定例会で佐々木功議員（公明党）は、「調布市住宅マスタープランが策定されたが、良好な住環境とはどのようなものか」と、理想とする住環境を尋ねた。吉尾市長は、良好な住環境には、公共施設やオープンスペースの整備が必要であり、今後、再開発・区画整理などにより面的整備を進めたいとの方向を示した。

平成五年第二回定例会で関口武久議員（自由民主党）は、都市の成長には、適正な人口が必要である。住宅、宅地の安定供給策をどう考えているかと市の見解を求めた。

市は、「現在、住宅マスタープランの実行計画として、財政フレームも考慮した住宅大綱を策定中であり、この中で、民間支援策の検討、質的向上、供給推進等を決めてゆく」と回答した。

住み替え家 地価の高騰は家賃の値上げ、あるいは老朽化した賃貸住宅への入居者負担の軽減などによる立ち退き要求など、
賃補助制度 宅やアパートの建て替えなどによる立ち退き要求など、

お年寄りや障害者など社会的弱者にとって厳しい住宅問題をもたらした。

平成三（一九九二）年六月、第二回定例会で杉崎敏明議員（公明党）や、同年十二月定例会で福地正夫議員（日本共産党）から、都の高齢者などに対する住み替え家賃補助制度の活用、平成四年三月定例会では前当悦郎議員（公明党）から、高齢者用住宅の建設が要望された。従来から何度も要望されていることであり、市は東京都の住み替え家賃助成制度との関連を含め検討中であることを明らかにした。

平成四年度の施政方針の中で、東部地域に、高齢者住宅として民間集合住宅を借り上げるとともに、住み替え家賃助成制度を始めることが報告された。

住宅条例

福地議員は、公営住宅に入れない単身高齢者に、家賃補助制度を創設すること。また、大規模オフィスビルを建設する場合に、住宅の併設や定住協力を徴収する制度を提案した。さらに、「将来に向けて住宅条例を制定してはどうか」と見解を求めた。

市からは「いかに安価に供給するかが問題であり、調査結果を踏まえ、住宅大綱の中で総合的に検討する。また、業務ビルへの住宅併設や定住協力金制度は、空洞化が進んでいる都心部に、その施策が見られるが、調布市の場合、微増ではあるが人口が増加している状況のなかで、住宅の併設を義務づけたり、定住協力金など新たな負担を求める考えはない」との答弁がなされ、調布市の現状は、オフィスビルだけでは難しく、住宅を特別奨励しなくても、一定割合住宅をのせないと成り立たないという現況が説明された。

住環境の保全

続く、平成四年第二回定例会では、福地議員から、「生産緑地法の改正で、宅地転換がスプロールの進むのではないか」との懸念が示された。

市は、「良好な住環境の保全に市民と一体となって取り組みたい」と、面的整備へ取り組み姿勢を示した。

また、都市計画法、建築基準法改正の住宅政策への影響を問われ、計法の改正は用途地域が細分化されるので、住居系環境が保全され、法改正は望ましいとの見解を示した。

さらに、東京都は住宅基本条例を制定したが、その評価はどうか、市も作るつもりがあるかと問われた。

これに対し、「住宅問題は、福祉政策、産業政策、さらには環境政策、防災対策など広範な行政領域にかかわる問題であり、広域的見地からバ

ランスの取れた政策を推進する必要があると考えている。地価高騰により、市内の土地の細分化などが進み、居住環境を阻害するような建築物などが増加しているなかで、良好な住環境の確保により、長く住み続けたい調布市を目指し、住民と一体となったまちづくりに取り組みたい」と述べ、自治体の権限は限られてはいるが、調布市の地域性、地域ごとの特性を生かしたまちづくりを進めるため、住宅政策大綱の策定に取り組みむことを表明した。

増えるマン ション問題 平成五（一九九三）年三月の第一回定例会で、飯野久子議員（日本共産党）は、調布市は共同住宅四万八九四三戸、一戸建て二万三九八六戸と共同住宅の方が多くなっている実態をあげ、マンションなどの共同住宅には住生活についての問題が多いので、住宅大綱の中には、マンション問題をきちんと位置づけるべきであり、住宅担当部署を設けるべきであると主張した。

また、「集合住宅における、集会所等は自治会集会所と同じ機能だから、固定資産税を減免すべきである。改築の際は助成策を検討するとともに、大規模改修には低利融資制度の創設や、駐車場問題にも積極的な対応が必要である」など、徐々に老朽化が進む集合住宅へ行政の関与の必要性を指摘した。

こうしたなか、平成七年四月から、建築確認事務が東京都から調布市に事務移管され、建築行政における市の主体性が強化された。

三 地球を救おう調布から

水と緑の保全 地球温暖化やオゾン層の破壊など、環境汚染が地球規模で拡大するなかで、平成四（一九九二）年六月、ブ

ラジルのリオデジャネイロで、地球サミットが開催された。

この会議で、持続可能な開発に向けて、人と国家の行動原則を定めた「開発と行動に関するリオ宣言」が出され、行動計画である「アジェンダ21」が採択された。

環境管理計画

これに先立ち、吉尾市長は、平成四年度の施政方針の中で、住みよい生活環境を作るための新規事業として、環境管理計画の策定準備に取り組みむことを明らかにした。

環境管理計画は、環境問題を従来の公害防止から、緑の保全など自然環境を含めて総合的にとらえて、将来の望ましい環境像を設定し、日常生活や事業活動をするときに、快適環境の保全、創造の観点から配慮して行動する方法を示すものであり、今後の環境行政の基本となるものであると説明した。

代表質問で日本社会党や調布・生活者ネットワークから、計画策定に当たり、具体的な目標を設定することや、環境団体や専門家の参加など、広く市民の意見を取り入れてほしいなどの要望が出された。

「環境を愛し、環境に愛されるまち」を基本理念とする「調布市環境管理計画」は平成七（一九九五）年三月策定された。

環境条例の策定

国の新たな環境政策の枠組みを示す環境政策の憲法ともいべき「環境基本法」が、平成五年十一月に制定された。

環境基本法が成立した直後の、平成五年第四回定例会において、藤塚昭子議員（自由民主党）は、これまでの地域的な環境行政から、地球規模の環境にやさしいまちづくりに取り組むべきであるとして、環境条例の制定を求めた。

市も、公害行政から環境行政に変わりつつあるとの認識を示し、現

在、環境の質の向上を図るため環境管理計画を策定中であり、条例については、国や都の方向を踏まえ整合を図りたいと答えを保留した。

平成七年度の施政方針で、「いま環境問題は地球規模の問題として論じられているが、一人ひとりが身近な、緑や水、空気といった自然環境や悪臭、近隣騒音などの生活様式や活動を見直すことが大切である。

より良い環境の創造に向けての取り組みを進めるため、環境基本条例を制定し、『環境にやさしいまちづくり』を進められるよう努めてまいります」と表明し、調布市環境基本条例が提案された。

代表質問では、日本社会党から、環境基本条例を絵にかいた餅にしなため、情報公開と行政手続の条例化が要望された。

また、自由民主党からは他市に先駆け環境管理計画を策定し、環境基本条例の制定に取り組んだことが評価され、住民、事業者と一体となって、環境にやさしいまちづくりへのさらなる努力が望まれた。

緑の保全と生 市内に点在する農地は残された貴重な緑地である。

産緑地法改正 平成三（一九九一）年四月に生産緑地法が改正され、九月十日に施行された。

その背景は、大都市地域を中心に農地の宅地化を促し、地価高騰の鎮静化と宅地供給の増加を図るためのものであった。

生産緑地は都市計画法の地域地区の一つの区分とされ、災害の防止や公園など公共施設の用地として適する五〇〇平方メートル以上の区域で、指定後は原則として三〇年間農地としての管理が義務づけられることになった。

従来、市街化区域内にある農地は、地方税制度の特例として昭和五十七年に創設された「長期営農継続農地制度」により、農地面積が九九〇

平方メートル以上の農地で、一〇年以上農業を継続する意思を有するのは税負担が軽減されていた。面積要件に満たない農地の税の軽減を図るため、調布市では農業緑地保全条例を定め、固定資産税及び都市計画税の二分の一相当額を助成することにより農地の保全に努めてきた。

平成三年の生産緑地法の一部改正と同時に、地方税法の改正も行われ、長期営農継続農地制度は廃止されることとなったので、市の農業緑地保全条例も廃止されることになった。

農業者には、農地として保全すべきか、宅地化するかの選択をより厳しく迫るものであり、農地の所有者の中には、選択にちゅうちよするものが多かった。その指定申請は平成四年二月に締め切られた。

同年三月定例会の代表質問で民社党は、「ベッドタウンとして年々緑が侵食され、緑被地率が低下してきたが、生産緑地法の改正に伴い、農地に指定されない土地の緑地としての維持対策はどうなる見込みか」と見解を求めた。

自由民主党は、「都市における緑地としての農地の役割を評価し、積極的に保全しようとしているのか、それとも、政府の目指す住宅供給を促進しようとしているのか、いずれを選択するのか」と市長に迫った。

吉尾市長は、「生産緑地は農業の生産手段であるばかりでなく、緑地として調整機能を持ち、かつ、将来の公共用地補給地などさまざまな役割を担っているもので、農地の保全にできる限り支援をしていきたい。緑の保全は本市のまちづくりで欠かせない視点である」と述べた。

指定申請の状況と指定の見込みを問われ、「約二六〇ヘクタールの農地のうち、約六五パーセントの指定希望があったが、指定の是非は、都市計画に基づく行政判断が優先するので、希望のあった農地のすべて

が、指定になるとは限らない。今後、東京都との調整の結果による」と、指定の見込みについては回答を保留した。

また、「土地税制、生産緑地制度により緑の減少は避けられないが、土地税制の改正により税の増収が見込まれるので、その一部を緑の保全基金の充実に充て、環境保全に役立てる」と約束した。

生産緑地に指定されたのは、一六九ヘクタールであった。

調布市農業緑地保全条例を廃止する条例は、平成五年三月定例会において満場一致をもって可決された。

自然緑地の保全

調布市内には、農地のほかにも、武蔵野の面影を残す林や多摩川崖線沿いの緑地がまだ残っていた。

平成三年、多摩川自然観察緑地として約二万平方メートルが取得され、平成四年にも、約一万四九〇〇平方メートルの緑地が取得されるなど、緑地の取得保全が進められた。

平成六年十二月定例会で青木国明議員（自由民主党）から、「緑の保全は緑地を増やすことだけではない。そこに生息する昆虫や小動物など生態系を回復保全することに意義があり、水と緑の一体的整備など質の向上を図る必要がある」と指摘された。

吉尾市長は、「地域の方々の協力を得て武蔵野の原風景を今の子供たちが体感できるよう対策を考えたい」と思いを述べた。

平成四年三月定例会の代表質問で民社党は、「多摩地域東京移管一〇〇年記念行事『TAMARAライフ21』の「生活や自然のプログラム」の中に、『多摩川の復権、多摩の湧水、崖線の保全、都市型近郊農業の新しい展開』のテーマがあるが、市の基本的スタンスはどうか」と尋ねた。

市長は、「自然環境問題は広域的に取り組むことで効果をあげられる。

また、市民の方々に自然問題を意識していただく機会として『TAMARAライフ21』を有効に活用できるよう取り組んでいきたい」と語った。

地球環境保全基金

平成四年第三回定例会で杉山典子議員（調布・生活者ネットワーク）は、「調布市では『地球を救おう……』をスローガンに平成三年、ごみ資源の売り払い収入と寄附金を積み立てる地球環境保全基金が作られた。目標額が二億と少ない、財源確保を広く市民に呼びかけたらどうか」と提案した。

平成五年第二回定例会では、広瀬美知子議員（日本社会党）も、「事業系ごみ、粗大ごみの有料化が検討されているが、この手数料を地球環境保全基金に積み立てたらどうか、これを環境保全のための市民活動の支援に使うなら、支払う者の理解も得やすいのではないかと提案した。

しかしながら市は、「この基金の総額は平成四年度末で約三九〇〇万円であるが、ごみ収集におけるビンやカンなど有価物の売り払い収入と、善意の寄附をもって充てることが設置の趣旨であるとし、基金の活用については環境保全へ結びつける使い方を考えたい」と答えた。

また、広瀬議員は、「自然林地及び緑地の保全などに充てるとして設置された緑の保全基金は三〇億円の枠が設定されているが、現金は一億七〇〇〇万円しかない」と指摘し、「有効に活用すべきではないか」と質問した。

市長は、「現在の現金は一億七〇〇〇万円だが、崖線樹林地を約二八億九〇〇〇万円で購入し保有している。土地で持っている分を一般会計で買い取り、原資を確保する必要性は承知している。なお、生産緑地制度の変更に伴う固定資産税の増収分の半分程度約一億円を緑の基金に積み立てている」と説明した。

地下水の涵養

平成三年第二回定例会、杉山典子議員（調布・生活者ネットワーク）は「地下水涵養のため、雨水浸透ます

の設置を積極的に進めていく必要がある」と主張し、その対応を求めて、野川流域環境保全協議会で、流域五市一区が雨水浸透策を進めることを約束していることを指摘し、「他市のように家庭の雨水枡設置に助成金制度を取り入れていく計画があるか」と質問した。

そして、平成五年度から、雨水を地下に返し、湧き水を還元させるため、宅地内の雨水ます設置に対する補助制度が新設された。

しかし、野川の水質については、調布飛行場跡地に計画されている五二万トンの下水処理場からの排水の影響が心配された。

基準値を上回 平成三年第三回定例会の一般質問で任海千衛議員（日
の地下水汚染 本共産党）は、市内の地下水が汚染されているとの報道があると切り出した。

多摩川、下石原、小島町の地下水調査で、発がん性物質である有機塩素系溶剤が、基準値を大幅に上回る数値が検出されている。汚染経路の解明、汚染の除去、水道水の安全性などについて、市の認識をたざした。

市は、汚染の事実を認めたくうえで、汚染源は特定できていないが、水道水の検査では飲料水の暫定水質基準以下であり、安全で、安心いただけるとの現状認識を示した。

地下水の汚染は、ある程度の広がりを持ち、しかも回復の即時性は困難という性質なので、飲料水への影響がないよう常時監視を続け、安全を守ることを、新たな汚染を防止する以外に有効な手立てはなかった。

悪化する下石原交 下石原交差点の大気汚染も環境上の今日的な問題
差点の大気汚染 であった。

平成四年第一回定例会で、藤塚昭子議員（自由民主党）、飯野久子議員（日本共産党）から、下石原交差点の測定値が環境基準値に迫っている。市としての対策はどうかとの質問があったが、大気汚染防止は広域的対応が必要であるところから、都に対策を要請しているという現状報告の答弁に終わった。

同じ年の第四回定例会で任海千衛議員（日本共産党）は、大気汚染物質である二酸化窒素の排出量の七割は自動車排気ガスである。大気汚染を防止するには自動車の総量規制を行うしか方法はないと、市長に見解を迫ったが、ここでも市長は、環境基準に基づいた対策を講ずるよう、都に働きかけていると回答するにとまらざるを得なかった。

大気汚染防止対策として、ノーカーデーの実施や低公害車の購入も、議会で何度か繰り返される要望だった。

平成六年に地球環境保全基金を活用して電気自動車を購入したが、市ができる数少ない大気汚染防止対策の一つであった。

リサイクル 平成二年の「ゴミ非常事態宣言」や「ゴミ憲章」の制定
社会の構築 などにより、調布市では、リサイクル意識の啓発が進められ、市民の理解と協力により、ごみの減量、資源回収、リサイクル活動など、大きな成果をあげることが成功した。

平成三年度には、地球環境保全基金の設置や「地球にやさしいクリーンキャンペーン」の実施、牛乳パックの回収などの取り組みが始まった。

平成三年第三回定例会において、大須賀浩裕議員（自由民主党）は、衣類の分別収集や廃油の回収を要望するとともに、東京都がテレビコ

マーシャルで「TOKYOスリムキャンペーン」の一環として「使い捨
ての時代は今年で終わりです」と流していることを取り上げ、リサイク
ル教育の必要性や、回収推進のための施策のイメージアップ、公共施設
への回収ステーションの設置、十二月に開局するCATVの活用、リサ
イクル活動の拠点としての総合施設の設置などを提案した。

平成四年度には、「資源化倍増アクションプラン」を策定し、新たに
布類の分別収集と廃油回収を実施、再生紙の積極利用などによる、ゴミ
の減量、再資源化の取り組みが行われた。

十一月から、生ごみ、可燃ごみの収集を週二回にする一方で、それま
で月二回であった資源ごみを毎週一回収集するという、ごみ収集体制の
大幅な変更の試行に入り、翌五年四月から本格実施に入った。

ごみ発電

環境問題では、シンク・グロバリー・アクト・ローカ
リー（地球的に考え、地域的に行動する）という言葉があるように、リサイクルについては、さまざまなアイデアが議会で提案
された。

「ゴミ焼却場の焼却熱による発電」、「市役所の食堂と小学校に生ごみ
処理装置を設置する」、「地域団体などへ空き缶圧縮機の助成」、「牛乳
パックからの再生トイレットペーパーの購入」、「図書館の毎年三万冊以
上の廃本を、市民や施設に提供する」、「個人の本もリサイクルコーナ
ーを設ける」などである。

東京都市町村自治調査会がまとめた平成五年度の「多摩地域ごみ実態
調査」の結果、調布市は、ごみの総資源化率二一・六パーセントで多摩
二七市の中で首位に輝いた。

ゴミの収集と処分

調布市民のごみを焼却する二枚橋焼却場の焼却炉
は、建設以来二〇年を経過し、焼却処理能力は老
朽化により低下しており、建てかえを迫られていた。

既に、一〇年前の昭和五十七（一九八二）年に施設近代化特別委員会
が発足し、近代化計画が立案されていたが、諸般の事情から進展せず、
東京都から野川公園移転建てかえ計画の話なども浮上したが、新たな展
望は開けず、その場をしのぐという状況にあった。

そのため、毎年三月の第一回定例会の市長の施政方針演説では、この
問題が取り上げられるのが通例となり、平成四年の施政方針でも「二枚
橋焼却場やふじみリサイクルセンターの改築は関係市と慎重に協議を重
ね、解決の糸口を見いだしてまいります」と述べられている。

平成四年第一回定例会の代表質問は例年にも増して各会派からごみ処
理場についての質問が出されている。

自由民主党の、「ごみ焼却施設建設の必要性、緊急性を痛感する。建
てかえ計画の見直しはどうか」との質問に、吉尾市長は、
「施設移転に鋭意努力しているがご理解いただけません。周辺住民の合意
形成には年数を要すると思われるので、現施設を少しでも長く使用する
ための整備を図り、安定的かつ効率的に焼却業務を続ける」との方向が
示された。

平成五年第一回定例会の施政方針では、二枚橋焼却炉の改修とふじみ
の不燃ごみ処理・資源化施設の建てかえに、二カ年継続事業で取り組む
ことが報告され、予算計上されている。

満杯になる谷

戸沢処分場

ごみ問題で、最も深刻な課題は、最終処分場の確保で
あった。

自区内処理の原則を超えて、昭和五十九年に三多摩地域廃棄物広域処分組合により日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場が開設され、多摩地域全体で共同処理されていた。

ところが、七年余りを経過した平成二年度末の埋め立て状況は当初の予想を上回り、既に許容量の五二％を超えてしまっていた。

このため、当初予定していた平成八年度を待たずに満杯になる見込みが出てきたため、組合から自治体ごとに搬入配分量枠が示され、今後それが年々縮小されて、平成八年度には平成二年度の搬入量の二分の一に制限されるという厳しい数値であった。

広域処分組合では、新たな理め立て処分場を建設すべく、候補地の予備調査を進め、平成四年五月七日には、日の出町議会全員協議会で基本的同意を得ていたが、新たに大きな問題が生じていた。

埋立処分場周辺の地下水が汚染されているという、井戸水調査結果の報道があり、汚水漏れの疑惑が浮上したのである。

東京都、広域処分組合、日の出町の三者による水質調査では、環境上問題となる値は見られないとの統一見解が示されたが、東京都は第二処分場のシートの安全管理について見直すべきだとの方針を出し、秋川市、五日市町、松原村の秋川流域自治体からは、第二処分場計画の白紙撤回を求める決議が出されていた。

同年の第二回定例会で、杉山典子議員（調布・生活者ネットワーク）は、埋立処分場周辺の地下水汚染の問題を取りあげ、「再調査を行い、その結果を公表し、住民の不安を取り除く必要がある。地下水汚染問題を解消しないまま、次の処分場計画を進めることは混乱を招くのではないか」と、市長の見解を求めた。

吉尾市長は、「遮水シートの安全管理は最も重要なことであり、公害防止協定を尊重し、安全管理の徹底に努力することが必要だと考えている。さらに、第二処分場の基本的同意事項であるごみの大量減量化を実行するとともに、調布市民に日の出町最終処分場の実情などを知らせることが、地元の方や関係者に誠意を示すことになる」と答えた。

第二処分場が建設できなければ、調布のごみを持ち込む場所がないという深刻な問題があり、地元住民の理解を得るには、調布市におけるごみの大量減量化、減容化を進めることが不可避なことであった。

ごみの減量化

平成四年度の所信表明では、「衣類の分別収集、廃油の立ちリサイクル型の都市を目指す。さらに、古紙、ビン、缶などの分別収集の回数を増やすことにより、中間施設へ搬入するごみを減らしたい。事業系ごみの排出抑制策を検討するとともに、ストックヤードの設置により古紙資源の安定回収と粗大ごみ減量化を推進する」と述べている。

このような状況のもとで、各会派の代表からは、「中間施設の改築の見通しや最終処分場の問題を考慮すると、ごみ減量対策は緊急かつ重大な問題である」とか「減量化により排出量を減らさなければならないが、ごみ減量化、資源化の抜本的対策は」などの質問が重なった。

その中で、元木勇議員（自政会）は、「東京のごみという新聞記事を見ると、ほとんどの自治体のごみが前年度より増えているのに、調布市は二％以上も減量している。市長の姿勢と職員の努力があつてこそである」と日ごろの努力をたたえた。

そして、「大都市圏のごみの急増原因は、事業系のごみであり、企業

の社会的責任と、市民や行政の役割も明らかにする必要があるのではないか」と主張した。

市長は、「生産、流通、消費の各段階で再資源化や資源の有効利用が図られねばならない。市民の役割は環境に優しい商品を利用するなど工夫を重ね、循環型社会の形成に努力していく必要がある」と答えた。

現行の週三回収集体制を堅持していくなかで、二回は生ごみを含む可燃物、一回は古紙など資源回収をすることにより、可燃ごみの五〇%を占める古紙の徹底回収について、モデル地区で取り組みたいと収集方法の改革案を提示した。

八月六日、全員協議会が開かれ、市内二地区のモデル地区での試行を踏まえ、十一月から週二回可燃物、週一回資源回収という新たな収集体制を市内全域で試行したいと提案した。

九月の第二回定例会で、杉山典子議員（調布・生活者ネットワーク）は、この収集方法の変更など、ごみ減量、資源倍増を目指すアクションプランを評価し、期待を表明した。

これに対し、任海千衛議員（日本共産党）は、「生ゴミ回収日を紙資源回収日に変えることには疑問がある。可燃物収集日を減らすことは、市民に不便を行政が押し付けるもので、変更は合意されていない。十一月全市一斉にスタートし、四月から本番というやり方は、試行とは名ばかりで十一月からの永久化である」と、試行中止を要求した。

吉尾市長は、「埋め立て最終処分場が満杯になる、中間処理施設が大変だといふなかで、行政も頑張るが市民の皆様も最大限のご努力をいただきたいと提案したものである。不便になるのは承知のうえで、ご理解いただけるよう最大限の努力を重ねたい」と決意を語った。

十一月から本格実施の体制で取り組み、不都合な箇所は修正し、市民合意を形成したなかで本番に移行したいと考えていると譲らず、新しい収集体制はスタートした。

第四回定例会では、大須賀浩裕議員（自由民主党）が、可燃ごみ収集を週三回から二回に減らしたシステムの変更を、勇気ある決断とたたえたいと、その後の経過を尋ねた。

これに答え市長は、「一カ月経過したが大きな混乱はない。ごみは約一二%減量され、資源回収量は三・三倍に増えた。特に古紙、衣類は一倍になってきている。この結果、最終処分場への排出量は二〇%減量することができた。予想を上回る結果であり、確かな手ごたえを感じている」と報告するとともに、市民の皆さんの理解と協力によるものと感謝の意を表した。

この結果を踏まえ、平成五年の施政方針では、「平成五年度からは、リサイクル社会形成へ向けて、ごみの分別収集を本格的に実施してまいります」と宣言した。

平成五年六月の第二回定例会で、福地正夫議員（日本共産党）は、ごみ収集体制の変更について、共産党の市民アンケートの結果を報告し、賛成が六割（市の調査では八割）であったと、全体的な傾向として、市民の多くは賛成していると認めざるを得なかった。

広瀬美知子議員（日本社会党）は、生ごみの処理についても減量対策が必要だと、コンポスト助成制度の促進、微生物利用処理方式の導入、集合住宅、小学校、保育園などへのコンポスト導入、さらには剪定枝のチップ化などについての取り組みを求めた。

市も異存なく検討に取り組みと前向きな姿勢を示した。

「ごみ処理の有料化

家庭ごみの有料化が注目を集めるようになったのは、北海道の伊達市が、ごみ有料化後、収集量は三割減ったと発表した平成元年ごろである。

以後全国の自治体で、減量効果、受益と負担の公平化、住民のごみへの意識変革が期待できるなどの面から導入の機運が高まった。

平成四年六月には、全国市長会も有料化の推進を提言している。厚生省の調査によれば、同年十月の時点でごみ収集を有料化している自治体は六三六市町村と全国の約一九％に上っていた。

しかし、ごみ処理は自治体の基礎的サービスであるから無料とすべしという考えも根強くあった。

調布市議会においても、この期のごみ有料化の発言をみると、平成三年九月議会で大須賀浩裕議員（自由民主党）は、「ごみの減量化は一人ひとりの認識の問題、経済的負担感がなくては意識変革は難しい。適切な負担を講じられる制度が必要ではないか」と主張した。

平成四年六月議会、園田治夫議員（公明党）は、「ごみ対策はリサイクルと減量化である。一部の自治体でごみの有料化が行われている。税金の二重取りという意見もあるが、ごみが減るなら処理費の節約になり、税の有効利用になる。財源問題でなく、ごみ、環境についての市民の意識変革という意味で有料化を検討したらどうか」と主張した。

平成五年の代表質問で自政会は、ごみが減量されるのであれば、ごみ収集の有料化を検討すべきであるとの考えを表明した。

同年六月の第二回定例会では杉山典子議員（調布・生活者ネットワーク）が、「ごみ減量に努力している家庭と、その何倍もの量を出している家庭と負担が同じというのは不公平である。家庭ごみも一定量以上は

有料化を進めるべき」と主張するなど、有料化導入の意見が繰り返された。

しかしながら市は、「今後慎重に検討していきたい」、「先進各市の事例を参考に検討する」、「今後の課題としたい」などと、消極的な態度をとり続けるだけであった。

平成五年第二回定例会では、福地正夫議員（日本共産党）が、「日本共産党のアンケートでは有料化の意見は皆無に近かった。ごみ減量化が有料化によって促進されるとは言いがたく、市と住民の努力による減量化に水をさすものだ」と市の考えを尋ねた。

ここに至り吉尾市長は、リサイクル条例検討委員会で検討されているところとしながらも、「ごみを多く出す人と少なく出す人が同じに扱われるのは逆平等である。また、有料化が減量化に効果が高いとの意見も聞いている。委員会の報告を受け、総合的な観点から判断してまいりたい」と、その効果に着目していることをうかがわせた。

リサイクル 平成四年七月、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の**条例の制定** 一部改正と「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行された。

従来の廃棄物を適正に処理することを目的とする内容を抜本的に見直し、適正処理、再利用等による減量を促進し、資源循環型社会の形成を目指す法律に内容を一新している。

法改正を受け、東京都が条例を改正する動きが伝えられていた。

六月定例会で、広瀬美智子議員（日本社会党）は、市は法改正をどのように受けとめているか、リサイクル条例を制定する考えはあるかと、市の対応をただした。

市は、「条例などの整備は検討中であり、リサイクル型社会の構築に向けて体制づくりを検討する」と答えた。

この議会で、日本共産党から、「調布市リサイクル条例」が、議員提出議案として提案された。

「企業責任を明確にして、浪費型の構造を改めることが求められる」との日本共産党の提案に対して、日本社会党は「国の法改正などにより都条例も改正されるので、これらを検討する必要がある」、公明党は「現在検討を行っている『調布市廃棄物の条例及び清掃に関する条例』と一貫性を持たせる検討が必要である」、自由民主党からは「市、市民、事業者の役割分担が抽象的。行政、市民、市民団体、事業者、議会の五位（ごみ）一体で推進する必要がある」、調布・生活者ネットワークは「条例制定は案づくりの段階から市民、リサイクル団体の参加を求め、行政と討議し作り上げる必要がある」などの反対討論が相次ぎ、採決の結果、否決された。

平成五（一九九三）年二月、市民や事業者の代表など一般市民を中心として構成された「調布市リサイクル条例検討委員会」が発足し条例の検討を始めた。

平成五年九月の第三回定例会に、条例検討委員会の答申を基にまとめられた「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」が提案された。

新たな条例は、廃棄物の適正処理を主な目的とする従来の内容から、減量促進など資源循環型社会の形成を目指す条例に変わっている。

特色としては、前文を置いて条例の理念を明記したこと、市長の責務、事業者の義務などを定めたことなどであった。

また、事業系廃棄物の処理は有料とし、処理手数料と資源物売却益は地球環境基金へ積み立てることなどを定めていた。

廃棄物処理手 数料の改定 この条例について、厚生委員会に続き本会議において、福地正夫議員（日本共産党）ほか三名から修正案が提出された。

条例本文には異論がなく、処理手数料の別表部分のみの修正案であった。原案では、廃棄物処理手数料を現行料金より引き上げているのに対し、修正案では料金を低く設定し、粗大ゴミの収集有料化の原案に対し、修正案は引き続き無料とするものであり、事業系廃棄物の手数料についても、原案より低く設定するものであった。

これに対して、富澤稔議員（自由民主党）は、「統計による家庭廃棄物の排出量から見ても、原案の料金でも実質的には無料であり、修正案は、料金を低めに設定しているが、一般家庭ではいずれの場合も無料となるので、実益は無く、修正案は見せ掛けのポーズに過ぎない」と断じた。

また、「事業系廃棄物については、収集、運搬許可業者は複数自治体の許可を受けている実態から、処理手数料が自治体により異なると、手数料の安い自治体の廃棄物として持ち込むことがある。これを防止するためには、近隣自治体間では同一料金が望ましく、近隣自治体では、手数料が七月から改定されているので、単に料金を据え置くことは問題の解決にならない」と指摘した。

これに対し、福地正夫議員（日本共産党）は、「原案のごみ有料化や値上げは、減量のための対症療法に過ぎない。有料化により消費者である市民にだけ負担させるのは不公平である」と反対討論を行った。修正案は否決され、原案のとおり可決された。

平成七年一月、ふじみ衛生組合リサイクルセンターに建設中であった新しい不燃物処理・資源化施設が竣工し稼動を始めた。この施設は一日の処理量八一トンの能力を持ち、廃プラスチックの減容固化などにより大幅な資源化と最終処分地の負担軽減が期待されている。

第四節 調布らしさを育む教育・文化はぐく

一 市民文化会館たづくりオーブン

文化の薫り高い複 吉尾市政の超目玉事業に位置づけられる（仮称）

合施設目指して 市民文化プラザは生涯学習や文化創造、国際交流

の推進拠点、市民文化、生涯学習の殿堂として、計画が進められてきた。

図書館機能、公民館機能、視聴覚センター機能、保健センター機能、

電算センター機能などを併せ持つ複合施設として、平成三年度に基本設計を終了し、実施設計の段階に入っていた。

庁内の推進組織である市民文化プラザ建設推進本部において管理運営について検討を進めるほか、利用者団体の代表や公募市民ら二〇名による、建設計画推進懇談会が設けられ、平成二年二月以来、二八回に及ぶ



文化会館たづくり

懇談会を開き、施設計画はもとより、使いやすさを求めて管理運営についても議論を重ねていた。

平成三（一九九一）年九月の第二回定例会において藤塚昭子議員（自由民主党）は、「多くの機能を複合する施設であるので、それぞれの施設における事業の重複を排し、利用者の利便を優先した組織の有機的な構成、運営が望ましい」、また、「開館時間を延長して勤め帰りでも利用できるようにしてほしい。開館日も通年開館体制の検討をすべきである」とし、行政効率や合理性という観点からだけでなく、「市民の施設として第三者への委託を検討すべきではないか」と提案した。

市長はこれに答え、「市民文化プラザ建設推進本部で管理運営のあり方を議論している。図書館や公民館を現在のままの単独施設として同居させるのではなく、重複を排除しながら、相乗効果を高め、複合施設として水準の高いサービスを展開できるようにと考えている。いつでも誰でも利用できることが施設の原点と考え、開館時間の拡大、市民からの要望の強い通年開館も検討していく中で、事業主体を第三者組織に委託することも検討したい」と述べた。

利用者優先の 建設着工を秋に控えた平成四年の第一回定例会代表質問

管理運営を 問では、「市民文化創造の主体として、「市民参画やボランティア活動等のできる施設づくりを」（日本社会党）、「市民の声を取り入れる場をつくり、市民が納得できる運営を」（調布・生活者ネットワーク）、「市民の施設として、市民優先の視点から検討されたい」（自政会）」など施設のあり方への注文が続いた。

市は、「文化活動や生涯学習活動の主体は市民であり、市民がその担い手となることにより地域文化を創造し、調布文化が育まれていくもの

と考える。環境醸成や条件整備が行政に課せられた責任と認識している」と、市民の文化活動における行政の立場を説明している。

また開館日、開館時間、利用方法、使用料や市民参加の方法、組織や管理体制など、管理運営の具体的あり方（公明党）を問われ、「今日的な状況を認識し、利用者側に立った管理運営体制にしなければならない。日々活用される文化施設としては、従来からの行政的な感覚での管理運営では無理があり、第三者機関への委託、民間人材の有効活用など柔軟に対処できる体制作りの検討も必要である」との考えを示した。

施設の位置づけと管理運営の見通しは（民社党）との問いに、（仮称）市民文化プラザ事業の展開は、単に教育的側面だけでなく、広く、文化振興という側面から、全庁的、横断的に取り組む必要があると考えている。運営主体は文化財団の設立も一つの方法と考えているが、最適な主体に決めたいという慎重な言い回しの答弁であった。

管理運営の 六月の第二回定例会では、両宮幸男議員（日本共産党）

委託を検討

が、「文化プラザの中心的機能は生涯学習の推進拠点である。図書館機能、公民館機能を、どのような運用形態とするのか、事業の重複排除や複合施設のメリットを生かすことは必要だが、通年開館、開館時間延長ありき、その延長線上での第三者への委託の検討というようにに危惧を抱いている。図書館、公民館は直営でいくべきだ」と主張した。

市は、市民文化プラザには生涯学習の中心的な役割を期待していると認識を示したうえで、「複合施設として相互に連携をとりながら相乗効果を生み出す一体的な事業展開という視点から、組織や体制を検討したい」と、従来の管理運営からの脱却を匂わせつつ、「具体的なことは意見、要望を整理して建設推進協議会でご協議いただく」と、結論を留

保した。

両宮議員は「現状にあるものにしがみついて、そこから一歩も出ちゃいけないというようなことを言っているつもりはないんです」と言いつつ「中核になるべき部分をどうやって生かして残すかということが趣旨であります」と従来からの図書館運営や公民館運営は直営が望ましいと述べている。

工事は二、三、八月六日に開かれた平成四年第二回臨時会において、億九三〇〇万円 「調布市市民文化プラザ（仮称）新築工事請負契約」は満場一致で可決された。

延べ床面積は三万八三七八平方メートルに及び、地上五階、地下二階の低層棟には、検診室、予防接種室、トレーニング室などを配し、地上一三階、地下二階の高層棟には映像シアター、AV情報サロン、集会施設などがあり、二棟は、劇場型ホールと多目的ホールを配したホール棟により接続されている。工事は二、三、七億九三〇〇万円であった。

「調布市文化会館 平成五（一九九三）年六月五日号の「市報ちょうたづくり」に決定 ふ」で、施設の名称は広く市民に公募され、平成五年九月、名称選考検討委員会により、応募二二五通の中から「調布市文化会館たづくり」が正式名称に選定された。

その後、建設推進協議会の議論のなかで、複合施設の機能を生かすためには、制約の多い行政による縦割りの管理を排する必要性や、通年開館や開館時間延長などの柔軟な管理をするためには、市民文化プラザを管理運営する財団を設け、施設全体を一体管理運営することが望ましいとの意見が多くなり、財団設立、運営委託の方向が決定された。

会館は委託 平成五年第三回定例会で、市民文化プラザの管理委託問
か直営か 題の議論は本格化する。

両宮議員は、「図書館は原則として委託になじまない、市直営での存
続を要求する。公民館も、文化プラザへの移転後も社会教育法に基づく
公民館として運営を存続すべし。社会教育法による公民館とは、社会教
育施設は無料という原則であり、受益者負担の考え方は、学習権を奪う
ものだ」と主張した。

これに対して市は、「文化行政は、芸術文化、社会教育という狭い範
囲でなく、行政のあらゆる分野と広くとらえている。社会教育を含めた
市民文化や生涯学習の振興に努めてゆきたい」と、従来の社会教育の枠
を越えるという考え方を示した。

また、「図書館を統合組織で運営する財団化の方向が建設推進協議会
の中で確認されている。一部市民に反対があることは承知しているが、
利用者の要望に柔軟かつ的確に対応するためには、従来持っていた良い
部分を全部吸収しながら、従来の縦割りの弊害を排除して、新しい時代
に向けて、さらに発展的に展開していきたい」と語った。

両宮議員は、なおも、他自治体の失敗事例や、学者の意見を開陳しつ
つ、「これまでの図書館行政、公民館行政をなんとしても堅持すべきで
ある」と重ねて主張した。

吉尾市長は、「何分にも新しいチャレンジですから心配ごとはたくさ
んあるのは分りますが、市民の皆さんに、さすがにいいものができて使
いやすくなったよといわれるようなものになりたい、その願いだけで進ん
でおります」と、理解を求めた。

平成六年第一回定例会の代表質問でも、日本社会党、日本共産党は、

全館一体的管理運営のコンセプト、財団委託による管理運営ありきは難
しいのではないかと、図書館法の制約などをあげ、直営方式への方向修
正を主張した。

市は、財団委託には複数の先例があり、新しい方式ゆえの試行錯誤は
あるが、さまざまな角度からなおも検討を進め、課題解決に取り組みた
いと譲らなかつた。

使用料の根拠は

平成六年第四回定例会に「調布市文化会館たづくり
条例」が上程された。この条例に日本共産党から修
正案が提案された。

修正の内容は、原案の使用料の設定が、一平方メートル当たり約三〇
円であるのに対して、一平方メートル当たりおおむね一〇円とするもの
で、原案の算出根拠が、年間の管理経費などから算出したものであるの
に対し、維持管理費は固定費とみなし、光熱水費のみ使用者に負担させ
るという案であった。

漁郡司議員（日本社会党）は、他の公共施設の使用料との関係、近隣
自治体の施設との検討など委員会では指摘されたことに答えておらず、公
平さや整合性に欠けていると指摘し、修正案に反対したが、原案につい
ては、減免対象者への柔軟な対応を要望して賛成した。

藤塚昭子議員（自由民主党）は、原案は二一世紀をも見据えた総合的
な文化施設の設置条例であり、使用料についても、受益者負担、あるい
は税の公平な負担という原則に基づいた設定である。修正案について
は、低額の使用料にこしたことはないが、単に原案の三分の一という案
は、財政的な配慮をせず、将来的な見通しや現状のとらえ方があまりに
も一面的であると、原案に賛成し、修正案に反対すると討論した。

修正案が否決された後、原案が満場一致をもって可決された。

文化会館たづくり条例の制定に関連して提出された「調布市グリーンホール条例」、「調布市公民館条例の一部を改正する条例」の二議案は満場一致で可決された。

同様に、「調布市総合福祉センター条例」は、調布市市民福祉会館条例の改正に伴い、従前の基本的事項はそのまま引き継ぎながら、独立した施設として位置づけるものである。これにも日本共産党から修正案が提出されたが、採決では、修正案は否決され、原案のとおり可決された。

平成七年二月に工事は竣工し、三月三十一日付けで、東京都から「財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団」の設立が認可された。

この財団は、調布市の芸術文化の振興を図るとともに、市民の文化活動の育成やコミュニティ活動の振興、生涯学習に関する事業などを行うとともに、「文化会館たづくり」、「グリーンホール」の管理運営を受託することを目的に設立された。

「文化会館たづくり」はこの年十月オープンする。

週五日制と 週休二日制の普及や社会の変化に応じて、「子供の生活に学校の開放 ゆとりを与え、自主的に行動し、判断する能力を育成すること」を目的に、学校週五日制が平成四（一九九二）年九月から一月一回、毎月第二土曜日に実施されることになった。

平成四年三月議会の代表質問では各会派の代表が、学校週休二日制の導入について、市の対応や、基本的考え方を尋ねた。

寶珠山塚教育長は、「これからの日本の教育を左右する重要な課題である」と前置きし、学校週五日制は、学校、家庭、地域社会それぞれが協力して、社会体験や自然体験などさまざまな活動の機会を子供たちに

提供し、自ら学び自ら考える力や、豊かな人間性などの「生きる力」を育むことをねらいとしたものであるとの基本的な認識を語った。

そして、円滑な制度の導入を図るため、保護者の理解と協力を得ることや、教育課程の編成、学校開放の推進、校外教育の条件整備などの課題を解決するよう努力したいと、対応の方向を説明し、「何よりも子供の立場で考えることが大切であり、子供たちに意義あることでなければならず、いまの子供たちが人間性を取り戻して、主体的にたくましく生きていく大事な契機としてとらえ、混乱のないよう慎重に対応してまいります」と結んだ。

学校週五日制の意義は何か、課題は何かとの問いに、「子供を教育する責任が学校に偏りすぎている現状を是正し、家庭や地域の教育力を生かして活用する機会だということ、教師も自分の時間が持てる余裕でできることが期待される」、「課題は、子供たちの学力が下がらないかという不安、非行が増加するのではないか、塾通いが過熱するのではないかなどの問題を、どう解決するかが課題である」と答えた。

一般質問でも、この問題は取り上げられ、杉崎敏明議員（公明党）は、「学校週五日制の導入問題は、学校教育分野の問題であると同時に、家庭教育のあり方、社会教育の問題であり学校、地域、家庭、それぞれの役割を明確にし、相互理解が必要である」と主張した。

大須賀浩裕議員（自由民主党）も、「今回の週五日制の導入は教育のあり方を改めて考え直す機会になる。日本の教育は学力偏重であり、想像力や判断力を育てることに欠けていると言われている。土曜日が休みになると、体験学習の機会が増えることにより、自分で考え、判断し、行動する能力を身につける機会になる」と学校週五日制への賛意を示した。

がら、土曜日の減った授業時間はどうか、学校行事やクラブ活動への影響などについて質問した。

また、「週休二日制により生まれる新しい余暇時間が、体験学習の時間として有効に使われるか、塾通いやゲームセンターなどでの暇つぶしになってしまふのかの分かれ目であり、受け皿としての地域の関係する方々と連絡を取り合い、準備を進めてほしい」と要望した。

市側の答えも、「学校週五日制が実施された場合には、学校長を中心として、学校教育の役割を再確認するとともに、学校、家庭、地域社会の役割分担に配慮しながら、それぞれの教育力の充実を図るように努める。児童生徒の健全な育成を図るためには指導者が必要であり、その養成も社会教育の一つである」との認識を示した。

また、「学校週五日制の実施に伴い、学校を地域コミュニティの拠点として位置づけをより広く持たせ、小学校の開放を進めるよう、大規模改修のときに高度化、多目的化を進めてほしい」との要望も出された。

調布市の二一の小学校のうち二〇校が学校開放しており、そのうち一五校が地元の学校開放運営委員会で運営しているので、土曜日の開放についても協議をし、運営組織のないところも、協議する機関を設置したい。余裕教室ができた場合には、地域が利用できるよう多目的教室に改修するの方針が示された。

平成五（一九九三）年第一回定例会の施政方針では、「児童数の減少傾向著しい野川小を、適正な施設規模にし、地域の方々も利用できる機能を持たせたモデル校に改築する準備を進める」との案が発表された。

しかしながら、地元における協議が進展しないまま時が流れ、平成六年三月の定例会の代表質問で、日本社会党からこの原因がただされた。

野川小の改築問題では、基本構想作成の段階で、教育委員会や学校管理者のみの行政による検討委員会となってしまう問題を指摘し、利用の視点から、地域や自治会、父母や現場の先生方と十分な協議が必要と思うが、今後の対応はと問われ、「野川小につきましては、施設有効活用検討協議会を設置して学校施設の充実とあわせ、生涯学習の拠点として複合的施設を計画し、関係者や地元と話し合いを進めてまいりました。理解を得るに至っておりません。今後も時間をかけて話し合いを続けてまいります」との現状説明の答弁にとどまり、この時点では、計画作成の段階からの住民参加についての方向は示されなかった。

児童生徒の減少に伴う余裕教室の発生などから、小中学校施設が、地域福祉施設としての複合利用や地域におけるコミュニティの拠点として、多目的な活用と地域開放の拡充が求められているが、学校週五日制の導入を契機に、学校施設の活用が注目されるようになりつつあった。

進まぬ中学校給食

調布市の中学校ではパン（又は米飯）やおかずが出される給食は行われておらず、ミルク（牛乳）のみが昼食に配られていた。

三多摩二六市の中で中学校完全給食をしているのは一四市、調布市のように牛乳だけの給食は七市、残りの五市は未実施であった。

中学生を子に持つ親からは、中学校も完全給食にしてほしいとの要望が寄せられていた。

しかしながら、教育委員会は、検討委員会を設置して調査、検討をした結果として、中学校では完全給食はしないという方針であった。

平成三（一九九一）年第二回定例会の一般質問で、杉崎敏明議員（公明党）は、「選挙運動中に、一番多く寄せられたのは中学校給食実施の

要望であった」と訴え、「働く母親の増加など生活様式の変化により、学校給食の必要性が高まっている」と、女性のライフスタイルの変化から中学校給食の必要性を説き、これまでの経緯は経緯としてと、方針変更の答弁を迫った。

福地正夫議員（日本共産党）は、「まちの中には、ポテトチップスやハンバーガーを抱えて歩く若者が多い、日本の食文化の歴史や食事に対する哲学の無い家庭が増えている。食料品自給率が落ち、日本人の胃袋までが外国によって支配される状態、ひいては日本の農業が危機にさらされていると説き、学校給食を守り、発展させることは日本の農業や食料を守る運動につながる」と、食文化論、国内農業擁護論から中学校給食実施にアプローチした。

また、福地議員は、学校給食法第五条「国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない」との条文を引いて、「全国では八〇%の自治体が、中学校給食を実施している。実施するかしないかは、自治体としての調布市に、やろうとする姿勢があるかどうかにかかっている」とたざした。

答弁に立った寶珠山琢教育長は、実施に当たっては、施設、設備の問題、嗜好の多様化による指導上の問題、その他多くの問題があると述べたうえで、「教育についていろいろな要望がありますので、優先順序は慎重に選ばなければなりません。今後一層調査、研究を重ねていきたいと思えます」と、施策選択論から実施先送りの考えを示唆した。

この答えに、杉崎議員は、再質問に立ち、「中学校給食について、たくさんの要望があるということを伝えておきます」と締めくくった。

平成四（一九九二）年二月、調布市中学校給食を実現させる会九九一

五人から、「直営自校方式による中学校給食の実施を求める陳情」が提出された。

平成四年第一回定例会の代表質問では日本社会党が、「中学校の給食実施について、父母、生徒の要望が多いこと、食文化の課題解決や生徒の発育の視点などからも中学校給食の必要性があるのではないか」と質問した。

平成五（一九九三）年第一回定例会の代表質問では日本共産党が、「中学校給食が議会に取り上げられて二年になるが、早急に取り組むべきではないか」とたざしたが、市教委の答えは、引き続き調査研究するを繰り返すのみであった。

そして、平成六年第一回定例会では公明党から、「少子化や、社会の変化から、基本的な食習慣に欠ける子どもが増えている。学校給食法の目的を超えて、子供たちの豊かな人間性を育むという意味からも中学校給食の実現を検討してほしい」と要望された。

同じ定例会の一般質問で飯野久子議員（日本共産党）は、他市の学校給食の新しい方式を紹介した後で、「小学校給食をどう評価しているか、中学校給食を望む陳情が繰り返されているが、調査費の予算化はされているのか」と質問した。

小学校給食については、「飽食の時代といわれるが、正しい食生活を通して、健康で安全な生活を送る基礎であるとの認識に立って学校給食に取り組んでいる」と、前向きな回答であったが、中学校給食の実施については、相変わらず「調査検討してまいりたい」と、この期の四年間、中学校給食についてはまったく同じ答弁が繰り返されるだけであった。

平成四年二月に提出された中学校給食の実施を求める陳情は、平成七

年三月定例会で、ついに審議未了となり、調布市における中学校給食実現への道のりは見えてこなかった。

武蔵野の森総合 スポーツ公園 平成四（一九九二）年七月に調布場外離着陸場の管理運営が東京都に移管され、飛行場問題は一応決着を見た。

翌五年の所信表明で、吉尾市長は、「調布基地跡地全体の利用計画をどうするか」という重要な課題が残されている。市内に唯一残された広大な土地の利用計画であり、まちづくりにも大きな影響を及ぼす重要な課題であるとし、「この貴重な土地が一日も早く調布のまちづくりに、さらには、地域の活性化に結びつくように利用されるべきとの思いを強くするところであり、一日も早く利用計画が策定されるように、市としての役割を果たしてまいる所存であります」と、思いを語っている。

代表質問で日本社会党は、「国有地、都有地の地元優先利用を求めていくべきである」と主張した。

民社党も、「飛行場を認めた我が市としては要望事項には最大限前向きな回答を得ることが不可欠」と、市長の見解を求め、公明党も、早期有効利用への働きかけを求めた。

市長は、「ご指摘のとおり認識している。市民の理解を得られるよう努力したい」と約した。

日本共産党だけが、「多摩国体を見通しての陸上競技場規模拡大、Jリーグの誘致などから本格的サッカー場を求める声がありますが、重要なのは、市民の利用が最優先されなければならないことであり、結論を急いで、安易な結論を出すべきではない」と主張した。

市長は、「東京都が造る施設ではあるが、市民が利用できることを念

頭に検討していきたい」と理解を求めた。

この議会の一般質問で、白井貞治議員（自由民主党）は、「Jリーグチームの誘致とあわせドーム式スタジアム建設の要望運動がある。実現に向け努力を」と要望した後、「計画の進捗に従って、道路、交通、環境が問題となる。京王線連続立体化と、西調布駅、飛田給駅周辺開発整備計画の具体化が不可欠となるが、どのように対処するのか」と見通しを聞いた。

市長は、跡地利用計画を含めて、東京都の協力と支援を受けながら整備していきたいとの考えを示した。

平成五年九月、東京都から土地利用計画の一部変更案が示され、十月一日の調布基地対策特別委員会、地元優先に配慮するよう意見を付して、変更案を了承した。

三セク方式による 十一月七日、立川市の昭和記念公園で行われた「多規模施設計画 摩ライフ21、VOICE93」の閉会セレモニーで、

鈴木都知事は「調布基地跡地に新たに建設するスポーツ施設は、多摩地域のスポーツ振興の拠点としてはもとより、多摩国体の会場ともなり、サッカーの公式試合なども可能な、大規模かつ多目的な施設を予定している」、「来年度早急に、第三セクター方式により、この施設の建設に着手してまいりたい」と語った。

式に同席してこれを聞いた吉尾市長は、「市報ちようふ」十一月二十日号に、「これを聞いて体が震えた」と記し、「調布基地が日本に返還されて二〇年、今こそ調布新時代のスタートだ」と感想を結んでいる。

十二月八日の都議会では来年度には着工することが明らかになった。

これを受け、十二月の第四回定例会の一般質問で大須賀浩裕議員（自

由民主党)は、「単に規模の大きな競技場でなく、トレーニングジムとかサッカー博物館など、付加価値をつけた複合施設を要望したらどうか」と提案した。

任海千衛議員(日本共産党)は、「スタジアムの建設、運営は民間資本を活用した第三セクター方式としているが、導入のメリット、デメリットについて」質問した。

市は、「民間企業体であるプロサッカーチームが使用するのであれば、公共のみが主体となるよりも、民間の出資を求めていく方が合理的な考えではないかと思う」と答えている。

平成六(一九九四)年二月、東京都から、多摩国体のメイン会場ともなり、サッカー公式試合も可能な五万人規模の多目的な陸上競技場建設計画案が示された。計画の内容は、平成十(一九九八)年春オープンを目標に、都、市町村、民間企業出資による株式会社を設立し、民間資金を利用して三〇〇億円の事業費で建設するというものであった。

平成六年第一回定例会で市長は、「武蔵野の森総合スポーツ施設」が整備されることについて、「二〇年もの歳月を経て、やっと光明が差ししてきたというのが実感であり、周辺の対策を十分に講じつつ、施設の早期完成に向け、地元としての役割を果たしてまいります」と語った。

代表質問で日本社会党は、「二月の特別委員会で競技場の規模の見直し、利用計画の一部変更が明らかになったが、市民にとって、五万人という規模の施設はどうか、大規模大会の会場用よりも、市民が利用しやすい規模に変更したらどうか」と、規模の拡大に異を唱えた。市長は、「財政ひっ迫の折、東京都において、大規模競技場計画が優先的に進められることは、市として歓迎すべきことである」との考えを述べた。

急がれる周辺対策

六月の第二回定例会で白井貞治議員(自由民主党)は、五年三月定例会に続けて、「五万人収容のスタジアム建設計画はまちづくりに貢献すると喜んでいるが、来場する人や車の集中、風紀、騒音などの問題で、せっかくの施設が、地元の人々にマイナスの施設になってはならない。周辺の環境整備を急ぎ、迷惑施設にならないよう」重ねて要望した。

市長は、「大規模競技場は平成一〇年の春に完成させたいという意向を聞いている。この計画とあわせて最寄り駅をはじめ、跡地周辺やアクセス道路の整備を都の全面的な協力を得ながら進める。周辺地域の方々の意見を伺い、市議会の審議をいただき、都と緊密な連携を図りながら取り組んでまいりたい」と、その方向を示した。

平成六(一九九四)年八月、東京都の建設計画推進委員会から、屋内体育館、屋内水泳場、アイスアリーナなど総合スポーツ施設の概要が発表になった。

八月十一日には「武蔵野の森スタジアム株式会社」が設立された。平成七年の施政方針では、「武蔵野の森競技場」も本年度には着工する。これに伴い、アクセス道路や周辺道路の整備をはじめ周辺環境対策に取り組むことが報告された。

代表質問で、自由民主党から、周辺道路などの整備計画の進捗状況を問われ、主要アクセス道路である都市計画道路三・四・三四号線は車道一〇メートル、歩道は両側に六メートルずつ、二二メートルの道路に拡幅、飛田給駅の橋上駅舎化、駅前広場は四、六〇〇平方メートルに拡張、国道二〇号交差部はエレベーター付きの歩行者専用横断歩道橋が設置されるなどの計画が明らかになり、整備に向けて地元との協議が始

まった。

プロサッカーチーム 平成五（一九九三）年春、日本のスポーツ界はム・Jリーグ誘致 Jリーグ（日本プロサッカーリーグ）の誕生に沸いていた。

五月十五日のJリーグ開幕で日本のサッカーは新しい時代を迎え、熱狂的なブームを巻き起こした。

調布市内でも、青年会議所を中心とする「東京にプロサッカーチームをつくる会」（林清一会長）が結成され、サッカー教室など地道な地域活動を続ける「東京ガス」の誘致運動が始められていた。

盛り上がる こうした状況のなかで、平成五年第一回定例会の施政方

誘致運動 針で、吉尾市長は、調布基地跡地利用計画の中で、「多摩地域で国体をとという動きや、日本プロサッカーリーグを東京に誘致などといった動きも見られます。その施設として調布基地跡地が適地として注目されることは確実であります」と、施設建設とあわせて、プロサッカーチーム誘致の可能性を示唆した。

代表質問で自由民主党は、「多摩地域にプロサッカーチームを誘致する運動が各地で行われていると新聞紙上を賑わせている。調布市においても、昨年の暮れごろ、会が結成され、調布基地跡地に多目的ドームをつくり、フランチャイズにしようという運動が展開されようとしている。子供たちの夢を実現させるとともに、地域の活性化の起爆剤として行政も誘致に取り組む必要があるのではないかと市の支援を要請した。

市長はこれを受けて、「東京にJリーグの拠点がないということ、調布の町の活性化という意味からも、大規模施設をつくろうとする矢先であり、このタイミングを逃すすべはないと考えている。

市議会の皆様のご理解がいただけるなら、調布市長としてJリーグ誘致の先頭に立ちたい」との気持ちを披れきした。

一般質問でも、白井議員が、「Jリーグチームの誘致とあわせドーム式スタジアム建設の運動がある。実現に向け検討をすべきである」と応援した。

プロサッカー 六月定例会では、「プロサッカーチーム誘致に関する決議案」として提案された。

誘致決議 議」が、議員提出議案として提案された。「人気沸騰のJリーグの試合を調布で観戦できるようなことになれば、調布市民はもとより、三多摩市民共有の喜びとなる。

調布基地跡地に建設予定の競技場をフランチャイズとするJリーグ加盟プロサッカーチームの誘致について、その実現に向け、総力をあげてまい進していく。」という決議案は、満場一致で可決された。

さらに、第二回定例会では、誘致に係る調査、広報費として八〇〇万円の補正予算が認められ、庁内横断組織による誘致事業の推進体制が組み込まれた。

十月十九日、体育協会、商工会、青年会議所、自治会など市内の各種団体で構成された「スタジアム建設促進とプロサッカーチームを調布に誘致する会」（志田勤会長）が発足し、市役所で発会式が行われた。

顧問の立場で出席した吉尾市長は、「地域活性化のため既存の一〇チーム、あるいはこれからJリーグ入りを目指すチームを問わず、市民とともに頑張ってもらえるチームを誘致したい」とあいさつした。

十一月二十九日「誘致する会」は、誘致を進める対象チームを、Jリーグのヴェルディ川崎とJFLの東京ガスの二チームとし、回答期限十二月二十八日で招致要請を行った。

ヴェルデイ川崎については、隣接する稲城市に本拠を置いており、市民からも誘致を望む声が多いという理由、東京ガスはサッカー教室など地道に地域活動を行っており、「東京にプロサッカーチームをつくる会」が誘致を望んでいることを理由にしている。

Jリーグ入りを前提に「東京ガス」の招致運動をしていた「つくる会」は、現在活動中のチームを誘致するのは、Jリーグの理念に反し、その自治体に迷惑をかけることになる」とベルデイ誘致に懸念を示した。

十二月六日、ヴェルデイ川崎の小川一成社長が川崎市を訪ね、将来は本拠地を調布市に移す意向を伝えたことが報じられた。

一方、十二月八日には、東京ガスから、誘致要請にこたえられないとの返事があり、流れは一気にベルデイに傾いた。

ところが、十二月九日に開かれた日本サッカー協会理事会で、Jリーグに対しヴェルデイの調布移転表明を撤回させるよう要請したことが報じられた。

ヴェルデイ川崎 誘致する会は十二月十日役員会を開き、川崎市との誘致を決定 関係を円満解決することを前提に、「ヴェルデイ川崎」の誘致を正式に決定した。

吉尾市長も、市としても調布進出に支援してまいりたいと、全面協力を約束したと報じられた。

同日行われていた市議会の一般質問で、任海千衛議員（日本共産党）は、この経過を取りあげた。「誘致する会」が発足するや否やヴェルデイ川崎を誘致しようという市長の構想、それに反発する「つくる会」のコメント、等々力競技場の整備に着手している川崎市の激怒や、「ホームタウン制をないがしろにすることになりかねない」というJ

リーグ専務理事の発言など、亀裂が深まってきていることは残念なことと言わざるを得ない。調布市に汚点を残したり、日本プロサッカーリーグに泥を塗るようなことはしてはならないと考えるが」と、市長の見解を迫った。

また、「サッカー関係者が「誘致する会」には入っていない、加えるべきではないか」と、市長の考え方をたじた。

これを受け市長は、これまでの経過を説明する中で、「市の予算を委託することから、広く市民団体に参加いただきたいということで、主だった一五団体で誘致する会を結成していただき、相談し進めてきた。既に名前のあがっていた二チームに絞って交渉をしたが、今日に至って、ヴェルデイ川崎からは、調布に本拠を移すと明言をいただいた。

東京ガスからは要請にこたえることはできないとの答えであったとの報告を受けている。誘致する会がヴェルデイ川崎を誘致すると決定したので、市としても支援していきたい。肝心なのはスタジアムの建設であり、Jリーグのご判断でありますので、ご理解、ご支援をお願いいたします。今後、このことで市民の中に亀裂が生じないよう努力を重ねてまいります」と理解を求めた。

再質問に立った任海議員は、「誘致運動は草の根運動で広げ、住民合意でフェアに進めるよう主張した。また、誘致する会にサッカー関係者がいないことはどうなのかと指摘し、日本サッカー協会にも納得の得られる運動を進めてもらいたい」と要望した。

十三日の一般質問で、大須賀浩裕議員（自由民主党）は、「川崎市とヴェルデイの円満な解決を待ちたい」と述べ、「ベルデイが調布に移転して来たら市民との交流により、おらが村のチームに育てたい。市長は

まちづくりはどう生かしていく考えか」と尋ねた。

市長は、「人気サッカーチームが来ればサッカー少年はもとより、多くの市民に大きな感動を与えられると思っている。まずはスタジアムの建設に全力で取り組んでまいりたい」と答えた。

大須賀議員は、「今こそサッカーを中心としたスポーツ文化都市づくりに向けてのキックオフのときがきた」と質問を結んだ。

ヴェルデイ誘 ところが、翌十四日、市長は市役所で記者会見を開き、**致を白紙撤回** 「本日午前、ヴェルデイ、誘致する会、市の三者で白紙撤回に合意した」と発表した。

ヴェルデイの移転は川崎市との円満解決を前提であり、白紙撤回しなければ、解決への糸口がつかめないと判断したと、その理由を説明した。

小川読売日本サッカークラブ社長も、世論はわがままは許せないという論調であり、移転は難しいと語っている。

平成六（一九九四）年三月定例会の代表質問で、日本社会党、日本共産党はこの問題を取りあげ、「市長は市民不在の強引な誘致により失敗した。調布市のイメージを傷つけた責任は重大である」と、その責任に言及した。

吉尾市長は、「青少年のサッカー熱は益々盛んになっている。今回のJリーグ誘致問題は性急過ぎたと言えようかと思うが、青少年の夢をかなえたいの一念から行った。今後は原点に立ち返り、スタジアム建設を中心に運動を進め、誘致については多くの方々にご参加いただき、夢の実現が図られるよう期待し、支援してまいりたい。特定のチームは白紙になったが、可能性のある限りこれを追い続けたい」と語り、「そのためには、スタジアムの建設に、市は全面的に協力をしていきたい」と

語った。

平成六年六月定例会で、藤塚昭子議員（自由民主党）の、「プロサッカーチームの誘致は当面白紙撤回ということになっているが、誘致は議会も全会派が一致して決議したものであり、今後も取り組んでいかなければいけない課題であると考ええる。子供たちに夢を与えるためにも頑張ってもらいたい。誘致の可能性と課題について伺いたい」との質問に、市長は、「地域スポーツの振興や地域活性化の起爆剤にもなると考えている。議会や市民の皆様のお力添えをいただき、引き続き努力してまいります」と、可能性を求める気持ちを語った。

その後、ヴェルデイ川崎は、平成十三（二〇〇一）年二月、ホームタウンを東京都に移すことが認められ、チームの呼称を「東京ヴェルディ1969」と改め、調布市の「東京スタジアム（味の素スタジアム）」にホームグラウンドを移転する。

第六章 二一世紀を視野に入れた変革に対応する市議会

序説 変動する社会経済情勢

一 時代の背景

平成七年七月から平成十一年六月までの調布市議会を取り巻く政治、経済などの社会的背景を概説すると、政治の安定から混沌へ、ダブル経済後の右肩下がりでの経済状況、そして地方分権改革への大きな礎が築かれた時期といえる。

また、平成七年一月の阪神淡路大震災や、三月に起きたオウム真理教による地下鉄サリン事件は、調布市はもとより多くの地方自治体に安全に対する認識を深め、同時に地方自治体としての防災・防犯体制や施策などを見直す大きなきっかけとなった。

混んとし 戦後半世紀を経て、昭和三十年以降、磐石な体制にあった政治状況が政治構造が大きく崩れた。いわゆる、五五年体制の崩壊といわれる与党の自由民主党、野党第一党の日本社会党による二大政党の下の政治体制が壊れ、小党乱立のなかの混んとした政治状況となった。

平成五年九月、自由民主党の宮沢首相が退任し、日本新党の細川連立内閣が誕生し、その後、羽田内閣、そして日本社会党の村山内閣となり、平成七年は、このようななかで調布市議会議員選挙が執行された。

この間、与党として戦後確固たる地位を確保していた自由民主党は一時期野党となり、その後、再び与党となったが、自民、社会、さきがけの連立与党のもとで、日本社会党の村山氏を内閣総理大臣とする連立内閣の一員となるなど、まさに混とんの中の政権維持であった。

平成七年七月には、連立政権時代に入って初の全国規模の選挙となる第一七回参議院議員選挙が行われた。その結果、日本社会党が一六議席、自由民主党が四六議席、新党さきがけは三議席の与党合計六五議席となり、改選総数一二六議席の半数をかるうじて確保できたが、日本社会党は大きく敗退することとなった。

その後、平成八年一月には、村山内閣が総辞職し、続いて自由民主党の橋本内閣が同じく自民、社会、さきがけの連立で誕生した。

一方野党は、平成十年一月に、民主党、新党友愛、国民の声、太陽党、フロムファイブ、民主改革連合の野党六党が統一会派結成で合意し、「民主友愛太陽国民連合」を結成した。

同年六月一日には、橋本自民党総裁、土井社民党党首、武村新党さきがけ代表が会談し、連立与党体制を解消することで合意し、四年間の自社体制は終えんした。

しかし、平成九年に消費税を三%から五%に引き上げるなどの増税政策の影響もあり、平成十年の第一八回参議院議員選挙では、自民党が改選六〇議席を大きく割り込む四四議席となり、大きく敗退した。このことを受けて、選挙翌日の七月十三日、橋本首相は、退陣を正式に表明した。

その後、七月三十日に、橋本内閣の後を継いで、小淵内閣が誕生した。

地方分権

地方政治に目を向けると、平成五年六月、憲政史上初の全会一致による「地方分権の推進に関する決議」が行われた。

前述したように昭和三十年以降続いた五五年体制が崩壊し、政局の混とんとしたなかで、戦後一貫してきた強固な中央集権体制による政治経済運営に対する行き詰まり感やそれを支えてきた既存政党の分裂、弱体化を背景として、地方分権に向けた動きが大きな潮流となっていた。

社会経済状況

この時期は、戦後の拡大基調が大きく転換せざるを得ない状況にあった。まず、経済面では、平成七年には、GDPが三年連続の低成長と経済企画庁から発表され、平成八年二月には政府が景気回復宣言をするにもかかわらず、平成十年には、戦後初の三期連続のマイナス成長となったことを発表している。そのため、平成十年八月七日、小渕首相が就任後の所信表明で、「経済再生を最大課題として、一两年内に経済を回復軌道に乗せるよう全力を尽くす」旨の決意を表明している。

この経済状況に連動して、失業率も上昇し、平成十年七月三十一日には総務庁から、六月の失業率が過去最悪の四・三%であったことが発表された。

人口面では、平均寿命が女八二・九八歳、男七六・五七歳と世界一となる一方、六五歳以上が過去最高（平成七年）となり、日本社会が高齢化する傾向が強く示された。このような高齢化社会を迎えるにあたり、平成九年十二月九日には、介護保険法が成立している。

一方で合計特殊出生率が史上最低の一・四三（平成七年）と発表され、一五歳未満人口が過去最低となるなど、少子化も進むなか、不登校児が過去最高の八万一六〇〇人（平成七年度）となるなど、子どもをめぐる

問題が深刻化していった。

地方財政

景気が低迷する中、地方財政にも暗い影を落としている。

平成六年度決算では、地方税収が戦後初めて前年度マイナスとなり、税収総額一七兆一八六億円で前年度比四・四%のマイナスとなった。そのため、税収不足を補うため、地方債発行額が戦後最高となった。

また、地方税のうち大きな比重を占める固定資産税も、バブル経済後の影響で大きく減収した。平成八年十月十四日、自治省が平成九年から平成十一年までの四七都道府県の県庁所在地の基準宅地評価額を発表しているが、前回評価額から平均三九・八%下落した。ちなみに、三大都市圏の地価は、六年連続で下落している。

このような状況のなか、地方交付税交付団体が平成八年には三年連続の増加となり、地方交付税総額も年々増額することとなる。

平成九年には、消費税率が三%から五%となり、そのうちの1%が地方消費税となったが、翌、平成十年には、景気対策の一環として所得・住民税の定率を減税する、いわゆる小渕減税が決定され、施行された。

しかし、この減税は、景気後退による地方税減収のなか、住民税収の減額となることから地方自治体からの反発が強く、当初、一五%を一〇%とする案が、全国知事会や全国市長会の反対により、住民税の最高税率を一五%から一三%に引き下げることで決着が付けられた。なお、この減税措置に合わせて、地方税収の減収分については、地方税の代替的性情を有する財源として地方特例交付金が設けられ減収補てんが行われ、さらには減税補てん債（交付税一〇〇%）を発行する地方債の特例制度が設けられた。

国・地方を通じ厳しい財政状況のなか、不足する税収を補てんし、経常経費や景気浮揚のための公共事業の原資とするために多額の国債が発行されている。平成七年から平成十一年にかけて、国・地方ともに多額の公債発行が行われ、平成十一年にはその総額がGDPを超えている。

国際的な主な動き
平成七（一九九五）年は戦後五〇年にあたり、国会では六月六日に「戦後五十周年決議」が行われ

た。

しかし、目を国外に向けると、多くの核実験が強行された時期でもある。平成七年には、五月十五日と八月十七日に中国が地下核実験を実施した。六月十三日にはフランスが、南太平洋ムルロア環礁で、平成七年九月から平成八年五月まで、合計八回核実験を行うと宣言した。平成八年六月八日には中国が再び地下核実験を強行、平成十年五月十一日にはインドが地下核実験を実施し、五月二十八日にはパキスタンが地下核実験を実施した。

このようなことから、平成七年には、国会が「中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議」を全会一致で採択している。

平成九年十二月に地球温暖化に向けた国際会議「地球温暖化防止京都会議」が開催された。平成四（一九九二）年に、温室効果ガスの排出量を平成十二（二〇〇〇）年までに平成二（一九九〇）年の水準に戻すことを目標とする気候変動枠組条約が採択され、各国でそれに向けた取り組みが行われてきた。しかし、一九九五年にベルリンで開催された第一回締約国会議において、これまでの条約内容が不十分であるとして、平成十二年以降の温室ガス排出量の削減についての具体的な取り組みについて話し合う会議を開催することが決定された。この京都会議では、平

成十二年以降の各国排出抑制の数値目標と政策措置を盛り込んだ京都議定書が採択され、それに基づき、我が国においても、引き続き地球温暖化に向けた取り組みが行われることとなった。この会議は、各地方自治体の環境への取り組みに大きな影響を与えることとなった。

平成七年八月に国連主催による第四回北京世界女性会議が開催され、一八九カ国から六〇〇〇人の政府代表と世界各地から四万七〇〇〇人のNGO関係者の参加があった。この会議では、あらゆる分野への女性の参加など三八項目の「北京宣言」と、貧困、教育、健康、女性に対する暴力、経済、人権などの分野における戦略目標及び行動を示した「行動綱領」が採択された。

二 平成六年市長選挙

任期満了に伴う調布市長選挙は平成六年七月十日に行われた。

三選を目指す現職の吉尾勝征（五〇・無・自民推薦）に対して、外務省課長代理の職を辞して挑む末松義規（三七・無・社会、日本新、さきがけ、自由、みらい推薦）と、団体役員の梶原政子（五九・無・共産推薦）の二新人の三候補が立候補し、現市政の継続か、刷新かを争った。

中央政界の再編が進むなかの選挙ということで注目を集めたが、争点もあまり明確でないためか、投票率三八・五二％という低調のうちに終わった。

昭和三十年の市制以来、調布市で行われたすべての選挙を通じて、初めて四〇％を割るワースト記録となった。

即日開票の結果、現職の吉尾勝征が三選を果たした。（表6-1）

表6-1 調布市長選挙の結果（平成六年七月十日執行）

当落	候補者	党派	新現元別	得票数
当	吉尾かつゆき	無所属	現	二八、〇二四
	末松よしのり	無所属	新	二〇、八四七
	梶原 まさ子	無所属	新	八、四五二

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

吉尾市長の所信表明は以下のものであった。

バブル経済が大きくはじけた後、経済状況は右肩下がりとなり、それに伴い市の財政状況も厳しい局面を迎えることとなる。その一方で、調布市民からのまちづくりへの要請は強く、長年の懸案である京王線の立体交差化や高齢化社会へ突入するなかでより充実した福祉政策が求められている。さらに、平成五年の地方分権の推進に関する国会決議が地方分権の流れをより確実なものとし、自治の主役である市民の参加や協働によるまちづくりを行うための行政体制の充実が求められもしている。「みち」「みどり」「ごみ」の三つの「み」に象徴される都市基盤、生活環境の整備を基調とし、国際化社会への対応、高齢社会を見据えた福祉の充実、調布らしさをはぐくむ教育、文化の創造などを重点施策に位置づけ、二一世紀を目指すまちづくりの施策を展開しているというものである。

このように、決して社会状況としては良いとはいえないなか、地方分権の推進をてこした市民を主役と位置づける調布市政を運営するうえで、吉尾市長の所信表明も充分これらのことを踏まえ、二一世紀に市政をつなげる橋渡し役としての気概がこめられたものとなっている。

三 その他の選挙

東京都知事選挙

平成七年四月二十三日の調布市議会選挙は、統一地方選挙として東京都知事選挙が実施された（表6-2）。

二〇年続いた鈴木都政後の都知事を選ぶ選挙として大きな注目を浴び、候補者数も八名に上った。鈴木都政は鈴木氏の内務官僚としての行政手腕に裏付けられ、安定的な保守体制が確立し、毎期ごとの選挙においても絶対の強さを見せていた。

しかし、この都知事選挙は、まさに中央政治が、自由民主党中心による保守体制が崩壊した後の連立政権のもとで行われるという状況であった。従来であれば、候補者の一人である内閣副官房長官を務めた内務官僚出身者が当然のごとく鈴木氏の後継者として都政を引き継ぐという図式であった。

青島幸男氏は、中央政界の混とんとした状況のなかで、多年の保守都

表6-2 東京都知事選挙の結果（平成七年四月九日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現	調布市得票数	東京都得票数
当	青島 幸男	無所属	新	二八、七〇五	一、七〇〇、九九三
	石原 信雄	無所属	新	一八、七〇四	一、二三五、四九八
	岩国 哲人	無所属	新	一四、七六二	八二四、三八五
	大前 研一	無所属	新	七、五九四	四二二、六〇九
	黒木 三郎	無所属	新	三、七八七	二八四、三八七
	上田 哲	無所属	新	二、六二三	一六二、七一〇

泡沫候補は除外した。

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

政に対して都民が抱いてきた不満やものたりなさを、都市博中止というインパクトのある主張をもって知事選を戦った。

その結果、青島幸男氏が多くくの著名な都知事候補を破り、圧倒的な都民の支持を得て当選した。調布市内における青島幸男氏の得票率は、三五・五％であり、東京都の得票率三二・四％と同じ得票率を示している。

東京都議会 平成九年七月六日に、東京都議会議員選挙が行われた。

議員選挙 (表6-3) この選挙には、平成九年六月二十七日に調

布市議会議員を退職した元議長の遠藤まもる氏が立候補し、当選している。

都議会選挙の投票率は、都民の関心が低く、東京都の平均投票率は四〇・八％で、調布市における投票率はさらに低く、三三％となっている。

表6-3 東京都議会議員選挙の結果(平成九年七月六日執行)

当落	候補者氏名	党派	新現	調布市得票数	総得票数
当	遠藤まもる	自由民主党	新	一七、四二七	二四、〇三五
当	田中とも子	日本共産党	新	一三、四二六	一九、八八四
	片山 哲	民 主 党	現	一四、二七六	一九、〇八二
	藤川やすし	無 所 属	新	五、二五〇	六、六三七

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

平成十年七月十二日に参議院議員選挙が実施された。

参議院議員選挙 参議院議員選挙は、比較的国民の関心が薄く、平成

四年(四五・六％)、平成七年(四二・五％)と五〇％を切る投票率であったが、この選挙では五五・八％と前回の選挙よりも一三・三ポイントも高くなっている。政治状況が従来の少数政党から多数政党乱立状況

下であることから、都民の関心も高くなったものと考えられる。

第一節 市議会議員選挙と市議会

一 市議選の結果

市議会議員 四月二十三日、市議会議員選挙が実施された(表6-4)。
 選挙の状況 今回の統一地方選挙は、平成六年六月に発足した自由民主党、日本社会党、新党さきがけによる連立政権成立後、初の全国的な地方選挙であり、中央の政局がどのように地方選挙に影響するか注目されたものであった。

そのようななかで実施された統一地方選挙の市議会議員選挙の投票率は、全国平均で五九・六一%と、過去最低であった前回(平成三年、六三・八一%)をさらに下回る結果であった。この傾向は、市議会議員選挙に限らず、都道府県議会議員選挙、市町村長選挙でも同様であった。なお、平成十一年に実施された統一地方選挙においては、いずれも今回の選挙よりも投票率が上がっていることから、平成七年は戦後の民主主義制度の中で大きな節目であったと見ることができる。

また、全国の市議会議員選挙では、連立政権下にあるにもかかわらず、自由民主党、日本社会党の当選者が初めて一〇〇〇を割ることとなったことも特徴的である。

さて、統一地方選挙の一環として実施された調布市議会議員選挙では、三二名の立候補者があり、三〇名の議員が当選した。投票率は、四〇・〇四%と前回(平成三年)の市議会議員選挙の四七・七五%を大きく下回った結果となっている。

表6-4 市議会議員選挙の結果*(平成七年四月二十三日執行)

当落	候補者氏名	党	派	新現元	得票数**
当	土方 ながひさ	無所属		新	二、七四二
当	遠 藤 まもる	自由民主党		現	二、四七三
当	大須賀ひろすけ	無所属		現	二、二六〇
当	福山 めぐみ	公明		新	二、二二九
当	杉崎 としあき	公明		現	二、一六七
当	おぎくぼ 貞寛	公明		新	二、一六五
当	富沢 みのる	無所属		現	二、一五五
当	山口 茂	無所属		現	二、〇九九
当	清水 しずえ	日本社会党		現	二、〇五六
当	佐々木 いさお	公明		現	二、〇五一
当	前当 えつろう	公明		現	二、〇一六
当	漁 ぐんじ	日本社会党		現	二、〇〇四
当	関口 たけひさ	自由民主党		現	九五一
当	白井 さだはる	無所属		現	九四五
当	元木 勇	無所属		現	八四三
当	とうみ 千衛	日本共産党		現	八二三
当	宝珠山 たか	自由民主党		現	八一三
当	津金 ただし	無所属		現	七九三
当	安部 たか	無所属		現	七九〇
当	鈴木 正昭	調布・生活者ネットワーク		新	七四四
当	林 明裕	自由民主党		新	七四一
当	伊藤 よしお	新進党		現	七三九
当	杉山 典子	自由民主党		現	七三九
当	小池 ひと郎	調布・生活者ネットワーク		現	六五九
当	大河 圭利	日本社会党		現	六二一
当	いび ひと	無所属		現	六〇一
当	藤塚 あきこ	日本共産党		現	四九二
当	雨宮 幸男	自由民主党		現	四七二
当	岸本 なお子	日本共産党		現	四五二
当	関口 昌昭	自由民主党		現	三七九
当	広瀬 みち子	日本社会党		現	三二〇
当				現	三一六

* 次点までの氏名をあげた。
 ** 得票数の小数点以下は切り捨て省略とした。
 出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

改選により議会の三分の二が入れ替わり、この選挙により、三〇名中一〇名が入れ替わり、分の一が入れ替わる。それに伴い議会内の政党分布が若干ではあるが変化した。改選後の議席数の順にその結果を見ると次のとおりとなっている。

まず、自由民主党は、改選前と同じ七議席を獲得している。

公明党は、前回より一議席少ない、五議席を獲得している。

日本社会党は、前回より二議席少ない三議席を獲得することとなった。

日本共産党は、改選前と同じ四議席を獲得した。

民社党は、議席を失った。

生活者ネットワークは、この選挙で二議席獲得している。

新進党は、中央レベルでは平成六年に日本共産党を除く与党が大団結して結成されたものであるが、調布市議会選挙においては、議席を確保している。

一方、政権与党の一員である新党さきがけからは新人の北村さとし氏が立候補したが、議席獲得に至らなかった。

また、無所属で立候補したのは、現職では五名と新人の三名、計八名となっている。

市議会議員 また、平成十年六月二十一日に市長選と合わせて実施さ

補欠選挙 れた補欠選挙は、前年に都議会議員選挙に立候補するた

めに辞職した遠藤衛議員と調布市長選に立候補するために辞職した任海千衛議員によって欠員となっていたために行われたものである。欠員二名に対し、立候補届出者が、かわち千里氏と伊藤まなぶ氏の二名であり、無投票で当選した(表6―5)。

表6―5 市議会議員補欠選挙の結果(平成十年六月二十一日執行)

候補者氏名	党	派
かわち 千里	日本共産党	
伊藤 まなぶ	無所属	

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

二 市議会の構成・人事

統一地方選後 平成七年の統一地方選時の立候補に際して、無所属の会派構成 していた議員のうち、当選後推薦母体に属するなどす

ることから、議会における会派構成は、次のようになっていく。

自由民主党(一三人)、公明(五人)、日本共産党(四人)、日本社会党(三人)、生活者ネットワーク(二人)、グローバル調布21(二人)、元気派市民の会(一人)

平成八年の会 平成八年三月六日付で、日本社会党が会派名を「社会派等の動き 民主党」に変更した。しかし、会派の構成議員数の変

更はない。

五月二十七日付で、自由民主党に属していた関口武久議員が「調布市民の会」を新しい会派として届け出ている。このことよって、第三回定例会では、会派及び議員数は以下のとおりとなっている。

自由民主党(二二人)、公明(五人)、日本共産党(四人)、社会民主党(三人)、グローバル調布21(二人)、生活者ネットワーク(二人)、調布市民の会(一人)、元気派市民の会(一人)

平成九年の会 平成九年六月に、遠藤衛議員(自由民主党)が、都議会派等の動き 議員選挙立候補のため議員を退職したことにより、

第三回定例会では、会派及び議員数は以下のとおりとなっている。

自由民主党（一人）、公明（五人）、日本共産党（四人）、社会民主党（三人）、グローバル調布21（二人）、生活者ネットワーク（二人）、調布市民の会（一人）、元気派市民の会（一人）

平成十年の会 平成十年五月二十一日付で、生活者ネットワークの杉派等の動き 山典子議員が、グローバル調布21に異動したことによ

り、第二回定例会では、会派及び議員数は以下のとおりとなっている。

自由民主党（一人）、公明（五人）、日本共産党（四人）、社会民主党（三人）、グローバル調布21（三人）、生活者ネットワーク（一人）、調布市民の会（一人）、元気派市民の会（一人）

平成十年五月二十七日、調布市長選挙立候補のため、任海議員退職。

平成十年六月二十一日に市議会議員補欠選挙が行われ、伊藤学氏（自由民主党）、川地千里氏（日本共産党）が当選したことにより、第三回定例会では、会派及び議員数は以下のとおりとなっている。

自由民主党（二人）、公明（五人）、日本共産党（三人）、社会民主党（三人）、グローバル調布21（三人）、生活者ネットワーク（二人）、調布市民の会（一人）、元気派市民の会（一人）

平成十年十一月六日付で、公明が会派名を「公明党」に変更した。しかし、会派の構成議員数の変更はない。

統一地方選挙後 平成七年六月十六日、午後三時三十分、平成七年第の議長・副議長 二回定例会が市議会議員選挙後、最初の議会として全議員出席のもとに開催した。

まず、地方自治法第一〇七条の規定により、出席議員の中で最年長議員である津金理議員が臨時議長として議長の職務を行うこととなった。

議長の選出については、津金臨時議長からの指名推選の提案を決定した。これを受けて、指名の方法については、津金臨時議長による議長指名が決定された後、津金臨時議長から遠藤衛議員（自由民主党）を議長に指名し、全会一致で遠藤議員を議長とすることを決定した。

また、副議長については、遠藤議長から指名推選とすることが提案され、これが決定された後、遠藤議長から副議長として山口茂議員（グローバル調布21）を指名し、決定した。

正・副常任委員

各常任委員会の正副委員長は次のとおりである。

政策総務委員会 委員長 鈴木正昭（自由民主党）

副委員長 杉山典子（生活者ネットワーク）

生活文教委員会 委員長 任海千衛（日本共産党）

副委員長 大須賀浩裕（自由民主党）

福祉環境委員会 委員長 藤塚昭子（自由民主党）

副委員長 清水静枝（日本社会党）

建設水道委員会 委員長 杉崎敏明（公明）

副委員長 元木 勇（自由民主党）

なお、前回の定例会において、調布市の行政組織の改正に伴い、各常任委員会の所管事項の一部が変更となったことから、今定例会において委員会条例を改正し、常任委員会の名称を次のように改めた。

(旧) (新)

総務委員会↓政策総務委員会

文教委員会↓生活文教委員会

厚生委員会↓福祉環境委員会

建設委員会↓建設水道委員会

議会運営委 同委員会条例第四条により、議会運営委員会が設置され
員会委員 ている。この議会運営委員会委員も常任委員会委員と同

様、議長が会議に諮って選任することとされていることから、遠藤議長
から委員七名を指名し、委員長に、関口昌昭議員（自由民主党）、副委
員長には、佐々木功議員（公明）を選出した。

調布基地跡地利用 調布基地跡地利用対策特別委員会は、定例会初日、
対策特別委員会 議員提出議案第一二号として、白井貞治議員（自
由民主党）ほか六名によって共同提案（各党派共同提案）され、満場一
致により引き続き特別委員会の設置を決定した。

この決定を受けて、遠藤議長から同委員会委員として一〇名が指名さ
れ、決定された。今後、調布基地の跡地利用に関する事項について専門
的に審議が行われることとなる。

委員長には津金理議員（自由民主党）、副委員長は杉崎敏明議員（公
明）を選出した。

遠藤議長の辞職 平成九年一月二十二日に遠藤議長から山口副議長に
などによる人事 議長辞職願が提出された。これを受け、二月四日に
第一回臨時会を開催し、遠藤議長からの議長辞職願を許可した。

遠藤議員は、平成七年六月の市議会選挙後の定例市議会において議長
に選出され、一年八カ月の間、議長を務めていた。この度の議長辞職
は、来る七月に実施される東京都議会議員選挙への出馬を考慮してのも
のであった。

このことから、議長選挙を臨時議会において実施した。選挙方法とし
ては、山口副議長から提案の指名推選方式を決定した後、山口副議長が

関口昌昭議員（自由民主党）を指名し、議長として決定した。

関口議長・山口副議長 平成九年第二回定例会の六月五日開催の本会議
長の辞職による人事 において、関口議長及び山口副議長から辞職願
が出された。そのため、指名推選により、新たに議長には前当悦郎議員

（公明）を、副議長には白井貞治議員（自由民主党）を選出した。

常任委員の任期満 政策総務委員、生活文教委員、福祉環境委員、建
などによる人事 設水道委員及び議会運営委員について、委員会条

例第七条により、前当議長が指名し、決定した。また、各常任委員会の
正副委員長、議会運営委員会の正副委員長については、各委員会での互
選により次のとおり決定した。

政策総務委員会 委員長 大須賀浩裕（自由民主党）

副委員長 漁 郡司（社会民主党）

生活文教委員会 委員長 任海千衛（日本共産党）

副委員長 土方長久（自由民主党）

福祉環境委員会 委員長 杉崎敏明（公明）

副委員長 伊藤義男（自由民主党）

建設水道委員会 委員長 鈴木正昭（自由民主党）

副委員長 林 昭裕（グローバル調布21）

議会運営委員会 委員長 津金 理（自由民主党）

副委員長 山口 茂（グローバル調布21）

三 市議会の活動

平成七年四月二十三日に実施された統一地方選挙の中で、調布市議会
議員選挙が行われ、その選挙後最初の市議会が六月十六日から六月二十
七日までの一二日間にわたり平成七年第二回定例会として開催された。

この市議会から、平成十一年三月一日から三月十六日まで開催された平成十一年第一回の定例会までの市議会の活動について記すこととする。この期間、一六回の定例会、二回の臨時会が開催されている。

平成七年第 二回定例会 市議会議員改選後の最初の議会である平成七年第二回定例会を、六月十六日から六月二十七日までの一二日間を会期として開催した。

この定例会では、専決処分や調布市土地開発公社の経営状況など市長報告七件の了承、八件の専決処分の承認、八件の市道路線の認定を行った。また、条例については、「調布市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を含め四件の条例が原案どおり可決した。

会期中の二十一日と二十二日の二日間にわたり、八名の議員が一般質問を行い、市長の考えをただした。

平成七年第 三回定例会 平成七年第三回定例会を、九月六日から九月二十日まで三回定例会の一五日間にわたって開催した。

この定例会では、平成六年度調布市水道事業会計決算の認定、平成七年度調布市一般会計補正予算（第一号）などの予算、調布市行政手続条例など一六件の議案が市長から提出され、審議を行った。その結果、すべてが原案どおり可決した。なお、調布市一般会計補正予算については、任海千衛議員（日本共産党）が、つつけ丘市有地の売却が議会の審議を経ないままに決定し、その広告料を計上していることから、反対の討論を行った。また、大須賀浩裕議員（自由民主党）は、阪神淡路大震災を契機として昭和五十六年以前の建物の耐震性診断経費が計上されるなど、適正な額が計上されているとして賛成の討論を行った。

このほか、「中国及びフランスの核実験並びにすべての国における核

兵器の製造・実験に反対し、核兵器廃絶と全面核実験禁止条約の早期締結を求める意見書提出について」及び「私立小・中学校就学者に対する教育費助成と私立小・中学校に対する健康管理費助成に関する意見書提出について」は、満場一致をもって可決し、意見書として提出している。一般質問は、八日と十一日の二日間にわたり、八人の議員が行い、市長の考えをただした。

平成七年第 四回定例会 平成七年第四回定例会を、十二月六日から十二月二十日までの一五日間にわたり開催した。

この定例会では、平成六年度調布市一般会計歳入歳出決算、平成七年度調布市一般会計補正予算（第二号）などの予算、「調布市使用料等審議会条例」、「調布市敬老手当条例を廃止する条例」など二九件の議案が市長から提出され、審議の結果、すべて原案どおり可決した。また、「米軍兵士による少女暴行事件に抗議し日米地位協定の見直しを求める意見書提出について」など議員提出議案六件、請願・陳情二六件を審議した。

この定例会では、各決算、使用料等審議会条例、敬老手当を廃止する条例の審議に際して大きな議論が展開された。まず、決算では、一般会計、国民健康保険事業特別会計など四会計の決算を審議したが、日本共産党がすべての決算に反対の討論を行っている。また、日本社会党は、一般会計決算で、事業の成果をあげたことは評価しつつも、福祉や教育に対する投資が減少しているとして反対をしている。一方で、自由民主党や公明、グローバル調布21、生活者ネットワーク、元気派市民の会が賛成の立場から討論を行った。このようなことから、起立多数によりこれらの決算を認定している。

「使用料等審議会条例」は、使用料の値上げを前提とした審議会の設置は認めることはできないなどの理由から、日本共産党が反対の討論を行った。使用料・手数料の適正化を図る場として審議会を設置することは当を得ているとして、グローバル調布21は賛成の討論を行っている。

「敬老手当を廃止する条例」では、反対討論として、敬老手当を求め、敬老手当を廃止する条例」では、反対討論として、敬老手当を求め、敬老手当を求め、敬老手当を生活設計に入れていく声は市の調査で高い（日本共産党）、敬老手当を生活設計に入れていく方々に対して行政としての思いやりがない（日本社会党）などが示された。また、賛成討論として、高齢化社会の進展は抑えることはできない、施策の充実が必要（自由民主党）、廃止する敬老手当の財源が生かされることを要望（グローバル調布21・生活者ネットワーク）、高齢化の進むなかで一律の支給には限界がある、限られた財源を有効に活用する福祉施策が必要（元気派市民の会）などを示した。

一般質問は、十二月八日、十一日の二日間にわたり八名の議員が行った。

平成八年第一回定例会を、三月六日から三月二十六日まで一回定例会での二二日間にわたり開催した。

平成八年三月六日の第一回定例会での吉尾市長は基本的施策を次のとおり示した。阪神淡路大震災を機に、市内二カ所すべての小学校で地域住民との防災懇談会を開催した。まちづくりの点からは、「文化会館たづくり」が、市民一人ひとりのさまざまな価値観に基づき、多様な選択と個性が尊重される社会の実現のための活動の場として大きな役割を果たしていくことが期待される。

環境問題に対しては、環境基本条例の制定や環境管理計画の策定を行い取り組んできた。合わせてごみの減量化に向けた取り組みの実績が評

価され、クリーン・リサイクルタウンとして厚生大臣から表彰を受けた。都市基盤整備では、京王線増連続立体交差事業が、東京都総合三年計画「東京プラン95」に位置づけられ、事業化に向けた展望が開けた。また、調布基地跡地利用では、武蔵野の森競技場及び武蔵野の森総合スポーツ施設建設の基本計画が東京都から発表され、各位の努力の成果が実を結ぶこととなった。

次に、平成八年の市政運営についての基本的考え方を「自然と共生する生活の質の豊かさを築くために、経済の発展によって得たもの、失ったものを踏まえて、今この調布のまちの歴史、風土や地理、人情にしっかり根を下ろしたまちづくりが求められている」としている。

また、地方分権については、その潮流が大きくなっており、「まちづくりの主人公は市民であり、地域のことは地域に任せざるべきである」とのこれまでの主張を再度提示した。

このような状況と認識に立ち、新たに平成八年度から平成十三年度までを期間とする基本計画を策定し、二一世紀への架け橋となる市のまちづくりに向かって、努力を重ねるとの決意が示された。

この基本構想並びに基本計画については、次のように述べている。

基本構想の目標として「すてきにぐらしたい・愛と美のまち調布」とし、その基本理念を「自立・快適・交流」と定めた。

基本計画である「レインボープラン21」については、①「まもる―防災都市づくり」、②「ささえあう―生涯福祉都市づくり」、③「つくる―鉄道の立体化とまちづくり」、④「すすめる―基地跡地利用とまちづくり」、⑤「あいする―自然を生かした快適環境都市づくり」、⑥「きざく―生涯学習都市づくり」、⑦「ひろげる―参加と分権のまちづくり」の、

七つのスローガンを定めた。

最後に、なによりも基本計画に沿ってまちづくりを着実に推進するために、各部ごとの計画を作成し実践していくことが必要であり、計画行政の推進に努めると結んでいる。

レインポープラン21が、調布市政が社会的、経済的に不透明で決して先行きに明るさを感じられない中で、日の光を反射して輝く虹になぞらえて、将来の調布のありようを七つのスローガンで示し、それに向かって進むことが基本的施策からうかがえる。

この定例会では、「調布市ちようふの里条例」、平成八年度調布市一般会計予算など四〇議案が市長から提出され、原案どおり可決した。また、議員提出議案六件が提出され、うち五件を可決した。また、三七件の請願・陳情を審議している。なお、市長提出議案のうち、「調布市立保育園条例の一部を改正する条例」の審議に当たって、日本共産党、生活者ネットワーク、元気派市民の会の三会派が反対の討論を行っている。その主な理由としては、保育園への民間委託の導入に対する議論不足や労使関係の十分な検討が不足しているとしている。

この定例会の初日には白井貞治議員（自由民主党）が提案した「住宅金融専門会社の不良債権処理問題に関する意見書提出について」を審議し、満場一致で可決し、議長名をもって関係方面に意見書を提出した。

さて、第一回の定例会ということで、平成八年度一般会計予算が吉尾市長から議会に提出されているが、それに伴い吉尾市長から基本的施策についての施政方針演説が行われた。この施政方針演説に対して、三月十二日、議会七会派が代表質問を行い、市長の考えをたじた。その概略をみると、雨宮幸男議員（日本共産党）からは、国内・国際政治の

状況、計画行政の達成状況、調布駅南口広場暫定バスターミナルの白紙撤回などについて。漁郡司議員（社会民主党）からは、基本計画の評価、防災都市づくり体制、地域福祉計画の事業展開内容、京王線立体交差事業、公民館跡地利用などについて。杉山典子議員（生活者ネットワーク）からは、福祉・防災のまちづくり、市民参加の支援、自然環境保全、地方分権などについて。大河巳渡子議員（元気派市民の会）からは、市民参加と分権、都市計画マスタープラン策定、平和・女性施策、環境問題解決の方途、行財政の効率化などについて。林明裕議員（グローバル調布21）からは、地方分権推進、防災都市づくり、福祉の基本的考え方、行財政改革などについて。前当悦郎議員（公明）からは、学校給食、いじめ問題、環境問題、女性問題、京王線立体交差事業などについて。白井貞治議員（自由民主党）からは、パイロット自治体の取り組み、生涯学習都市の取り組み、開発と環境の調和、中学校給食、職員人事などについて、質問された。

一般質問は、三月十三日と十四日の二日間にわたり五名の議員が行った。

なお、三月六日付で、日本社会党は社会民主党に会派名を変更した。

平成八年第 二回定例会 平成八年第二回定例会を、六月五日から六月十四日まで
二回定例会 の一〇日間開催した。

この定例会では、土地開発公社、調布市文化・コミュニティ振興財団、調布市体育協会などの経営状況についての報告のほかに、「調布市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例」など一七件の議案が市長から提出され、すべて原案どおり可決した。また、「首都機能移転の具体化に関する意見書提出について」など議員提出議案八件、そし

て二八件の請願・陳情を審議した。

また、調布市基地跡地利用対策特別委員会は、市長からの協議事項である「調布飛行場の整備方針及び同整備基本計画案」を賛成多数で了承したことで、特別委員会としての任務を終了したとして、賛成多数をもって解散を決定した。

新会派として、関口武久議員から「調布市民の会」の届出があった。

一般質問は、六月七日と六月十日の二日間にわたり八名の議員が行った。

平成八年第三回定例会は、九月五日から九月十八日まで三回定例会の一四日間にわたり開催した。

この定例会では、平成七年度調布市水道事業会計決算、平成八年度調布市一般会計補正予算（第一号）など、市長から一五件の議案が提出され、すべて原案どおり可決した。議員提出議案は、「除籍簿、消除された戸籍の附票等の保存期間の延長に関する意見書提出について」など八件、二八件の請願・陳情を審議した。

一般質問は、九月九日、九月十日の二日間にわたり八名の議員が行った。

平成八年第四回定例会を、十二月六日から十二月十九日四回定例会までの一四日間にわたり開催した。

この定例会では、平成七年度調布市一般会計歳入歳出決算や平成八年度調布市一般会計補正予算などの予算決算議案、使用料・手数料の改正による、公民館、体育施設、児童館などの使用料を変更するための条例の改正など、市長から四八件の議案が提出され、いずれも原案どおり可決した。

平成七年度決算の審議に際しての討論では、日本共産党は、都市基盤整備の名の下に学校や保育園の施設改修計画を先送りするなど福祉や教育が犠牲となっている。前基本計画では、開発が優先されたなどの理由で反対の討論を行っている。一方、自由民主党をはじめとする六会派は、土木や開発に重点をおいていた市政運営が高齢化社会に対応したまちづくりへと移行した、民政費や消防、福祉、防災面に力を注いだ生活防衛型の事業展開がなされた等との理由を掲げ、賛成の討論を行った。

また、手数料の変更に伴う一五件の関係条例については、各委員会に付託され審議された。その結果について各委員長から報告が行われた後、討論が行われた。日本共産党、社会民主党、生活者ネットワーク、元気派市民の会からは、市民に新たな負担を強いる十分な議論・合意形成が必要、市民に十分理解が得られていないなどの反対討論が行われた。一方、自由民主党、グローバル調布21によって、将来を見据えると適切な改正、使用料などの統一基準が示され画期的であるなどの賛成討論を行っている。これらの条例は起立多数で可決した。

一般質問は、十二月十日、十一日の二日間に九名の議員が行った。

平成九年第一回臨時会を、二月四日に一日の会期で開催一回臨時会した。

この臨時会では、新たに議長として関口昌昭議員（自由民主党）が選任された。

「調布市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、「調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の二件の議案が提出された、これらの条例を原案どおり可決した。

平成九年第一 平成九年第一回定例会を三月四日から三月二十一日まで一回定例会の二八日間にわたり開催した。

平成九年第一回定例会で、基本的施策として吉尾市長は、「まちづくり」を掲げ、次のように述べている。調布市にとってまちを南北に二分する京王線の存在は、市長自らが「市の最大の課題」としているように、市民生活や経済活動の大きな支障となっている。そのため、これまで以上に、引き続き京王線立体交差化事業の国の採択に向けて、全力で取り組んでいく。また、まちづくりは単なるハード中心のものではなく、市内の経済活動が活発化し、地域内経済が循環することで、市の税収にも大きく影響することとなるため、そのための環境づくりも重要であるとしている。その環境づくりに欠かせないのが、バランスのよい施設配置や土地利用を長期的な視点に立って定める都市計画である。都市は短期間では成り立ち得ず、長期的な見通しがぜひとも必要となる。二〇年先の長期的な視野に立ち、市民との議論を通じての都市計画マスタープランを策定するとした。

そのほかの課題として、行財政改革と計画行政、協働システムと分権、児童青少年問題についても言及している。

平成九年度の基本的施策は地方分権の大きな流れを意識しつつ、市内の市民と事業者そして行政の協働による市政展開への端緒をさらに拓き、厳しい行財政状況のなかでの自治体経営に向けて、総合的な視点に立った改革を実施していくことに主眼が置かれている。そのためにも、地域や人、特に子供の育成を市政の将来につなげるために重要視している点が注目される。

この定例会では、平成八年度調布市一般会計補正予算（第六号）や平

成九年度調布市一般会計予算などの予算関連議案、「調布市福祉のまちづくり条例」など、合計三三件の議案が市長から提出され、すべて原案どおり可決された。また、議員提出議案は一四件あり、「国民の期待にこたえる介護保険制度の確立に関する意見書提出について」など八件を可決した。

定例会初日には、吉尾市長から平成九年度の予算提出に合わせて、基本的施策についての施政方針演説が行われた。これに対して、三月十日には、七会派が代表質問を行い、市長の考えをただした。

代表質問の概略は次のとおりとなっている。井樋匡利議員（日本共産党）からは、国内外の情勢についての見解、第二次行政改革、企業誘致のための基盤整備の見解などについて。漁郡司議員（社会民主党）からは、行財政改革実行の指針、財源確保の具体的方法、公共施設の複合的利用、共同ごみ処理施設建設の現状などについて。杉山典子議員（生活者ネットワーク）からは、市民参加による京王線立体交差化事業、市民などの協力を得た基本計画の策定、情報公開の考え方、生涯学習推進計画の考え方などについて。大河巳渡子議員（元気派市民の会）からは、効率的な投資のためのソフト事業、行政と市民の協働、環境白書の具体内容、参加と分権のまちづくり予算などについて。林明裕議員（グローバル調布21）からは、行財政改革に当たって行政の守備範囲と行政サービスの基準、組織機構見直し、職員の意識改革、財政基盤確立と中長期財政計画の関係、地域防災計画改訂作業の考え方などについて。前当悦郎議員（公明）からは、平成九年度予算編成の特色、防災体制の現状、介護保険制度の見解、京王線立体交差化事業の見通し、地元商店街振興のための駐輪場整備などについて。白井貞治議員（自由民主党）か

らは、京王線立体交差事業の取り組み、子育て支援の今後、環境教育の取り組み、コミュニティFMの役割などについて、質問が行われた。

三月二十一日には、平成九年度一般会計予算案に対する討議を行い賛否の討論の結果、起立多数で可決している。主な賛否の討論についてみると、まず、賛成の討論としては、自由民主党は、歳入では市税の増加や国・都からの補助金の増額確保に対する評価を行い、一方、歳出では民生費の比率が高く多摩地区初のベビーシッター利用助成制度の創設などが特記すべき点であり、さらに京王線立体交差化に向けた施策を実施することを評価している。公明は、国領高齢者在宅サービスセンターの開設、知的障害者の援護施設建設準備など福祉施策の充実が行われ、京王線立体交差化に向けた調布駅南口広場の整備、余裕教室の有効活用 of 具体的検討が行われていることなどを評価している。社会民主党は、民生費の比率が高く高齢者や少子化社会に対応した福祉施策に重点が置かれていること、地方債の発行を前年度比で一三億円減額していることを評価している。また、的確な基金運用、将来における財政運営に配慮したまちづくりなどについて要望を行っている。グローバル調布21は、積極的な財源確保が図られること、将来のまちづくりの基盤に力点を置いていることを評価している。生活者ネットワークは、市報の増ページや都市農業施策の実施、移動教室運営事業の予算化などを評価する一方、雨水浸透ます設置の促進やコミュニティFMのためのたづくり会議室の利用決定の見直しなどの注文も呈している。元気派市民の会は、民生費では、子育て関係事業の予算化、総務費では市報増ページは評価するものの、コミュニティFMの開設は慎重にすること、調布駅南口バスターミナル整備に市民要望を生かすことなどの注文をしている。

次に、反対の討論として、日本共産党は、公共施設の耐震診断、中学校給食の未実施、住民合意のない調布駅南口バスターミナル着工は認められないなどとした。

平成九年第二回定例会は、六月四日から六月十六日まで
二回定例会 の一三日間にわたり開催された。

定例会では、専決処分承認、「調布市駐留軍関係離職者等対策協議会条例を廃止する条例」など市長提出の二〇件の議案を審議し、いずれも原案どおり可決した。また、「ダイオキシン類による環境汚染防止対策の強化に関する意見書提出について」など、七件の議員提出議案と、「東京都のシルバークラス、老人医療助成、老人福祉手当の存続を求める陳情」など九件の陳情を審議した。

市長提出条例案のうち、「調布市駐留軍関係離職者等対策協議会条例を廃止する条例」は、調布飛行場が、戦後、米軍基地として接収されていた期間、そこで働く日本人労働者への基地返還後の対応を行うために設けられた協議会であり、既に今日協議会設置後三五年を経過し、対象者も数名となっていることからその廃止を行うとするものである。調布市における戦後の影響とでもいえる調布飛行場の歴史的一幕がこの廃止条例によって閉じることとなった。

この定例会で可決された意見書のうち、「郵政事業分割・民営化に反対する意見書提出について」は全会一致で可決されたものであるが、平成十七年に郵政民営化関係法案が国会で可決されたことと合わせてみると、政策のなかに歴史の大きなうねりを見ることができると、

一般質問は、六月九日と六月十日の両日、六名の議員が行った。

平成九年第三回定例会は、九月五日から九月十八日まで三回定例会の一四日間にわたり開催した。

この定例会では、「平成八年度調布市水道事業会計決算の認定について」、「平成九年度調布市一般会計補正予算（第一号）」などの予算・決算関係議案、「調布市都市美化の推進に関する条例」、人事など一七件の議案が市長から提出され、いずれも原案どおり可決した。また、議員提出議案は、「出版物再販制の廃止に反対する意見書の提出について」など一二件を審議した。

京王線立体交差化事業については、関口昌昭議員（自由民主党）の一般質問に答える形で吉尾市長から、平成九年八月二十六日には、平成十年度政府予算概算要求に、建設省の連続立体交差化事業予算として、浜松、倉敷、日向そして調布の四カ所が採択された旨の答弁が行われ、これまで長年の懸案であった事業がいよいよ具体化したことが示された。このような国の動きを反映して、市議会において「京王線調布駅付近連続立体交差事業の促進及びまちづくり推進に関する決議」が全会一致で可決し、市議会としてこの事業に向けた意思を示した。

京王線調布駅付近連続立体交差事業の促進及びまちづくり推進に関する決議書

調布市は、将来都市像「すてきにくらしたい・愛と美のまち調布」を標榜し、その実現に向け取り組んでいる。このようなまちづくりを推進していくためには、道路や公園等都市基盤の整備促進が必要である。

なかでも、京王線調布駅付近連続立体交差事業は交通渋滞の解消、地域の一体的な発展等を図る上で緊急に取り組むべき最重要課題であり、

その実現は調布市民の長年の悲願である。

しかし、昨今、公共事業費を「大都市を除く地方へ重点配分すべし」との動きがある。このような動きは、依然として不十分な東京の都市基盤整備をさらに遅らせることとなる。

このような状況下、調布市は、沿線のまちづくり、交差道路の整備等多くの課題の解決に向け、連続立体交差事業とあわせて、安全で快適なまちづくりを推進するため、関係機関の御協力を得ながら一層努力していく必要がある。

これら事業を着実に推進するためには、その原資となる財源の確保が極めて重要である。

よって、ここに調布市議会は、京王線調布駅付近連続立体交差事業の早期実現を期すため、国、東京都並びに京王帝都電鉄株式会社に対し、引き続き本事業の促進を強く求めると同時に、調布市と一丸となって、まちづくり事業の推進に一層努める。

さらに、国に対して、平成十年度からの新たな道路整備五箇年計画の推進に必要な道路特定財源の確保及び同財源の東京への配分について、ガソリン売上高などを踏まえて拡大するよう要請する。

以上、決議する。

平成九年九月十八日

調布市議会

平成九年第四回定例会を、十二月三日から十二月十八日四回定例会までの一六日間にわたり開催した。

この定例会では、平成八年度調布市一般会計歳入歳出決算をはじめと

する五件の決算、平成九年度調布市一般会計補正予算（第二号）をはじめとする八件の予算など三三件の議案が市長から提出され、審議の結果いずれも原案どおり可決された。

また、「児童扶養手当の削減に反対する意見書の提出について」など八件の議員提出議案を審議した。

市長提出議案として、一一件の条例が提出されているが、そのうち六件が新規条例（廃止条例を含む）となっている。

決算については、市長から五件の決算が議案として提出され、一般会計決算、老人保健特別会計決算、用地特別会計の三件について討論を行った。なお、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計は、満場一致で可決された。

このうち、特に、一般会計決算に対する討論では、まず、反対討論として、日本共産党は、新基本計画が初年度から変更されるなどしていること、敬老手当の廃止や使用料の値上げにより生活が犠牲にされているなどとした。賛成の討論としては、自由民主党は、財源確保と後年度負担の軽減努力が見られること、ちようふの里開設など高齢者対策の努力が見られることなどとした。公明は、歳入では徴税などの努力を評価し、歳出では国領高齢者在宅サービスセンター建設、都市計画道路整備などに取り組んだ、などとした。社会民主党は、財政の健全化の取り組みが行われたこと、歳出の中で民生費が第一位であること、国・都の財源を中心とした土木事業の展開を評価した。グローバル調布21は、長引く景気低迷のなか積極果敢なまちづくりに取り組んだことを評価しつつ、行財政改革の推進を要望した。生活者ネットワークは、歳出では少子・高齢者福祉の施策展開をしたことを評価しつつ、一層の財政再建へ

の努力を期待し、市民への一層の情報公開を要望した。元気派市民の会は、歳入では、不納欠損額の減少、徴収率の上昇を評価し、歳出では、福祉・教育への実施を評価した。

意見書は、「児童扶養手当の削減に反対する意見書提出について」のほか二件を可決し、関係先に議長名で提出した。

一般質問は、十二月五日、八日、九日の三日間にわたり、一〇名の議員が行った。

平成十年第一回定例会を、三月二日から三月十八日まで一回定例会 平成十年第一回定例会を、三月二日から三月十八日までこの定例会では、平成十年年度の一般会計予算、それぞれの特別会計予算、平成九年度の補正予算のほか、一三件の条例など、合計二八件の議案が市長から提出され、審議の結果、いずれも原案どおり可決した。

平成十年第一回定例会で吉尾市長は、この年の基本的施策について「まちづくり新時代」として、二つの側面からのまちづくりに向けた考え方と、四点からなる行財政運営の基本的考え方を示した。

第一は、「てづくりのまちづくり」とし、都市計画マスタープランの作成や児童・生徒の減少による過小校対策の検討、福祉マップの作成などに生かされてきている。

合わせて、NPOや民間などの多様な主体との連携、協働が行政には求められており、自治体の政策判断能力、職員の力量などによって自治体の間の行政サービスの格差が拡大することとなる。地方自治が新しい時代を迎えようとしているなかで、市民との協働により調布のまちづくり新時代が歩み始めている。

第二は、「新たな都市構造の形成」とし、京王線の連続立体交差化事

業と調布基地跡地の整備、調布の都市構造を再構築する核として位置づけている。

京王線の連続立体交差化事業は、調布市政における長年の懸案事項であり、線路が市域を南北に分断していることから、踏切での交通渋滞が引き起こす騒音や排気ガスの発生、さらには防災上の課題となっていた。調布基地跡地については、既に平成五年に総合スポーツ施設や飛行場などの都市計画決定が行われているが、多摩地域都民の総合スポーツ拠点となる五万人規模のスタジアムが着工することとなった。これらに合わせ、アクセス道路の整備や飛田給駅の改修などを一体として整備するとしている。

行財政運営の基本的考え方について、次の四点にまとめて表明している。

①「二一世紀を担う子供たち」、②「高齢社会における生涯福祉」、③「環境との共生」、④「行財政改革と計画行政」としている。

また、「地方分権の推進に関する決議」など議員提出議案二一件を審議した。

平成十年度の予算の市議会への提出に合わせて、三月二日には吉尾市長から基本施策に関する施政方針が説明され、七会派が基本姿勢に対する代表質問を行った。日本共産党を代表して岸本直子議員からは、開発関連事業路線を転換すること、市民参加条例の制定を検討すること、子育てや教育を最重要課題として抜本的強化をすること、谷戸沢処分場の汚水漏れ疑惑を解明することなどについて市長の考えをただした。

社会民主党を代表して漁郡司議員からは、行財政改革と京王線立体交差化事業、基地跡地整備の関連と優先順位が不明確、手づくりのまちづ

くりのためには市民参加が必要、予算では学校施設整備が不十分、公的介護保険制度に関し福祉オンブズマン制度の導入の可能性、基地跡地利用で五万人競技場にサブグラウンドは必要、学校余裕教室活用と生涯学習都市づくりの関連などについて市長の考えをただした。

生活者ネットワークを代表して安部宝根議員からは、行政と市民との情報格差は計画段階からの情報提供、共有化が必要、子供の人權、権利を保障するために第三者機関の子供オンブズパーソンが必要、福祉オンブズパーソン制度の導入、男女平等意識変革のための研修の進め方、職員の夫婦別姓通称使用の検討などについて市長に考えをただした。

元気派市民の会を代表して大河巳渡子議員からは、都市計画マスタープランの実施には「仮称」まちづくり市民フォーラムの設置が必要、地区協議会は自主的運営が必要、介護認定に際して福祉オンブズパーソン制度導入、子育て支援に効率的な施策、環境白書、自然保全計画、緑のマスタープランの関連性などについて市長の考えをただした。

グローバル調布21を代表して山口茂議員からは、市民参加と情報公開、財政健全化への取り組み、調布基地跡地を防災拠点とし自衛隊との関係強化、保育施設の拡充、生涯学習におけるたづくりの位置づけなどについて市長に考えをただした。

公明を代表して佐々木功議員からは、第二次行革指針策定に内部努力が必要、犯罪対策に交番の適正配置、交通不便地域の解消、多様な中学校給食の検討、中小企業対策に対する見解などを市長にただした。

自由民主党を代表して藤塚昭子議員からは、市長三期一二年目の市長の決意、武蔵野の森競技場建設に伴うJリーグ、プロサッカーチーム誘致の現状、地球環境保全基金を市民活動支援に活用、市民斎場計画への

住民合意形成の進め方などについて市長の考えをただした。

また、議員提出議案として提出された「地方分権の推進に関する決議」を、賛成起立多数により可決した。

地方分権の推進に関する決議

地方分権推進委員会の四次にわたる勧告は、分権型社会の骨格となるべき国と地方公共団体との新たな関係の全体像を提示した。

調布市議会としては、これまでの勧告に盛り込まれた機関委任事務制度の廃止、国の地方公共団体への関与の縮減、国と地方公共団体との係争処理のための第三者機関の創設、必置規制の見直し等が、従来の国と地方の上下関係を是正することにより、我が国の新たな地方自治の確立に資すると期待しているところである。

今後、政府は地方分権推進委員会による勧告内容を実現するため、地方分権推進計画を作成することとなるが、地方分権推進計画において勧告の内容がどれだけ具体的に盛り込まれるか、また地方公共団体の意見がどう反映されるかが注目されるところである。

真の分権型社会の構築のためには、実効ある地方分権推進計画が策定され、着実に実施に移されることが肝要であり、これからが正念場と言える。

よって、下記の事項を実現されるよう要望する。

記

1 政府は、地方分権推進委員会の累次の勧告に基づき、実効性のある地方分権推進計画を早期に作成すること。

2 地方分権推進計画の作成に当たっては、地方公共団体の行財政両面

における自己決定・自己責任の原則を確立する観点から、具体的な事務や権限の委譲の推進と、所要の財源措置を盛り込むこと。

3 地方分権推進計画は、その実施により、分権型社会の構築はもちろんのこと、現在政府において進められている行政改革等一連の諸改革の実効性を高めることにも寄与する内容とすること。

以上、決議する。

平成十年三月十八日

調布市議会

一般質問は、三月九日、十日の二日に五名の議員が行った。

平成十年第二回定例会は、五月二十八日から六月五日まで二回定例会での九日間にわたり開催された。

この定例会では、「調布市議会議員及び調布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」など一四件の議案が市長から提出され、審議の結果、いずれも原案どおり可決されている。

また、議員提出議案として「調布市議会委員会条例の一部を改正する条例」ほか三件を審議した。議会委員会条例の改正条例は、杉山議員が生活者ネットワークからグローバル調布21に変わったことにより、生活者ネットワークが1人となり議会運営委員会に委員を選任できなくなったため、一般質問は、六月一日に、二名の議員が行った。

平成十年第一回臨時会を、七月六日に会期を一日として一回臨時会を開催した。

議案としては、専決処分、「調布市立知的障害者援護施設（仮称）新築工事請負契約」の二件が市長から提出され、審議の結果原案どおり可

決された。

平成十年第三回定例会を、九月四日から十八日までの一

三回定例会 五日間にわたり開催した。

この定例会では、野川小学校と大町小学校を廃止し調布小学校を設置するための「調布市立学校設置条例の一部を改正する条例」ほか八件が市長から提出され、審議の結果原案どおり可決した。なお、市長提出議案中、平成九年度調布市水道事業会計決算認定の審議に際しては、次のような賛否の討論を行った。

まず、日本共産党を代表して雨宮幸男議員からは、調布市のように水道の普及率が一〇〇%の自治体では、水道についても道路と同様の社会資本とみなすべきであり、一般会計からの借り入れなどほかの方策を検討すべきと反対討論が行われた。一方、自由民主党を代表して元木勇議員からは、総収益の根幹をなす給水収益が前年度に比べ一四・五%の増加をするなど、料金改定は財政的基盤の確保の面から評価ができる。また、石綿セメント管の早期解消に向けた努力が見られると賛成の討論が行われた。

一般質問は、九月八日と九日の両日、一一名の議員によって行われた。

平成十年第四回定例会は、十二月二日から十六日までの

四回定例会 一五日間にわたり開催された。

この定例会では、平成九年度調布市一般会計歳入歳出決算など二三件の会計関係議案、「調布市立学童クラブ条例」など九件の条例など、合計二九件の議案が市長から提出され、いずれも原案どおり可決された。

また、「交通事故非常事態宣言」など一八件の議員提出議案、一六件の請願・陳情が審議された。

なお、市長提案の「調布市立学童クラブ条例」の審議に当たって、日本共産党から慎重な検討を要するため当該条例の実施時期を一年間遅らせるとする「調布市立学童クラブ条例に対する修正案」が提出された。

このことについて討論が行われ、日本共産党からは、法制化に伴う内容の充実を図るため、実施時期を遅らせるとする修正案に賛成する討論を行った。これに対して、自由民主党、公明党、生活者ネットワークは、条例原案は、学童クラブ検討会議の意見を尊重したものの、市民の声を反映したものであり、低所得者層へ十分配慮したものとなっているなどの修正案反対、原案賛成の討論を行った。

また、定例会初日の二日には、藤塚昭子議員（自由民主党）を提出者とし、各会派代表者がそれぞれ賛成者となり「交通事故非常事態宣言」の議案が提出され、満場一致で可決された。この宣言は、交通事故の多発している状況下で人命を輪禍から守り、交通の安全を確保することを目的とした。

交通事故非常事態宣言

調布市は、昭和六十二年九月に「交通安全都市宣言」を行い、交通事故の絶滅に努力してきたところである。

しかし、市民の願いと努力にもかかわらず、本年は既に七件の死亡事故者数を数えるに至り、異常な多発傾向にある。

その実態は、歩行者や自転車による高齢者の死亡事故が大多数であり、このことは、調布市全体にとっても憂慮すべき事態であるとともに、健康で安全な生活を望む調布市民にとっても不幸なことである。

よって、調布市議会は、この深刻な事態に対処し、尊い人命を輪禍から守り、交通の安全を確保するため、平成十年十二月二日から同年十二月二十日までの期間を「交通事故非常事態」として宣言する。

平成十年十二月二日

調布市議会

一般質問は、十二月四日、七日の両日、一〇名の議員が行った。

平成十一年第一 平成十一年第一回定例会を、三月一日から三月十六日
一回定例会 までの一六日間にわたり開催した。

平成十一年第一回定例会で吉尾市長は、基本的施策として次のように述べている。「市民などとの協働によるまちづくりの必要性を市政運営のなかで大きな課題としてきた。平成十年十二月に成立した「特定非営利活動促進法」、いわゆるNPO法は、公共活動の担い手として市民活動団体に法人格を認め、活動するための基盤を整理したものとされた。」との認識を示したとしてこのような流れを受けて、市長は、「市民の力が生かされる社会、参加型のまちづくり、協働のまちづくりの必要性がますます高くなっている」と主張した。

このように、厳しい行財政環境や、戦後の大きな転換となる分権による地方自治の新たな局面への対応、さらには価値観の転換など、社会全体の変革が調布市に及ぼす影響を斟酌し、行財政運営に関する基本的な考え方として、「安心」、「優しさ」、「活力」の視点に立ったまちづくりを推進するとしている。

また、二一世紀のまちづくりにふさわしい行財政運営のシステムが必要であり、行財政改革の着実な遂行が不可欠であるとして、平成十年五

月に第二次行財政改革指針を策定し、それに基づく改革プランを実施するとした。

第一は、市民ニーズに的確に対応したサービスの提供として、情報提供や市民参画を進め市政に反映させるシステムが必要であり、条例改正などの制度改革に取り組むこと。

第二は、限られた財源のもとで充実した市民サービスの展開として、無駄を省き効率性を追求していくこと。職員定数の抑制や人件費や事務管理経費などの経常的経費の節減を厳しく進めるとともに、平成十一年度予算から初めてサンセット方式を導入した。時代の要請に合った事業を展開するため、市民生活への影響に配慮して、事務事業の再構築に努めること。

第三は、職員の育成として、分権型自治を進めるためには、政策立案・形成能力が問われてくることから、主任職の導入、民間企業など経験者の採用、各種研修の充実など人事給与制度の改善を進め、職員の意識改革を行うこと。

第四に、新しい行政の仕組みづくりとして、二一世紀は環境の時代といわれるように、平成十二年春を目標に、調布市としてISO14001の認証取得を目指すこと。客観的指標による事務事業評価システムの導入を図り、サンセット方式と合わせて事務事業の見直しを行うこと。また、福祉オンブズマンの導入を行うこと。

三月一日には、平成十一年度予算の提出に関連して、吉尾市長から基本的施策が述べられ、三月五日に、市長の基本的施策に対して七党派による代表質問が行われ、次のように市長の考えをただした。

まず、日本共産党を代表して兩宮幸男議員は、市民福祉の向上に向け

た市長の決意、国に対する消費税率引下げなどの要求、第二次行革指針のうち機械的な人員削減などの見直しなどについてたまたした。社会民主党を代表して清水静枝議員は、地域福祉計画と介護保険事業計画の整合性、痴呆性高齢者グループホーム事業の目的、国際規格ISO14001の取得の目的などについてたまたした。生活者ネットワークを代表して安部宝根議員は、市民参加条例の制定、男女共同参画推進プランに関する審議会の設置、学校評価委員会の設置、学校図書館司書の配置などについてたまたした。元気派市民の会を代表して大河巳渡子議員は、次期基本構想・計画の基本的な考え方と策定方法、インターネットなどによる情報格差解消の取り組み、事務事業評価システム、第二次行革指針の進捗状況などについてたまたした。グローバル調布21を代表して山口茂議員は、サンセット方式の今後の方向性、外部監査制度の導入、地域防災協議会の設置状況などについてたまたした。公明党を代表して佐々木功議員は、歳出予算の特徴、精神障害者へのホームヘルプサービス事業の展開、リサイクルの推進などについてたまたした。自由民主党を代表して藤塚昭子議員は、外郭団体の整理と連携、中心市街地活性化に対する今後の取り組み、共通商品券事業への助成などについてたまたした。

この定例会では、平成十年度の補正予算、平成十一年度の予算など三一件が市長から提出され、審議の結果いずれも原案どおり可決した。

また、「調布市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」や「調布市立学童クラブ条例の一部を改正する条例」など七件の議員提出議案、一六件の請願・陳情を審議した。

議員提出議案のうち、学童クラブ条例の一部を改正する条例は、日本

共産党からの提出議案であり、この条例の設置根拠である児童福祉法の対象条項を、放課後児童健全育成事業の利用促進にその目的を明確化すること、育成料の引下げなどの改正を求めたものとなっている。この条例案については両宮幸男議員（日本共産党）から賛成の討論、伊藤義男議員（自由民主党）から反対の討論が行われ、採決の結果、賛成少数により否決された。

ところで、四月には調布市議会議員選挙が行われるが、その選挙を意図して、公明党、自由民主党、グローバル調布21の議員による「調布市議会議員の政治活動等にかかわる決議」が議員提出議案として提出され、審議した。討論では、日本共産党、元気派市民の会から反対の討論が行われ、一方、自由民主党からは賛成の討論が行われた。採決では、日本共産党、社会民主党、生活者ネットワーク、元気派市民の会が反対したが、賛成多数により、決議をすることを可決した。

調布市議会議員の政治活動等にかかわる決議

調布市議会議員は、みずからの政治活動、日常活動並びに選挙活動について、公正で清潔な政治活動等を推進するために次のとおり決議する。

- 1 政治資金規正法及び公職選挙法を遵守し、クリーンな政治が行われるよう努める。
 - 2 他の市議会議員あるいは予定候補者に対し、殊さらに誹謗中傷ないし事実を歪曲した攻撃は行わない。
 - 3 物品販売（書籍及びパンフレット）等に名を借りた、複数の拡声器利用の実質的選挙活動は行わず、また、行わせない。
- 以上、決議する。

平成十一年三月十六日

一般質問は、三月八日に、二人の議員が行った。

第二節 委員会活動

一 平成七年(第二回定例会以降)の委員会活動

政策総務委員会

政策総務委員会に付託された条例は、八件で、「調布市使用料
条例

等審議会条例」が賛成多数であった以外はすべて全員一致により原案を了承した。

予算・決算 九月十二日、「平成七年度調布市一般会計補正予算(第一号)」、「平成七年度調布市用地特別会計補正予算(第一号)」を審査し、全員異議なく原案どおり了承した。

十二月十三日、十四日、「平成六年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」、「平成六年度調布市用地特別会計歳入歳出決算の認定について」を審査し、賛成多数で原案どおり了承した。

陳情 平成七年中に政策総務委員会で審査した請願、陳情は、合計九件で、請願二件、陳情七件となっている。このうち、固定資産

税評価額の見直しについての請願はこの請願の紹介議員に全会派の議員が名を連ねてはいるが、陳情内容を見て採択には無理があることから趣旨採択とした。

「国と都あてに私立小・中学校就学者に対する教育費助成と私立小・中学校に対する健康管理費助成の意見書提出についての陳情」は、毎年、同時期に市議会に提出されているもので、政策総務委員会でもその都度、採択し国・都に対して意見書を提出している。今回も、委員会でも全会一致で採択した後、本会議で、調布市議会として同趣旨の意見書を決

議し、内閣総理大臣、文部大臣、大蔵大臣、東京都知事に提出した。
生活文教委員会

生活文教委員会に付託された条例は、「調布市国民健康保険賦課徴収条例の一部を改正する条例」が賛成多数で了承した以外は全て全員一致により原案を了承した。

条例

賦課徴収条例の一部を改正する条例」が賛成多数で了承した以外は全て全員一致により原案を了承した。

予算・決算 六月二十三日、「平成七年度調布市国民健康保険事業特別

会計補正予算(第一号)」を審査、九月十二日、「平成七年度調布市一般会計補正予算(第一号)」を審査、十二月十二日、「平成七年度調布市一般会計補正予算(第二号)」を審査、全員異議なく原案どおり了承した。

十二月十四日、「平成六年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」、「平成六年度調布市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を審査し、賛成多数により原案どおり認定した。

十二月二十日、「平成七年度調布市一般会計補正予算(第三号)」、「平成七年度調布市国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)」を審査し、一般会計補正予算は賛成多数により、国保事業特別会計補正予算は、全員異議なく原案どおり了承した。

陳情 平成七年中に生活文教委員会で審査した請願・陳情は、合計九件で、請願二件、陳情七件となっている。

「学校事務職員・栄養職員・教員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と減額措置撤廃、削減・除外された費用の復元を求める陳情について」は、採択を決定し、「義務教育費国庫負担金制度の堅持と除外・削減された費用の復元を求める意見書」を内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣に提出した。

福祉環境委員会

福祉環境委員会に付託された条例は、三件で、「調布市敬老手
当条例を廃止する条例」が賛成多数であった以外はすべて全員

一致により原案を了承した。

予算・決算 九月十二日、「平成七年度調布市一般会計補正予算（第一
号）」を、十二月十二日には「平成七年度調布市一般会計

補正予算（第二号）」、「平成七年度調布市老人保健特別会計補正予算（第
二号）」を審査し、全員異議なく原案どおり了承した。

十二月十三日、「平成六年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて」、「平成六年度調布市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて」、「平成六年度調布市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて」を審査し、一般会計歳入歳出決算、老人保健特別会計歳入歳出決算
は賛成多数で、下水道事業特別会計歳入歳出決算は全員異議なく原案を
認定した。

十二月二十日、「平成七年度調布市一般会計補正予算（第三号）」、「平
成七年度調布市下水道事業特別会計補正予算（第一号）」を審査し、い
ずれも全員異議なく原案どおり認定した。

陳情 平成七年中に福祉環境委員会で審査した請願・陳情は、合計一
四件で、請願一件、陳情二三件となっている。

「乳児枠の拡大、延長保育等の充実についての陳情」の採決を行った。
その結果、賛成多数により採択した。

建設水道委員会

予算・決算 九月十二日、「平成七年度調布市一般会計補正予算（第一
号）」また、「平成六年度調布市下水道事業会計決算の認定

について」を審査し、全員異議なく原案どおり了承・認定した。

十二月十二日、「平成七年度調布市一般会計補正予算（第二号）」を審
査し、全員異議なく原案どおり了承した。

十二月十三日、「平成六年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて」を審査し、賛成多数で認定した。

十二月十四日、「平成七年度調布市一般会計補正予算（第三号）」、「平
成七年度調布市下水道事業会計補正予算（第一号）」を審査し、いずれも
全員異議なく原案どおり了承した。

二 平成八年の委員会活動

政策総務委員会

条例 政策総務委員会に付託された条例は、一一本となっている。こ
れらのうち、市民センターに関するものを除いてすべてが全会

一致で原案を了承している。市民センターに関する「調布市市民セン
ター条例の一部を改正する条例」は、第四回定例会に市長から提出され
たもので、昭和六十年以降据え置かれてきた市民センター集会所の使用
料を、調布市使用料等審議会の使用料の額の適正化についての答申に基
づいて引き上げるとするものである。引き上げ額は、平均二五％で、金
額にして一〇〇円となる。この引き上げ案に対して、自由民主党、公
明、グローバル調布21、元気派市民の会が賛成、日本共産党、社会民主
党、生活者ネットワークが継続審査を提案した。

予算・決算 三月十八日、十九日、「平成八年度調布市一般会計予算」
についての審査及び討論を行った。討論では、日本共産

党が反対討論を行ったほかは、各党派はいずれも賛成の討論を行った。
また、三月十九日には、「平成八年度調布市用地特別会計予算」につ

いての審査を行っている。これら両予算はいずれも賛成多数で原案を了承した。

九月十一日、「平成八年度調布市一般会計補正予算（第一号）」を審査し、賛成多数で原案どおり了承した。

十二月十二日、十三日、十六日、「平成七年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」の審査をし、賛成多数で原案どおり認定した。

十二月十九日、「平成八年度調布市一般会計補正予算（第五号）」を審査し、原案を了承した。

陳情

平成八年中に政策総務委員会で審査した陳情は、平成七年から管住宅の拡充と住宅政策に関する意見書の提出を求める陳情を採択し、関係機関へ意見書を提出することとした。その結果、三月二十六日の本会議でこの陳情の採択を行うとともに、調布市議会として「公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書提出について」を満場一致で決定し、内閣総理大臣、建設大臣に提出している。

「不動産登記にかかわる登録免許税制の抜本的な見直し等に関する陳情」については、九月十一日の政策総務委員会審査し、採択とし、意見書を提出することとした。これを受けて九月十八日の本会議において、調布市議会として「不動産登記にかかわる登録免許税制の抜本的見直し等に関する意見書提出について」を全会一致で採択し、内閣総理大臣、大蔵大臣、法務大臣、自治大臣、総務庁長官に提出している。

「国と都あてに私立小・中学校就学者に対する教育費助成と私立小・中学校に対する健康管理費助成の意見書提出についての陳情」は、毎年、同時期に市議会に提出されているもので、政策総務委員会でもその都

度、採択し国・都に対して意見書を提出している。今回も、委員会で全会一致で採択した後、本会議で、調布市議会として同趣旨の意見書を決議し、内閣総理大臣、文部大臣、大蔵大臣、東京都知事に提出している。

「法務局出張所の統廃合計画等に関する陳情」は、賛成多数で採択を決定した。十二月十九日の本会議でも賛成多数により採択し、調布市議会として「法務局出張所の統廃合計画等に関する意見書提出について」を決定し、内閣総理大臣、法務大臣、自治大臣、総務庁長官に提出している。

生活文教委員会

平成八年中に生活文教委員会に付託された条例は、一一件となつていて、これらのうち、第一回定例会で審査した三件の条例

については全会一致で原案了承としているが、第四回定例会で審査した八件の条例については、賛成多数として原案を了承している。

この八件の条例は、八ヶ岳少年自然の家、公民館、体育施設などの施設使用料の改正のための条例であり、市の使用料等審議会の答申を受けての改正としている。この使用料改正については、既に政策総務委員会の活動の項で記したように、生活文教委員会においても、議論が分かれている。安部宝根議員（生活者ネットワーク）は、使用料に、資本的経費を含めた原価計算を入れるのは公共施設に対してはなじまず、議論が必要との理由で反対を主張。富澤稔議員（自由民主党）は、使用料引き上げの条例提出の手續が議会軽視や市民軽視の面があるが、これによって市民サービスの向上を目指すことを前提として原案了承を主張。小池一郎議員（社会民主党）は、改正手續が拙速であり議論が尽くされないため反対を主張。前当悦郎議員（公明）は、手続的には問題があるが、

市民に対する行政サービスの向上を期待して賛成と主張。山口茂議員（グローバル調布21）は、提案された条例は、今考えられる中でより良いものであると理解するが、これを節目としてよりよい行政サービスに取り組みことを要請して賛成とした。任海千衛議員（日本共産党）は、この条例の基礎となる審議会の答申が公共性よりもコスト主義となっているなどの理由から反対とした。

予算・決算

生活文教委員会での予算・決算審査の日程は、次のとおりである。

三月七日、「平成七年度調布市一般会計補正予算(第四号)」を審査し、全会一致で原案を了承した。

三月十九日、「平成八年度調布市一般会計予算」を審査し、賛成多数で、「平成八年度調布市国民健康保険事業特別会計予算」は、全会一致で原案を了承した。

九月十一日、「平成八年度調布市一般会計補正予算(第一号)」の審査を行い、全会一致で原案を認定した。

十二月十六日、「平成七年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定」、「平成七年度調布市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を賛成多数で原案を認定した。

十二月十九日、「平成八年度調布市一般会計補正予算(第五号)」、「平成八年度調布市国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)」を全会一致で原案を了承した。

請願・陳情

平成八年中に、生活文教委員会に付託され審査した請願・陳情は、平成七年からの継続分も含め、二件の請願、一六件の陳情となっている。このうち、採択したものは陳情五件となっ

ている。採択した五件の陳情のうち、三件については調布市議会として意見書を提出している。それらの三件の陳情は次のとおりである。

「除籍簿、消除された戸籍の附票等の保存期間の延長に関する陳情」は、委員会審査では全会一致で採択し、本会議においても全会一致で採択した後、「除籍簿、消除された戸籍の附票等の保存期間の延長に関する意見書」として、内閣総理大臣、法務大臣に提出した。

「学校事務職員・栄養職員・教員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担金制度の堅持と減額措置撤廃、削減・除外された費用の復元を求める陳情」について、委員会では全会一致でこの陳情を採択し、本会議での採択を経て、「義務教育費国庫負担金制度の堅持と除外・削減された費用の復元を求める意見書」として取りまとめ、内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣に提出した。

「新たに「食糧・農業・農村基本法」の制定を求める決議及び政府への意見書提出に関する陳情」は、農業基本法が制定されてから三〇年が経過し、この間、山間地の過疎化、食糧自給率の低下、農林水産物輸入の圧力の増大が懸念されることから、新たな基本法の策定を求めるものである。委員会ではこの陳情を全会一致で採択し、本会議での採択の決定を受けて「新たな「食糧・農業・農村基本法」の制定を求める意見書」としてとりまとめ、内閣総理大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、食糧庁長官に提出した。

福祉環境委員会

条例

平成八年中に福祉環境委員会に付託された条例は、一六本であった。これらの条例の委員会での審査状況を見ると、「調布市児童館条例」

と「調布市医療ステーション条例」の一部改正条例が、手数料の引き上げによるものであることから、他の委員会における同種の条例審査の場合と同じく、委員会において議論が分かれた。その結果、賛成多数により原案を了承した。その他の一四件については全会一致で原案を了承した。

予算・決算 三月十八日、「平成八年度調布市一般会計予算」、「平成八年度調布市老人保健特別会計予算」は賛成多数で原案を

了承し、「平成八年度調布市下水道事業特別会計予算」は、全会一致により原案を了承した。

十二月十六日、「平成七年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」、「平成七年度調布市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の原案を認定した。

十二月十九日、「平成八年度調布市一般会計補正予算（第五号）」、「平成八年度調布市下水道事業特別会計補正予算（第二号）」を審査し、全会一致で原案どおり了承した。

請願・陳情 平成八年中に、福祉環境委員会に付託され審査した請願・陳情は、平成七年からの継続分も含め、請願一件、

陳情一六件であった。

建設水道委員会

平成八年中に、建設水道委員会は、一一回開催した。

条例 平成八年中に建設水道委員会に付託された条例は、「調布市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、「調布市

給水条例の一部を改正する条例」の二件であり、原案を了承した。

次に、建設水道委員会に付託された市道の認定、廃止は、合計二九件

となっていて、いずれも原案どおり了承した。

予算・決算 三月十五日、三月十八日、「平成八年度調布市一般会計予算」を賛成多数で、「平成八年度調布市下水道事業会計予算」

は全員異議なく原案どおり了承した。

九月十一日、「平成七年度調布市水道事業会計決算の認定について」を審査し、原案どおり認定することを決定した。

十二月十三日、「平成七年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」を審査し、賛成多数で原案どおり認定することを決定した。

十二月十九日、「平成八年度調布市一般会計補正予算（第五号）」、「平成八年度調布市水道事業会計補正予算（第一号）」について審査し、全員異議なく原案を了承した。

請願・陳情 平成八年中に建設水道委員会が審査した陳情は一〇件であり、そのうち一件が採択、八件が趣旨採択となった。

第一回定例会に提出された陳情六件は、いずれも市内に大型ショッピングセンターが進出することに反対するものであり、これらの陳情のうち五件が調布市国領町八―二―一のジュキ株式会社社の社有地に郊外ショッピングセンター型の大型店が進出することに反対する陳情であり、また、残りの一件は他の大型店進出に反対するものである。これらの陳情は、対象が大型ショッピングセンターであることは同じではあるが、例えば、再開発関係者からは、大型店による再開発計画への影響を懸念したものであり、地域住民からは、交通量増加による安全性の危惧であったり、また、商店事業者からは小売業者への影響を心配するものであったりする。このように陳情主体(者)によって、陳情趣旨が異なっている。この点は、委員会審査においても指摘されているところであ

る。委員会での審査は、生活文教委員会との連合審査を行ったが、この委員会での意見の方向性は、継続審査あるいは趣旨採択に分かれた。採決に際しては、井樋匡利議員（日本共産党）が継続審査を主張したが、賛成少数となったことを受けて、態度表明に際しては退席している。最終的には、満場一致で趣旨採択としている。なお、審査に際しては、陳情の趣旨を踏まえ、行政として安全性や商業者への配慮などを求める意見が出された。

三 平成九年の委員会活動

政策総務委員会

条例 政策総務委員会に付託された条例は、全部で六件となり、すべて市長提案のものとなっている。審査した条例の内訳は、税関係が三件、議員そのほか非常勤職員の公務災害補償等関係が二件、被災者住宅条例の計六件となっている。このうち新規条例は三件、改正条例が三件である。これらの条例は、委員会審査においていずれも全員異議なく原案を了承している。

予算・決算 三月五日、「平成八年度調布市一般会計補正予算（第六号）」を審査し、賛成多数で原案どおり了承した。

三月十三日、十四日、十七日、「平成九年度調布市一般会計予算」、「平成九年度調布市用地特別会計予算」を審査し、賛成多数で原案どおり了承した。

三月二十一日、「平成八年度調布市一般会計補正予算（第七号）」を審査し、全員異議なく原案どおり了承した。

十二月十日、十一日、十二日、「平成八年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」、「平成八年度調布市用地特別会計歳入歳出決算の

認定について」を審査し、賛成多数で原案どおり認定した。

請願・陳情

平成八年中に政策総務委員会でも審査した請願・陳情は、請願一件、陳情一件、合計二件となっている。このうち、採択した請願・陳情は次のとおりである。

「農地等の固定資産税等適正化に関する陳情」は、農地への宅地並み課税や高率な相続税による営農困難に対する、税制上の是正措置を求めるものである。この陳情は、平成八年の第三回定例会からの継続審査となっているものであるが、陳情内容の取り扱いについて正副委員長が陳情者と面会の上その趣旨を確認することとした。その後、一月二十二日に正副委員長が陳情者と内容の確認を行い、市議会に対して実行を求めることとするのではなく、市議会から関係機関へ意見書を提出する旨の変更追記が行われた。委員会では、正副委員長と陳情者との話し合いの結果などを踏まえ、この陳情を採択し、意見書として提出することとした。

「住民生活と自治体財政を直撃する消費税率の引き上げに反対する陳情」は、平成元年に税率三％で創設された消費税が、平成九年四月一日から税率を四％とし、さらに一％の地方消費税が創設されることに反対する陳情である。同趣旨の陳情は、平成八年第三回定例会に提出され、継続審査とされていたが、平成九年二月十八日の委員会でも趣旨採択、採択、不採択のいずれも過半数に達しないことから審議未了とした経緯がある。

今回の陳情に対する委員会での審査においても、議論は分かれた。まず、陳情採択の態度表明を行ったのは、杉山典子議員（生活者ネットワーク）、両宮幸男議員（日本共産党）、佐々木功議員（公明）、林明裕

議員（グローバル調布21）で、その論拠は、政府の財政赤字が増大するなかで財政構造の見直しを行わない増税は認められない、政府の行政改革が進まないなかでの増税は理由がないなどとしている。一方、陳情不採択の態度表明を行ったのは、漁郡司議員（社会民主党）、寶珠山琢議員（自由民主党）であり、その論拠としては、消費税引き上げは将来の福祉財政を確保する上から必要なものである、政府は将来を見据えた厳しい選択として税率引き上げを決定したが、将来の直間比率等の議論を期待するなどとするものであった。

採決の結果、委員会としてこの陳情を採択した。

なお、三月二十一日の本会議で、委員長から委員会の審査結果の報告を行ったが、不採択を求める意見があったことから、採決が行われた。その結果、不採択（自由民主党、社会民主党、調布市民の会）多数により、委員会の決定が覆された。

「私学助成の拡充を求める意見書採択に関する請願」は、次のような東京都の施策に対し出されたものである。すなわち、平成九年八月に東京都は東京都財政健全化計画実施案を示し、その中で私立学校経営常費補助が対象にあげられた。私立学校経営常費補助は、私立学校を設置する学校法人に対し学校運営に要する経費の二分の一を補助するものだが、実施案では補助額を削減する方向で検討が進められている。この陳情は、補助率堅持などを求めるものである。委員会では全員一致でこの請願を採択し、意見書を提出した。

「国と都あてに私立小・中学校就学者に対する教育費助成と私立小・中学校に対する健康管理費助成の意見書提出についての陳情」は、毎年、提出されていて委員会においても前回同様採択し、意見書を提出した。

「アメリカの『未臨界核実験』の中止と、あらゆる形態の核実験禁止、核兵器廃絶の実現を求める意見書採択についての陳情」は、趣旨採択とすることが賛成者多数で決定した。

生活文教委員会

平成九年中に生活文教委員会に付託された条例は、六件となっている。このうち原案を了承したものは、四件となっている

条例

が、「文化会館たづくり条例の一部を改正する条例」採決の際には、委員長の任海千衛議員（日本共産党）、安部宝根議員（生活者ネットワーク）が退席をしたうえでの全会一致としている。

予算・決算 三月五日、「平成八年度調布市一般会計補正予算（第六号）」、「平成八年度調布市国民健康保険事業特別会計補正

予算（第二号）」を審査し、全会一致で原案どおり了承した。

三月十七日、「平成九年度調布市一般会計予算」、「平成九年度調布市国民健康保険事業特別会計予算」を賛成多数で原案どおり了承した。

九月十一日、「平成九年度調布市一般会計補正予算（第一号）」を審査し、原案どおり了承した。

十二月十日、十一日、十二日、「平成八年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」、「平成八年度調布市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を審査し、一般会計については賛成多数、国民健康保険については全会一致で原案どおり認定した。

平成九年中に、生活文教委員会に付託され審査した請願・陳情

請願・陳情

願・陳情は、請願が一件、陳情が五件となっている。このうち、採択したものは、請願が一件、陳情が三件で、請願・陳情に基づく意見書提出は三件となっている。

採択した請願・陳情は次のとおりである。

「遣伝子組みかえ商品に表示の義務付けを国に求める意見提出についての請願」は、遣伝子組みかえ食品に対する安全性の確認をするために、その遣伝子組みかえ食品を使った加工食品の表示の義務づけの意見書の提出を求めたものである。

既に、東京都議会では平成八年十二月議会で意見書が可決され、政府に提出している。委員会では、全会一致でその請願を採択し、意見書を提出することとした。これを受けて、調布市議会では「遣伝子組みかえ食品に表示の義務付けを国に求める意見書」を内閣総理大臣、厚生大臣、農林水産大臣、自治大臣に提出した。

「出版物再販制の廃止に反対する陳情」は次のようなものである。

平成七年七月に公正取引委員会が委嘱した再販問題検討小委員会が「再販適用除外が認められる著作物の取り扱いについて」という中間報告書を公表した。その中で、従来、独占禁止法の第十九条で、原則として禁止されている再販行為（再販売価格維持制度）を同法の第二四条の二で書籍、雑誌、新聞等を例外的に認めているが、この見直しの可能性を指摘した。このことに対して、関係機関への意見書の提出を求めたものである。委員会では、市担当者から前期中間報告の説明を受け意見が交わされたが、この再販制度自体が業界保護の視点で見ると、著者保護の視点で見ると、消費者の視点で見ると、視点が明確になっていないため、議論の争点があいまいとなっている。そのため、「中小店の気持ちやら、我々も店舗に買えるものがうまく並ばないという不安もあるし、そういう意味においては意見書として一回提出しておいたほうがよい、そんな感じがする（関口昌昭議員（調布市民の会）」

という意見が端的に各委員の考えを代弁している。委員会では、全会一致でこの陳情を採択し、「出版物再販制の廃止に反対する意見書」として取りまとめ、内閣総理大臣、通商産業大臣に提出した。

「第六次教職員定数改善の早期達成と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情」は、平成九年六月三日の財政構造改革会議（政府・与党で構成）で、歳出削減に一切の聖域は設けないとし、第六次教職員配置改善計画の最終年に当たる平成十年の凍結を打ち出したことに対するものである。義務教育教職員の給与の半額は国庫負担制度により国が教育の機会均等と水準を維持するために重要な制度となっている。このことから、義務教育国庫負担制度を堅持し第六次の教職員配置改善計画を速やかに達成するよう意見書を提出することをこの陳情で求めている。

この陳情の趣旨について委員会では特に異論はなく、全会一致で採択し、「第六次教職員定数改善の早期達成と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」として内閣総理大臣、文部大臣に提出した。

「公共事業への日雇い労働者の雇い入れを求める陳情」は、経済不況の影響で日雇い労働者の就労状況が悪化していることから、市の発注する公共工事に日雇い労働者の雇い入れについて指導するよう求めるものである。このことについては、東京都から知事名で各市町村あてに「区市町村が発注する公共事業への日雇い労働者の雇い入れについて（依頼）」とする文書が出されている。しかし、議会としてこの陳情を採択した場合、市執行部での対応が問題となる。既に行政手続条例が施行されていることから指導が可能かどうか、契約に際して協力要請を行うことが限界との解釈も市担当者から示されている。にもかかわらず委員会の採決に際しても積極的に反対する理由も示されず、採択が行われている。

福祉環境委員会

平成九年中に福祉環境委員会に付託された条例のうち全会一致
条例

で原案どおり了承した条例は、八件となり、他の二件は賛成多数での採決となり、議論が分かれたものとなった。議論が分かれた条例は、一つは「調布市都市美化の推進に関する条例」であり、罰則のあり方について議論が分かれた。また「調布市保育所入所措置条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法の改正に伴う条例改正であるが、法改正自体が国の責任の後退であり、父母への負担増となるなどとして、条例について反対するとした。

予算・決算 三月十三日、十四日、「平成九年度調布市一般会計予算」、

「平成九年度調布市老人保健特別会計予算」を審査し賛成多数により原案を了承した。また、「平成九年度調布市下水道事業特別会計予算」については、全会一致で原案を了承した。

六月十一日、「平成九年度調布市老人保健特別会計補正予算(第二号)」を審査し、全会一致で原案を了承した。

九月十一日、「平成九年度調布市一般会計補正予算(第一号)」を審査し、全会一致で原案どおり了承した。

十二月十日、「平成九年度調布市一般会計補正予算(第二号)」、「平成九年度調布市老人保健特別会計補正予算(第三号)」、「平成九年度調布市下水道事業特別会計補正予算(第一号)」を審査し、全会一致で原案を了承した。

十二月十一日、「平成八年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」、「平成八年度調布市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、「平成八年度調布市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

を審査し、一般会計及び老人保健特別会計については賛成多数、水道事業特別会計については全会一致で原案どおり認定した。

十二月十八日、「平成九年度調布市一般会計補正予算(第三号)」、「平成九年度調布市下水道事業特別会計補正予算(第二号)」を審査し、全会一致で原案を了承した。

請願・陳情

平成九年中に、福祉環境委員会に付託され審査した陳情は一〇件となっている。採択したもののうち一件は、調布市議会として意見書を提出した。

「東京都のシルバーバス、老人医療助成、老人福祉手当の存続を求める陳情」は東京都の福祉施策に対するものである。

東京都は、財政健全化計画などにより全ての施策について見直しを行っている。その中で福祉施策も例外ではなく、この陳情にあるように七〇歳以上の高齢者に支給されているシルバーバスや老人医療費助成制度の廃止・縮小、寝たきり老人への福祉手当などを見直すこととなっている。施策としてこれらの計画がどう反映されるかはこの時点では明確となっていない。理事者側からはこの問題を含め、市町村に影響のある問題については、都の市長会を通じて対応するとの説明もあり、議会としても東京都に意見書を提出した。

建設水道委員会

条例

平成九年中に建設水道委員会に付託された四件の条例は、委員会審査の結果、すべて全員異議なく原案どおり了承した。

予算・決算

三月五日、「平成八年度調布市一般会計補正予算(第六号)」、「平成八年度調布市下水道事業会計補正予算(第二

号」を審査し、一般会計補正予算は賛成多数、水道事業会計補正予算は全会一致で原案を了承した。

三月十四日、「平成九年度調布市一般会計予算」、「平成九年度調布市水道事業会計予算」を審査し、賛成者多数により原案を了承した。

九月十一日、「平成九年度調布市一般会計補正予算(第一号)」を審査し賛成多数で原案どおり了承した。また、「平成八年度調布市水道事業会計決算の認定について」を審査し、全会一致で原案を認定した。

十二月十日、「平成九年度調布市一般会計補正予算(第二号)」を審査し、全員異議なく原案を了承した。

十二月十二日、「平成八年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」を審査し、賛成多数をもって原案を認定した。

十二月十八日、「平成九年度調布市一般会計補正予算(第三号)」、「平成九年度調布市水道事業会計補正予算(第一号)」を全員異議なく原案を了承した。

請願・陳情

平成九年中に建設水道委員会が審査した陳情は四件であるが、この年に採択した陳情はなく、三件の陳情を趣旨採択した。

趣旨採択された陳情は、「ザ・モール調布出店」に関する陳情、「ジューキ社有地西友出店」に関する陳情、「ザ・モール調布」建設計画の地元協定に関する陳情である。

四 平成十年の委員会活動

政策総務委員会

条例

政策総務委員会に付託された条例などは、一七件で、これらの条例、規約はいずれも全員一致で原案どおり了承した。また、

新規条例は三件であった。

予算・決算

三月十一日、「平成十年度調布市一般会計予算」、「平成十年度調布市用地特別会計予算」を審議し、いずれも賛成多数で原案どおり了承した。

九月十日、「平成十年度調布市一般会計補正予算(第一号)」を審査し、全員一致で原案どおり了承した。

十二月八日、「平成十年度調布市一般会計補正予算(第二号)」について審査し、原案どおり了承した。また、「平成九年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」の審査を行った。

十二月九日、「平成九年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」、「平成九年度調布市用地特別会計歳入歳出決算の認定について」を審査し、賛成多数で原案どおり認定した。

十二月十六日、「平成十年度調布市一般会計補正予算(第三号)」を審査し、原案どおり了承した。

陳情

平成十年中に政策総務委員会で審議した請願・陳情は、合計一〇件で、請願一件、陳情九件となっている。このうち、採択した二件の陳情は次のとおりである。

「国民の祝日に関する法律」の改正の実現に関する陳情は、「一部祝日の月曜日指定化」を実現し、週末とあわせて連休化するための法律改正に向けた意見書の提出を求めたものである。同陳情では、同法改正法案が国会に与野党から提出され、成立が期待されているなか、改正法案の成立を加速化させるため市議会から意見書をもって総理大臣に働きかけるとする内容となっている。この陳情は、祝日三連休を推進する全国的な組織からのもので、代表は著名な文化人となっている。委員会

は特に議論はなく全会一致で採択し、「国民の祝日に関する法律」改正を求める意見書」を内閣総理大臣に提出した。

委員会運営に 委員会審査は、本会議からの付託案件を審査することについての指摘が中心となっている。六月二日の委員会において、井樋匡利議員（日本共産党）から、市報に第二次行財政改革指針が掲載されたが、事前に市議会各会派に対して非公式に説明が行われただけで、正式な議論が行われていない、旨の発言があった。

また、漁郡司議員（社会民主党）からは、「常任委員会の中の議論で、委員サイドからこういう議論がしたいというものがテーマとしてあった場合に、付託案件以外の議論をどこでどうして議論するのか、そのルールづくりについて、一度幹事長会議とか議運の中で確認をして、ルールをまず一回きちんと作っておく必要がある」との指摘を行った。

これに関連して、山口茂議員（グローバル調布21）からは、「当委員会の付託案件以外のものについて、どう取り扱うかというルールが、先例申し合わせないし委員会条例などでどのような位置づけがなされているか。」との質問が議会事務局に発せられた。これに対して、議会事務局からは、「先例申し合わせの事項によれば、委員長に申し出て付託事件と関係ない所管事項について発言を許可することになったのである。先例が今までに記録がないということであるので、それぞれ幹事長会議などで決定させていただければ」との説明が行われた。

これらの議論をまとめる形で、大須賀委員長からまず「先例申し合わせ事項」の中の委員会の項目の第四項を次のように読み上げた。「委員会における事務調査」委員会はその部門に属する事務に関する調査ができる」とされており、本会議における所管事項の質疑等の制限により、

委員長に申し出て付託事件と関係のない所管事項についての発言を許可するを例とする」。そのうえで、付託事項と関係のない所管事項についての質疑ができるとあるが、そこから先のルールがないので、代表幹事会議でルールを決めてもらうとした。これについて委員の了承を得た。

このように議会運営は、条例、規則だけでなく、多くの慣例によってルールが決められているが、一方で、新たな事項や想定外の事項については先例が明確でない場合があり、条例、規則、慣例が逆に議会の新たな面への対応を躊躇ちゅうちよさせている面がある。慣例は、多くの先達の経験の蓄積でありそれによって議会運営の円滑化や政策審議の効率化を生み出してきた。それだけに新たな慣例を生み出す尽力を議会としていわず取り組むことが求められている。この委員会での議論や議長判断が議会の活性化に向けた端緒となるものであり、意義深い議論となった。

生活文教委員会

平成十年中に生活文教委員会に付託された条例は、五件で、**条例** 「国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例」については議論が分かれ、賛成多数で了承したほかは、全て全員一致で原案了承とした。

予算・決算 生活文教委員会での予算・決算審査の日程は、次のとおりである。

三月三日、「平成九年度調布市一般会計補正予算（第四号）」、「平成九年度調布市国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）」を審査し、両予算とも原案どおり了承した。

三月十一日、十二日、十三日、「平成十年度調布市一般会計予算」、「平成十年度調布市国民健康保険事業特別会計予算」を審査し、賛成多

数で原案を了承した。

九月十日、「平成十年調布市一般会計補正予算(第一号)」を審査し、原案どおり了承した。

十二月八日、九日、十日、「平成十年調布市国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)」、「平成十年調布市一般会計補正予算(第二号)」を審査し、原案どおり了承した。また、「平成九年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」、「平成九年度調布市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を審査し、賛成多数により原案を認定した。

十二月十六日、「平成十年調布市一般会計補正予算(第三号)」、「平成十年調布市国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)」を審査し、全員異議なく原案どおり了承した。

請願・陳情

平成十年中に、生活文教委員会に付託され審査した請願・陳情は、請願が一件、陳情が九件であり、このうち請願一件、陳情一件を採択した。

「住民基本台帳法改正の慎重な対応・審議に関する請願」は、政府は住民基本台帳法を改正し、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードなどにより、全国的なネットワーク化を図ろうとしていることに対して出された。この時期、国会での具体的な審議は行われていないが、この陳情では、導入に当たったの地方自治体の財政的負担、個人情報保護の問題、住民の具体的メリットの問題などが明確ではないことから、慎重な対応をするよう意見書の提出を求めている。委員会の審査でも、自治体が負担することとなる費用、住民にとってのメリットの如何、個人情報保護並びにシステムの安全性について質疑が行われ、陳情を採択し、

「住民基本台帳法改正の慎重な対応・審議に関する意見書」として内閣総理大臣、自治大臣に提出した。

「地方分権の推進、社会保障行政の「法定受託事務化」に関する陳情」は、東京都庁にある労働組合から出されたものである。平成八年十二月に、地方分権推進委員会が、第一次勧告として、機関委任事務を廃止し、自治事務、法定受託事務に整理し、平成九年の九月、第三次勧告で、機関委任事務であった国民年金事務を国の直接執行事務とした。これに伴い、従来、都道府県でこの事務に従事していた職員(地方事務官)を厚生事務官とするものである。この陳情では、社会保障事務を都道府県への法定受託事務とし、それに従事する職員を地方公務員とすることを求めている。委員会での審査では、住民に身近な事務は国が直接行うよりも地方自治体を実施することが良いとの意見がある一方、全国一律に実施されることがふさわしい事務については勧告どおり国が行うべきであるとする意見があった。そのため採決を行い、採択に賛成する意見が多数を占めたことから、「地方分権推進、社会保障行政の「法定受託事務化」を求める意見書」としてとりまとめ、内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣、総務庁長官に提出した。

福祉環境委員会

条例

平成十年中に福祉環境委員会に付託された条例は、五件で、「調布市児童育成手当条例の一部を改正する条例」について、支給手当の制限について議論が分かれ、賛成多数で了承したほかは、全員一致で原案を了承した。

予算・決算

三月三日、「平成九年度調布市一般会計補正予算(第四号)」、「平成九年度調布市下水道事業特別会計補正予算

〔第三号〕を審査し、原案どおり了承した。

請願・陳情

平成十年中に、福祉環境委員会に付託され審査した請願・陳情は、全部で一七件で、請願一件、陳情一六件となつてゐる。このうち採択したものは、趣旨採択が三件、採択し意見書提出とするものが一件であり、次のとおりである。

「国と東京都に保育施設の拡充を求める意見書提出を求める陳情」は、政府施策の保育政策に与える影響を懸念したものである。

政府が進めている財政構造改革と規制緩和は、児童福祉の面でも大幅な改正を求めている。保育所が、従来は措置という考え方であつたものが、親が選択するものとなり、各保育園が独自に保育の内容の充実を図り、他園と競争することとなつた。その反面、規制緩和策による保育園の最低基準を弾力化することで、低年齢児の待機児童の解消、特に乳児の待機児の解消策を実現するために、乳児保育指定の廃止とか延長保育の自主事業化を行つて、区市町村への補助金削減を打ち出している。これに対して陳情では、乳児の待機が減少する可能性があるとしながらも、保育料の高額化を懸念するなどしている。委員会では、採択する意見、この陳情の趣旨は理解できるものの、個別部分においては思想的に相容れない面があるとする意見があり、少なくとも委員全員の意思としては、保育政策が制度改正によりどうなるかという懸念は共通している。このようなことから、採択か趣旨採択かで採決し、賛成多数で趣旨採択とした。

「乳幼児医療費無料の制度を国に求める意見書提出の陳情」は乳幼児医療に関する国の施策を求めたものである。

乳幼児医療助成制度は、地方自治体の単独事業として行われている

が、全国の自治体での実施には至っていない。東京都では平成六年一月一日から施行し、調布市においてもゼロ歳児の医療費の無料化を実施している。乳幼児の医療無料化は委員会委員全員の共通認識であり、この問題はこと調布市だけの問題ではなく少子化対策の一環としても重要であることから、全員一致で採択とし、本会議で「乳幼児医療費無料化の制度を国に求める意見書」を内閣総理大臣、厚生大臣に提出した。

建設水道委員会

条例

平成十年中に建設水道委員会に付託された条例は、「調布市道路専用料等徴収条例の一部を改正する条例」、「調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」の二件である。

予算・決算

三月三日、「平成九年度調布市一般会計補正予算（第四号）」を審査し、賛成多数で原案を了承した。また、「平成九年度調布市水道事業会計補正予算（第二号）」を審査し、原案を全員異議なく了承した。

三月十一日、「平成十年度調布市一般会計予算」の説明を理事者から受けた。

三月十二日、「平成十年度調布市一般会計予算」を審査し、賛成多数により原案を了承した。また、「平成十年度調布市水道事業会計予算」を審査し、全員異議なく原案を了承した。

九月十日、「平成十年度調布市一般会計補正予算（第一号）」を審査し、全員異議なく原案どおり了承した。「平成九年度調布市水道事業会計決算の認定について」を審査し、賛成多数により原案を認定した。

十二月八日、「平成十年度調布市水道事業会計補正予算（第一号）」を

審査し、全員異議なく原案どおり了承した。「平成十年度調布市一般会計補正予算（第二号）」を審査し、全員異議なく原案どおり了承した。また、「平成九年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」の説明を受けた。

十二月九日、十日、「平成九年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」を審査し、賛成多数により認定した。

十二月十六日、「平成十年度調布一般会計補正予算（第三号）」、「平成十年度調布市水道事業会計補正予算（第二号）」について審査し、両予算とも全員異議なく原案どおり了承した。

請願・陳情

平成十年中に建設水道委員会が審査した陳情は四件であり、そのうち二件の陳情を採択した。

採択された陳情は次のとおりである。

「住宅公団改革に際し既存賃貸居住者の居住安定の保障を求める意見採択の陳情」については、平成九年六月に、住宅・都市整備公団を平成十一年に廃止し、新たな法人にその事業が引き継がれることが閣議決定された。公団住宅は長年の居住者が多く、そのため高齢化が進み、年金生活者の割合が高くなっている。このようなことから、公団が解散し新たな法人に引き継がれる際には、居住者に生活の不安が生じないよう関係方面に働きかけるよう求める陳情となっている。委員会審査に際しても、現に公団住宅に居住している委員からも陳情書の課題を追認する形で指摘がされるなど、委員会での認識は一致していて、全員異議なくこの陳情を採択し、内閣総理大臣、建設大臣、住宅・都市整備公団総裁に意見書を提出した。

「武蔵境通りの早期事業化を求める陳情」については、武蔵境通りの

事業は、計画上、調布都市計画道路三・二・六号調布保谷線並びに三鷹都市計画道路三・三・六号調布保谷線の都市計画道路事業であり、東京都が事業主体として実施している。この事業は、昭和三十七年に一八メートルとして都市計画決定され、その後、平成七年九月に一八メートルから三六メートルに変更されている。この都市計画事業は東京都の都市計画審議会において計画決定が行われ東京都知事が施行するものとなっているが、道路自体は調布市内を南北に貫く主要道路として機能している。昭和三十七年に都市計画決定された後は、建築制限などが課せられ、地権者の権利制限が続いている。このことから早期の事業化を東京都に申し入れるよう求めるものである。従来、都市計画事業については地権者などの権利制限などがあり、一般的には事業に反対する動きがある。しかし、この陳情は事業を推進するものとなっている。委員会の審査でも、この事業を反対する者からの意見も聞く必要があるとの提案もなされたが、少なくとも都市計画審議会や環境アセスメントの手続を経ていることから、この陳情を賛成多数で採択し、東京都に意見書を提出した。

なお、継続審査とした二件の陳情のうち、平成九年第二回定例会以降継続審査となっている「布田地区土地区画整理事業反対に関する陳情」の審査では、陳情書に記載されている「事業計画の白紙撤回」が審査のポイントとなった。委員会としては、陳情趣旨については理解することができるものの、市が事業計画決定したものを撤回する陳情書を採択することは如何なものかとする意見も出された。そのため、委員会の了承を得て、正副委員長が陳情者面会をすることとした。具体的には、九月二十八日、十月十二日に陳情者と正副委員長で話し合いを持ったが、白

紙撤回を目的として署名を集めて陳情書を出したことから、白紙撤回を削除する意思がないことが確認された。

五 平成十一年（第一回定例会まで）の委員会活動

政策総務委員会

条例 政策総務委員会に付託された条例は八件で、税関係が二件、職員などの給与・勤務関係が六件で、税関係の二件は新規条例である。これら八件の条例は、委員会審査でいずれも全員一致で原案を了承した。

予算・決算 政策総務委員会での予算・決算の審査日程は次のとおりとなっている。

三月二日、「平成十年度調布市一般会計補正予算（第五号）」、「平成十年度調布市用地特別会計補正予算（第一号）」を審査し、全員異議なく原案どおり了承した。

三月九日、「平成十一年度調布市一般会計予算」についての説明を受けた。

三月十日、「平成十一年度調布市一般会計予算」、「平成十一年度調布市用地特別会計予算」について審査し、賛成多数で原案どおり了承した。

陳情 平成十一年第一回定例会の政策総務委員会で審査した陳情は、二件で二件は不採択、一件は継続審査とした。

生活文教委員会

条例 平成十二年第一回定例会で生活文教委員会に付託された条例は、「調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の一件である。

三月二日、「平成十年度調布市一般会計補正予算（第五号）」、「平成十年度調布市国民健康保険事業特別会計補正

予算（第三号）」を審査し、全員異議なく原案どおり了承した。

三月九日、「平成十一年度調布市一般会計予算」の説明を受けた。

三月十日、十一日、「平成十一年度調布市一般会計予算」、「平成十一年度調布市国民健康保険事業特別会計予算」を審査し、いずれも賛成多数により原案どおり了承した。

請願・陳情 平成十一年第一回定例会で生活文教委員会に付託され審査した請願・陳情は、五件で、採択した陳情二件、継続

審査とした陳情三件である。採択した陳情は次のとおりである。

「一刻も早く三〇人学級の実現を求める意見書」採択を要求する陳情」は平成十年の第二回定例会から継続審査となっているものである。

この陳情の審査にあたり、理事者から調布市内の小学校校長などへのアンケート調査を実施した結果が報告された。既に調布市内の小学校では児童数の減少などから三〇人学級を約半数の小学校で実現していて、教員側の評価も良いものとなっているなどとした。しかし、日本全国で三〇人学級を実施する場合約一〇万人の教員の増員が必要であり、そのための費用として約一兆円がかかるとの試算も披れきされた。委員会の議論はもっぱら三〇人学級の教育面からの有意義性が中心となっている。もっとも、義務教育教職員の給与などは国費と県費となっていることから市の財政負担を考慮する必要はないこともあるし、施設についても児童数の減少により改めて措置することも少ないこともある。委員会では、昨年から継続審査の議論なども踏まえ、この陳情を全員一致で採

択と決定し、「一刻も早く三〇人学級の実現を求める意見書」として内

閣総理大臣、文部大臣、東京都知事に提出した。

福祉環境委員会

条例

平成十一年第一回定例会で福祉環境委員会に付託された条例は、
なく、議案として「立川地区共立病院組合の解散について」、
「同財産処分について」、「東京都三多摩地域廃棄物広域組合規約の一部
を改正する規約」が付託された。委員会では、これらの案件を全員異議
なく原案どおり了承した。

予算・決算

三月二日、「平成十年度調布市一般会計補正予算（第五
号）」、「平成十年度調布市老人保健特別会計補正予算（第
三号）」、「平成十年度調布市下水道事業特別会計補正予算（第二号）」を
審査し、いずれも全員異議なく原案どおり了承した。

三月九日、十日、「平成十一年度調布市一般会計予算」、「平成十一年
度調布市老人保健特別会計予算」、「平成十一年度調布市下水道事業特別
会計予算」を審査し、一般会計、老人保健特別会計は賛成多数、下水道
事業特別会計は、全員異議なく、いずれも原案どおり了承した。

請願・陳情

平成十一年第一回定例会で福祉環境委員会に付託され審
議した請願・陳情は、請願が一件、陳情が五件で、採択
が陳情一件、趣旨採択が請願一件と陳情三件となっている。採択、趣旨
採択した主な請願、陳情は以下のとおりである。

「保育における都加算事業の補助制度及び民間社会福祉施設職員給
与と公私格差是正事業」の現行方式堅持をするよう東京都に対して意見書
を上げていただくための陳情」は、東京都が平成九年八月に出した東京
都財政健全化実施案の中で、施策の見直しを指摘していることに対する
ものである。これらの施策はいずれも保育所の公私格差是正事業として

これまで実施されてきた。都加算事業とは、保育所運営費補助のうち一
般保育対策事業の一七項目の包括化という補助金の引下げを行うものと
している。具体には、平成十年度から三分の二の補助率を二分の一に引
き下げるものである。また、民間社会福祉施設職員給与と公私格差是正事
業も補助率を引き下げとするものである。この陳情は、昨年十二月から
の継続審査とされているもので、その後の経緯について、執行部から
は、都市長会などで東京都予算に対する要望として検討しているとの報
告が行われた。調布市における保育は公私が二分するになっている状況
にあり、民間事業者への財政的負担が補助金の削減によって増えること
は、そこに働く職員だけでなく、幼児やその保護者への負担増ともなり
かねないことから、委員会では全会一致でこの陳情を意見書として提出
することとなった。

建設水道委員会

条例等

平成十一年第一回定例会で建設水道委員会に付託された条例
はない。

予算・決算

三月二日、「平成十年度調布市一般会計補正予算（第五
号）」、「平成十年度調布市下水道事業会計補正予算（第三
号）」を審査し、全員異議なく原案どおり了承した。

三月十日、十一日、「平成十一年度調布市一般会計予算」、「平成十一
年度調布市下水道事業会計予算」を審査し、一般会計予算は賛成多数によ
り、下水道事業会計予算は全員異議なく原案どおり了承した。

請願・陳情

平成十一年第一回定例会で建設水道委員会が審査した陳
情は三件であり、不採択一件、継続審査二件とした。

第三節 行政視察の実績

一 四年間の実績

行政視察は、議会活動における議員の見聞を広め、より充実した議会審議に資するために、有意義な手段となっている。そのため、各常任委員会ごとに、審議内容に即した視察が行われたり、各会派ごとに調査研究のための視察が行われている。

調布市議会における、平成七年七月から平成十一年五月までに行われた行政視察の、各年ごとの回数、行き先（延べ）、視察者数（延べ）は、下記のとおりとなっている（表6―6及び表6―7）。

二 主な行政視察

平成七年一月十七日に兵庫県南部を中心として発生した直下型地震「阪神淡路大震災」に対しては、調布市からも多くの支援が行われた。平成七年の市議会議員選挙においても、多くの候補者が防災対策を公約として掲げているなど、市議会においても、この大地震は重要な市政課題として関心もたれている。

このように調布市議会における防災対策については、各常任委員会共通の課題となっていて、それは行政視察にも現れている。さすがに、いまだ、復興途上にある被災地への視察は控えられているが、これまで地震被害にあった釧路市や、今後、大規模な地震の発生が予想される静岡県各市の視察が行われている。

また、京王線の立体交差化に伴う調布駅前開発を含め、京王線沿線の各駅前の開発が、大きな課題として市議会でも取りあげられているこ

表6―6 委員会別行政視察の実態（平成7年～11年）

委員会	平成7年			平成8年			平成9年			平成10年			平成11年		
	回数	行き先	人数	回数	行き先	人数	回数	行き先	人数	回数	行き先	人数	回数	行き先	人数
政策総務委員会	7	12	18	13	20	23	7	16	17	3	5	10	1	3	7
生活文教委員会	6	12	15	13	22	23	9	15	18	1	3	8	2	4	15
福祉環境委員会	7	10	16	8	10	15	7	14	16	3	5	9	1	3	7
建設水道委員会	7	10	14	9	13	16	7	13	12	2	4	7	1	3	6
小計	27	44	63	43	65	77	30	58	63	9	17	34	5	13	35

表6―7 行政視察状況

	委員会	調査研究	海外	合計
回数	114	7	4	125
行き先	197	12	21	230
人数	272	34	7	313

注) 行き先、人数は延べ数

とから、大分市における大分駅の高架化と周辺整備、明石市の明石駅前広場整備、掛川市の掛川駅を中心としたまちづくり事業、姫路市や加古川市の鉄道立体交差事業などについて行政視察が行われている。

そのほかにも、例えば環境問題への関心から、佐世保市にあるハウステンボスの循環型の熱供給やごみ処理などの先駆的事例や市原市でのサッカーなどのイベント開催時のごみ処理体制や環境対策、茨木市の都市ごみ直接溶融・資源化システムなどを視察している。福祉についても、上越市や長岡市の高齢者福祉施策、総合福祉センター、中野区の福祉オンブズマン制度などを視察し、市政へ反映させている。

三 行政視察経費の節減

市議会の議会運営費や活動費についても市政全体の予算枠の中で決定される。とりわけ、市全体で行政経費の見直しを行っている中で、議会予算も節減の努力が求められた。平成七年度の一般会計では、前年度に比べ一三・七%のマイナスとなっている中で、市議会の行政視察経費についても、平成六年度までは、一人当たり二六万円が計上されていたものを、平成七年度は、一人当たり二〇万円としている。なお、合わせると、市政調査費も年間一人当たり三六万円であったものを三〇万円としている。

四 海外視察実施要綱

市議会議員の活動は、当然に調布市の市政運営を中心としたものとなっており、そのため、調布市のさまざまな課題解決のために、国内各地の先進的な事例を行政視察により調査し活用している。これらのような国内の先進事例ばかりでなく、時としては海外の事例が市政運営上大きな示唆を与えることも少なくない。その反面、国内視察に比べ、かな

りな費用負担が必要となるため、限られた予算の中で、なるべく多くの議員にその機会が得られるようにするために、平成四年七月に海外視察の実施要綱が定められた。

この実施要綱については、平成七年九月十二日の政策総務委員会での、平成七年度の議会費の説明の中で、事務局長からまず、平成四年当時の経緯について、次のような旨の説明がなされている。

『社会的な要請により国際的な視野で見聞を広めようというような発想のなかで（海外視察の）予算化の話があった。平成四年度から予算が計上されたが、当初全員で参加との意見などがあったが、実際問題として（改選から）一年が経過していたので、平成四年度からの計上ということで、残り任期中（三年）にどのぐらい予算化ができるかという意見もあった。そのようなことで、三カ年におよそ定数の半数ぐらいは少なくとも実施をしたいというようなことから、平成四年の七月に実施要綱を定め、実施をした。既に過去三年間で一七名の予算化をしたが、実施は一二名であった。』

引き続き、平成七年度予算における海外視察経費については、事務局長から、「今期の本年度の予算については、幹事長会議で議会費について相談をしながら提示をした。当初、実施要綱の中では、一年を一点と数えて一〇点ということで一〇点を満たされた方から実施をする。しかし、それは何か資格制限するようではかんばしくないというような意見もあった。平成七年度については全員が参加できるようにという話があり、当初八人を計上する話もあったが、相談の結果、半分の四名分を本年度予算計上した。」との説明が行われた。

また、このことに伴い、平成四年に策定した実施要綱の一部を改正

し、従来、一〇点としていたものを、四年間の予算計上の関係から、五点としている。

五 海外視察に対する議論

市議会議員の海外視察については、既に、その実施要綱について触れたが、この海外視察の実施に関しては、平成七年の第三回定例会に「海外視察の中止を求める請願」、平成九年の第三回定例会に「調布市議会議員の欧州行政視察見直しに関する陳情」が提出されている。

また、平成九年九月二十六日付で、「市議会議員の海外視察研修」に関する住民監査請求に基づく住民訴訟が提訴されている。

平成七年の海外視察 「海外視察の中止を求める請願」は、平成七年の中止を求める請願 八月二十九日に市議会に提出されている。

その内容は、平成七年度予算で、一人一〇〇万円、四人分の予算が確保されている一方で、財政難を理由に市民が直接影響を受ける事業が犠牲となっていることから、今年の議員の海外視察の中止を求める旨の請願となっている。

この請願は、政策総務委員会に付託され、平成七年九月十二日の同委員会審査が行われている。委員会では、両宮幸男議員（日本共産党）が、「日本共産党市議団としても、議会運営の改善という各党派への申し入れ中に一項目（海外視察の中止）を入れている。海外視察一般を否定しているものではないが、特に今年度の場合、例の21行革指針に基づいて、相当市民に我慢をお願いしている状況のなかで、四人分とはいえ、今年度に限っては中止をすべきである。この請願は今年の議員の海外視察の中止を明確にうたっていて、未来えいごうにわたる中止を求めている請願ではない」旨の発言をし、採択を求めるとの発言をしている。

一方、不採択の発言としては、佐々木功議員（公明）から、「幹事長会議等で十分議論をされながら実施されてきたという経過や、国際化という視点から、我が市のいろいろな施策の中で十分有効に反映していくということについても私も非常に有意義だということも認めている」との発言がされた。また、漁郡司議員（日本社会党）も、「各党派の中で議論を重ねながら、幹事長会議の中の議論も含め方向を打ち出したものである。また、私個人も三年前、北欧の福祉と保険事業を視察してきた、非常に参考になり、感激をする場面が多々あった。そうした視点からも、せっかく始まったばかりの事業であり、ぜひ続けていく必要がある。各市議会費の構成比を見ると、調布は非常に低いレベルに入っている。また、今年、みずから海外視察費も市政調査費もカットし、スリムな改善にも努めてきている。引き続き海外視察についてはやはり取り込んでおく必要がある分野であろうと受けとめており、この請願につきましては不採択を主張したい」との発言をしている。そのほかに、寶珠山琢議員（自由民主党）も、不採択の発言をしている。

委員会では、これらの討議を経て請願の挙手採決を行った結果、賛成者の挙手が少数であったことから、不採択となった。なお、九月二十日の本会議においても、この請願に対して、両宮幸男議員（日本共産党）が、採択を求める発言を行ったが、賛成者起立採択の結果、少数であったため、否決した。

平成九年の欧州行政視察 「調布市議会議員の欧州行政視察見直しに関する陳情」は、平成九年九月三日に、市民九名から提出され、議会運営委員会に付託された。九月十八日の本会議で、議会運営委員長の津金理議員（自由民主党）から、この陳情に関し

て議会運営委員会では不採択とした旨の報告が行われた。議長による採決の際、任海千衛議員（日本共産党）から、「調布市議会では平成四年から海外視察を実施しているが、三多摩では少数派である。海外視察を全面的に否定するのではなく、行政課題との関係でテーマが明確であるときに限ってとしてきた。財政難で、経費節減から見ても実施すべきではないとの立場から、日本共産党市議団は、参加してこなかった。本陳情の海外視察のあり方についての内容は理解できる」として、採択を要求する旨の発言を行った。

さらに、大河巴渡子議員（元気派市民の会）は、「本陳情は、海外視察に行く目的、報告や成果などについての情報が市民に十分伝わっていない点、市の厳しい財政面の二点からの海外視察の見直しについて求めている。現在の政治不信からの厳しい市民の目が議員活動に対しても向けられている現実を受けとめ、今後、議会報等の広報など、情報の提供など改善、努力することを求めた市民提案と理解する」とし、趣旨採択を求めた。

議長のもと、趣旨採択及び採択について、それぞれ賛成者起立による採決を行った結果、両方とも起立者少数により、委員長報告のとおり不採択とされた。

市議会議員の海外視察 調布市議会議員の海外視察については、前述**に関する住民監査請求**のように中止などを求める請願や陳情が出されているが、一方で、住民監査請求や住民訴訟が複数提起されている。その一例は次のとおりである。

平成十年五月十三日付けで、調布市監査委員に対して市議会議員の海外視察が違法である旨の住民監査請求が行われた。

住民監査請求は、地方自治法二四二条に定められているもので、住民が市長、委員会、委員、市職員に対して、違法、不当な公金の支出などがあると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、市のこうむった損害を補てんするためなどに必要な措置を講じるように請求することができるものである。

この請求内容は、山口茂議員（グローバル調布21）が平成九年七月八日から同月二十一までの一四日間にあつて、参加した全国市議会議長会の主催するイギリス・スイス・ドイツ・オーストリア・フランスの欧州行政視察、及び藤塚昭子議員（自由民主党）が平成九年十月十四日から同月二十五日までの一二日間にあつて参加した全国市議会議長会主催する米國・カナダ行政視察に対しての市の支出、合計一八〇万円余が違法であるとするものであった。

この請求での違法の根拠として請求人は、行政視察申出書の目的が抽象的であつて、市政の課題との関連性が不明確であること、視察報告書の内容と市政とのかわり方が明確でないことなどを掲げている。

そのため、吉尾市長、佐藤収入役、前当議長、白井副議長、桑田議会事務局長、小林事務局次長に対して、連帯して視察費用を市会計に返還させること、又は吉尾市長に対し山口・藤塚両議員に対する視察費用の返還請求をさせる措置を求めている。

この請求に対して、調布市監査委員の堀本縣治委員と富沢稔委員は、まず、請求の対象となる職員は、財務会計上の行為を行う権限などを法令上有する者に議長及び副議長はあたらず、監査請求の対象に議長、副議長は当たらないとした。次に、違法性の問題について、まず、行政視察の目的が抽象的であるということについては、申出書の書式が狭小で

あり、同程度の記載で足りることが事務手続き上慣行化していることから、この記載が法令に抵触するとは認められないこと。また、日程や報告書などから調布市議会議員の海外視察研修派遣に関する要項に規定する海外視察研修派遣に該当するものということができるとしている。

次に、海外視察に係る公金支出については、調布市市議会議員の報酬及び費用弁済に関する条例に基づき、当該支払うべき額を基に計算し、視察前にその「定額」を概算額として概算払いの方法により支給している。また、精算については、視察終了後五日以内に概算払いの精算処理が行われていることが認められる。このように、支出手続きなどについては違法・不当はないとしている。

その結果、両監査委員は、請求内容について、関係法令に抵触する違法、不当があったとはいえず、請求人の請求についての措置を講じる必要はないとした。

住民訴訟

この監査委員の監査結果を不服として、平成十年八月八日、東京地方裁判所に「住民監査請求に基づく住民訴訟（東京地方裁判所平成十年（行ウ）第一五八号）」が提訴された。

住民訴訟は、地方自治法第二四二条の二で、住民は、住民監査請求をした場合、監査委員の監査の結果などに不服があるときは、裁判所に対し訴えをもって請求をすることができる、とするものである。この訴えは、同条の第四号の、職員などに損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを市の執行機関又は職員に対して求める請求、いわゆる「四号住民訴訟」であり、個人としての職員が訴訟当事者となり、損害賠償責任について争われることとなる。

この訴えの内容は、両議員の海外視察に係る旅費の支出に関係した個

人としての吉尾市長、佐藤収入役、前当議長、白井副議長、桑田議事務局長、小林事務局長次長に対して個人として一六〇万円余を市に賠償することを求めたものであり、住民監査請求と同様の訴えとなっている。

この訴えは、平成十一年十一月三十日、東京高等裁判所で本件控訴を棄却するとの判決言い渡しがあり、この後、上告期限である平成十一年十二月十四日の経過により職員の勝訴が確定している。

第四節 中学校給食と市議会

一 中学校給食の経緯

「中学校給食は実施しない」、昭和五十二年に設置された調布市中学校給食検討委員会は、昭和五十四年十一月、このような結論を下した。調布市においては、平成十一年四月現在、中学校における完全給食は実施されていない。

調布市では、平成十一年四月に、平成十三年度から平成二十四年度を計画期間とする総合計画の策定方針を決定しており、その中で、中学校給食の具体的方法について検討することが記されている。

この中学校給食問題についての市議会での議論は、二〇数年前の「中学校給食を実施しない」とする決定から、実施を視野に入れた検討の可能性が議会、理事者の間で雰囲気としてかもし出されるという流れが現れたものとなった。さらに、この期間（平成七年から十一年）に行われた議論が、前述した学校給食実施に向けた具体的方法が計画上に明記される萌芽となったともいえる。とりわけ、中学校給食の方式として、直営自校方式の優位性を認めつつも、議会としてそれに固執しない（直営自校方式による中学校給食に関する陳情を不採択している）としたことは、給食方式の選択肢を広げ、現実的な対応のもとで、中学校給食の導入を促進するために大きな意義があったといえよう。

中学校給食は、市議会と理事者との議論の中で、明確な対立点が見出しづらい問題である。というのも、中学校給食の必要性については、議会、理事者とも同じベクトル上にあるのだが、その具体化の方法論や考

え方にすれ違いがみられる。それ故、同床異夢の感がぬぐえないものとなっている。むしろ、この問題に対して関心を持ち続けることで、あえて誤解を恐れずに表現すれば、市民に対して議会及び理事者としてのアリバイを作っているかのようにみえる。そのアリバイも、否定的なものではなく、手綱を引き絞った状態でいつでもスタートできる体制にはあるものの、そのスタートに向けて機が熟するのを見守っているかのような状態ともいえる。

したがって、議会での質問に対する市長をはじめとする市の担当者による答弁はどこかちぐはぐである。

なお、中学校給食の実態をみると、データの関係で市議会での議論と時間的な整合性は取れないが、平成十一年五月一日の東京都教育庁の調査では、平成十年では都内中学校全六六二校のうち完全給食を実施しているのは五四五校で八二・三％。平成十一年度では、中学校全六六一校のうち完全給食を実施しているのは五四四校で八二・三％となっている。一方、全国を見ると、文部省の「学校給食実施状況等調査結果の概要」では、平成九年五月一日現在で、四四八万人の中学生のうち三六八万人、八二・一％。平成十年度では、四三八万人のうち三六〇万人、八二・二％が完全実施しているとの結果が出ている。

二 市議会選挙での公約

平成七年四月に実施された調布市議会議員選挙において、中学校給食について触れた公約を提示しているのは、会派ごとに見ると、日本社会党、公明、日本共産党である。しかし、その実施方法について見ると、自校方式による中学校給食の実施をうたっているのは日本社会党と日本共産党であり、公明は方法までは示さず、中学校給食の実施としてい

る。このように、中学校給食と一口に言っても実際の手法となると、それぞれ異なる考えを持っている。中学校給食の実施はほぼ共通認識に立つものではあるが、その方法について、このあと、市議会の審議において多様な議論を呼ぶこととなる。

三 何故、中学校給食が必要か

代表質問や一般質問で中学校給食を取り上げているのは、四年間で一回あり、会派では、自由民主党、公明（平成十年五月公明党に改称）、日本共産党、日本社会党（平成八年三月社会民主党に改称）となっている。

これらの議論の焦点は、当然に中学校給食の実施であるが、まず、何故、中学校給食が必要なのかを質疑の中から整理する。

まず、原理的な理由として、昭和二十九年に成立した学校給食法に求めるものがある。岸本直子議員（日本共産党）は、平成九年第一回定例会（三月十二日）の一般質問で触れている。この法律の第二条では、学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、①日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと、②学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、③食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること、④食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くことを達成するように努めなければならない、としている。さらに、同法第四条では、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない、としていることから、前述の調査結果からも明らかのように、中学校での給食実施率は高いものとなっている。しかし、この規定はあくまでも「努めなければならない」とする、努力規定であり、その判断は学校設置者、すなわち、市町村長に委ねられていることとな

る。

この法律ができてから四〇数年が経過し、法律制定時とは社会情勢が大きく変化している。この社会情勢の変化を見極めなければならないとするのが、吉尾市長の中学校給食の考え方の出発点になっている。「なぜ中学校給食がより一層求められてきているかというのは、法律があるから云々とかいうことではない必然性もあるであろう。その社会の変化のなかで、こうした問題をどう捉えるかという視点も必要なのではないだろうか」というところに私の出発点はある」（平成七年第二回定例会 六月二十一日、小池一郎議員（日本社会党）に対する答弁）。

では、社会的情勢とはどのようなものなのか。一つには、男女共同参画型社会に向けて、「女性の家事負担の軽減を図り、社会進出を支援する視点など」（吉尾市長 平成七年第二回定例会答弁）から、弁当をつくる手間を省くことを考慮するものがある。この点については、白井貞治議員（自由民主党）の代表質問で「女性の社会進出の活性化や寝たきりの高齢者のお世話をなさっているご家族など、家事労働に多くの時間をかけられないご家庭も増えてきております。毎日、子供のお弁当をつくる作業も大変な負担になっていることも事実であります」としている。女性の社会進出とは裏腹に家庭内介護などの家事労働の負担軽減も社会的状況として見過ごすことができない。

そのほかとしては、福祉的な側面からの必要性（岸本直子議員（日本共産党）、や、そもそも学校給食は、基本的な行政サービスである。地域の防災対策の一つとして（岸本議員）とするものがある。

四 市議会での中学校給食の方式の相違

前述のように、学校給食法では、義務教育諸学校の設置者は、当該義

務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならぬ」としているが、その給食の提供方法については記述がなく、学校設置者の裁量に任されているものと理解できる。そのため、市議会の議論においても中学校給食の方法、内容については必ずしも同じものばかりではない。また、そのことが議論を複雑化している。

一つは直営自校方式による中学校給食の実施を求める議論がある。これは、日本共産党による主張に代表される。直営自校方式とは、各学校に調理場があり、専任の栄養士や調理員によって学校で調理する方式のことであり、調布市においては小学校給食がこの方式を採っている。この方式を主張する論拠としては、例えば、食品添加物の少ない食材を使用したり、食器洗浄に石鹼を用いたりするなど、学校の特色を生かしたメニューづくり、学校での子供の状況を把握し、子供の立場に立った給食を考えることができる（岸本直子議員（日本共産党）平成九年第一回定例会一般質問）としている。また、直営自校方式でも、学校に調理場だけでなく食堂を設置し、多くのメニューをそろえることで好きな食べ物を選ぶことができる方式（川地千里議員（日本共産党）平成十一年第一回定例会一般質問）の提案もなされている。

しかし、この直営自校方式については、「平成八年に教員、栄養士、行政職員からなる検討委員会を設置し、直営自校方式を除く食の提供を含めた幅広い検討を行っている」（吉尾市長、平成九年第一回定例会の前当悦郎議員（公明）質問に対する答弁）としているように、直営自校方式は財政状況の厳しいなか、実施は大変困難であることから、現実的な選択肢とはなりにくいとして除外している。この「除外」は、平成九年第一回定例会の中で、「自校直営方式の検討につきましては、これま

での市議会への陳情、教育委員会への請願などの審議状況から、教育委員会といたしましては、現在のところ考えておりません。」（学校教育部長）とする答弁からも明らかのように、この時点での市の立場は直営自校方式には否定的である。

直営自校方式以外の中学校給食の方式としては、白井貞治議員（自由民主党）は「給食の方法は、いろいろな方法があるのかと思っておりますが（略）真剣に取り組んでいくべき」（平成八年第一回定例会）とし、合理的な方法の検討を理事者に求めている。

また、福山めぐみ議員（公明）は、公明議員団で広島市の中学校で施行実施されている「デリバリー方式」を視察してきたことから、この方式（広島方式）を提案している（平成八年第二回定例会）。ちなみに、広島方式とは、市が作成した献立と材料をもとに民間業者が調理して、ランチボックスに盛り付け、クラス分けして学校の配膳室に届け、給食後は、業者がランチボックスを回収し、洗浄、殺菌、保管するというものである。さらに、佐々木功議員（公明）は、船橋市で実施している、学校の給食室を使って民間会社が給食を作る、自校委託方式という選択肢を示している（平成十年第一回定例会）。

五 市の取り組み

市議会における中学校給食に関する質問に対しては、市長からは検討を行う必要性が示されている。このことが具体化したのは、平成八年を初年度とする新基本計画の中に「中学校給食の検討」の項を設け、それに基づき検討を行うとしたことにある。このことについて、吉尾市長は「私があえて今回の基本計画の中に検討という言葉を出させていたいただきましたのも、今よりも一歩前進をさせたい、今の子供たちに何かを

してあげたい、今やらなければ遅れをとる、そんな気持ちから検討というテーマを議会にも、市民にもお示しをさせていただいているところでございます。」(平成八年第一回定例会の前当悦郎議員(公明)の代表質問に対する答弁)としている。

その後、平成八年十月に、教員、栄養士、行政職員による庁内組織として「中学校給食検討委員会」を設置し、直営自校方式による学校給食を除き、食教育、栄養指導、学校の役割、家庭の役割などについて今日の社会情勢を踏まえ検討が行われた。ここでの検討結果として、財政面、施設面、学校教育本来のあり方から、「中学校給食を直ちに実施することは大変困難であることが大勢を占め(略)、しかしながら、現実に弁当を持参できない生徒への対応を考えなければならぬので、まずその方式を早急に具体化する必要がある。」(平成九年第一回定例会、学校教育部長答弁)とした。なお、この検討会で、直営自校方式を除くとしたことについては、岸本直子議員(日本共産党)からは、不正といわざるを得ないとの指摘がなされた。

平成九年三月三十一日には、中学校給食検討委員会の報告で、「財政負担や施設・設備面が解決できるようであれば、親子方式による中学校給食も将来的には考えなければならぬ」としている。ちなみに、学校給食の親子方式とは、近くの小学校で調理した給食を中学に運んで提供するという方式のことで、中学校に調理室などの新たな給食施設をつくる必要がなく、コストもそれほどかからないとされている。

平成九年五月には、市民、教育関係者、行政職員で組織する「中学校給食検討委員会」が新たに発足し、検討が行われ、同年十一月に中間報告が出されている。その中で、直ちに中学校給食を実施することは困難

であるとされた。また、合わせて弁当を持ってこれない生徒への具体的な方策として「弁当あつ旋事業」を実施することとされた。この事業は、平成十一年には全校で実施されることとなるのだが、あくまでも、弁当を持参できない生徒に対するものであり、給食の代わりでないことが市議会において確認されている(平成十一年第一回定例会)。

さて、市側の中学校給食に対する見解は、こと本会議における答弁だけを見ると、果たして実施する意思があるのかどうか疑問な点もある。これまで設置された検討委員会においても、直営自校方式による中学校給食の困難性は示していても、給食の実施自体を明確に否定はしていない。しかし、平成七年八月二日に開催された生活文教委員会における審査をみると、教育委員会事務局の答弁で「市長の考え方も、基本的に給食はやりたいとは思っていると思います。ただ、現状のなかで、いろんなやらなければならないことがあるなかでの政策的な順位の問題などがあるのかと私どもは思っております」としている。このように、市長自身の答弁ではないにしても、教育を所管する担当者から市長の考えが示されたことは、いわゆるおおむねにおいては、中学校給食の実施は共通の認識にあるものといえる。

六 調布市立中学校給食検討委員会報告

既に触れたように、学校給食については、二つの検討会が設置され、報告書が提出されている。

一つは、平成八年十月に市職員、教職員による「調布市立中学校給食検討委員会」が発足し中学校給食について検討が行われ、平成九年三月三十一日に報告が行われている。その概要を、当時の「市報ちようふ」九九九号の記事から紹介する。

この検討委員会報告書の大前提は、中学校給食を実施することとした場合、まず、直営自校方式は実施することが困難であると、そこから給食の方向性を検討していることにある。具体的方法として検討した方式としては、まず、「センター方式」は、共同調理場で調理した給食を各校に配達する方式。「親子方式」は、現在既に給食を実施している小学校を親として、中学校を子とし、小学校で調理した給食を中学校に配達する方式。「デリバリー方式」は、温かい弁当をあつ旋する配達弁当方式。「校内売店方式」は、校内に売店を置き、業者に販売を委託する方式。以上について検討を行っている。

まとめとして、「現状の教育課程の中で、給食時間の確保や、多様化社会における生徒の生活指導上の問題、施設設備に要する財政上の問題、家庭での役割なども考えあわせると、現状の中で一斉給食による中学校給食を実施することは困難である。しかし、弁当を持参できない生徒への対応も必要であり、現実的な対応として、デリバリー方式を視野に入れた食事の提供ができる方策を検討することが急務であるとの結論が出された」と広報では紹介されている。

また、平成九年度は、「市民代表を含めて、より安全で、栄養面や価格面、また、生徒が利用しやすい具体的な方法を検討していきます」としている。

二つ目の委員会として、平成九年五月に、市民、教職員、市職員三者による「調布市立中学校給食検討委員会」が組織され、食の提供方法の具体的方法について検討が行われた。そこでの検討結果については、平成十年二月に検討結果の中間報告が出されている。その結果について、平成十年三月五日の「市報ちよっふ一〇二四号」

では次のように紹介している。

既に学校で昼食をあつ旋している他市の具体的な方法を参考にし、三方法について検討を行った。「弁当斡旋方式」は、温かい弁当をあつ旋する配達弁当方式。「パン配達方式」は、パン屋さんを指定し、パン屋さんが学校へ配達する方式。「校内売店方式」は、学校でパン屋さんなどが販売する方式。

以上の三方式を検討した結果、現状の学校生活を維持しつつ「補う」という範囲で実施することができる「弁当斡旋方式」が望ましいとした。この弁当斡旋方式の基本的な考え方は、弁当を持参できなかった生徒は

弁当のあつせん(試行)が

中学校で始まりまし

- さまざまな事情で学校へ弁当を持ってくるのが困難な生徒への対応策として、10月2日(金)から、弁当のあつせん業務の試行が始められました。
- 1. 業者の選定**
市では、中学校での弁当あつせんについて、これまで弁当業者の選定等検討を進めてきましたが、このたび市内の弁当業者2社と契約し、弁当のあつせんを試行することになりました。
 - 2. 試行する中学校**
市立中学校8校のうち、調布中学校・第五中学校・第六中学校・第七中学校の4校で弁当のあつせん(試行)が行われています。
 - 3. あつせんの内容**
 - ▽弁当の価格＝食四四〇円
 - ▽チケットの種類＝五枚つづり券・一枚券
 - ▽弁当の種類＝AランチとBランチの二種類
 - 4. 弁当あつせんの流れ
 - (1)あらかじめ指定されたチケット販売店でチケットを購入する
 - (2)チケットの半券を学校に備え付けの申込箱へ投入し、弁当を申し込む
 - (3)チケットの半券を集計し、弁当業者に注文する
 - (4)注文された弁当を製造し、学校へ配達する
 - (5)配送された弁当を、チケットの半券と交換して生徒に手渡す
 - (6)食事の終わった弁当箱を、ミルク給食室へ返却する
 - (7)ミルク給食室に返還された弁当箱を回収する
 - 5. 今後の予定
今回、弁当あつせん(試行)が行われなかった神代中学校・第三中学校・第四中学校・第八中学校については、あつせんが行われた中学校4校の実施状況を参考にしながら、平成11年度から実施できるように準備を進めていきます。
- 【保護者】
【生徒】
【ミルク給食従事者】
【弁当業者】

問合せ
学務課 ☎ 817475へ

誰でも利用できるようにする、現金制でなくチケット制とする、選択肢を広げ、数種類の献立内容の弁当を用意する、申し込みは当日朝できるようにする、一食の食事内容は、東京都基準の八二〇キロカロリー以上とし、栄養バランスを配慮した内容とする、というものであった。

市では、平成十年度の早いうちに数校で試行実施できるように取り組むとし、この方式を実施しながら中学生の食のあり方について検討を進めるとした。

七 直営自校方式による中学校給食に対する陳情の意味

多くの会派が議会質問で中学校給食が多くの市民が望むものとして、市長などの見解をただしているが、実際の市民の声としての陳情は、平成七年度から平成十一年度の四年間に四件となっている。

中学校給食については、大きく二つの論点がある。一つは、中学校で給食を行うかどうかの判断。一つは、行う場合、その方式をどうするかという点である。この方式については、前述したように日本共産党や日本社会党が推す直営自校方式、公明が視察などを行った広島方式や船橋方式、デリバリー方式、中学校給食検討委員会での可能性として提示した親子方式などがある。平成七年六月十九日の陳情第四号「直営自校方式による中学校給食の実施を求める陳情」、平成七年十二月四日の第二七号、平成八年三月四日の第四七号、平成八年六月三日の陳情第五二号の「直営自校方式による中学校給食の実施を求める再陳情」の四件は、いずれも学校給食実施と合わせて、直営自校方式による中学校給食を求めている。その理由としては、作り手と子供たちが直接交流できる生きた食教育や、災害時の対応策の観点から直営自校方式が優れているとして

いる。この陳情は生活文教委員会に付託され審査が行われた。これらの陳情は定例会ごとに継続審査とされたが、平成八年八月二十七日の生活文教委員会において全会一致（任海千衛議員退席）により不採択とされている。この陳情に関する協議の論点並びに採否の焦点は、もっぱら学校給食の方式についてである。中学校給食の実施については各委員の中で異論はない。しかし、方式については、財政上の負担が大きいため現実的な選択肢とはなりにくいとする意見があり、また、直営自校方式にこだわっているのは、中学校給食の実施自体が危ぶまれかねないとの指摘もあった（山口茂議員（グローバル調布21））。さらには、親の弁当、給食などの選択肢があってもよいとし、直営自校方式ではない方式を検討すべきであるとの意見も出された（安部宝根議員（生活者ネットワーク））。なお、継続審査を求める意見としては、直営自校方式が悪いとするならばほかの方法についてさらに議会として検討すべきであるとの意見も出された（任海千衛議員（日本共産党））。

これら四件の陳情は、九月十八日の本会議で、不採択としている。なお、この直営自校方式は、中学校給食を議論する際のキーワードとして脚光を浴びているが、その反面、広い視点から中学校給食を議論するうえで、ある種の呪縛となっていた。このことは、荻窪貞寛議員（公明）の平成九年第一回定例会での三月十一日の一般質問での発言からうかがうことができる。

『市議会でも、中学校給食の一つである直営自校方式による陳情が不採択という判断が下されました。その結果として、学校給食に関する幅広い議論が可能になってきたわけであります。（略）一日も早く中学校給食が実施されることを期待いたします。』

第五節 調布飛行場をめぐる市議会

一 調布飛行場と跡地利用

調布飛行場は、東京都における地域航空の拠点として機能し、島嶼部との貴重な交通拠点であり、民間事業者の重要な活動起点である、また、調布といえは飛行場というイメージのとおり、調布市にとって、良し悪しは別にしてシンボルの一つである。その一方で、地元にとつては大きな迷惑施設でもある。

この調布飛行場は、戦後、米軍、国、東京都と管理運営主体の変遷はあるが、設置場所が調布であるという現実が動かしがたいものである。



飛行場跡地（「市報ちょうふ」平成7年10月5日）

調布市の調布飛行場及びその跡地に対する対応は、飛行場所在自治体であるにもかかわらず、自らの意思でその存続や利用を決定できないがゆえの隔靴搔痒感のもとにある。

調布飛行場の歴史的経緯については、別項に譲るとして、この期間（平成七年から平成十一年）は、東京都や

調布市などが、飛行場移転から存続に政策転換をし、さらに東京都の地域航空の拠点として、そして多摩地域の防災拠点としてそれを積極的に活用するという流れが大きく浮き出たことに特徴がある。

調布市議会として、特に集中的に議論が行われたのは、平成七年七月に東京都から提案のあった調布飛行場のコミュニティー空港化に向けた整備方針と整備基本計画に対して、市としてどのように対応するかということであった。

市議会の調布基地跡地利用対策特別委員会に課された課題は、東京都の提案を飛行場所在地の調布市の立場で精査し、問題点をあぶりだし、東京都にただすことを通じて、現実的な方向性を見出すことであった。そのため、東京都の案に対して、従来の受入れに際しての条件に新たに六項目を追加したものを東京都に提示したり、直接東京都職員を参考人として特別部会に招致したりと、積極的な審査、活動が行われた。

結果として、平成八年四月三十日の調布基地跡地利用対策特別委員会において市長からの協議事項としての「調布飛行場の整備方針及び整備基本計画案」を了承し、六月十四日の第二回定例会の最終日に、津金委員長からの委員会結果と任務終了報告を了承し、調布基地跡地利用対策特別委員会を解散した。

二 調布基地跡地利用対策特別委員会の設置

平成七年六月十六日開催の第二回定例会初日において、各党派共同による「調布基地跡地利用対策特別委員会設置について」が提案され、満場一致により議決され、同特別委員会が設置されることとなった。この議決を受け、早速、特別委員会の構成が行われ、一〇名の委員が議長から指名された後、委員長に津金理議員（自由民主党）、副委員長に杉崎

敏明議員（公明）が選任された。

調布基地跡地利用対策特別委員会は、引き続き調布基地跡地利用に関する事項及び事務手続きについて審査する（議員提出議案第一二二号より）としているが、その具体の審査内容は調布飛行場の整備などに関するもの、調布基地跡地の土地利用に関するものの二点が中心となっている。

審査期間は、議会の閉会中も審査を行うことができるとし、議会で任務終了を決めるまで継続して活動することとされた。

三 東京都からの整備方針、整備基本計画の提示

平成七年七月二十八日に東京都から、調布市をはじめとする調布飛行場関係市に対して、新たな整備方針及び整備基本計画が提案された。

これまでの経緯を少し前に遡ると、平成三年七月に東京都から調布飛行場のコミュニティー空港化を目的とした「調布飛行場の整備方針」が提案された。従来、調布飛行場は国が管理し、米軍や民間小型飛行機の共同使用が行われてきた。そのため、東京都や調布市などでは飛行場の移転を国に対して求めてきたが、平成元年、東京都はそれまでの主張を一転して、地域航空の拠点として不可欠なものであると調布飛行場を位置づけた。

そのようななかでの平成三年の東京都から示された整備方針は、今後の同飛行場の管理運営を東京都への移管を前提としたものであり、これに対して、調布市は、市議会特別委員会での審査を経て、次の三点を条件として調布飛行場の管理運営の東京都への移管を了承した。その条件とは、第一点は、現状を拡大させないこと、第二点は、安全と騒音対策を十分に講じること、第三点は、飛行場の運用に一定の制限を設けることとした。また、同時に、飛行場存続を受け入れる条件として二一項目

を提示した。

この、東京都が新たな基本方針及び整備基本計画を提示することとなった背景には、平成七年四月に、都市計画変更により飛行場地域が一七六ヘクタールから三九ヘクタールに縮小され、飛行場区域の再配置に取り組む必要が生じたこと、国から都が引き継ぐ際に、市から示した二一項目の条件の概ねが履行できるめどが立ったことによる。

この東京都からの提案は、調布市、府中市、三鷹市の市長、議長で構成する調布基地跡地利用対策協議会に対して提案された。各市ではこの東京都の提案を持ち帰り検討することとされた。これを受けて、調布市においては調布基地跡地利用対策特別委員会で協議が行われることとなった。

四 東京都からの提案内容

調布市などに示された提案について、調布市の担当者から調布基地跡地利用対策特別委員会に説明が行われた際の説明に沿って見ていくこととする。

今回の提案は、平成三年に東京都から示された整備方針を軸としており、次の七つの点が表示されている。一点目は、多摩地域の防災活動拠点の一つとなるような機能を持たせていること。二点目は、着陸航空機の重量制限を新島、神津島の両飛行場と同様の制限とする一方、災害発生などの緊急時には安全性を確認したうえで特例としてこれを超えることができるものとする。三点目は、従来の急患輸送に加え、災害発生時などの急を要する場合や島嶼との不定期航空路線に就航する航空機についても、安全確保に十分配慮のうえ、特別有視界方式によることができることとする。四点目は、周辺地域の整備計画との整合性を図る

ほか、地域に親しまれる施設となるよう、整備上工夫をすること。五点目は、空港建築物の配置により周辺住宅地に対する飛行機のエンジン音の消音効果を高めること。六点目は、平成四年の協定事項を方針に盛り込むこと。七点目は、飛行場の運用時間を他の都営空港の例により明確化したこと。

そして、具体の整備計画案はおおむね次のとおりとなっている。

調布飛行場の整備基本計画（案）概要

〔市報ちようふ〕平成七年八月五日 九五〇号から抜粋

(1) 空港の種類

都営コミュニティ空港とする

(2) 飛行場の規模

飛行場の敷地面積は三九ヘクタールに縮小し、滑走路は現状の八〇〇メートルとする

(3) 重量制限

①新島、神津島空港と同様の重量制限を設ける ②災害発生時等緊急を要する場合は、安全性を確認のうえ、これを超えることができる

(4) 飛行方式

有視界飛行方式とする。ただし、これまでの救急輸送に加え、災害発生時の緊急時および島嶼との不定期航空路線に就航する航空機に限り、安全運行に十分配慮し、特別有視界飛行方式にすることができる

(5) 空港機能

コミュニティ空港機能

① 離島航空路の拠点とする ② 都市間路線や羽田、成田空港へのア

クセスについては、今後の検討課題とする

五 調布基地跡地利用対策特別委員会の主な審査経過

前述したように、平成七年六月十六日に、再び調布基地跡地利用対策特別委員会が設置された後、平成八年四月三十日に委員会を散会するまでの間、合計一回の特別委員会を開催した。そのうち、東京都職員を（参考人として招致しての説明が一回、そして一回の現地調査を行っている）。

この期間の主な審査は、東京都から提案された整備方針及び整備基本計画に対して調布市としての対応を審査するものが中心となる。

まずは、各回ごとの審査概要を見てみる。

平成七年の活動
六月十六日特別委員会 委員長、副委員長の選任。

六月二十六日特別委員会 前回からの引き続きの委員に加え新たに選任された委員がいることから、調布飛行場問題についての情報を共有化するため、調布基地跡地利用計画の現在までの経過について市担当者から次の事項の説明を聴取した。調布基地跡地利用対策特別委員会の平成三年六月以降の経緯、基地跡地の土地利用計画の協議経過、昭和十六年度以降の調布飛行場の経過と整備方針。

八月七日特別委員会 報告事項として、東京都から事前協議のあった「新たな機種の航空機の調布飛行場使用について」が、八月三日に開催された「調布離着陸場対策協議会」で了承されたこと。七月十七日に開催されたコア幹事会に東京都の多摩都市整備本部所管及び都建設局所管の幹線道路整備計画スケジュールの報告が行われたこと。協議事項とし

て、七月二十八日に東京都から調布基地対策協議会に提案された「調布飛行場の整備方針及び同整備基本計画案（以下この項において「整備方針等」とする。）について市長から議長に対して協議依頼があり、その内容の説明が市担当者から行われ、継続して協議することとした。

九月十八日特別委員会 第三回定例会に提出された調布飛行場に関する請願・陳情として、請願第三号の「調布飛行場のコミュニティー空港化に反対し全面返還を実現して跡地を市民のために有効活用することを求める請願」は、多数をもって不採択とし、陳情三件は継続審査とした。「整備方針等」は、継続的に協議することとした。

十月十六日現地調査 前回委員から提案のあった調布飛行場の現地視察を特別委員会として実施し、飛行場の現況、関連事業各社の概要について説明を聴取し、空港事務所、管制塔、東京航空気象台を視察した。

十一月二十七日特別委員会 報告事項として、災害時の対応及び新たな機種の判断基準については、災害時には東京都の責任において使用を許可する、新たな機種については使用を同意したことのある機種については事前協議の対象としないとの覚書を交わしたことなど。「整備方針等」について協議し、協議の必要性から提案者の東京都を参考人として承知することを決定した。また、継続審査となっている陳情三件は、さらに継続審査することを全会一致で決定した。

十二月十八日特別委員会 第四回定例会に提出された新たな調布飛行場に関する陳情第二四号「現状の拡大につながる調布飛行場のコミュニティー空港化に反対し、都に移管する際に、市が市民に公約した「二一項目の制限」の厳守を求める陳情」は、継続審査とした。報告事項として、武蔵野の森競技場建設計画、コア幹事会での検討結果として、調布基地

跡地施設建設スケジュール案、武蔵野の森公園など整備スケジュール案、十一月三十日と十二月二日に開催された調布離着陸場対策協議会での「整備方針等」の協議結果について報告された。また、東京都に対する質問事項については、議長名で東京都に提出することとし、取りまとめを正副議長に一任した。

平成八年の活動

一月三十日特別委員会 東京都から担当者を参考人として招致し、「整備方針等」について、昨年、議長名で東京都に提出した質問事項四八項目に基づいて東京都としての回答、それに対する質疑を行った。報告事項は、一月二十五日開催のコア幹事会での内容として、一点目は、整備方針などについて東京都から早期の回答と六者協議会の開催の要請があったこと、三市の審議が行われたこと。二点目は、基地跡地内の公園に設置する市民スポーツ施設用地の無償使用について引き続き東京都と協議すること。三点目は、跡地に建設予定の福祉施設の建設予定などについてである。

二月二十六日特別委員会 報告事項として、一点目は、二月二日に東京都から、調布基地跡地に整備されるスポーツ施設二四・四ヘクタールのうち、五万人スタジアムを除く敷地に東京都教育庁が施設整備を行う施設の「武蔵野の森総合スポーツ施設建設基本計画の概要」について。

二点目は、東京都の福祉局から、既設の東京都精神薄弱者入所施設「調布福祉園」の駐車スペースの通園寮の建設について。三点目は、二月三日に東京都と調布空港協議会が災害時の航空機緊急輸送業務の協力に関する協定が結ばれたことについて、市の担当者から説明が行われたことである。協議事項として、理事者から提案された「調布離着陸場の都営コミュニティー空港化」受入れ条件（案）二七項目について、継続し

て協議することとした。また、第三回定例会から継続審査となっている陳情三件と第四回定例会から継続審査となっている陳情一件を継続審査とした。

三月四日特別委員会 二月二十六日から継続協議となっている「調布離着陸場の都営コミュニティ空港化」受入れ条件(案)について協議し、原案の「離陸の間隔を三分程度」を「一定間隔」に修正することを全会一致で了承し、それ以外は原案どおり賛成多数で了承した。この結果を受けて、理事者から東京都に提示すると同時に、広報、住民説明会を通じて住民への周知を図るとした。

三月二十二日特別委員会 前回の特別委員会です承した受入れ条件案についての東京都からの回答について、市の担当者から説明が行われた。この回答については、市報などによる市民への周知、住民説明会を行い、その結果を踏まえて再度、特別委員会を開催し結果を協議することとした。

四月三十日特別委員会 「調布飛行場の整備方針及び同整備基本計画案」について質疑、討論の結果、賛成多数で了承し、協議事項の結果を市長に回答した。また、継続審査となっていた四件の陳情は、三件を採択とし、「現状の拡大につながる調布飛行場のコミュニティ空港化に反対し、都に移管する際に、市が市民に公約した『二一項目の制限』の厳守を求める陳情」は、賛成少数により不採択とした。

六 整備方針及び整備基本計画に対する各党派の意見

合計一回に及ぶ調布基地地利用対策特別委員会でのこの問題についての協議は、最終的に平成八年四月三十日の特別委員会で賛成多数で了承した。その際、討論が行われ各党派の意見が鮮明に表されているの

で、以下にその要旨を紹介することとする。

任海千衛議員(日本共産党) 任海議員の調布飛行場に対する基本的な姿勢は、「調布が永久空港として受け入れることについては、将来に對して大変大きな禍根を残すということで到底賛成することはできない」としている。日本共産党の方針としても、例えば、調布飛行場の「コミュニティ空港化に反対する請願」(平成七年八月二十九日)の紹介議員が井樋匡利議員(日本共産党)であることから、そもそも調布飛行場を撤去することとしている。しかし、現実問題として対応することが必要であるとの認識にも立ち、「飛行場滑走路延長線上の方々に對する十分な対策、そして、今後の監視も引き続き市の方も抜かりなく行っていたいただきたい。」として、対応を市に求めている。そして、最後に、党の方針として「将来にわたって飛行場を完全に移転してもらって、跡地を市民のために十分活用していく、こういう道を進んでいきたい」としている。

漁郡司議員(日本社会党) 漁議員は、都営コミュニティ空港を受け入れることについては否定的ではないが、これを受け入れることでなし崩しに空港機能が拡大することを懸念している。討論の中で、「機能を拡大させない、騒音対策を十分講じる、安全についても十分な対応を行う、あと、現状を拡大させない、その基本的な原則を揺るがさずに都営コミュニティ空港を受け入れたとしても、まずその原則だけは常に堅持しておくということを強く求めておきたい」としている。そのうえで、「東京都の回答については、このレベルまでしようがないだろうということでは理解しておきたい」とする態度を表明している。

関口昌昭議員(自由民主党) 関口議員は、飛行場の機能拡大を心配

しつつも、東京都との協議で前向きな成果を得ることができたとして、「機能拡大しないということ」を前提にしながら二七項目をお願いしたということでは、大変いい成果があった」と評した。また、空港の騒音に對しては、優先度を高いものとして「騒音をなくしていただくためには多少重量の重いのは仕方がない。それを我々は全面的に監視しながら、そういう点では事前協議をするということ勝ち取っている」とした。関口議員は東京都との事前協議の重要性を高く評価し、「東京都の回答に對し賛成をし、ぜひこのあたりでけりをつけたい。こんな気持ちで賛成をいたします」とした。

山口茂議員（グローバル調布21） 山口議員の基本姿勢は、調布飛行場の移転が不可能である以上、航空法第四〇条の共用飛行場としてより明確に法的な位置づけがされることに賛意を示している。このことを前提として「より安全あるいは騒音、そして環境対策を講じていくということが、市民のため、調布市のためと考える」としている。ただし、「本的な考え方三項目堅持をしてきたことを今後もしっかりと踏まえて、東京都との信頼関係のもとに、市民が、調布市が、その判断でよかったと言えるような維持管理運営を今後もしっかりと見守り、ルールを遵守していただき、まちづくりに寄与していただきたい」との注文を行いつつ賛成としている。

杉山典子議員（生活者ネットワーク） 杉山議員は、機能を拡大しない、安全性を確保することに対する東京都の回答を誠意あるものと受け止めるとして、賛成の立場を表明しつつも、「これですべてオーケーということではもちろんありません、防音対策は今どういう方法があるかというようなことも調査をされているようですので…市としても東京

都の方にしっかりと要望していただきたい」とした。

大河巳渡子議員（元氣派市民の会） 大河議員も概ね賛成の立場を表明したが、「（飛行場は）やはり迷惑施設であることは間違いないと思いますが、ほかへ移転する可能性がないという現実を考えると、やはり機能を拡大させない、受入れ条件の厳守、また安全対策や騒音対策に、市が都に對して十分要望していくことをお願いしたい」とした。さらに「（住民の）不安に對してこたえるような、市が都に對して具体的に納得の行く説明や対策」を伝えていくことを合わせて市に要望している。

杉崎敏明議員（公明） 杉崎議員は、東京都からの回答は、「飛行場の機能を拡大させないということのなかで、ならば安全性をどうするか、あるいは騒音をどうするかということのなかで議論をしてきたわけで、それらがある面ではクリアされてきたというふうに解釈する」として、賛成を表明している。しかし、例えば消防の面についても調布飛行場には常設の消防車がないことを指摘し、その点についても要望していくことが必要であるとした。

七 調布飛行場に関する請願・陳情

調布基地跡地利用対策特別委員会では、次のような請願、陳情を審査した。

平成七年八月二十九日 請願第三号「調布飛行場のコミュニティー空港化に反対し全面返還を実現して跡地を市民のために有効活用することを求める請願」不採択

平成七年八月二十三日 陳情第八号「調布飛行場の整備についての陳情」採択

平成七年八月二十三日 陳情第九号「調布飛行場の整備についての陳情」

採択

平成七年八月二十九日 陳情第一一号「調布飛行場の東京都営正式空港

化促進に関する陳情」採択

平成七年十二月一日 陳情第二四号「現状の拡大につながる調布飛行

場のコミュニター空港化に反対し、都に移管する際に、市が市民に公約した『二二項目の制限』の厳守を求める陳情」不採択

※日付は委員会審査で決定した日

陳情には、当該要件について賛成する立場からのもの、反対する立場からのものが、当然ある。

これらの陳情のうち、まず、陳情第八号の「調布飛行場の整備についての陳情」は、神津島の村長、漁業・農業協同組合長、商工会長から提出のものであり、陳情第九号の「調布飛行場の整備についての陳情」は、新島の村長、漁業・農業協同組合長など、式根島の漁業協同組合長、観光協会長などから提出のものである。また、陳情第一一号の「調布飛行場の東京都営正式空港化促進に関する陳情」は調布飛行場を利用する事業者などで構成する調布空港協議会の会長名での提出となっている。

調布飛行場は、東京都の島嶼部と本土とを結ぶ重要な交通拠点であり、島嶼部での緊急患者輸送や島の観光などに重要な役割を果たしている。この陳情では、都の整備方針などで航空法上の飛行場として整備する意向が示されたことで、より確実な交通拠点として確保できることにかんがみ、この方針などの受入れへの要請。そして、急患搬送などのために特別有視界飛行方式の採用を認めてもらいたいこと。さらには、災害時における調布市への援助を島嶼部から行えるようにするため、など

の理由が記されている。この陳情からは、島嶼部の人々の調布飛行場に対する期待の大きさをうかがうことができる。

また、調布空港協議会からの陳情は、東京都の提案に対する関係市の合意で飛行場が正式空港として運用できることを要請するものである。この飛行場を生活の場としている調布空港協議会の関係者は約六〇〇〇人（同陳情書から）いるとしており、その人たちの生活の確保も必要な要請であることを、暗に示している。

一方、反対の陳情としては、陳情第三号の「調布飛行場のコミュニター空港化に反対し全面返還を実現して跡地を市民のために有効活用することを求める請願」、陳情第二四号の「現状の拡大につながる調布飛行場のコミュニター空港化に反対し、都に移管する際に、市が市民に公約した『二二項目の制限』の厳守を求める陳情」は、同一の市民代表者からのもので、飛行機離発着に伴う騒音や危険性が航空機の大形化に伴い増大しているとし、コミュニター空港化に反対し、全面返還することなどを求めているものである。

このように、空港周辺の生活者、空港を利用している事業者、空港を生命線として期待している自治体関係者とそれぞれの主張がこの要請、陳情の中に含まれている。これらの主張については、正しい、正しくないとする判断ではなく、何が最大公約数として適切であるかの判断が市議会に求められることとなる。そのうえで、採択・不採択が決められることとなるのだが、不採択とされた陳情などでの指摘にも十分耳を傾け、対応することが市議会に求められている。

第六節 京王線立体交差化事業と市議会

調布駅周辺の京王線立体交差化は、調布市における全市的な関心事であり、市議会に關してみれば、平成七（一九九五）年四月の市議会議員選挙において多くの候補者が立体交差化を公約として掲げている。

この期における京王線の立体交差化は、平成九年十二月に平成十年度政府予算案に京王線調布駅付近連続立体交差化事業が着工準備箇所として新規採択されたことにより、昭和五十年の事業の凍結がようやく解除され、具体化に向けての端緒を切り開くこととなった。

そのため市議会活動の面からこの問題を見た場合、具体的な形で事業が動き出した平成十年以降に代表質問や一般質問でその進捗状況や立体交差化事業に合わせた市の事業についての質問が多く発せられることとなった。

一 背反する課題を内包する京王線問題

鉄道は、まちの発展に欠かせない生命線であり、人、ものの流動性を高め、まちのエネルギーを生み出している。調布市における京王線は、調布の発展を担保する大動脈として欠かせない存在である。甲州街道と並行する形で伸びている鉄道線路は、調布市の中央を貫通し、市内移動の利便性を確保するだけでなく、都心への移動の貴重な手段として大きな役割を担っている。

また、調布市は、八王子・高尾方面や多摩ニュータウンと都心を結ぶ交通の結節点として、重要な位置を占めている。

一方で、調布市をほぼ二分する形で敷かれている線路は、南北を貫く

自動車道を踏み切りという関所で遮断している。そのため、公共交通機関の一方の旗頭であるバスをはじめとする自動車交通の南北間の移動を大きく阻害し、交通渋滞を引き起こしている。とりわけ、京王線沿線住民の増加により鉄道運行回数が増加すると、踏み切りは常に閉じた状態にならざるを得ないこととなる。この交通渋滞による経済的損失やストップ＆ゴーによる排気ガスの増加や騒音は、道路周辺環境を悪化させ生活環境へ大きな影響を与えている。社会生活においてとりわけ緊急自動車車の運行の支障は、人々の生命、財産への大きな脅威となっている。

このような京王線の存在は、「重要である」と「障害である」とを調布市内で結実した形で示している。まさに、二律背反を内包しているのが調布市における京王線問題である。

二 立体交差の同床異夢

調布市における京王線問題の最大の元凶は、平面状での鉄道路と自動車路との交差、線上に伸びた鉄道路による土地の分断にある。とりわけ、人口密集地帯であり、かつ道路混雑の激しい、東は野川から西の市道三・二・六号線までの国領駅、布田駅、調布駅周辺を通る市道と交差している踏切一六カ所は、そこで生じる交通渋滞などが社会生活、経済活動、環境面に大きな影響を与えている。その解決策として、鉄道路と道路の連続立体交差化が有効な手段として提示されることとなる。

しかし、立体交差のもつ意味をめぐっては、「立体交差」を具体的に定義することなく、いわゆる言葉が独り歩きしたため、地下化するものか、高架化するものかについて意見が異なることとなる。

また、地下化、高架化は、単にイメージの問題だけでなく、現実の施策として考えた場合、まず、事業に大きな差が出ることとなる。俗に地

下化は高架化に比べて約三倍の費用がかかるとされている。一方、高架化した場合、景観上の問題や、構造物によって日照がさえぎられたり、電車の騒音が広域化するなどの課題もある。

例えば、平成七（一九九五）年第三回定例会の九月十一日の任海千衛議員（日本共産党）の一般質問では、次のように述べている。

「私自身まちの角々に張り出したポスターに、京王線立体化促進をスローガンに書きましたところ、いろいろの反響がありました。共産党は立体化反対かと思つたと完全に誤解している方もおられました。一番驚いたのは、任海さんは高架化を推進しろと言っているのですかという質問が多かつたことでもあります。立体化とは高架化を指すと思つている方が以外と多いことでもあります。立体化というのは、高架化もありますし、地下化もありますし、高架地下方式もありますよと説明いたしました」として、立体化を単純に高架化とはしてない。

この質問に対して、吉尾市長は、昭和五十年の事業凍結時の経緯に触れ、「当時、高架化事業にかける費用というものが地下化の三分の一でできるとすれば、また東京都や国からいたしますと、この調布付近だけの問題ではなく、三倍の事業展開が図られる財政的効率性というものを求めたのも当時の事業でございます。そういったなかで、高架に対しては住民の皆さんに理解してもらえない、日照が、騒音がというお気持ちほもつともでございますけれども、だからといって、高架化事業に反対され、それが住民の声である、だからやらなくていいということにはつながらないかという、そうではないと思えます。この住民の声を生かすすれば地下化しかない、だから地下化をやりなさいとおっしゃいますけれども、当時それを採択してくれる条件にはありませんでした。地下を

するならよその場所を三カ所できるんだということの中でできなかった（略）」と答弁している。

このように、当時の京王線の立体交差化はおおむね高架化が前提であった。例えば、昭和五十六年に府中駅周辺、長沼・北野間の線増立体交差化は高架によって工事が行われている。高架化の選択は、一刻も早い事業実施を求める自治体側と、限られた事業費の中で効率的に事業を実施したい事業者側の思惑が一致したものとして高架化の選択がなされたものと考えられる。市長の発言にもあるように環境や日照権に対する配慮は、当然考えつつも、政策の優先順位としては経済性に重きを置いたものとならざるを得ないという苦渋の選択の結果であつたのである。

具体的に立体化の構造を提示した例として、平成八年三月十二日の第一回定例会での代表質問にたつた漁郡司議員（社会民主党）が質問の中で、「我々もかつて事業の進展が見えないなかで、あえて二線高架二線地下方式をとの主張をしたこともありましたが、現実的な方式としては、やはり四線地下方式との見方に立っております」としている。

では、吉尾市政において立体交差化の具体的姿についてのイメージはどうなのか。平成八年三月十二日の漁郡司議員（社会民主党）の代表質問で、京王帝都電鉄と東京都、調布市の三者協議の中で、立体化の構造形式はどのように検討されているかについて質問が行われた。それに対して吉尾市長は、「構造形式について事業主体である東京都と京王帝都電鉄が既に決定されている都市計画にとらわれず、事業の早期実現に向けて鋭意検討中であり、まだご説明できる段階に至っていないのが実情である。」との答弁を行っており、高架化、地下化を明言していない。

ちなみに、平成十四（二〇〇二）年には、調布駅周辺の連続立体交差化事業は、地下化とすることで事業変更の手続がとられることとなった。

三 吉尾市政の認識

京王線をまちづくりはどう生かすのか。まちづくりのなかに、京王線をどう位置づけるのかは、市政執行者ばかりでなく市民、議会を含め大きな関心事である。

まず、吉尾市政での京王線問題の認識を確認してみよう。毎年第一回定例会で行われる市長の施政方針が、最もよく京王線問題についての認識を示しているといえる。平成八年度における市政運営における基本的な考え方からみてみることにする。平成八年度は、新たな基本構想に基づく平成八年度から平成十三年度までを計画期間とすると策定された後期六カ年の基本計画の初年度となる。この計画を市長は、二一世紀への架け橋となる七つのプランからなることから、「レインボープラン21」として、その三番目のプランに「つくる―鉄道の立体化とまちづくり」を位置づけている。そこでの説明は以下のとおりである。

「京王線の線増と連続立体交差化は、本市における都市基盤整備上の最重要課題であります。多摩ニュータウンの開発、沿線人口の増加、新線の開通などによってダイヤが過密となり、踏切による道路の遮断時間も長時間化しています。歩行者や車両などの運行にも大きな障害となっており、日常生活や経済活動にも影響を及ぼしています。一日も早い実現が待たれており、引き続き東京都や京王電鉄との三者協議を協力に推進していくとともに、事業促進の環境づくりとあわせて、鉄道沿線における都市計画道路整備や土地区画整理事業、市街地再開発事業などを着

実に推進してまいります。」

鉄道と道路の立体交差化は、調布市における都市基盤整備の最重要課題としての認識を市長は示しているが、実はこの事業は市が行うものではなく、事業主体は東京都であるところに、市としての歯がゆさが残る。というのも、市が都市計画決定できる範囲は、駅前の再開発やそれに続く市道の整備、土地区画整理であり、いわば周辺施設の整備しか行えない。調布市としてのまちづくりでは、立体交差化という仮の事業を前提としての市事業となり、鉄道の立体交差化に対して、実際に市としてできることは、東京都への事業採択の実施へ向けた取り組みの要請、国への陳情などのソフト対策とならざるを得ないものとなる。そのため、平成九年度までの調布市としての対応は、総じて立体交差化した場合を想定した駅前整備や区画整理事業、そして沿線や周辺道路整備事業を実施すること、合わせて東京都、京王帝都電鉄、市の三者協議、国などへの要請活動に限られた。

四 動き出した立体化事業

平成八年十二月に調布駅周辺立体交差化事業が、事業主体である東京都の三カ年計画「東京プラン'95」の中の新規事業計画路線四カ所のうちの一つに指定された。このことにより、事業主体である東京都が実態的な計画として国に示すことができることとなり、国の助成要求に向けて東京都と調布市の本格的な要請活動が始動することとなった。

その後、東京都と建設省などとの協議の結果、平成九年八月二十六日には、平成十年度政府予算概算要求に、建設省の連続立体交差化事業予算として、浜松、倉敷、日向そして調布の四カ所が採択された。

京王線立体化が、昭和五十年の事業凍結から約二二年目にしてようやく



品川通り上空から調布駅南口周辺を望む
 (「市報ちょうふ」平成9年12月26日)

く「スローガン」から現実のものとして具体化の一步を踏み出したこととなる。

調布市議会では、このような状況のなか、流れにさおさす意味から、平成九(一九九七)年九月の第三回定例会(九月十八日)において、議員提出議案第二二号として「京王線調布駅付近連続立体交差事業の促進及びまちづくり推進に関する決議」が提案され、満場一致をもって可決された。後日、この決議は建設省と東京都には正副議長及び市長が、直接この決議書を持参し要請活動を行っている。

同年十二月下旬には、平成十年度政府予算案に、京王線の連続立体交差事業が予算措置されることが決定した。

ちなみに、平成九年十二月の政府予算案の決定前と後では、立体化事業の事業名が異なっている。平成九年度の予算では、「京王線増連続立体交差事業」であったものが、平成十年度の予算では、「京王線調布駅付近連続立体交差事業」となっている。このことに関しては、平成十年の第一回定例会(三月六日)の代表質問で漁

郡司議員(社会民主党)の質問で、「ところで、初めに、今までは、京王線増連続立体交差事業という表現で我々も理解をし、進めてきたところですけれども、線増の言葉がこの事業の中からはなくなっております。京王が主体として単独で行っていくという意味合いから線増の言葉がなくなったのかという気もいたしておりますけれども、改めてその線増の言葉がなくなっていることについての理解をお願いします」と、「線増」が事業名から消えた理由をただしている。これに対して吉尾市長は「まず初めに、線増の言葉についてはありますが、今回、平成十年度政府予算案の着工準備箇所として採択された際の事業名を明記させていただいたものでございます。」としているが、従来の名称にこめられていた「線増」の説明がなく、詳細は明らかにされていない。

五 市民アンケート

今後の調布市の都市計画マスタープランを市民の参画を得て策定するために、平成九年一月に「調布まちづくりの会」が発足し、原案の取りまとめに向けた共同作業が行われた。このマスタープランを踏まえ、平成九年十一月から、京王線沿線のまちづくり計画(野川〜鶴川街道間)の検討を市民とともにを行っている。その過程で、現状と課題について一月に調査を行ったものが三月に概要として発表されている。そこから市民の調布駅周辺(布田駅、国領駅を含む)の整備についての動向が読み取れる。関係のところを見てみると次のとおりとなっている。

「京王線沿線まちづくり計画検討のアンケート調査結果の概要」(平成十年三月二〇日「市報 ちょうふ(第一〇二五号)」より抜粋)

①京王線沿線地域(野川〜鶴川街道間)のまちづくりについて

(1) まちの現状と課題について感じること

E 京王線の踏み切りの交通渋滞について

「ひどい渋滞」

約七三%

「問題があるがそれほどでもない」

約一八%

(3) まちの将来像を実現するために必要なこと（複数回答）

「鉄道の立体交差化により踏切をなくす」 約六一%

「階段や段差をなくすなど高齢者や身障者の方にもやさしい施設づくりを進める」 約四六%

「住みやすい環境をもつ住宅をつくる」 約四五%

② 調布駅周辺地区整備について

(3) まちの将来像を実現するために必要なこと（複数回答）

「鉄道の立体化により踏切をなくす」 約六五%

「駐輪場をつくり放置自転車をなくす」 約五一%

「階段や段差をなくす等高齢者や身障者に優しい施設づくりを進める」 約四九%

③ 調布駅、布田駅、国領駅前広場の整備について

(3) 鉄道立体化後の駅前広場のあり方について

★ 鉄道が立体化された場合、その構造が地下・高架にかかわらず、線路跡地を利用していろいろな駅前広場の形態が考えられます。

六 立体化に向けた具体的な動き

京王線の立体化は、調布市の都市基盤整備上最も大きな課題の一つであることから、毎年の吉尾市長の施政方針でもその重要性が示され、立体化へ向けた強い意志が示されている。そのようななかで、具体的な施

策として示されているのが、平成八年三月に策定された、平成八年度から平成十三年度を計画期間とするレインボープラン21を重点施策とする新基本計画であり、平成八年度から平成十年度を計画期間とする実施計画である。また、これらの基本計画と整合する形で、調布市都市計画マスタープランが検討された。

都市計画マスタープランは、平成四年に都市計画法が改正され、市町村に市民の意見を反映させた「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」の策定が義務付けられた。この計画は、長期にわたる調布市の都市計画行政の方針となるもので、当然、調布駅周辺の京王線立体化も重要な課題として取り扱われる。

この都市計画マスタープランは、平成七年からその策定に向けた作業の準備が行われ、平成九年一月には都市計画マスタープラン作成の市民参加の場である「調布まちづくりの会」が設けられ、方針原案の取りまとめ作業が行われ、平成十年六月に策定された。都市計画マスタープランづくりに当たって、平成八年十二月に東京都が三カ年計画「東京プラン'95」の中に新規事業計画路線四カ所の一つとして調布駅周辺の立体化が取り入れられたことは大きく影響している。

その後、平成九年八月に建設省の概算要求の中に調布駅周辺立体化が盛り込まれたことで、立体交差化へ向けた具体の姿が見え出したことに呼応して、十一月には「京王線沿線のまちづくり計画」の検討が始められた。

このような動きのなか、平成十年度までを計画期間とする実施計画が、一年早め、平成十年度から平成十二年度とする実施計画に改定された。

京王線調布駅付近連続立体交差は、事業主体が東京都ではあるが、その周辺整備などについては調布市としても前述のようなさまざまな計画を定め事業を実施することとなり、そこに必要となる財源も当然手当てすることが求められる。

このことについて、平成十年の第一回定例会（三月六日）で、山口茂議員（グローバル調布21）から、「我が市のこの大事業に取り組む基本スタンスでありまして、事業主体ではないということにかんがみて、そのあるべき立場、スタンスについて共通認識をもう一度図っておくべきであろうと考えておりますので、伺いたいと思います。また、事業の一层の促進を図るため、自治体としてやるべき重要な視点は何か（略）、事業化の財源に充てる都市基盤整備事業基金は、平成八年度末で四六億円余となっておりませんが、好ましい目標額とその見通しにつきまして、あわせて伺っておきたい」とただしている。

吉尾市長からは、市として取り組む事業などについて次のとおり答弁が行われた。

「事業主体であります東京都及び京王帝都電鉄株式会社は、平成十年から構造形式をはじめとして本事業に関する課題について調査・検討し、その後、都市計画の手續を進め、事業に着手していく予定と伺っております。市では、良好な市街地の形成や沿線地域の活性化発展のために引き続き沿線のまちづくりを連続立体交差化事業と一体的に進めていく必要があります。このため京王線沿線まちづくり計画を策定するとともに、交差道路や駅前広場の整備、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを進め、地域住民のまちづくりへの意向の高まりや市の財政状況などを考慮しながら計画的に、かつ着実にまちづくりを推進していく

ことが重要であると考えております。また、都市基盤整備事業基金の積立目標額と見通しにつきましては、昭和六十一年度から連続立体交差化事業の促進を目的に、事業への負担金に充てるため、基金の積み立てを行ってまいりましたが、平成五年度からその関連事業費に基金の一部を活用してまいりましたが、連続立体交差化事業が採択されました今日、今後の財政状況を踏まえ、積み立てを行い、連続立体交差化事業や沿線まちづくりのために活用していきたいと考えております。」

第七節 環境政策と市議会

調布市はごみ処理、リサイクル、環境全般の施策の推進に積極的であり、それに伴い市議会における議論も活発にさまざまな観点から行われ、市の環境政策に大きな影響を与えている。

市議会における環境に関する議論は、谷戸沢処分場問題やごみの減量、リサイクル活動に始まり、さまざまな分野へ環境をキーワードとして波及していった。

一 全国的な環境政策の動き

国は、平成五（一九九三）年十一月十九日、環境基本法を制定し、その第三六条で「地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。」とした。これを受けて東京都は、平成六年七月二十日に「東京都環境基本条例」を制定した。このような流れを受けて、調布市が、基礎的自治体レベルで環境に関する基本的な考え方を示した「環境基本条例」をいち早く制定したことは、全国的にも先進的な試みとして高く評価できるものである。

このような調布市の動きは、調布市を取り巻く全国的、世界的な環境政策の動きと決して無縁ではない。

平成五年の環境基本法の制定を受けて、平成六年十二月十六日に「環

境基本計画」が閣議決定され、地方公共団体の役割の重要性と責任が記されている。

平成七年六月には、「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行のための行動計画について」（六月十三日閣議決定）が策定され、環境基本計画に基づいた具体の各省庁が実施すべき行動計画が定められ、合わせて同趣旨を踏まえ地方公共団体などへの取組みが求められた。

このような内部的な努力計画とは別に、日々の経済活動に対しては、平成七（一九九五）年六月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が公布された。この法律は、従来、市町村のみが全面的に容器包装廃棄物の処理責任を担うとされていたものを、消費者、市町村、事業者の役割分担を明確にし、リサイクルを推進することとされた。

その後、平成八年には「ゴミ処理に係るダイオキシン削減対策検討会」の設置、第八次廃棄物処理施設整備計画の閣議決定、平成九年の不法投棄対策などを盛り込んだ「改正廃棄物処理法」が制定された。また、平成十年には、「特定家庭用機器再商品化（家電リサイクル法）」が公布された。

これら、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、廃棄物処理法の制定は、平成十二年あるいは平成十三年に完全施行となるなど、本格的なりサイクルに向けた準備期間として大きな意義をもつ。

一方、国内のこの動きとは別に、国際的な環境対策として、平成九年十二月に「地球温暖化防止京都会議」が開催され、地球温暖化対策として、一九九〇年レベルまでに温室効果ガス（二酸化炭素など）を削減す

るとした「京都議定書」が策定された。この議定書をめぐっては、アメリカや中国などの強い反対があり、今後、どれだけ多くの国が批准するかによってその効果が明らかになるが、少なくとも地球全体で温暖化を考える会議が日本で開催されたことは、国内の環境への大きな関心を喚起するという効果があったといえる。

二 調布市における環境対策の動き

調布市における環境対策の動きを追ってみると次のとおりである。

調布市における環境対策は、国の環境政策にほぼ呼応する形で進んでおり、例えば、ごみの総資源化率は、平成七年度には二八%と全国的にも高い率を示している。

前述したように、調布市では、平成七年三月に「環境基本条例」を制定しているが、合わせて環境管理計画を策定している。また、この年、五月には第一期まちづくり市民会議が「環境にやさしい市民生活を実現することについて」市長に答申を出している。

また、同じくこの年の十月には、厚生大臣からごみの排出抑制及び再生利用の社会システムづくりに取り組んでいる先進的な都市として調布市が「クリーンリサイクルタウン」を受賞した。

平成八年には、環境管理計画の中でいち早く実現するものとして位置づけられている「推進計画」を実現するための具体的な行動を定めた「調布市環境保全行動計画」を策定した。この行動計画は、平成七年度から平成十四年度までを前期、平成十五年度から二十年度までを後期として計画期間を設定している。そして、この間の、市民、事業者、行政が三位一体となって、ごみの減量とリサイクルの推進、水資源の維持と活用、沿道環境の改善などについて実践することを定めている。



美化キャンペーン
 (「市報ちょうふ」平成10年6月5日)

ごみの減量化については、後述するように、谷戸沢最終処分場の収容限界の問題もあり、調布市では早くから取り組む必要性を認識していたため、平成六年十一月五日に市長から「調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会」に対して、家庭ごみの総量抑制・再資源化・有料化に向けた対応について諮問がなされていた。その答申が、平成九(一九九七)年三月三十一日付で、同審議会から市長に対して行われた。この答申では、リサイクル社会の構築として、リサイクルに対する市民への啓発活動、不用品交換や地域集団回収活動の推進、粗大ごみの再生利用、廃プラスチックの再生原料化の検討などが示されている。また、家庭ごみ有料化への提言として、リサイクル・分別に非協力的な市民と協力的な市民との不公平感を解消するため、ごみの排出量により経費負担を求めることで、市民のごみに対する意識を変えていかなければならないとしている。その方法として、減量目標の設定や減量努力を金銭的に換算する

「減量報償制度」の導入を提案している。

平成九年には、ごみを最終出口ベースで減量化を図ろうとする「調布市ごみ管理基本計画」を策定した。この計画は、平成三年三月に策定した「調布市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改定し、ごみやリサイクルの行政分野における市の基本的な考え方や具体的な事業などについて定めたものとなっている。この計画の大きな特徴は、地球環境保全の視点からごみ問題を捉えていることにある。そのうえで、重点的に推進する施策として、原因者責任の確立、地域分散型循環システムの導入、最終処分量ゼロに向けたシステム整備を進めるとしている。

なお、この計画を紹介した「市報ちようふ」平成九年六月五日（一〇〇二号）には、「こんなにかかるの!? ゴミ処理費用」と題して、平成九年度ベースのごみ処理費用を紹介している。例えば、

清掃費が一般会計に占める割合	五・三五%
一世帯当たり（年額）	四万一九九六円
一人当たり（年額）	一万九一一五円
ごみ一トン当たり	五万四七七七円

としている。

また、同年には、粗大ごみの再利用の促進を図るための拠点として「利再来留館」が完成し、翌、平成十年には、調布市環境基本条例の趣旨を踏まえ、空き缶、吸い殻などの散乱、簡易広告物の放置などを防止し、都市美化の推進を図る「調布市都市美化推進に関する条例」が施行され、まちの美化の観点から環境政策を進めることとした。

また、平成十一年度予算として、まず、市役所が率先して環境に優しい事業所に変革するため環境マネジメントシステムを市役所に導入する

こととし、ISO14001の認証取得に向けた予算を、七三五万円計上している。

三 谷戸沢処分場と環境政策

昭和五十五年十一月に設立された東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が管理する東京都日の出町に設けられた「谷戸沢廃棄物広域処分場」は、調布市を含む多摩地域の市町村から出る可燃ごみの焼却残渣や破砕処理された不燃ごみなどを埋立て処分する施設として昭和五十九年から稼動した。しかし、累増する搬入廃棄物の影響で、埋立地が満杯となり、平成十年四月六日、一四年間にわたる搬入埋設を終了した。

この谷戸沢処分場に関する大きな問題は、底面を覆うゴムシートの破損による汚染水の漏洩があるとする疑念がもたれたことである。この処分場は、調布市も構成団体である三多摩地域廃棄物広域処分組合が管理・運営している施設であることから、議会において大きな関心がもたれた。市議会での主な指摘事項として、まず、汚水漏れ疑惑への組合の対応である。雨宮幸男議員（日本共産党）は、「汚水疑惑は、処分組合が住民の水質データ開示請求を一貫して拒否したために、ますます深まりました。その後、住民や日本環境学会などによる独自の水質検査も行われ、その結果、自然界には存在し得ない有害物質が発見されるなど、遮水シート破損の可能性がいよいよ濃厚となったのであります。にもかかわらず、組合は依然としてデータ開示を拒否。そのためにデータ開示を求めた住民との間で訴訟にまで発展し、組合は間接強制金という名の罰金まで支払う羽目に陥ったわけであります」と述べている。

また、第一処分場が限界となった後の処分場として第二処分場が計画されているが、これに対して、井樋匡利議員（日本共産党）は、「第二



第二処分場（市報ちようふ 平成9年6月5日）

処分場の建設について、処分組合はアクセスに関する見解書を都に提出、公示したが谷戸沢処分場を類似例として取りあげる問題などには一切触れず、住民側の意見書を事実上無視したものである。第二処分場の建設予定地は水源地の近くであり、住民にとっては命にかかわる問題であり、不安に思うのは当然である。」（平成七年六月三日）として第二処分場建設に伴うアクセスメントのやり直しを主張した。

しかし、調布市の環境施策に対して、この処分場問題は、三つの側面から大きな影響を与えている。

一つは、谷戸沢廃棄物処分場の処理能力が平成九年には限界となることから、このことが調

布市から排出する廃棄物を抑制するための強力な動機付けとなり、やがては資源化倍増プランを策定し、資源物のリサイクルをすることを重点とするいわゆる「調布方式」としての収集体制の変更や清掃事務の組織機構の改革、減量、リサイクルなどが推進されたことである。さらに、この方式は、東京都へも影

響を与えることとなった。

この調布市のリサイクル施策に対する評価については、土方長久議員（自由民主党）が、「調布市が第四回ごみ減量推進全国大会で、クリーンリサイクルタウンとして厚生大臣賞を受賞したことは、行政、市民がごみ問題に一生懸命取り組んできた結果が評価されたということ、以前、最終処分地へのごみ搬入量は、調布市がワースト一、二であったのを、いわゆる調布方式により、資源化倍増プランを策定し、資源物のリサイクルを重点として、収集体制の変更や清掃事務の組織機構の改革、減量、リサイクル推進など、各種施策を一つ一つ着実に、また全国的にもいち早く実施した。」（平成七年十二月八日）と評価している。

土方議員はさらに、「平成六年度から粗大ごみや事業系ごみの有料化、本年度にはプラスチックを熟資源として再利用する方法を取り入れた、この積極的な減量化の推進は、市民の評価の高いものであり、私はこれまでの努力に敬意を表するものであります」（平成七年十二月八日）、と述べた。

二つ目は、平成四年二月に谷戸沢廃棄物処分場の底部を覆うゴムシート破損による汚水漏れが指摘されたことよって、市民のごみを通して環境への関心が高まったことである。ごみを出すことが環境に対して大きく影響するということが、日々の暮らしの中で個人レベルでは小さなことではあるが、それが全体となると決して見過ごすことのできない要因となる。このことを子供や住民にごみの排出を通して理解してもらうことは重要なことである。このような視点から市議会では、大河巳渡子議員（元気派市民の会）は、「市民のごみ減量意識は着実に高まっているが、数値目標を達成するためにはさらなる分別、資源化が必要。特

に、調布市は、人口の流動性が高いので、広報活動が何より重要です。分別の徹底とごみを出さないことの教育や広報、またペットボトルの回収、農業との連携、デポジット制度の導入などもあわせて検討すべき、環境問題は、今や地球人の常識として身につけなければならないマナーでもある」(平成八年三月十二日)とした。

三つ目は、日の出町の谷戸沢第一最終処分場並びに第二処分場周辺には、そこを生活の場としている住民がいて、調布市などから排出される廃棄物が少なからず環境上の影響を与えていることから、調布市民が日の出町の住民に対する加害者となり得るということである。ごみ処理の原則は自区内処理とされ、外へごみを持ち出さないことが重要とされている。しかし、実際は、地理的な制約からどうしても自区内処理できないものを他地域へ排出せざるを得ない場合が多くある。その場合、排出する側は受け入れる側への配慮をすることが求められる。環境は、誰もが被害者となり得るが同時に誰もが加害者となり得るのである。このことが、日の出町の処分場を通じて調布市民が強く学んだことと言える。

この点について、安部宝根議員(生活者ネットワーク)は、「調布市民の出しているごみでもし日の出町の地下水汚染、土壌汚染を招いているとしたら、私たち市民の責任も問われることとなる、市民が加害者になり得るという意識を持たせることも必要ではないか。そのためには、正しい情報の伝達が必要である、日の出町の住民だけの問題として片づけることではなく、ごみの最終処分場のあり方についての双方の十分な議論、意見交換といった話し合いを進めるためにも十分な情報公開が必要である」(平成七年六月二十一日)としている。

四 ごみ政策とリサイクルの推進

ごみの排出量を減少させるための施策として、ごみを出さないことが第一に考えられる。その次には、「ごみ」としないことでごみの排出量を減らすことが考えられる。「ごみ」としないこと、すなわち、「捨てればごみ、使えば資源」という標語があるように、可能な限り利用すること(リサイクル)でごみを出さないとするものである。このリサイクルについては、「リサイクルシステムの実現を市民とともに進めることを提案する」との安部宝根議員(生活者ネットワーク)の発言からもわかるように、資源の有効利用を図るために循環型社会の中で有効なごみ対策といえる。

資源を有効利用する考え方には、廃棄物の発生を抑制するリデュース(Reduce)、資源及び製品を再使用するリユース(Reuse)、再生利用するリサイクル(Recycle)がある。一般にこれらを総称してリサイクルと称している。調布市では、具体的には「利再来留館」を開設しての再利用に取り組んだり、プラスチックごみを熱資源として再利用するなど工夫を凝らしている。それと同時に、排出されるものがきちんと分別されていることが必要となる。このことにより資源となるものを区別することができ、さらにはごみの排出量を減らす効果も期待できる。雨宮幸男議員(日本共産党)は、調布市でのごみの分別により処分場への排出量が三年間で二割程度減少したことを指摘し、分別・資源化をさらに進め、市民と自治体との共同の取り組みを一層進めることを主張している。

ところで、ここで改めてごみとは何かを再考したときに、「最終的にどのような形でも利用することが困難なもの」として少々乱暴な定義をすれば、工業生産品のリサイクルの処理には改めてエネルギーが必要と

なるなど課題も多い。一方、各家庭などから排出される生ごみや剪定などによる樹木の枝、葉などは自然の力を借りて有効利用することのできる優れた資源と見ることができ。既に、学校レベルでは、大町小学校、第二小学校（現時点）で生ごみの堆肥化が行われている。実践的試みは、まず先導者として公共機関から実施し、その成果を市民へ示す必要がある。この問題について、土方長久議員（自由民主党）は、生ごみの堆肥化について小学校でのモデル的施行に加え、「ほかの公共施設等からも出る生ごみを一カ所に集めて堆肥化することも考えられる。また、市内公遊園の剪定時に出る枝葉等の堆肥化を行い土に戻すリサイクルもある。公共施設などより出る危険物の少ない安全性の高い堆肥は、市民農園、市民などに提供するとともに、公遊園や学校の校庭、緑地に返すことにより、市民による市民の環境保全参加に役立つことになると考えます。」（平成七年第四回定例会）と主張している。

さて、実際問題として分別排出やリサイクルなどの環境問題は全市的に対応しなければならぬ問題であり、単に行政だけが旗振りをしていくだけではその実効性は限られたものでしかない。そこには市民への自主的な発意に基づく行動が伴っていなければならない。しかし、現実的には、環境を意識している市民だけではなく、さらには調布市の人口構成の特徴である流動人口が多いためどこまで意識して分別・資源化に協力してもらえるかという問題がある。この点について、安部宝根議員（生活者ネットワーク）は、「調布のように転入者の多い町ではもったきめ細かなごみの出し方を周知させる呼びかけが必要ではないか」（平成七年第二回定例会）と指摘している。確かに、ごみの出し方のルールは自治体によって異なるため、新住民には可能な限りの周知を図る必要

があろう。

ごみの排出量を減少させる手段として、有料化がある。ごみの収集は市の基本的な行政サービスの一つであるが、あえてごみ排出量の削減のための政策誘導手段として、ごみの排出者に金銭的な負担をかけることでその量を抑制させるものである。調布市では、事業系ごみに対する有料化を実施した。この効果は、東京都の清掃行政にも影響を与え、二三区内の事業系ごみの有料化が開始された。しかし、この有料化については、岸本直子議員（日本共産党）のように、「市内の中小業者は、従来三パーセントの消費税とともに大変な苦境に立たされている。中小企業の可燃物の有料化に反対する」との意見もあり、環境政策も多様な側面からの配慮、検討が必要であることを示した。

五 環境保全への取り組み

環境は非常に幅の広い概念であり、その中でも一般的な概念が自然であろう。調布市は首都圏近郊として発展してきているが、同時に武蔵野の森の面影も色濃く残されていて、緑の保全にも力を入れている。調布市には従来から「都市緑化条例」があり緑の保全に努めてきたが、平成八年の第一回定例会で、自然環境をより意識してこの条例を全面的に改正し「調布市自然環境の保全等に関する条例」を制定し、大気、水、土壌、動植物などまでを含めた自然環境の保全、回復などを総合的に進めることとしている。

この条例が審議された第一回定例会で、杉山典子議員（生活者ネットワーク）からは、「市が自然環境を総合的に保全する制度、体系化を進めることは評価するが、合わせて地下水保全条例の制定が必要である」と、また、環境の保全分野の取り組みを充実するために環境保全部のよ

うな担当を設けること」を提案している。

この水問題については、前当悦郎議員（公明）は、「市内の自然の成育基準となるのは水といわれているが、コンクリートなど不透水層の拡大が水の循環構造を大きく破壊している。そのためには、河川、水路などの親水化や水面埋立ての抑制が重要である。」と指摘している。

自然環境の保全を推し進める際に問題となるのは、まちづくりに見る開発と環境との関係をどう整合させるかが課題となる。従来、まちづくりといえば、経済活動のための効率性を求める舞台としていかに生産性があるように基盤整備を行うかが中心的な課題であった。それは当然に人間中心の環境とするために自然に手を加えることであった。一方の自然環境といえば、人の手をかけないあるがままの姿を理想とし、そこでの人間もほかの動物と同様にその環境の中で影響を受ける立場を守ることである。いわばこの二律背反する条件を、人間の作り出した「都市」のなかで共存させるという思想は、非常に困難が伴うものである。住民生活の利便性と快適性の追求と自然環境の保全という課題をどう両立させるのが、単にスローガンだけでなく、実際の施策として提案するうえで難しい問題であることは、多くの人にとって共通の認識であろう。このことに関しては、林明裕議員（グローバル調布21）、白井貞治議員（自由民主党）は、自然環境の保全について条例化するなど市の環境に取組む姿勢を評価する一方、まちづくりの中での環境と開発の整合性、あるいは調和をどのように図るかにについてただしている。

自然環境への配慮を一步進めて、市民、行政、事業者の役割を明確にし、これらが三位一体となって積極的に環境の保全に向けて取り組むことを定めた「調布市環境保全行動計画」が平成八年に定められた。この

行動計画を通して、環境管理計画の具体化を図っているのだが、漁郡司議員（社会民主党）からは、この計画の具体化に向けて、商店会や自治会との環境保全協定の締結、成果をあげた市民などの表彰、市報を通じた啓発などの提案が行われているように、各位の情報と認識の共有、さらには環境保全に向けた動機付けを明確にすることが重要である。

また、環境政策という大枠の中で、自然環境保全計画、緑の基本計画などさまざまな計画が策定されている。行政計画はもちろんのこと「計画」には総合性や他の計画との整合性が求められている。このような点から、「これら一連の環境にかかわる計画の位置づけや整合性はどのようになるのか（山口茂議員（グローバル調布21）」を明確化することが求められる。

一方で、これらの活動を推進するうえで、財政的な基盤として調布市には「地球環境保全基金」が設置されている。市民、行政、事業者が主体的に活動を行ううえで、とりわけ市民の活動に対して支援するためにこの基金の持つ役割は重要なものとなる。藤塚昭子議員（自由民主党）は、このようなことから、「市民や団体が自主性を持ち、環境を守り育てるさまざまな活動が行えるよう、この基金の活用を考えてはどうか。」（平成十年第一回定例会）と問題提起をした。そのうえで、「環境保全を目的とした財団法人などの団体を設置し、行政が関与するのではなく、市民や団体の自主的な運営に任せてはどうか」との具体的な提案をしている。

六 地球温暖化、大気・土壌汚染等への関心

平成九年に「地球温暖化防止京都会議」が開催され、大気汚染による環境への関心が大いに高まった。この会議では、一九九〇年レベルまで

の大幅な温室効果ガス（いわゆる二酸化炭素等）の削減を行うとする議定書を策定した。この議定書の批准は各国の国内法との関係もあり、時間を要するが、一面では、国家としての経済活動を制約する内容でもあるため、例えばアメリカや中国などのように自動車に依存する度合いの高い場合や、工業生産による経済の発展を国策として進めている場合などは、批准そのものに否定的でさえある。

この議定書の各国ごとに示された排出抑制条件は、一部に、極めて政治的な成果であるとする指摘もある。岸本直子議員（日本共産党）は、この点に関して、以前市長が議会での基本施策で「各国の利害が錯綜し、さまざまな課題を残しながらも、排出削減に向けての画期的な成果を納めた」としたことに対して、日本六％、アメリカ七％、EU八％とした排出削減数値はなんら科学的な根拠がないとする識者の指摘を踏まえて、市長の見解をただしている。しかし、数値自体に科学的根拠が希薄であっても、「各国の経済事情や文化性の違いを乗り越え、地球規模での削減目標が設定されたことは、まず大きな意義がある（平成十年第一回定例会での市長答弁）」ものであろう。

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減することとあわせ、そのガス自体を浄化することも重要なことである。植物が二酸化炭素を吸収して酸素に変えることは誰でもが知っていることで、それ故、緑の保全などの運動が温暖化防止の一翼を担っていることは周知の事実である。しかし、それ以外にも二酸化炭素を除去する方法もあることが紹介されている。佐々木功議員（公明）は、大阪府が平成五年に高濃度窒素酸化物などを浄化するパイロット事業として、トンネル換気ガス土壤脱硝システムを開発し、実際に大阪市生駒山上第二阪奈道路中央換気塔敷

地内に設置し効果をあげている例を紹介し、調布市への導入の是非についてただしている。

地球温暖化防止京都会議は、国家レベルでの協議が中心となっていたが、その協議の影響は、環境問題が世界や国の問題だけでなく、個人のレベルでも環境を考えるきっかけを提供した点で大きな意義がある。元木勇議員（自由民主党）も、「京都会議の推移に関心を持つとともに、私たちが一人ひとりの生活の中で何をしなければならぬか、また、何ができるのかということがより大切。温暖化をはじめとする地球環境問題は、私たちが自身が被害者であると同時に、加害者である。私たちの日常生活から出る温暖化ガスが環境破壊の原因になっている」（平成九年第四回定例会）との認識を示し、足元の生活を見直すことが必要であるとした。このような観点に立って、市として市民や事業者の範となるように率先垂範することを求めている。

所沢市のごみ焼却場の排煙に含まれるダイオキシンがマスメディアで取りあげられ、一躍その危険性が広く認知された。調布市議会においても平成九年六月十二日に「ダイオキシン類による環境汚染防止対策の強化に関する意見書」を全会一致で採択し、内閣総理大臣、厚生大臣、自治大臣、通商産業大臣、環境庁長官に提出している。この意見書では、ダイオキシン類による環境汚染の未然防止を図るため、環境基準や排出基準などを明確に定めた法制度の整備、排出抑制技術の確立を求めている。

市議会の審議の中でも、清水静枝議員（社会民主党）が、ダイオキシン類の影響により生殖障害や脳障害などが次世代に発現する恐れが極めて高いことから、環境ホルモンに対する取り組みが非常に重要であるこ

とを警告するなど、環境問題からさらに人類の生存の問題へ警鐘を鳴らしている。

ダイオキシンのメカニズムは、不明な部分が多く解明までには時間がかかるかとされている。これまで、日常的に野焼きやごみの焼却が行われていたが、このダイオキシン類のいわゆる環境ホルモンへの影響が問題視されてくると、市の従来の施策の見直しが求められることとなる。例えば、調布市は、市から出るごみの量を削減するために、各学校にごみの焼却炉を設置し、焼却することで学校から出るごみの量を削減することを施策として推進してきた。これまでは、周辺住民からこのごみ焼却による臭いや煙の苦情が出ていたが、ダイオキシンが問題となると、ごみ焼却炉自体の存在そのものを考え直さなくてはならない状況となる。この点を安部宝根議員（生活者ネットワーク）は指摘し、疑わしいものは使用しない決断を市に求めている。

第八節 行財政改革と市議会

平成七年五月に、「地方分権推進法」が成立し、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」を目的に、地方分権を推進することとされた。この地方分権推進法が、平成五年の衆参における全会一致という日本憲政史上初の「地方分権改革推進に関する決議」を背景として成立したことは疑問の余地はないが、一方で、深刻な国・地方を通じる財政状況の悪化に対応するため、国の歳出削減に合わせて地方財政の歳出削減をも狙ったものでもある。

一 調布市の財政状況

調布市は、国・東京に先駆けて「自前行革」を推進している。地方財政全体で非常に厳しい状況にあるにもかかわらず調布市の財政状況は決して悪くはない。平成七年度から平成十年度までの財政状況をみると、財政力指数は一以上であり、不交付団体を維持している。

二 調布市の行財政改革の概要

平成六年二月、「21行政経営推進本部」が設置され、財政の健全な運営に関する「調布市行財政改革指針」を策定し、さまざまな施策の見直しが行われた。

その一環として、各種団体などに対する補助金、負担金の適正化について検討するため、平成七年一月に「調布市補助金等審議会」が設けられ、市長から「本格的な高齢化社会を迎え、市民のライフスタイルも多様化しており、新しい時代に相応しい総合的な見地に立っての各種団体などに対する補助金等の適正化に向けて」諮問が行われた。同審議会は、

平成七年十一月二十一日に、八六項目の補助金を審議対象とし、市税納期前納付報奨金、敬老手当など二六項目を廃止、縮小などとし、観光物産展委託料など二七項目を改革するなどの答申を市長に提出した。

また、行財政改革の一つとして、行政の透明性、救済などを規定した行政手続条例を平成七年九月の第三回定例会に提案し、平成八年四月一日から施行した。

調布市行財政改革指針では、社会的公平性、公正性の観点並びに受益者の相応の負担の観点から使用料・手数料の見直しをすることとしている。そこで見直しに当たっては、より広く市民からの意見を求める必要があるとして、審議会を設け検討することとし、平成七年十二月の第四回定例会において「調布市使用料等審議会条例」が市長から提案され、成立した。同審議会は平成八年一月に設けられ、審議を行った。結果、二三件の手数料などの見直しについて同年十一月十五日に市長に答申した。

この答申を受けた市長は、同年十二月の第四回定例会に、手数料改正を目的とした関係条例を提案した。

平成十年六月五日には、第二次行財政改革指針を策定し、民間委託の推進や組織の簡素化などの組織改革、職責や勤務成績を反映した給与制度の推進などの人事・給与制度の刷新、使用料・手数料の見直し、サンセット方式の導入など財政運営改革、情報公開の推進などの事務改善、窓口サービスの改善などの市民サービスの充実、市民参画プログラムなどの市民参画の拡充をテーマとした。

三 行財政改革への市議会の関心

吉尾市長が推し進める行財政改革の具体化に当たっては、多くの条例

改正や新たな条例の制定が必要となる。市議会における行財政改革への関与は、代表・一般質問、予算・決算審議、条例審議を通して行われることとなる。

ここでは、行財政改革の中でとりわけ関心が高く、福祉と行財政改革という二大テーマが交錯して議論された条例、そして強制力を伴う行政権に対する住民の保護と救済を行う条例に焦点を当ててみることにする。

敬老手当条例を 前記したように、平成七年一月に設けられた「調布廃止する条例

市補助金等審議会」は、平成六年の調布市行財政改革指針に基づいて、市から市内の各団体や市民へ支出しているさまざまな補助金や助成金などを一度見直し、真に必要な事業に対して支援をすることで、有効性を確保することを目的としている。市の財政状況が好調なときには、幅広く多くの事業に支援することが可能である。しかし、社会経済状況の変化や、その事業の本来の目的が達成されたり、事業が不要になったりすることにより、助成することが不要となるものもある。また、財政状況の悪化により、より集中的に支援措置を行うために原資の配分を変更することが必要となる。

補助金等審議会では、さまざまな理由から、従来、市から支出した補助金などのうち五三項目について廃止、見直し、整理をするよう答申した。

敬老手当は、この答申を廃止するものとされており、平成七年の第四回定例会に市長提案として「調布市敬老手当条例を廃止する条例」が市議会に提案された。

敬老手当では、昭和四十五年に高齢者の福祉の増進に寄与することを

目的に「調布市敬老手当条例」として制度化したものである。手当では、まず、引き続き市内に一年以上居住している七五歳以上の高齢者に月額二〇〇〇円を支給することから始まり、現在、七〇歳以上の高齢者に月額二六〇〇円が支給されている。仮にこの敬老手当を平成八年度から十三年度まで支給した場合の総予算は、約三五億円となるとしている。なお、敬老手当の廃止は、単なる財政支出の削減ではなく、介護を必要とする高齢者や生活支援を必要とする高齢者への施策の充実に従来の敬老手当の原資を当てるものであるとしている。

この敬老手当の廃止に際しては、市内の関係六団体（民生委員協議会、シルバー人材センター、社会福祉協議会、ゆうあい福祉公社、調布市医師会、老人クラブ連合会）に事前に意向調査をし、五〇%以上の賛成を得ているとしている。しかし、この結果は、裏側から見れば、「敬老手当は必要であるという方がまだ四六%いる（福山めぐみ議員（公明）」ということになり、非常に僅差であることが指摘されている。

巷間ささやかれているところでは、高齢者の貯蓄率は高く、また、年金受給金額も高く、大学卒業して間もないサラリーマンよりも多く収入があるとの指摘もある。一方で、国民年金のみの収入で非常に低い高齢者も多く存在する。決して高齢者を同じ経済的尺度で見ることができないなかで、市内在住の高齢者に一律に敬老手当を支給することは是非も問題となろう。一方で、「生活困窮者の点をどうしていくか。この辺が一番の問題点で、やっぱり体が弱くなったり、それから高齢者というものは、どうしてもそういう点では気が弱くなるということもありますから、ましてや生活について自信がないということになると大変な痛みだろうし、そういう人たちにとっては、この三万一二〇〇円というの

は貴重なお金だろう（関口昌昭議員（自由民主党）」とする指摘のように、一律に廃止することの是非も問題ともいえよう。

市議会での審議、特に福祉環境委員会の審査での、この条例に対して主な態度は次のようなものになっている。まず、「生活困窮者の方に対しての問題が一番大きな課題だと思っただけで、これにつきましても、全力を注いでいただきたいというふうに思います。それと同時に、この新しい施策が、現場の皆様、高齢者の方もそうですし、市民の皆様が御理解いただけるような伝達の仕方、また、そういう方法というものを工夫していただけて、そして、ぜひ納得をしていただけるような形で進めていただきたい（福山めぐみ議員（公明）」とし、よりよい政策への展開を前提に賛成するもの。廃止後の福祉計画には賛成するものの、「一部の漏れてしまう人たちのことはどう考えているのか」というのが、答弁の中で感じられないというのがあり、敬老手当というのは、それを生活の一部にしている人たちもいる（岸本直子議員（日本共産党）」とする条件付反対とするもの。段階的な手当でもしないで、条例の中で一挙に廃止ということに対して反対をするもの（清水静枝議員（社会民主党）。「やむを得ず廃止をしなければならないということでは賛成だが、本当に困っている方はいろいろな手を尽くしてあげて、今までどおり、困った方には本当に手を伸べてあげながら考えてあげてほしい（白井貞治議員（自由民主党）」とするものがある。

このように、反対、賛成についてもまず生活に困っている人への対応を前提としての議論が行われており、議会としても決して弱者切捨てを許すものではないことが両者の態度からも明確に示されている。この条例は、賛成多数で原案を了承している。

調布市使用料 平成六年二月に設けられた「21行政経営推進本部」で**等審議会条例** 作成した行財政改革指針において、使用料・手数料の

見直しを行うとされた。これを受けて、住民間の負担の公平を図る観点から、市民の合意形成を求めるとしての審議会を設置し、額の適正化を図るための基準を設定すること、さらに、平成九年度に予定されている消費税の引き上げへの対応を検討することとしている。

使用料・手数料については、地方自治法の第九六条で議会の議決を得ることとされている。その前段において執行部が使用料・手数料の額を決めるのだが、その場合の手続については地方自治法では規定がない。

今回の使用料等審議会条例は、議会に提案する議案のもととなる使用料などの基準や金額などを審議する審議会を条例、すなわち、議会の議決をもって設置することに意義がある。このことにより、審議会が民主的正当性を持った機関として位置づけられることとなるからである。

この条例は、政策総務委員会に付託され審査が行われた。そこではまず、審議会の構成について「一般的に言えば、残念ながら、行政サイドの思惑を裏づけるような答申を得るための委員構成になっている場合が多い。行政サイドはその答申を得たからということで、金科玉条にして客観的で妥当性があり、合理性があり、市民にとってこれしかないみたいな形で大体展開されてきているのが今までのおおむねの中身（雨宮幸男議員（日本共産党）」とする、審議会行政への不信感が示された。また、値上げを前提としたり、今まで無料の施設を有料とするような内容も含まれているとの指摘もされた。この審議会と議会との関係で、審議会開催中に議会でも同様の審議を行うことで審議会に何らかの圧力がかかるのではないかとする疑問や審議会での審議の公開のあり方について

漁群司議員（社会民主党）もただしている。なお、議会と審議会との関係については、寶珠山琢議員（自由民主党）からは、「審議会で審議されていることと全く同じことを、同時並行して議会で論議するというのは、審議会設置の趣旨からいって、かえっておかしいことになってしまふ。混乱させるもとじゃないだろうかと思う。だから、答申が出るまで、議会の方で途中働きかけなくとも、議会としての権能は保てる」との理論整理を示した。

この条例に対する態度には、使用料などを引きあげるかそのままは審議会での議論をまっけて、その結果を適切に行政が尊重することを前提に賛成するというもの（佐々木功議員（公明））、使用料の引きあげを前提とした審議会の設置であるとするもの（雨宮幸男議員（日本共産党））、などが示された。

調布市公民館条例の一 使用料・手数料の改正は、平成六年二月に設部を改正する条例等 置した行政経営推進本部を中心に見直し作業が進められてきた。その後、平成七年十二月の第四回定例会に市長から手数料などの審議会設置条例が提出され成立している。

その後、平成八年一月に、「調布市使用料等審議会」が設置され、十一月に市長に対して答申が出された。その内容は、第一に、使用料の算定方法として原価計算を基にして使用料などを決め、それぞれの行政サービスを「日常生活に欠かせないもの」、「日常生活をより快適にするもの」、「採算をある程度考慮するもの」、「採算を考慮に入れないもの」とに分類したこと。第二に、使用料などの見直しは市民生活に影響を与える可能性があるため改訂率の上限を設けたこと。第三に、高齢者や障害者などの利用促進を図るため減額や免除の措置を設けること。第四

に、消費税は使用料などの内税とすることである。

使用料の見直しは二年あるいは四年のサイクルで定期的に行うこととした。

これらの条例案に対する市議会での議論の主なものは、まず、答申が市長に提出された後、市議会に「条例」として提出されたことが拙速であるとしている。これは、答申が市長に提出された後に市議会へ条例として提出されるまでの市執行部の対応への疑問と、市議会への十分な説明時間もないまま条例が提出されたこと、すなわち議会軽視ともとれる対応への批判にある。いまひとつは、条例の前提となる審議会の答申に、原価主義が基本として位置づけられていることにある。公共性を前提とする市の施設の使用料などに原価主義を導入することの妥当性を指摘しているものである。また、平成九年四月から消費税が5%となることも含めて、三月議会での審議とすることでも遅くはないのではないかとする意見も示されている。

これらの議論は、本会議における市長提案説明に対してだけでなく、それぞれの委員会に付託された条例の審査に際しても行われた。結果としては各委員会、本会議で原案どおり了承され、条例として制定されたが、これらの条例に賛成する討論の中でも「審議会の答申から提案まで余りにも唐突、市民の理解を得るには早急過ぎると考えるが、市民サービスをより向上するよう意見を付して、賛成の討論とする（伊藤義男議員（自由民主党））」と苦渋の選択の跡が見られる。

なお、今回引き上げの対象となった使用料などの状況を委員会審査での理事者による説明から拾うと、市民センター集会室の使用料は昭和六十年以来、八ヶ岳少年自然の家は、五十八年四月一日以来、公民館は、

五十一年四月一日以来、総合体育館は六十年十月一日以来の改正となる。これら一四件の改正条例は、賛成多数により原案を了承した。

行政改革に 平成七年第三回定例会に、「調布市行政手続条例」が市議
関する条例 会に市長から提案された。

平成二年に発足した第三次行革審は、「我が国の行政手続の内外透明性の向上、公正の確保等を図るための法制の統一的な整備」に関して審議を行い、平成三年十二月十二日に「公正・透明な行政手続法制の整備に関する答申」を行った。行政の執行などにおける公平性・透明性を確保し、さらには恣意性を排除し、適正な行政運営を確保するだけでなく国民・市民の不利益とならないことを目的としている。

なお、行政手続は、以前にも第一次、第二次の臨時行政調査会においてその必要性が指摘されてきたが、法制化までには至らなかった経緯がある。

さて、第三次行革審の答申を受けて、同法案は、平成五年十一月十二日に国会で成立し、翌、平成六年十月一日に施行された。

この法律では、法令に基づく事務執行にかかる行政手続を定めているため、同法第三条第二項において「前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る）及び行政指導並びに地方公共団体の機関に対する届出（前条第七号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る）については、次章から第五章までの規定は、適用しない」としている。そのため、同法第三八条で、地方公共団体の措置として、「地方公共団体は、第三条第二項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出の手續きについて、こ

の法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としている。

この法律では、地方自治体が行政手続に関する条例を定めることは努力規定としているが、行政の公平性・透明性等を図るうえから、その制定は地方自治体にとって必然であり、多くの地方自治体が制定を行うこととなる。

平成七年四月一日に都が行政手続条例を制定するなど、まず、都道府県から制定が行われ、それに次いで市における制定の動きが活発化した。

調布市においても、国・東京都の行政手続の動きにあわせ、この定例会に調布市としての行政手続条例案を提案したものである。

ところで、行政手続については、従来からも国においては各種の法令などに個別に示されていた。条例においても、調布市の各種条例にはその手続について定めたものもあつたが、多くは明確な規定は設けられなかった。一部の手続にしても、個別事項ごとであり、必ずしも統一されたものではなく、国民や市民にとってわかりにくいものであつた。

そのため、この条例案の制定に伴い多くの関係条例・規則の改正が行われることとなるが、一般的通則としての手続を定めたこの条例は、従来の各条例による手続がある場合は、その限りではないとしている。

さて、この条例案の審議は、政策総務委員会に付託され、九月十二日の同委員会で審査が行われた。審査での主な議論としては、「実際の適用に当たっては、条例なり法律の趣旨を職員に徹底していただくこととあわせて、市民の側から誤解を呼び起こさないような周知の方法なり、

あるいは現場における開示、公開性をこれからの取り組みの中で行っていただきたい」、「これは市民生活に非常に密接に関係してくる条例となるので、要綱等の内容とあわせて、ぜひわかりやすいPRをお願いしたい（雨宮幸男議員（日本共産党）」、との意見が出された。

また、「計画策定に当たつての市民参加の手續を盛り込むという制度も持ち込めたのではないか。今後その部分に関して市としてそういう方向はあるのか。（杉山典子議員（生活者ネットワーク）」との質問があり、「第一次臨調ではそのような議論があった。今後、国や都の動きを見ながら検討したい」との見解が示された。

政策総務委員会では、以上のような審議を経て、全員異議なく原案のとおり了承をした。その後、行政手続条例は、前述したように、九月二十日の本会議において、満場一致で可決された。

なお、同条例は翌年の四月一日から施行されたが、四月五日発行の「市報ちようふ」九六八号で紹介が行われている。

行財政改革 調布市の行財政改革は、平成六年度からの第一次行財政への指摘 指針に基づく改革、そして吉尾市長が再選を果たすうえでの選挙公約ともなっていた第二次行財政改革指針によって進められた。市議会としては、前述のような条例化した行財政改革の成果だけでなく、市長に市政方針などをただすなかで行財政改革に対する課題や問題を指摘している。

まず、行財政改革がひとり市長あるいは行政だけが自己満足的に進めるのではなく、その基本には行政の適正な運営と市民生活を中心とした視点が欠かせない。そのためには、まず、行財政改革の内容や成果などを十分市民に対して公開する必要がある。その結果、市民が行財政改革

を評価することでさらなる改革を進めることが重要である。大河巳渡子議員（元気派市民の会）からは、「今日の低成長時代では、競争激化しており、顧客の支持を得られない企業は淘汰されてしまいます。ところが行政では、社会状況の影響から赤字が増大し、税収が落ち込み、市民へのサービス低下を招き、市民の満足度が下がってもつづけません。競争がないことが、行政組織に自助努力がなされにくい要因の一つであることは否めない。住民の評価こそが改革を反映した行革を推進する強力な梃子になりうる」との指摘をした。

また、行財政改革に対する認識では、「市民サービスを後退させることなく、行政のむだを省き、必要ところは市民サービスを向上させるよう取り組むべきと考える（岸本直子議員（日本共産党）」としており、「市民の暮らしを守っていくことが市政運営の基本である」とする市長の考えと同じ認識である。

しかし、その手法においては、議論が分かれるところである。第二次行財政改革指針では、新たな手法としてサンセット方式や民間委託の導入、ISO14001の取得などが示されている。

例えば、民間委託については、「保健センター、児童館、保育所について）調布市は、民間委託の方針を打ち出しているが、これは決してお金には代えることのできない市民の財産を手放してしまふことであり、絶対に認めることはできない（川地千里議員（日本共産党）」とする指摘もされている。また、「第二次行革で打ち出されているサンセット方式や職員の定数削減、民間委託、経常経費の削減など、そのほとんどすべてが福祉や教育にかかわるものであり、逆に土木・開発は事実上の聖域であることが本予算案でも明らかになっている（井樋匡利議員（日本

共産党」とする指摘もある。この指摘に対しては、吉尾市長は、「行財政改革の根本の目標は、いかに市民生活、市民福祉の向上を図っていかにかにあり、そのために行財政の大勢や運営について整備、改革し、また、事務事業を絶えず見直して、より市民の要望にかなった市民サービスを提供していこうとするもの」であるとしている。

行財政改革は、手法であると同時に自治体の経営理念の一つでもある。そして、その結果や成果は最終的には市民生活に大きく影響するものであり、目指すべき到達点に市長、議会で大きな相違はないはずである。その意味では、議会における市長の行財政改革への指摘は、よりよい調布市政に向けた切磋琢磨のなせるものであろう。